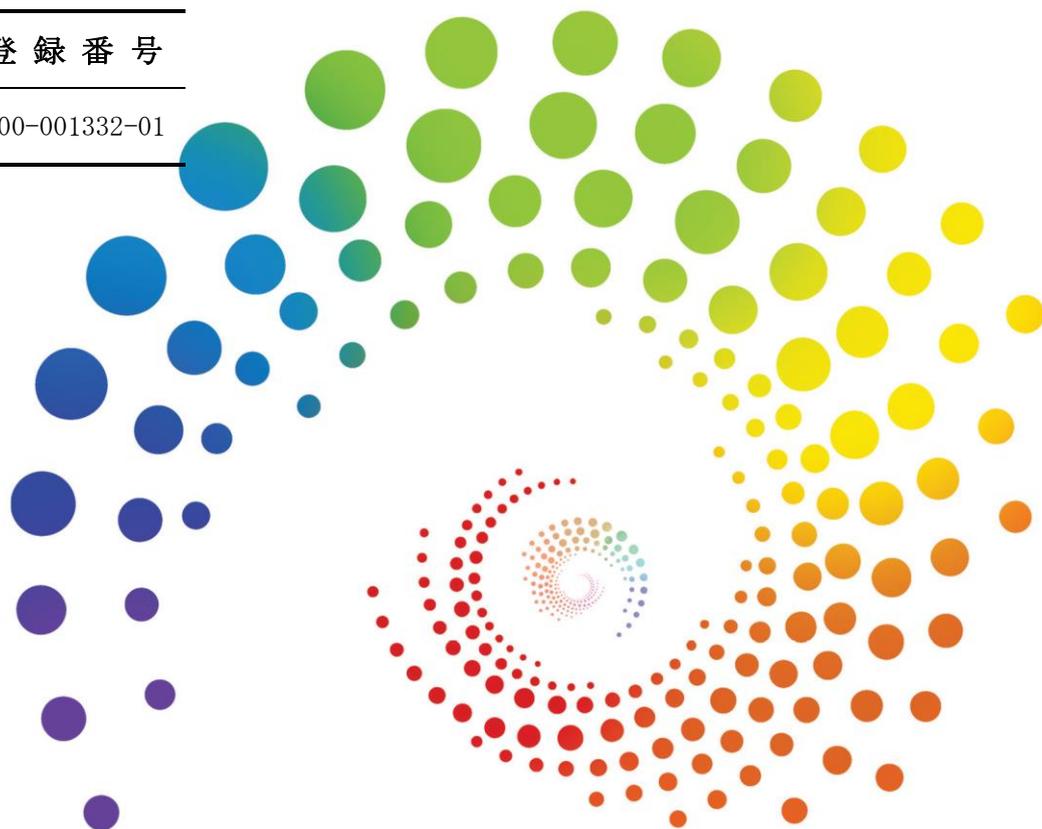

発 刊 登 録 番 号

11-1430000-001332-01



Korean Intellectual Property Office

知識財産競争力強化のための

中小・中堅企業支援施策

2014





第1部 知識財産の創出支援

第1章 知識財産創出のためのコンサルタント支援 3

1. 先端素材部品知財権(IP)-研究開発(R&D)を戦略的に支援 5
 2. 知財権中心の技術獲得を戦略的に支援 12
 3. IP Star企業の育成 17
 4. 先行技術の調査支援 22
 5. シミュレーション(3D)製作支援 25
 6. オーダーメイド型特許マップ(PM)支援 29
 7. デザインマップ支援 34
 8. R&D標準特許創出支援 38
 9. 中小・中堅企業のオーダーメイド型標準特許を戦略的に支援 41
 10. 半導体 IP 検証および商用化支援 44
 11. 職務発明報償制度のオーダーメイド型コンサルタント支援 48
- [参考] 職務発明審議委員会諮問委員の派遣支援 54

第2章 知識財産の権利化支援 57

1. デザイン特許融合支援 59
2. ブランドの新規、リニューアル開発支援 64
3. 非英語圏ブランドの開発支援 68
4. デザイン(製品および包装)開発支援 72
5. ブランド-デザイン融合支援 76
6. 国内出願費用の支援 81
7. 海外出願費用の支援 86



第2部 知識財産の保護支援

1. 国際知識財産権の紛争予防コンサルタント支援	93
[参考]企業間協議体の運営	100
2. 海外知識財産センター(IP-DESK)の運営	102
3. 海外での知財権紛争における初動対応支援	105
4. 知識財産権訴訟保険	107
5. 海外における知識財産権紛争情報の提供	110
6. 営業秘密保護センターの運営	113
6-1. 営業秘密 原本証明サービス	115
6-2. 営業秘密 管理実態診断	122
6-3. 営業秘密 標準管理システム	127
6-4. 営業秘密 法律相談	132
6-5. 営業秘密 保護教育	135
7. 産業財産権の紛争調停制度	137



第3部 知識財産の活用支援

第1章 知識財産 金融支援	141
1. 保証関係特許技術評価	143
2. 投資関係特許技術評価	148
3. 担保貸出関係特許技術評価	152
4. 事業化関係特許技術評価	156
[参考] 投資母胎組合の現況	161
第2章 知識財産の事業化および取引支援	163
1. 中小企業のIP活用を戦略的に支援	165
2. 半導体のIP輸出支援	171



3. 特許技術の取引コンサルタント支援	173
[参考 1] 知識財産取引情報センター(IP Market)	176
[参考 2] 特許分析評価システム(SMART 3)	179
[参考 3] 国有特許の活用	182
[参考 4] 優秀発明品の優先購買推薦制度	188



第4部 知識財産の教育支援

1. 中小企業の知識財産実務人力養成	195
1-1. 知識財産 最高責任者(CIPO) 朝食セミナー	195
1-2. 問題解決型教育	197
1-3. 海外紛争対応教育	199
2. 訪問型知識財産権教育(地域知識財産センター)	201
3. 中小・中堅企業のオーダーメイド型標準特許教育	203
4. 知識財産人力養成教育(国際知識財産研修院)	204
5. 知識財産 e-ラーニング課程	206
5-1. 一般人教育	206
5-2. 中小企業 IPリーダー養成教育	211
5-3. 企業への知識財産団体教育	213
6. 特許情報検索および電子出願教育	215



第5部 女性・社会的弱者・社会的企業など

第1章 女性発明支援	219
1. 女性 IP環境基盤の造成	221
2. 女性 IP指導人力の養成	223



3. 生活発明の発掘・支援	225
4. 女性 IP創出・活用支援	227
5. 世界女性発明大会およびフォーラムの開催	229
6. 大韓民国女性発明品博覧会の開催	231
7. 女性発明家への弁理支援サービス	233
第2章社会的弱者への支援(公益弁理士特許相談センター)	235
1. 公益弁理士による産業財産権関連相談	237
2. 書類作成支援	240
3. 審判審決取消し訴訟代理の支援	243
4. 侵害関連の民事訴訟費用の支援	246
第3章社会的企業への支援	255
1. 先行技術の調査支援	257
2. シミュレーション(3D)製作支援	259
3. オーダーメイド型特許マップ(PM)支援	261
4. 国内出願費用の支援	263
5. 海外出願費用の支援	265
6. ブランドの新規、リニューアル開発支援	267
7. デザイン(製品および包装)開発支援	270
第4章 知識財産の才能ナヌム(寄付)	273
1. 知識財産の才能ナヌム(寄付)	275



第6部 その他の支援制度およびイベント

第1章制度	281
1. 職務発明報償優秀企業の認証制度	283



2. 出願料・登録料など手数料減免制度	286
3. IP-R&D総合ポータル	293
4. デザインマップ (Design Map)	296
5. 特許情報の検索サービス(キプリス、KIPRIS)	299
6. 特許情報の活用サービス(キプリスプラス、KIPRIS Plus)	302
[参考 1] 中小企業支援のための手数料引き下げ	305
[参考 2] IP情報流通プラットフォーム商品・サービス登録の現況	306
7. 特許顧客相談センター(1544-8080)	307
8. 標準特許ポータルサイト	310
9. 知識財産権関連の租税支援	314
第2章 イベント	317
1. 発明の日イベント	319
2. 大韓民国知識財産大展	321
3. 大韓民国半導体設計大展	324
4. D2Bデザインフェア	327

付録

1. 特許庁および支援機関の連絡先	335
1-1. 特許庁	335
1-2. 韓国発明振興会	336
1-3. 韓国知識財産保護協会	336
1-4. その他の機関	337

2. 地域知識財産センターの現況	338
3. 海外知識財産センター(IP-DESK)の現況	340
4. 世界の特許庁インターネットアドレス	341
5. 海外の特許検索サイト	343
6. 国内知識財産権関連機関のインターネットアドレス	345

知識財産競争力強化のための中小・中堅企業支援施策
Korean Intellectual Property Office • www.kipo.go.kr

第1部



知識財産の創出支援

第1章 知識財産創出コンサルタント支援 ・3

第2章 知識財産権利化支援 ・57



1. 先端素材部品の知財権(IP)- 研究開発(R&D)を戦略的に支援	5
2. 知財権中心の技術獲得を戦略的に支援	12
3. IP Star企業の育成	17
4. 先行技術の調査支援	22
5. シミュレーション(3D)製作支援	25
6. オーダーメイド型特許マップ(PM)支援	29
7. デザインマップ支援	34
8. R&D標準特許創出支援	38
9. 中小・中堅企業のオーダーメイド型標準特許を戦略的に支援	41
10. 半導体 IP 検証および商用化支援	44
11. 職務発明報償制度のオーダーメイド型コンサルタント支援	48
[参考] 職務発明審議委員会 諮問委員の派遣支援	54

1

先端素材部品の知財権(IP)- 研究開発(R&D)を戦略的に支援

▶ 素材部品分野の中小企業に知財権と研究開発を連係した戦略を支援

⇒ 中小企業に知財権(IP) - 研究開発(R&D)の連係戦略を支援することで、
中核・コア知財権で武装した世界的レベルの IP 強小企業を育成する事業です。

支援規模

➔ 支援限度：1企業当たり最大8400万ウォン支援

区分	戦略樹立課題		戦略選択 課題	戦略特化課 題	再挑戦 課題	IP融複合 課題	
		委託課題*					
支援規模(2014年)	54個	8個	10個	20個	24個	16個	
サービス期間	5ヶ月	5ヶ月	4ヶ月	2. 5ヶ月	2. 5ヶ月	5ヶ月	
課題当たりの単価	10,000万	10,000万	8,000万	4,000万	4,000万	12,000万	
支援費用	7,000万	7,000万	5600万	2800万	3600万	8400万	
企業 負担金 割合	中企業	30% (3,000万ウォン)		30% (2400万 ウォン)	30% (1200万 ウォン)	-	30% (3600万 ウォン)
	現金	2100万	1900万	1700万	900万	-	2700万
	現物	900万	1100万	700万	300万	-	900万
	小企業	20% (2,000万ウォン)		20% (1600万 ウォン)	20% (800万 ウ オン)	10% (400万 ウォン)	20% (2400万 ウォン)
	現金	1400万	1300万	1200万	600万	300万	1800万
	現物	600万	700万	400万	200万	100万	600万

* 韓国知識財産戦略院所属の知財権戦略専門家が課題に参加しない課題

➔ 支援要件：課題当たりの戦略支援事業費のうち、一部企業負担(中企業 30%、小企業 20%、再起業企業 10%)、CEOおよび研究者などのIP教育参加、支援チームの勤務空間割り当て(必要時)

第1部 知識財産創出支援

支援対象

➔ 研究組織を保有する素材・部品および関連分野の中小企業*

ただし、IP融・複合課題は、素材・部品および関連分野を基盤とする完製品生産中小企業も支援。

* 中小企業基本法第2条第1項の規定による企業(相互出資制限企業集団または関係企業を含むなど独立性基準に該当するかどうかに関係なく単一企業規模基準として判断)

* (優待加点)他部署の支援事業に参加、IP-R&D教育履修、7大産業分野別の10大有望技術、職務発明報償優秀企業認証、IPスター企業など

支援内容

➔ 支援方式：課題遂行に適したIP-R&D戦略支援チーム(知財権戦略専門家、特許分析専門機関など)が構成され、一定期間のあいだ IP-R&D戦略樹立支援。

- 戦略樹立課題：研究開発(R&D)の際に当該技術の特許ポートフォリオ構築およびIP獲得戦略、R&D戦略の樹立。
- 戦略樹立委託課題：戦略樹立課題とプロセスは同じく進めるが、戦略院所属の専門委員を割り当てずに、協力機関*にて全的に課題を遂行。
*特許事務所、特許情報分析機関など課題遂行協力機関
- 戦略選択課題：戦略樹立課題を基準にIP-R&D 5大戦略*のうち当該企業に適した戦略ポートフォリオを構成して集中支援。
* IP獲得戦略、障壁特許無力化戦略、R&D方向提示戦略、ライセンス戦略、特許インフラ構築戦略
- 戦略特化課題：知財権ポートフォリオ構築のための中核特許対応戦略の提示または従来支援を受けた企業を対象として戦略履行現況の診断および追加分析を通じて補完戦略を提示。
- 再挑戦 IP-R&D戦略支援課題：再起業段階の企業の再起成功率向上のために再起中小企業に対する IP-R&D戦略支援

• IP融・複合課題

- デザイン- 特許課題：製品デザインの際、特許分析を平行し、特許とデザイン権を同時に確保できる戦略を提示。
- デザイン- ブランド課題：企業のオリジナルブランドイメージ構築強化のために企業の経営戦略と製品戦略を連係した統合ブランド製品戦略の樹立を支援。

➔ 支援分野：機械・自動車、化学・素材・バイオ、電気電子・情報通信および関連分野

支援手順

- ➔ 事業公告：毎年12月中(上半期課題)、5月中(下半期課題)
- ➔ 選定の手順：参加申請書受付 → 書類評価¹⁾および現場訪問²⁾ → 発表評価 → 参加企業の選定 → 協力機関(特許法律事務所、特許分析専門機関など)の選定 → 協定締結
- 1) 書類評価で支援対象要件(中小企業)に適さない場合、当該事業に移管されることがある。
- 2) 申請書の内容が不明確な支援企業に対しては現場訪問を通じて事実関係を確認
- ➔ 申請の要領：IP-R&D事業管理システム(ippro.kipsi.re.kr)にオンライン受付
- * 申請書受付の際の証拠資料は、ファイルの形で事業管理システムにアップロードし提出。

問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産政策課 042-481-5052
- ➔ 韓国知識財産戦略院企業協力チーム 02-3287-4282、4319 / ippro@kipsi.re.kr

関連サイト

- ➔ 韓国知識財産戦略院 www.kipsi.re.kr

用語説明

- * IP-R&D戦略：R&Dの効率性向上のために知識財産と研究開発の連係を通じて強力な知財権創出および研究開発の方向を設定する特許戦略

注意事項

- ➔ 参加申請書の技術分野(機械・自動車、化学・素材・バイオ、電気電子・情報通信など)が正確でなかったり課題業務の範囲が広すぎる場合には選定対象から除外されるがある。
- ➔ 1課題当たりの支援費用を企業に直接支援するのではなく、課題協力機関費用などとして使用。
- ➔ 公告期間後に受付された申請書は、受付後申請機関の要請により任意に追加または補完されることはなく、提出された書類は一切返還されない。
- ➔ 2013年から再参加企業制限規定を施行(合計5点達成時に卒業制度を施行)ただし、企業の生存に関連する企業の特殊状況* などの場合には例外。
 - * 同種業界の特許紛争予想または発生企業とわが国の世界輸出市場占有率首位品目
- ➔ 日程および内容は事情によって変わることがある。

Q & A

- Q1) 素材部品の分野ではない場合も支援可能ですか?
- A1) 素材部品分野の範囲に対しては、公告上の韓国標準産業分類番号による素材部品分野の範囲を参考にしてください。製薬分野のような場合、基礎医薬物質および生物学的製剤として素材分野に含まれることが可能です。ソフトウェア分野は、プログラム記録媒体などのハードウェアと結合してハードウェア中心に構成・作動する場合は特許の対象となりうるのでコンピューター記憶装置として部品分野に含まれることが可能です。

- Q2) 複数個の課題を申請してもすべて支援を受けることができますか?
- A2) 本事業は、上・下半期の年2回施行する事業であり、支援対象機関の選定数は四半期別に1個に制限しています。複数個の課題を申請して未選定となった課題は次期公告時に再度申請することができます。
- Q3) 戦略特化課題に対する支援対象はどうなっていますか?
- A3) 2009~2012年に先端部品素材産業IP-R&D戦略支援事業に参加した企業を対象に、既樹立された戦略に対する補完戦略を樹立したり、新規中小企業対象の新規IP創出または中核特許対応戦略を中心にIP-R&D戦略を樹立する課題です。
- Q4) IP 融複合課題とはどのようなものですか?
- A4) 既存の特許戦略中心からデザイン、ブランド戦略へと支援範囲を拡大して中小企業の水準に合ったデザイン- 特許、デザイン- ブランドの総合 IP-R&D戦略支援を通じて、中小企業の知識財産競争力強化を目標として支援するのが IP融複合課題です。参加企業の要求に合わせて IP戦略がオーダーメイド型で支援されます。
- Q5) 本事業の企業負担費用はどのくらいでしょうか?
- A5) 戦略樹立課題の場合、課題別 IP-R&D戦略支援コンサルタント費用1億ウォンの30%である3,000万ウォンを企業が負担しなければなりません。ただし、企業負担費用の70% (2100万ウォン)は現金で納付し、30% (900万ウォン)は現物で負担することになります。課題類型(戦略選択、' 戦略特化、IP融複合)による企業の負担費用は一部差があります。
- Q6) 1課題当たりの支援費用は参加機関に直接支援されるのでしょうか?
- A6) 1課題当たりの支援費用は選定企業に直接支援されるのではなく、課題協力機関の費用、環境分析、特許DB費用などに使用されます。
- Q7) 他部処の事業に参加中ですが参加可能でしょうか?
- A7) もちろん可能です。本事業は他の部処との関係を通じて政府が推進するプロジェクトで推薦された機関を支援しています。

第1部 知識財産創出支援

Q8) 企業秘密が露出する恐れがありますが、その辺はどう管理しているのですか?

A8) 保安ソリューションが導入された事業管理システムを利用して事業結果物を管理しています。本事業に参加する機関に文書保安ソリューション(DRM)を設置し、産出物はシステムを通じて各課題別の専担支援チームによって管理され、部外者は接近が制限されます。また、現在事業の全段階にわたって秘密保持および保安対策を実施しています。

● 事業保安管理体系

特許専門委員選定時	<ul style="list-style-type: none">・同一事業期間内に同一の専門委員、遂行機関による同種企業コンサルタント排除
課題協力機関選定時	<ul style="list-style-type: none">・遂行機関参加者への保安念書提出および保安教育実施・現場実査の際、遂行機関の保安関連規定およびシステム点検
契約時	<ul style="list-style-type: none">・事業遂行の中間に担当者退職などの事由発生などに対して、事業管理指針に退職者管理規定を挿入
課題遂行時	<ul style="list-style-type: none">・保安文書管理システムを通じてシステムで流通するすべての文書のユーザー接近権限の統制、暗号化など文書保安体系の強化および情報流出防止
損害発生時	<ul style="list-style-type: none">・民事上の損害賠償責任および刑事上の「不正競争防止および営業秘密保護法」による責任付与

保安文書管理システム(DRM、デジタル著作権管理)とは?

事業管理システムで流通するすべての文書に対してユーザー接近権限の統制、暗号化、文書閲覧履歴管理など文書保安体系の強化および情報流出防止のための保安システム

優秀支援事例

- (L社) 中核特許である有効化合物の分析を通じて空白領域地図を完成させて技術開発領域を確認し、新規物質設計方案を樹立して、特許の先行獲得による安定的事業推進はもちろんのこと独歩的な事業領域を確保、強力な中長期ロードマップおよび知財権ポートフォリオを構築(2009年、2011年、2012年に参加)
- (V社) 企業が抱えている技術的問題を解決して完成度を25%進捗させた製品で量産工程を確立し、当該分野で初めて蒋英実賞を受賞(2011年、2012年に参加)

- (D社) 多数の戦略的新規IP創出および物質分析DBを基に紛争の危険の低い新規物質のR&D方向を樹立して市場先行獲得に有利な位置を占め、その結果、約10億ウォン程度の技術料を節減する効果を得て、2016年に250億ウォン規模の売上げ予想(2011年、2012年に参加)
- (C社) 外国企業との特許交渉課程において本事業によって樹立した中核特許の無効化戦略および非侵害対応戦略を効果的に活用して特許ライセンス交渉時に相手方の中核特許の価値を低減させることで最低3億ウォン以上のライセンス費用を削減して、向後、関連製品の国内外販売増進および特許リスクのない経営を具現(2012年に参加)
- (S社) 本事業によって導出された新規 IP創出(10個)および7個の追加関連特許を通じて2013年3月に国策金融機関から20億の特許権ファンド投資の誘致および2013年に電子IT特許経営大賞(韓国電子情報通信産業振興会主管)にて電子新聞賞(銀賞)を受賞
- (J社) 本事業を通じて特許(5件)、デザイン(3件)および商標出願(1件)および既出願特許権利の補強による海外出願で、海外市場侵入のための強力な IPポートフォリオを構築完了。縮小模型の製作および実験による最適設計案の導出でモンゴル政府と輸出のためのMOUを締結
- (B社) ライバル会社の先行特許に対抗するR&Dの方向を提示して海外市場進出を準備、アメリカ市場とヨーロッパ市場に新たに進出して売上げ急増(2009年32億 → 2011年82億)、年200億の生産能力を上回る注文で253億投資規模の新工場を増設推進(年500億生産規模)(2011年、2012年に参加)
- (S社) 最短期間内(5ヶ月)に子供用カーシート新製品開発を完了し、特許で保護されなかった企業技術であるCAPS(Constant Air Protection System)をデザインと融合して結合・フォルダー構造で読み解き、特許創出およびデザイン確保によって新製品を保護することができる強力なポートフォリオを構築(2012年に参加)
- (U社) 世界初のデュエルサーマルネットワークカメラのデザイン開発、デザイン権3件を確保および放熱断熱特許 1件創出、企業のイメージメイキングのためのデザインガイドライン提示によってファミリールックを完成(2010年、2011年、2012年に参加)

2

知財権中心の技術獲得を戦略的に支援

- ▶ 中堅企業を対象とした有望技術に対する知財権ポートフォリオ構築
戦略樹立を支援

⇒ 中堅企業に最強の特許ポートフォリオと、そのような特許を確保する最適の戦略を提示することでグローバル ヒドゥン・チャンピオン の育成を通じた国家技術競争力を強化する事業です。

支援規模

- ➔ 支援限度：1企業当たり最大6,000万ウォン支援

区分		戦略樹立課題	戦略特化課題	IP融・複合課題
支援 規模(2014年)		30個 課題	8個 課題	4個 課題
サービス期間		5ヶ月	2. 5ヶ月	5ヶ月
課題当たりの単価		12,000万	4,000万	12,000万
企業 負担金の 割合	[中堅企業]	50% (6,000万ウォン)	50% (2,000万ウォン)	50% (6,000万ウォン)
	現金	3600万	1200万	3600万
	現物	2400万	800万	2400万

- ➔ 支援要件：課題当たりの戦略支援事業費のうち、50%企業負担*、CEOおよび研究者などのIP教育参加、支援チームの勤務空間割り当て(必要時)

* 企業負担分のうち、60% 現金負担、40% 現物負担

支援対象

- ➔ 中堅企業および大企業

ただし、大企業は戦略支援事業費の100%を自前で負担する場合に事業支援。

* 中堅企業：産業発展法第10条の2第1項の規定による企業(ただし、相互出資制限企業集団または関係会社を含む場合、単一企業の規模が事業参加直前の3年平均売上が1兆ウォン未満の企業)

- * (優待加点) 他部処支援事業への参加、IP-R&D教育履修、7大産業分野別の10大有望技術、職務発明報償優秀企業認証、IPスター企業など
- * 大企業：相互出資制限企業集団に含まれ、単一企業の規模が事業参加直前3年間の売上高平均基準が1兆ウォン以上の企業。

支援内容

- ➔ 支援方式：課題遂行に適したIP-R&D戦略支援チーム(知財権戦略専門家、特許分析専門機関など)が構成され、一定期間のあいだIP-R&D戦略樹立を支援。
 - 戦略樹立課題：研究開発(R&D)時に当該技術の特許ポートフォリオ構築およびIP獲得戦略、R&D戦略の樹立
 - 戦略特化課題：知財権ポートフォリオ構築のための中核特許対応戦略の提示またはすでに支援を受けている企業を対象に戦略履行現況の診断および追加分析を通じて補完戦略を提示。
 - IP融複合課題
 - デザイン- 特許課題：製品デザイン時の特許分析を並行し、特許とデザイン権を同時に確保できる戦略を提示。
 - デザイン- ブランド課題：企業の独自のブランドイメージ構築強化のために企業の経営戦略と製品戦略を連係させた統合ブランド製品戦略の樹立支援。
- ➔ 支援分野：機械・自動車、化学・素材・バイオ、電気電子・情報通信の低炭素グリーン成長実現のための新成長エンジン技術分野

支援手順

- ➔ 事業公告：毎年12月中(上半期課題)、5月中(下半期課題)
 - ➔ 選定の手順：参加申請書受付 → 書類評価¹⁾および現場訪問²⁾ → 発表評価³⁾ → 参加企業選定 → 協力機関(特許法律事務所、特許分析専門機関など)選定 → 協定締結
- 1) 書類評価で支援対象要件(中堅企業、大企業)に適合しない場合、当該事業に移管されることがある。

第1部 知識財産創出支援

2) 申請書の内容が不明確な支援企業に対しては現場訪問を通じて事実関係を確認。

3) 技術分野別選定評価委員会にて発表実施

➔ 申請の要領： IP-R&D事業管理システム (ipro.kipsi.re.kr)にメンバー加入後オンライン受付

* 申請書受付時の証拠資料はファイルの形で事業管理システムにアップロードして提出

問い合わせ

➔ 特許庁産業財産政策課 042-481-5052

➔ 韓国知識財産戦略院企業協力チーム 02-3287-4226、4254 / ipro@kipsi.re.kr

関連サイト

➔ 韓国知識財産戦略院 www.kipsi.re.kr

注意事項

- 参加申請書の技術分野(機械・自動車、化学・素材・バイオ、電気電子・情報通信など)が正確でなかったり、課題業務の範囲が広範過ぎたりする場合には、選定対象から除外されることがある。
- 1課題当たりの支援費用を企業に直接支援するのではなく、課題協力機関の費用などとして使用。
- 公告期間以後に受付された申請書は、受付後申請機関の要請によって任意に追加または補完されることはなく、提出された書類は一切返還されない。
- 2013年から再参加企業制限規定を施行(合計5点達成時に卒業制度を施行)
ただし、企業の生存に関連する企業の特殊状況* などの場合には例外。
* 同種業界の特許紛争予想または発生企業とわが国の世界輸出市場占有率首位品目
- 日程および内容は事情によって変わることがある。

Q & A

Q1) 大企業も支援が可能ですか?

A1) 大企業も支援可能です。ただし、大企業は戦略支援事業費(1. 2億ウォン)を100%自前で負担すれば選定評価を通じて支援可能です。

Q2) 複数個の課題を申請してもすべて支援が受けられますか? (1. 先端素材部品産業IP-R&D戦略支援のQ&Aを参照)

Q3) 戦略特化課題に対する支援対象はどうなっていますか?

A3) 2009~2012年に知財権中心の技術獲得戦略支援事業に参加した企業を対象としてすでに樹立された戦略に対する補完戦略を樹立したり、新規中堅企業または大企業対象の新規IP創出または中核特許対応戦略を中心としたIP-R&D戦略を樹立する課題です。

Q4) IP融複合課題とはどんなものですか? (1. 先端素材部品産業IP-R&D戦略支援のQ&Aを参照)

Q5) 本事業の企業負担費用はどのくらいですか?

A5) 戦略樹立課題および融複合課題の場合、課題別戦略支援事業費1. 2億ウォンの50%である6,000万ウォンを企業で負担しなければなりません。

ただし、企業負担費用の60%(3600万ウォン)は現金で納付し、40%(2400万ウォン)は現物で負担することになります。

戦略特化課題は戦略支援事業費(4,000万ウォン)に比べ企業負担金の割合は50%と同一であり、当該企業負担費用の60%(1200万ウォン)は現金で、40%(800万ウォン)は現物で負担します。

Q6) 1課題当たりの支援費用は参加機関に直接支援されるのですか? (1. 先端素材部品産業IP-R&D戦略支援のQ&Aを参照)

Q7) 他部処の事業に参加中ですが参加可能ですか? (1. 先端素材部品産業IP-R&D戦略支援のQ&Aを参照)

Q8) 企業秘密が露出する恐れがあるのですが、そういった部分はどのように管理しているのですか?

(1. 先端素材部品産業IP-R&D戦略支援のQ&Aを参照)

優秀支援事例

- (K社) 特許創出(24件)および有望R&D課題(35件)導出により海外の先進競争会社に準じる強力な特許ポートフォリオを樹立、それにより海外市場進出における進入障壁解消で約300億円規模の売上げ発生予想(2012年に参加)
- (S社) 自動車部品製造メーカーとして、海外競争会社の特許対応戦略として特許紛争の事前予防および向上された製品設計案導出で技術導入の位置から技術提供の立場へと変容および大企業に納品予定(2011年、2012年に参加)
- (H社) 2015年に41億ドル市場を形成すると展望されるTSV(シリコン貫通電極)技術市場進入のための有望技術発掘および技術先行獲得のための2012年~2016年の5個年R&Dロードマップと5個のRFP(Request for Proposal、提案要請書)を導出して、24個の優秀発明創出で特許ポートフォリオの基盤を構築(2012年に参加)

3

IP Star企業の育成

- ▶ 知識財産競争力の高い地域の代表IP強小企業の育成

⇒ 地域の有望中小企業を発掘して3年間の知識財産経営集中支援を通じて地域の代表的な IP強小企業として育成する事業です。

支援規模

- ➔ 支援金額：年間7,000万ウォン以内、3年間で2,000万ウォンまで(企業分担金：10%)

支援対象

- ➔ 地域所在の中小企業*

* 中小企業基本法 第2条第1項の規定による企業

※ 優待事項：産業通商資源部のグローバル専門企業育成事業(推進機関：KIAT)、中小企業庁のグローバルハイウェイプログラム(推進機関：中小企業振興公団)参加企業

・ 支援対象から除外される場合

- 管外に事業場を移転または廃業した企業

※ 管外に所在地を移転した場合、当該地域知識財産センターを通じて連係支援可能

- 選定後に脱退申請をしたり、申請書類に虚偽が確認された場合

※スター企業選定後、申請書類に虚偽が確認された場合、支援金額全額還収措置および今後支援 事業に参加不可

支援内容

- ➔ 支援分野

- ・ 企業診断結果により先行技術調査、オーダーメイド型特許マップ(PM)、ブランドおよびデザイン開発、権利化支援など知識財産権に対する総合支援を3年間実施

第1部 知識財産創出支援

➔ 選定基準

- 研究能力、知識財産能力、企業能力、グローバル能力を基準に中小企業IP経営診断(Spectrum)による一定点数以上の企業を選定

➔ 支援基準

- 選定企業に対する支援期間は3年を基本とするが、毎年、地域別の企業評価を通じて継続支援の可否を決定

支援手順

➔ 申請期間：2014. 1. 2. ~ 1. 24.

➔ 申請の手順



* 中小企業 IP 経営診断：添付ファイル提出が完了すると IP - Spectrum (IP 経営診断評価システム)を通じて申請企業の経営診断を自己診断形式で進行し、自己診断結果を提出すると申請企業事業申請が最終的に完了。

➔ 申請方法：地域知識財産センターのホームページ(www.ripc.org)を通じてオンライン受付。

➔ 提出書類：事業推進計画書、企業現況の詳細作成資料、信用情報提供および照会同意書、企業分担金納付同意書、事業説明会参加申請書(選択事項)、事業者登録証、法人登記簿謄本、会社紹介書、最近3年間の財務諸表、出願番号通知書、特許・実用新案・デザイン・商標登録原簿 各1部

問い合わせ

➔ 特許庁 地域産業財産課 042-481-8622

- ➔ 韓国発明振興会 地域知識財産チーム 02-3459-2821
- ➔ 地域知識財産センター www.ripc.org

関連サイト

- ➔ 韓国発明振興会 www.kipa.org
- ➔ 地域知識財産センター www.ripc.org

優秀支援事例

- W社（主な生産品：植物幹細胞 化粧品および食品）

〈 製品イメージ 〉



（主な技術）世界ではじめて開発した植物幹細胞をベースにした自己増殖および分化の可能性を持つ未分化細胞で、変異しない細胞の成長と多彩な植物有用物質を生産する企業。

（主な成果）特許庁の先行技術調査、特許・商標出願、海外特許出願、シミュレーション製作、特許マップ、非英語圏ブランド開発などを受け、技術競争力と IP権利を確保すると同時に多角的な販路を開拓して前年比売上げは143.4%増加予想(2012年 41億5,000万ウォン → 2013年 101億ウォン)

（その他の成果）2013年4月にAグループと多年間5,000億ウォン規模の原料供給協定を締結して5月に 第11回 全北優秀中小企業人賞優秀新製品開発部門を受賞し、11月には中小企業 IP経営人大会大賞を受賞

第1部 知識財産創出支援

(今後の計画) 他に並ぶ者のない植物幹細胞分離・培養技術を中核として化粧品および健康食品事業と同時に新薬開発事業である生命事業を重点事業として進出予定

(支援内容)

- 2011年：特許マップ、海外IP権利化コンサルタント、事業化パッケージ戦略特許創出、海外特許出願、非英語圏ブランド支援
 - 2012年：海外特許出願支援
 - 2013年：先行技術調査、海外特許出願、海外商標出願、シミュレーション製作、民間IP-R&D戦略特化支援
- W社 (主な生産品：競技用リカーブボウ)

〈 製品のイメージ 〉



(主な技術) W社はオリンピックのアーチェリー用の弓(リカーブタイプ)市場においてアメリカのH社と世界市場を両分しており、オリンピックおよび世界選手権大会に出戦する選手らの50%以上が使用する世界一流製品を製作している企業

(主な成果)特許庁の先行技術調査、オーダーメイド型PMコンサルタント支援などを受け、主なライバル会社であるH社の保有する特許情報分析を通じて追加知財権確保戦略および紛争予防戦略をまとめ、それによって安定的な市場確保が可能となり前年比124%の売上げ成長を遂げられるものと予想 (2012年 160億8500万ウォン → 2013年 200億ウォン)

(その他の成果)先進技術力を基に2012年にスポーツ産業部門大統領賞受賞をはじめ、2013年「世界一流商品」およびアーチェリー部門“新技術企業”に選定、世界最多のアーチェリー関連特許を保有。

(今後の計画) 既存の特許技術を適用したコンパウンドタイプ(狩り用)の弓(市場規模が非常に大きい)製品をリリースして海外市場に進出し、それによって年間30億~40億の追加売上げ増大が可能と予想される。

(支援内容)

- 2013年：先行技術調査、オーダーメイド型特許マップ支援
- ・ C社（主な生産品：出入統制端末機）

〈 製品のイメージ 〉



(主な技術) ホームネットワーク、超高速通信、移動通信、交通情報通信、企業ネットワークソリューション技術を蓄積した最高の技術力と、選択と集中による持続的なR&D投資でIT技術と生態バイオ認識技術が融合したスマートな革新製品を製造している企業。

(主な成果)特許庁の先行技術調査、特許・商標・デザイン出願、シミュレーション製作、包装デザインの開発、新市場開拓支援などを受け、技術競争力を確保すると同時に多角的な販路を開拓して前年比売上げが14.5%増加(2011年 138億4800万ウォン →2012年 158億6200万ウォン →180億8200万ウォン(予想)) カッコ追加

(その他の成果) 新商品として開発した出入統制端末機を2013年中小企業技術革新大展に出品して「大統領賞」を受賞し、特許庁の2013年度職務発明制度優秀企業に選定、イノビズ協会の2013年度就職したい企業に選定。

(今後の計画) 海外商標を基盤として当該出願国であるアメリカ、ブラジルに市場進入を推進する計画にある。現在、製品販売のための海外認証(CE、FCCなど)の手順を進めており2014年度から海外輸出が行われると予想。

(支援内容)

- 2011年：国内商標出願、特許マップ、シミュレーション製作支援
- 2012年：先行技術調査、国内特許出願、新市場開拓支援
- 2013年：先行技術調査、国内デザイン出願、海外特許出願、海外商標出願、シミュレーション製作、特許マップ、包装デザイン開発支援

4

先行技術の調査支援

- ▶ 中小企業および個人発明家の先行技術存在の可否および類似技術情報の調査・分析

⇒ 中小企業および個人発明家の研究開発技術に対して先行技術存在の可否および類似技術情報を調査・分析して技術の重複研究および重複投資を防止するための事業です。

支援規模

- ➔ 支援金額：1件当たり40万ウォン(企業分担金なし)
- ➔ 支援件数：企業または個人当たり3件以内

支援対象

- ➔ 地域所在の中小企業および社会的企業(予備社会的企業を含む)
 - * 中小企業は中小企業基本法第2条、社会的企業は社会的企業育成法第2条による。
- ➔ 個人発明家(特許庁など関連機関主管大会の受賞者に限る)
 - 支援対象から除外される場合
 - 同一の技術に対して他機関(自治体)から支援を受けている場合
 - 支援企業の企業に属する職員の職務発明と確認された場合
 - ※ 重複支援を受けた事実が確認された場合、支援金額全額の還收措置および今後3年間支援事業に参加不可。

支援内容

- ➔ アイデア具体化のための先行技術調査

- ➔ 特許(実用新案)出願前の先行技術調査(類似特許の検索および分析)
- ➔ 特許紛争対応のための先行技術調査

*調査範囲 / 期間 : 韓国、日本、アメリカ、EPO、PCTなど / 10日以内

支援手順

- ➔ 申請期間 : 2014. 1. 27. ~ 予算がなくなるまで
- ➔ 申請の手順



- ➔ 受付方法 : 地域知識財産センターのホームページ(www.ripc.org)を通じてオンライン受付
- ➔ 提出書類 : (個人) 住民登録謄本、申請技術の概要書
(企業) 事業者登録証(法人企業の場合、法人登記簿謄本)、申請技術の概要書

問い合わせ

- ➔ 特許庁 地域産業財産課 042-481-8660
- ➔ 韓国発明振興会 地域知識財産チーム 02-3459-2821
- ➔ 地域知識財産センター 代表番号 1661-1900

関連サイト

- ➔ 韓国発明振興会 www.kipa.org
- ➔ 地域知識財産センター www.ripc.org

用語説明

- 先行技術調査：事前的な意味で、先に公知(公開)された技術があるかの可否をオンライン、オフライン刊行物などすべての文献に対して検索すること。
単純な特許登録可否のみならず従前の技術の回避と活用による技術開発方向のために技術開発前に必須で行われている。

優秀支援事例

- G社（主な生産品：殺菌水製造装置）
 - 先行技術調査を通じて競争力ある権利を確保
 - 特許出願準備中だったG社に3件の研究開発技術の先行技術調査を通じて特許分析と回避の方案などの意見を提示して特許登録の可能性を高め、国内特許出願費用の支援事業と連係して出願支援。

5

シミュレーション(3D)製作支援

- ▶ 文書化された特許技術を3次元シミュレーションで提供

⇒ 文書化された特許技術を3次元(3D)シミュレーションで製作して提供することで特許技術に対してより容易に理解し接近できるよう事業化を支援する事業です。

支援規模

- ➔ 支援金額：1件当たり500万ウォン以内(企業分担金 5~30%)
 - * 企業分担金：(中企業) 30%、(小企業、IPスター企業) 10%、(社会的企業) 5%
 - * 小企業と中企業の区分は中小企業基本法第8条による
- ➔ 支援件数：1企業当たり1件

支援対象

- ➔ 地域所在の中小企業および社会的企業(予備社会的企業を含む)
 - 最近3年間、知識財産権出願3件以上または登録1件以上を保有する企業
 - * 中小企業は中小企業基本法第2条、社会的企業は社会的企業育成法第2条による。
- ➔ IP Star企業を参照
 - 支援対象から除外される場合
 - 同一の技術に対して他機関(自治体)から支援を受けている場合
 - ※ 重複支援を受けた事実が確認される場合、支援金額全額の還收措置および今後3年間支援事業に参加不可。

第1部 知識財産創出支援

支援内容

➔ 支援分野

- ・登録された特許技術の構成内容を3次元シミュレーションに加工支援

➔ 支援基準

- ・申請日現在、権利が存続している特許・実用新案・デザイン

支援手順

➔ 申請期間：2014. 1. 27. ~ 2. 21

➔ 申請の手順



➔ 受付方法：地域知識財産センターのホームページ(www.ripc.org)を通じてオンライン受付

➔ 提出書類：事業者登録証(法人企業の場合、法人登記簿謄本)、申請技術の概要書

問い合わせ

➔ 特許庁 地域産業財産課 042-481-8660

➔ 韓国発明振興会 地域知識財産チーム 02-3459-2821

➔ 地域知識財産センター 代表番号 1661-1900

関連サイト

- 韓国発明振興会 www.kipa.org
- 地域知識財産センター www.ripc.org

優秀支援事例

- ・ P社（主な生産品：汚水ます、PE水道管）
 - シミュレーション製作による事業化支援
 - ・ 2012年に特許登録された技術に事業化(マーケティング)を支援するために特許技術シミュレーション動画製作を支援した結果、各種博覧会および展示会のみならずバイヤー(Buyers)に特許技術製品の技術的特長を積極的に広報するのに活用し製品販売率が増加。
 - ・ 特に2012年度 調達庁優秀製品選定審査時の発表資料として活用されることで調達庁優秀製品選定に寄与。
- ・ F社（主な生産品：ラプチャーディスク製作）
 - F社は化学プラントおよび圧力設備 / 保存タンク運用中の異常発生から設備を保護する Rupture Disc(破裂板)を製作生産する唯一の企業で、独自の研究インフラ構築および多数の特許権を確保して、毎年、高い売上率の向上を見せている優良中小企業。
 - 現在、国産化を完了して生産中の Rupture Discに関連して、ライバル会社および先進企業の主な技術に関連する中核技術を把握するための特許動向分析を進めることで、海外輸出および展示・広報の際に特許紛争の懸念がないことを確認し、2013年末から海外輸出開始および各種展示会に参加する予定。
 - 保有する中核技術の国内外広報が積極的に必要であり、特許技術シミュレーション製作支援を通じて関連技術の積極的な広報基盤を整え、知識財産経営コンサルタントを通じて未活用技術の事業化方向および活用戦略を整備。

第1部 知識財産創出支援

〈 製品のイメージ- Rupture Disc (KSRC) 〉



- R社（主な生産品：教育用ロボットの製造および関連部品）
- R社は教育用ロボットの製造および関連部品を生産する会社で、教育用ロボットを通じて小中高の学生を対象とした科学活動用教具を製造している。現在、R社で生産している教育用ロボットの製品群は多彩で、それにとまなう関連 部品もまた共に生産。
- 3Dシミュレーションを通じてロボティクスの中核技術および構成要素、ロボットの駆動などを映像で具現することでロボットの理解および機械構造に対する理解を消費者にかわりやすく接近させることを可能とし、自社ブランドの動作などを映像で具現して消費者の接近性を強化させるきっかけとなった。
- また、最近研究開発しているCycloidal減速機の技術に対して国内外のライバル会社およびコア技術を検討することで、今後、研究開発が行われうる環境を造成し、それによる追加権利化に努力。このような資料を基として、今後、研究開発が行われる予定で、知識財産権の重要性を認識して IP基盤経営体系に転換できる契機を整えた。

〈 製品のイメージ 〉



6

オーダーメイド型特許マップ (PM) 支援

- ▶ 特許技術に対するオーダーメイド型調査分析

⇒ 特許技術に対するオーダーメイド型調査分析を通じて研究技術開発の方向を提示し、特許活用戦略を樹立する事業です。

支援規模

- ➔ 支援金額：1件当たり1,200万ウォン以内(企業分担金 5~30%)
 - *企業分担金：(中企業) 30%、(小企業、IPスター企業) 10%、(社会的企業) 5%
 - * 小企業と中企業の区分は、中小企業基本法第8条による
- ➔ 支援件数：1企業当たり1件

支援対象

- ➔ 地域所在の中小企業および社会的企業(予備社会的企業を含む)
 - ・ 最近3年間の知識財産権出願が3件以上または登録1件以上を保有する企業
 - * 中小企業は中小企業基本法第2条、社会的企業は社会的企業育成法第2条による。
- ➔ IP Star企業を参照
 - ・ 支援対象から除外される場合
 - 同一の技術に対して他機関(自治体を含む)から支援を受けている場合
 - ※ 重複支援を受けている事実が確認された場合、支援金額全額の還收措置および今後の支援事業に参加不可。

第1部 知識財産創出支援

支援内容

➔ 支援分野

- ・ 特許技術に対するオーダーメイド型調査分析によって研究開発方向の提示および特許活用戦略樹立などの資料提供

➔ 支援基準

- ・ 特許調査分析が必要な技術に限る

支援手順

➔ 申請期間：2014. 1. 27. ~ 2. 21

➔ 申請の手順



➔ 受付方法：地域知識財産センターのホームページ(www.ripic.org)を通じてオンライン受付

➔ 提出書類：事業者登録証(法人企業の場合、法人登記簿謄本)、申請技術の概要書

問い合わせ

➔ 特許庁 地域産業財産課 042-481-8660

➔ 韓国発明振興会 地域知識財産チーム 02-3459-2821

➔ 地域知識財産センター 代表番号 1661-1900

関連サイト

- 韓国発明振興会 www.kipa.org
- 地域知識財産センター www.ripc.org

優秀支援事例

- D社（主な生産品：動物疾病治療用飼料）
 - 新製品開発R&D戦略の導出、製品広報のためのコンサルタント遂行。
 - . D社はこれまで開発してきた技術を基にしてワンランクアップするための新事業領域を開拓するなか、国内外市場で競争優位を確保できる「呼吸器系統の疾病治療用として使用可能な代替飼料」に対する差別化された技術開発が必要となった。
 - . 「新たな動物疾病治療用代替飼料の技術開発」戦略樹立のために、国内外における技術開発の動向分析およびコンサルタントを通じて新製品開発R&D戦略を導出。
 - . 導出された技術開発戦略を自社の次期新製品に積極的に活用し、2013年度製品実施のために研究開発中である。

- Q社（主な生産品：看病用スマートビデ）
 - Q社は看病用スマートビデのみを専門的に製造/販売する会社で、2007年設立後、約5年間の研究開発を通じて自動排便処理機をリリース。
 - 国内および海外での事業化にともなう紛争危険可能性を判断するために特許を分析した結果、主なライバル会社として導出された6個社が保有している特許のうち侵害可能性の高い特許は1件と把握され、上記侵害を構成する1件の特許に対する対応方案として無効化戦略を樹立。
 - また、現製品の拡張適用の可能性を検討した結果、イス型(車イスなどに適用)、ベッド型およびその他の患者補助システムに適用可能と把握され、このうち特に、ベッド型に最も適しているが残りの製品も一部機能を融合させた事業化が可能と判断。追加として殺菌装置、排便補助装置、付加機能の追加など便宜増大のための研究開発が必要であると把握した。

第1部 知識財産創出支援

- 最近では、ドイツの デュッセルドルフ国際医療機器、医療機器部品展示会に参加し、日本の投資会社ジャフコアアジアから20億ウォンの投資誘致をするなど活動領域を拡大している。

〈 製品のイメージ - 看病用スマートビデ 〉



- M社（主な生産品：コラーゲン）
- M社は陸上家畜コラーゲンよりも技術性・事業性に優れたマリンコラーゲン抽出中核技術を保有する企業で、水産副産物のゼロ・エミッション化のために原料である水産副産物のマリンコラーゲン抽出および製品適用に対する技術動向分析をはじめ、コラーゲン抽出課程での別途の工程副産物の再活用に対する事業性および市場性の分析までコンサルタントを提供。
- その結果、従来の事業領域から付加価値の高い医療素材活用分野と工程副産物の資源化のためにアミノ酸肥料製造技術に対する事業可能性を検討。その過程で既に出願された特許明細書の検討など強力な特許創出を支援。
- また、支援事業が終了した後、2013年12月ごろ韓国産業団地公団の生態産業団地構築支援事業に選定され事業場を全南テクノパークに移転することになり、事業費支援を通じて水産副産物のゼロ・エミッション事業推進のための基盤を確保することになった成果は特許マップ（PM）事業を適時に活用した成果である。

〈製品のイメージ〉



7

デザインマップ支援

- ▶ デザイン開発に必要な市場動向など情報提供

⇒ デザイン開発に必要な市場動向、先行デザインの検索など、オーダーメイド型情報の提供でデザインR&Dの方向を提示します。

支援規模

- ➔ 支援金額：1件当たり1,500万ウォン以内(企業分担金 5~30%)
 - * 企業分担金：(中企業) 30%、(小企業、IPスター企業) 10%、(社会的企業) 5%
 - * 小企業と中企業の区分は中小企業基本法第8条による。
- ➔ 支援件数：1企業当たり1件

支援対象

- ➔ 地域所在の中小企業および社会的企業(予備社会的企業を含む)
 - ・ 最近3年間の知識財産権出願が3件以上または登録1件以上を保有する企業
 - * 中小企業は中小企業基本法第2条、社会的企業は社会的企業育成法第2条による。
- ➔ IP Star企業を参照
 - ・ 支援対象から除外される場合
 - 同一の技術に対して他機関(自治体を含む)から支援を受けている場合
 - ※ 重複支援を受けている事実が確認された場合、支援金額全額の還收措置および今後3年間支援事業に参加不可。

支援内容

- ➔ デザイン開発に必要な市場動向、先行デザイン検索などオーダーメイド型情報の提供でデザインR&Dの方向を提示。

- ➔ 産業別デザイン動向、トレンドなどに対するオーダーメイド型調査と分析
- ➔ デザイン研究開発方向の提示および戦略樹立など資料提供

支援手順

- ➔ 申請期間：2014. 1. 27. ~ 2. 21
- ➔ 受付の手順



- ➔ 申請方法：地域知識財産センターのホームページ(www.ripc.org)を通じてオンライン受付

問い合わせ

- ➔ 特許庁 地域産業財産課 042-481-5888
- ➔ 韓国発明振興会 地域知識財産チーム 02-3459-2821
- ➔ 地域知識財産センター 代表番号 1661-1900

関連サイト

- ➔ 韓国発明振興会 www.kipa.org
- ➔ 地域知識財産センター www.ripc.org

優秀支援事例

- ・ D社（主な生産品：LED照明、交通信号装置）
 - 自然を盛り込んだデザイン戦略を樹立。
 - ・ D社のIPデザイン分析結果、LED照明関連分野で使用される製品の使用環境、制約事項などを踏まえたデザイン開発が重要。
 - ・ 特許技術デザインマップによって市場分析と自然文化環境分析、IPデザイン分析、公知デザイン分析を実施し、市場戦略およびモチーフ設定、IP保護戦略を導出、濟州島の自然環境を反映して製品に特徴的なアイデンティティーを与えるデザイン戦略を樹立。
 - ・ 新たに樹立されたデザイン戦略を基にしたデザイン先行調査結果、製品のデザイン、量産性などを考慮して周辺環境と調和をなしうる単純な形態、全階層の接近が容易で使用しやすく安全なデザインを開発。
 - ・ また、デザイン開発のみならず製作に必要な石材サンプルを調査して実質的に原資材および施設設備を濟州まで支援できる企業を探し出しボラード製作に大きく寄与。

- ・ H社（主な生産品：スマートマルチメディアリモコン）
 - H社が保有するリモコン自体にメインプロセスをリンクさせTVに接続するセットアップボックスなしにリモコン機器のみで無線ミラーリング技術(ミラキャスト)を活用してスマートTV機能およびスマートフォンの画面をTVに無線で伝送できる端末機器の特許を適用したスマートマルチメディアリモコンデザイン開発が重要な状況にあった。
 - 支援結果、多彩なリモコンのデザイン経験を基に正確に企業が望むリモコンの方向を提示し、小型の製品や多彩な状況が考慮されねばならないことから企業の販売処による多角的な検討が行われ、クルーズで安全に使用でき、十分な充電のために最終的に皿のような受け台のあるデザインに決定。

- デザイン人力を別途に持たない企業で、新たな製品に対してデザイナーの視点ではなく専門的なスマートマルチメディア端末機デザインの開発が行われた点に対して満足。また、事業の結果物であるデザインMock-upを通じてバイヤーに対するマーケティング高価が実際に現れ、現在、実際の製品化段階に入っていて、日本のバイヤーと関連製品の仕様を調律している状況。2014年の第2四半期に供給する計画でマーケティングが進んでおり、戦略商品に対して大きな効果を期待している。

〈 製品のイメージ 〉



8

R&D標準特許創出支援

- ▶ R&D段階から標準特許創出戦略樹立を支援

⇒ R&D段階から国際標準化論議が活発な技術分野を中心に標準動向と特許を分析して標準特許創出戦略樹立を支援する事業です。

支援規模

➔ (課題別事業費) 新規課題(9個) 8,000万ウォン、継続課題(6個) 4,000万ウォン

- * 課題別事業費のうち被援助機関の負担割合：中小・中堅企業、大学および研究所30%、大企業 60%。

支援対象

➔ 国際標準獲得を目的とする政府および民間のR&D課題

- (新規支援) 政府(未来創造科学部、産業通商資源部、国土交通部、海洋水産部など)および民間のR&D課題
 - * 支援課題選定時に主管・参加機関が中小・中堅企業の場合は優先支援
- (継続支援) 過年度に支援された課題のうち標準化継続中のR&D課題

支援内容

➔ 支援分野

- 標準・特許・論文分析による標準特許創出の全過程(研究開発、国際標準開発、標準化活動)に渡って標準特許確保を戦略的に支援
- R&Dの段階および国際標準開発の段階による差別的な特許戦略の提示

➔ 支援期間

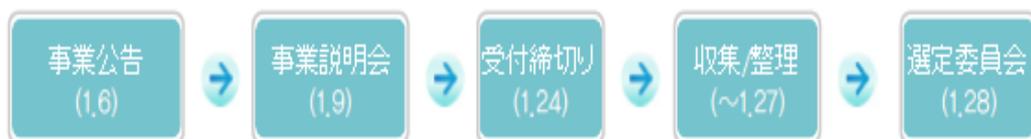
- 新規支援：標準特許創出の全過程を支援(9ヶ月)
- 継続支援：国際標準化対応を中心として支援(4ヶ月)

支援手順

➔ 選定方法

- (1段階) 支援対象課題の募集公告および受付
 - 支援対象課題の募集公告後、事業説明会を開催
 - 支援課題申請書に課題別標準化および出願計画を含める。
 - ※ 従来の推進機関プール(Pool)のアップデートおよび新規推進機関プール同時募集(標準特許専門弁理士養成教育の履修経歴を認定)
- (2段階) 選定委員会を通じた支援対象課題の選定
 - 選定委員別支援課題評価表を基準に評価
 - 選定結果を基に最終支援対象課題を確定
 - 支援対象課題確定後、課題別推進機関の選定を実施

➔ 選定の手順



※ 上記日程は状況によって変わることがある。

➔ 申請の要領

- 受付期間：標準特許センターホームページ(www.epcenter.or.kr)を参照
- 提出書類：標準特許創出支援課題申請書および添付書類
- 提出方法：電子メール受付(epcenter@kipi.or.kr)

※ ハングルファイル(HWP)および職印が含まれた原本をスキャンしたファイル(PDF)とともに提出

第1部 知識財産創出支援

問い合わせ

- ➔ 特許庁標準特許半導体チーム 042-481-5429
- ➔ 標準特許センター 02-6915-6357、6377

関連サイト

- ➔ 標準特許センター www.epcenter.or.kr

9

中小・中堅企業のオーダーメイド型標準特許を戦略的に支援

- ▶ 中小・中堅企業のオーダーメイド型標準特許を戦略的に支援

⇒ 主な標準技術に対する製品具現に集中する中小・中堅企業が標準関連特許を創出できるようオーダーメイド型標準特許戦略を支援する事業です。

支援規模

- ➔ (課題別事業費) 新規課題(5個) 1億ウォン
 - * 課題別事業費のうち参加機関の負担割合 : 30% (ただし、企業規模により現物マッチング(0~20%)を適用して企業の負担を緩和)

支援対象

- ➔ 主な標準技術の製品化を推進する中小・中堅企業(2014年に5個標準技術分野支援)
 - 選定された中小・中堅企業の標準特許能力によってオーダーメイド型戦略支援
 - 技術分野別協会/フォーラム会員会社対象の標準特許情報および対応戦略を提供

支援内容

- ➔ 支援分野
 - (標準特許分析) 選定技術分野の標準化情報および関連標準特許分析情報の支援、応用特許開発および対応戦略の樹立
 - (創出戦略の樹立) 主な企業の標準および特許戦略に対する詳細分析、国内および主な輸出対象国の特許件の場合、クレームチャート分析などを通じて中小・中堅企業に適切な創出戦略の樹立を支援
- ➔ 支援期間 : 9ヶ月

第1部 知識財産創出支援

支援手順

➔ 選定方法

- (1段階) 事業公告および受付
 - 事業公告後、説明会開催(個別広報 並行)
 - 支援課題申請書に課題別標準化および出願計画を含める
- (2段階) 選定委員会を通じて支援対象課題を選定
 - 選定委員別支援課題評価表を基準に評価
 - 評価結果を基に支援対象課題を確定した後、推進機関の選定を実施

➔ 申請の手順



※ 上記日程は状況によって変わることがある。

➔ 申請の要領

- 受付期間：標準特許センターホームページ(www.epcenter.or.kr)を参照
- 提出書類：中小・中堅企業 標準特許戦略支援申請書および添付書類
- 提出方法：電子メール受付(epcenter@kipi.or.kr)

※ ハングルファイル(HWP)および職印が含まれた原本をスキャンしたファイル(PDF)とともに提出

問い合わせ

➔ 特許庁 標準特許半導体チーム 042-481-5429

➔ 標準特許センター 02-6915-6235

関連サイト

➔ 標準特許センター www.epcenter.or.kr

優秀支援事例

- (E社)参加機関の既出願特許と標準文書の比較分析を通じて標準特許を発掘(3件)、特許プールに搭載することで年間特許当たり8.5万ドル水準の収益予想
- (J社) 本事業を通じて創出された標準特許3件に対する特許権移転協定の締結で技術料確保(1件当たり1000万ウォン + ランニングロイヤリティー)
- (E社) 2011年から支援している光インターネット技術関連のR&D課題と情報通信機器のユーザーインターフェース関連 R&D課題にて提案した国際標準案2個が標準採択され、関連特許14件を標準特許として宣言

10

半導体IP検証および商用化支援

▶ 半導体IP検証および商用化支援

⇒ 国内の半導体IP産業の活性化およびシステム半導体産業の育成のために国内企業/大学/研究所を対象に半導体IPの検証および商用化 (IP Verification & Packing Program) を支援する事業です。

支援規模

➔ 支援金額：支援Trackおよび使用工程によって変動(最大 1億6,000万ウォン)

支援対象

➔ 対象機関：半導体のIPを開発中若しくは開発完了した企業および機関(国内IP専門企業、Fab lessなど)

➔ 支援制限

- ・半導体IPではないと判断された場合、支援対象から除外
- ・使用するファウンドリーの制限はない

➔ 優待事項：「国家戦略 IP Portfolio」に則り、国内企業の需要が多く市場規模が大きい半導体IPは申請時に加算点を付与(最大 10点)

支援内容

➔ Track 1(商用化検証支援)

- ・独自開発されたIPの動作確認による商用化検証を行う場合
- ・Foundry検証費用、Test、PKG 費用の一部を支援

➔ Track 2(信頼性 賦課検証支援)

- 性能検証が完了したIPのOptimizeのために 賦課検証をする場合
- Design Tuning*、Foundry 検証費用(MPW)、Test、PKG 費用の一部を支援
 - * Design Tuning : IPの特性および性能最適化のためのCustomized Optimization 作業
(例示 : Minor Tuning、Layoutの変更、Simulation Testなど)

➔ Track 3(信頼性Test支援)

- 商用化および信頼性賦課検証が完了したIPの信頼性Test(Qual. Test)を支援

➔ Track 4(Packing支援)

- IP販売のための関連技術文書*のDocumentation支援および技術的必須/オプション項目(Deliverable)コンサルタント支援

* 技術文書 : Data Sheet、User Guide、Integration Guide、Test Report など

➔ Track 別支援項目

支援サービス	Track 1	Track 2	Track 3	Track 4
Design Tuning	-	0	支援者が申請前に遂行	-
Fab process	0	0	支援者が申請前に遂行	支援者が申請前に遂行
PKG/Test	0	0	支援者が申請前に遂行	支援者が申請前に遂行
Qual. Test	-	-	0	-
Packing	-	-	-	0

支援手順

➔ 検証支援の手順

*公告 → 申請/受付 → 審議(発表評価) → 選定完了 → 協定締結 → 検証進行 → 結果報告書提出 → DB登録/修正 → 最終結果 発表評価 → 事業費精算

➔ 選定基準 : IP 技術性、市場性(競争力)、開発能力を基準として評価委員会にて評価

第1部 知識財産創出支援

➔ 推進日程

次数	公告日	申請期間	発表評価	備考
第1次	2月7日(金)	2月7日~2月27日	3月 4日	
第2次	4月3日(木)	4月3日~4月23日	4月30日	
第3次	6月3日(火)	6月3日~6月23日	6月30日	
第4次	8月1日(金)	8月1日~8月22日	8月29日	

※公告日程(申請期間)は今後変更の可能性もあり、予算消尽時まで支援

※ 発表評価日程は支援申請企業に限って今後通報予定

➔ 支援期間 : 選定日から2014. 12. 31まで

➔ 提出書類

区分		Track 1	Track 2	Track 3	Track 4	備考
検証 支援	検証支援申請書*	●	●	●	●	原本およびファイル
	関連見積書(写し)	●	●	●		Fab, PKG, Testのうち当該事項
	SoC/単位のIP情報*		●			ファイル/SoC 遂行課題に限る
	参加人力計画*		●			原本およびファイル
	QRS結果*		●	●	●	ファイル(申請後提出)
	事業者登録証(写し)	●	●	●	●	

* 表は標準様式で作成

➔ 申請方法

- KIPEXホームページ(www.kipex.or.kr)を通して様式ダウンロード後に提出
- 申請書受付 : 郵便(原本)およびEmail(作成内容)受付
 - 住所 : 京畿道城南市盆唐区板橋駅路182(三坪洞)11F韓国半導体産業協会IP流通センター

問い合わせ

- ➔ 特許庁 標準特許半導体チーム 042-481-8499
- ➔ 半導体IP流通センター 02-570-5273

関連サイト

- ➔ 半導体IP流通センター www.kipex.or.kr

11

職務発明報償制度のオーダーメイド型コンサルタント支援

- ▶ 中小・ベンチャー企業のための職務発明報償制度のオーダーメイド型コンサルタント支援

⇒ 職務発明報償制度を導入しようとする中小企業などに専門家を派遣して企業の現況に適した職務発明報償規定整備および運営方を案内します。

支援規模

- ⇒ コンサルタント専門家派遣費用(実費)

支援対象

- ⇒ 職務発明報償制度を導入しようとする企業または導入したものの運営に困難のある中小企業

※ 優先選定基準

- 職務発明報償制度導入の意志が固い企業
- 職務発明に関連する障害解消が急がれる企業

支援内容

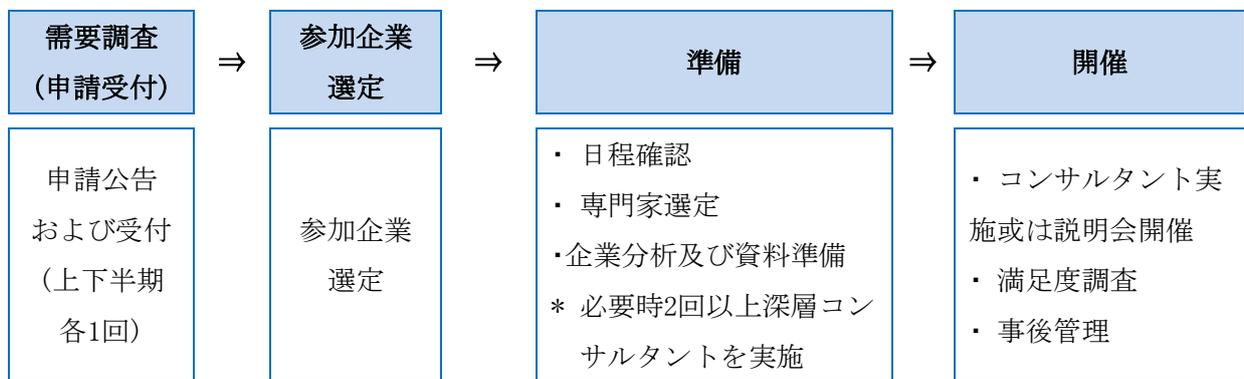
企業オーダーメイド型コンサルタント支援	
目的	職務発明制度規定の整備および運営の障害問題に対する解決案の提示
講師	弁理士、教授など職務発明コンサルタントの専門家
日時・場所	企業と専門家が協議して決定
支援範囲	<ul style="list-style-type: none">・ 職務発明報償規定の制定・ 社内職務発明審議委員会の構成および運営・ 職務発明報償金の決定・ 職務発明報償制度の活性化戦略・ 職務発明報償制度運営時の障害問題解決案・ 職務発明報償制度紛争の対応案など

注意事項

- 申請受付は状況によっては早期締め切りの可能性があり、申請企業が多い場合、優先選定基準にしたがって参加企業を選定。
- 遂行された職務発明コンサルタントのうち、一部企業の相談内訳が模範事例として発掘され、相談内容が職務発明活性化のための資料として活用されることがある。

支援手順

➔ 申請および処理の手順



➔ 申請書類

- コンサルタント申請書
- * 職務発明ホームページ(employeeinvention.net)からダウンロード

➔ 申請受付

- 職務発明ホームページ(employeeinvention.net)を通じて申請

問い合わせ

➔ 特許庁 産業財産振興課 042-481-8626、8180

➔ 韓国発明振興会 02-3459-2845

関連サイト

➔ 韓国発明振興会 職務発明制度 employeeinvention.net

用語説明

• 職務発明とは？

従業員(発明者)が職務の過程で発明した技術が企業(使用者)の業務範囲に属し、その発明をなさせた行為が従業員の職務に属する発明(発明振興法第10条)

• 職務発明報償制度とは？

従業員の職務発明に対する権利を企業が承継(特許権などの承継あるいは専用実施権の設定)し、従業員に正当な報償を行う制度(発明振興法第15条第1項)

Q & A

Q1) コンサルタント支援申請の際、企業の負担金はありますか？

A1) 本事業は特許庁の職務発明活性化事業により政府の支援で遂行される事業であり、専門家への手当ておよび講義教材料など全額無料で進行されます。企業負担金は全くありません。

Q2) コンサルタント支援回数に制限はありますか？

A2) より多くの企業が支援を受けられるようにするために1企業当たり1回支援が原則ですが、企業の状況上必要な場合には深層コンサルタントなどを通じて追加的な支援を受けることができます。

Q3) 職務発明報償制度はなぜ重要なんですか？

A3) 職務発明に対する報償は従業員に技術の開発意欲を高め、企業はそれによって技術蓄積と利潤創出が可能となるため、結果的に企業成長の原動力となるためです。

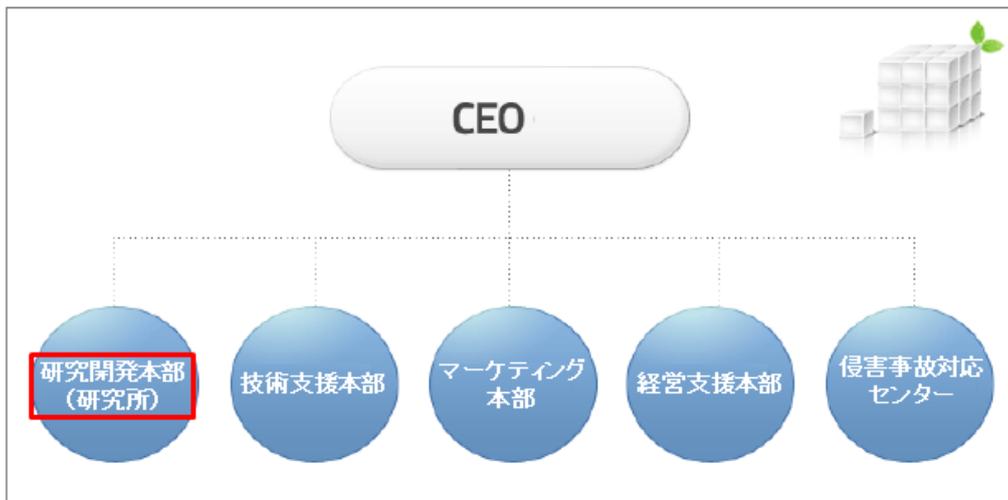
優秀支援事例

➔ (株) ウィンズテクネット

- 特許専担部署設立と運営

(株)ウィンズテクネットは2008年から研究開発本部内に知財権専担人力を指定し、

社内知財権に対する全般的な管理を進め、現在、合計3名の専門家で構成、また、研究者らの創意的な思考と発明が良好な知財権として発揮されるよう漸進的に、社内IP生成、管理プロセスを再整備しており、専門人力の補充および外部人力(特許法人)の協力を通じて社内特許教育およびコンサルタントから特許技術の発掘、特許登録までの全般的な業務を総括運営。



• 知識財産権の現況および運営効果

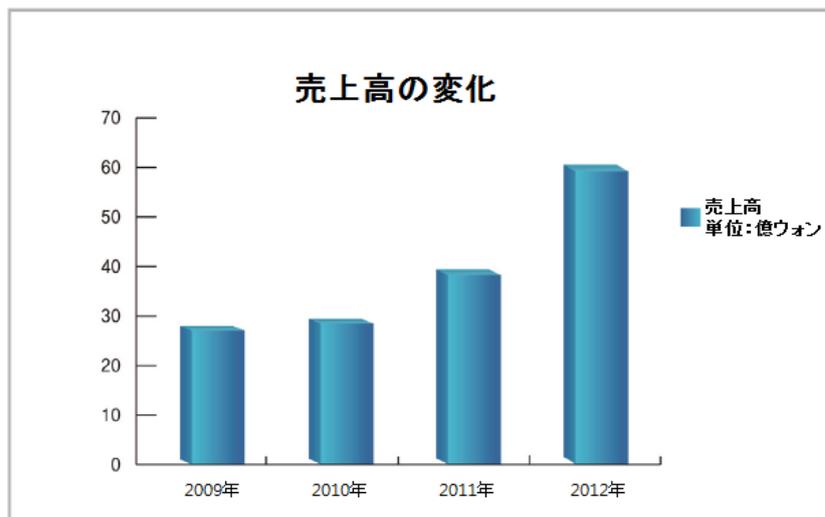
(株) ウィンズテクネットは2008年以降、職務発明制度が施行された時点から知財権の出願/登録数が目に見えて増加し、海外市場進出に関連して、2010年以降からは主な知財権に対する海外出願/登録を進めたことで、国内のみならず海外の売上げにも大きく寄与。

• 知財権出願/登録の現況

	特許		実用新案		デザイン	
	出願	登録	出願	登録	出願	登録
2008年以前	14	13	2	2	-	-
2009年	2	1	-	-	-	-
2010年	5	2	-	-	-	-
2011年	6	4	-	-	-	-
2012年	10	6	-	-	-	-
2013年	13	5	-	-	2	-

第1部 知識財産創出支援

(株)ウィングズテックネットは、職務発明制度をさらに実利的に運営するために持続的に役職員からフィードバックを受けており、外部コンサルタントを通じてより効果的な職務発明制度を運営、それにより、従来の製品に対する技術力の向上および品質強化と新製品開発にも多くの影響を与え持続的な売上げ成長を成し遂げた。



- 特許教育の実績

(株)ウィングズテックネットは、知財権生産および管理のために四半期別特許教育を進めた。2011年からは役職員の発明意識を鼓吹させるため外部の専門家(担当特許法人および機関)を招聘して、先行技術調査、特許出願方法などのようなセミナーを進行。また、知財権専担人材に対する専門性向上のために、特許関連事業および専門教育/セミナーに参加しており、それを基に良質の知財権生産に努力を傾けている。

- 職務発明制度の報償実績および事例

(株)ウィングズテックネットは、社内職務発明制度である知的財産管理規定にしたがい知財権関連報償金を支給。知財権の出願/登録に対する褒賞は、知財権の種類および国内/海外によって差等支給しており、知財権発生後には早期に報償が受けられるよう措置を取っている。

• 職務発明報償金

(単位：ウォン)

国内 知財権報償金の基準			
	特許	実用新案	デザイン
出願 報償金	300,000,	150,000	100,000
登録 報償金	1,000,000	500,000,	250,000
海外知財権報償金の基準			
	特許	実用新案	デザイン
出願 報償金	300,000	150,000	100,000
登録 報償金	1,000,000	500,000	250,000

のみならず、知財権の出願/登録時に職務発明による実績と認められ当該役職員は人事考課で加点が与えられる利点も提供。



参考

職務発明審議委員会諮問委員の派遣支援

▶ 中小企業のための職務発明審議委員会諮問委員の派遣支援

⇒ 中小企業から職務発明審議委員会諮問委員派遣申請があった場合、要請人の適格などを審査し、諮問委員を選定・派遣して職務発明関連争点に対する諮問を支援します。

支援規模

➔ コンサルタント専門家派遣費用(実費)

支援対象

- ➔ 「中小企業基本法」第2条の中小企業であって特許庁長に「職務発明審議委員会諮問委員派遣要請書」を提出した企業。
- * 中小企業の使用者が要請書を提出する場合、当該会社の職務発明審議委員会委員長および発明振興法第18条第1項による異議を提起した従業員と諮問委員派遣要請に対する合意がなければならぬ。

支援内容

- ➔ 諮問委員は、当該中小企業の職務発明審議委員会に出席して関連争点事項に対して諮問し、使用者委員、従業員委員、従業員の主張を検討して諮問した結果を当事者に提出。
- * 従業員は使用者と職務発明に対する権利、報償などに関連して異見がある場合、職務発明審議委員会の構成を要求することができ、その場合、関連分野の専門家を諮問委員として含めなければならない。

派遣された諮問委員の諮問範囲（発明振興法第18条 関連）

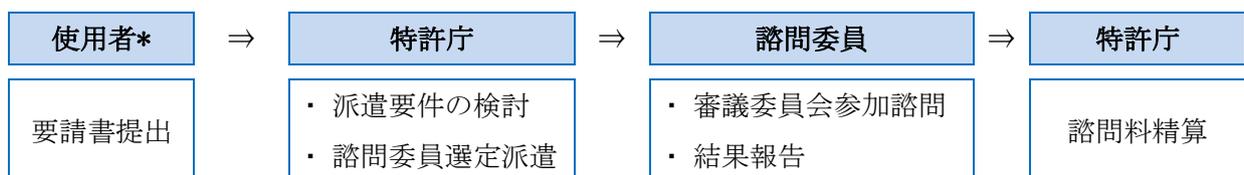
1. 職務発明であるかの可否に関して使用者などと異見がある場合。
2. 使用者などが発明振興法第10条第3項を違反して従業員などの意志と異なり職務発明以外の発明に対する権利の承継または専用実施権の設定を主張する場合。
3. 使用者などが発明振興法第13条第1項を違反して従業員などの意志と異なり職務発明に対する権利の承継または専用実施権の設定を主張する場合。
4. 使用者などが発明振興法第10条第1項但書または第13条第3項を違反して通常実施権を主張する場合。
5. 使用者などが提示した報償規定に異見がある場合。
6. 使用者などとの協議または同意の手順に異見がある場合。
7. 使用者などが発明振興法第15条第4項によって通知した報償額など、報償の具体的事項に異見がある場合。
8. 使用者などが発明振興法第15条第2項から第4項までの規定によって従業員などに報償しない場合。
9. その他、職務発明に対する権利および報償などに関して使用者などと従業員などの間に異見がある場合。

注意事項

- 遂行された職務発明コンサルタントのうち、一部企業の相談内訳が模範事例として発掘され、相談内容が職務発明活性化のための資料として活用されることがある。

支援手順

➡ 申請および処理の手順



* 「中小企業基本法」 第2条による中小企業に限る。

第1部 知識財産創出支援

➔ 申請書類

- 職務発明審議委員会 諮問委員 派遣要請書
 - * 職務発明ホームページ(employeeinvention.net)からダウンロード

➔ 申請受付

- 職務発明ホームページ(employeeinvention.net)を通じて申請

問い合わせ

➔ 特許庁 産業財産振興課 042-481-8626、8180

➔ 韓国発明振興会 02-3459-2845

関連サイト

➔ 韓国発明振興会 職務発明制度 employeeinvention.net

Q & A

Q1) 諮問委員派遣要請の際、企業の負担金はありますか?

A1) 本事業は政府の支援で遂行される事業であるため諮問委員派遣にともなう全費用は政府が負担し、企業の負担金は全くありません。

Q2) 諮問委員の派遣回数に制限はありますか?

A2) 諮問委員の派遣回数には制限がありません。ただし、諮問委員派遣にともなう費用を政府が支援するため、予算上の制約による限界はありえます。

Q3) 諮問委員の参加で企業の秘密事項が漏洩することはありませんか?

A3) 諮問委員は、発明振興法第19条にしたがって秘密保持義務を有しており、それを違反した場合、同法第58条による罰則(3年以下の懲役または3000万ウォン以下の罰金)および第60条による過料処罰を受けることになります。



1. デザイン特許融合支援	59
2. ブランドの新規、リニューアル開発支援	64
3. 非英語圏ブランドの開発支援	68
4. デザイン(製品および包装)開発支援	72
5. ブランド- デザイン融合支援	76
6. 国内出願費用の支援	81
7. 海外出願費用の支援	86

1

デザイン特許融合支援

▶ R&D概念の技術中心デザインの開発

⇒ 従来の外観をメインとするデザイン開発から脱皮して、R&D概念の技術中心デザインを開発し、特許・デザインの権利化を支援する事業です。

支援規模

- ➔ 支援金額：1件当たり5,000万ウォン以内(企業分担金10%)
- ➔ 支援件数：1企業当たり1件

支援対象

- ➔ IP Star企業を参照
 - ・ 支援対象から除外される場合
 - 同一のデザインに対して他機関(自治体を含む)から支援を受けている場合。
- * 重複支援を受けている事実が確認された場合、支援金額全額の還收措置および今後3年間支援事業に参加不可。

支援内容

- ➔ 支援分野
 - ・ 特許マップ(先行技術調査)、デザインマップ技術分析および開発方向の提示、デザイン(機具設計、プログラムなどを含む)開発、特許およびデザイン権利化を支援
- ➔ 支援条件
 - ・ 特許技術を融合できるデザイン(機械/電気部品、完製品、インターフェースデザインなどデザイン権の出願が可能な品目)

第1部 知識財産創出支援

支援手順

➔ 申請期間：2014. 1. 27. ~ 2. 21

➔ 受付の手順



➔ 申請方法：地域知識財産センターのホームページ(www.ripc.org)を通じてオンライン受付

問い合わせ

➔ 特許庁 地域産業財産課 042-481-5888

➔ 韓国発明振興会 地域知識財産チーム 02-3459-2821

➔ 地域知識財産センター 代表番号 1661-1900

関連サイト

➔ 韓国発明振興会 www.kipa.org

➔ 地域知識財産センター www.ripc.org

優秀支援事例

・ S 社（主な生産品：特操車）

- 支援内容：心抜発破工法を活用した特操車のデザイン開発および権利化

- 支援企業の要求事項：心抜発破工法を活用した特操車(穿孔機)のデザイン、穿孔手段の位置情報を知ることができるセンシング技術に対する特許戦略

〈デザイン開発支援〉



- 支援の結果
 - [知財権] 支援権利(特許1件、デザイン1件)が審査中であり、追加的に企業から関連2件がさらに出願されて進行中(2013年現在、追加出願または準備中で持続的な特許技術創出予定)
 - [雇用] 支援企業のR&D専担人力追加採用(2012年基準)
 - [MOU] 大企業(韓火)とのパートナーシップ締結による進行(2012年以後も持続)
 - [売上げ] 心抜発破工法を活用した特操車市場は、年間500~600億ウォンと予想され、日本/スイスなどを対象として輸出可能と予想
 - [量産] 駆動に関連したテストが進行中で、早ければ2013年12月または2014年上半期中に量産が可能
- L社(主な生産品：インプラントおよび施術器具)
- L社が登録を保持している国内特許16件および出願3件のうちで現在推進中の事業方向と最も一致する中核特許3件すべてPCT出願されているが、戦略的接近がなく、国内出願の内容をそのままPCT出願した状況で、メジャー企業との競争が予想されているにもかかわらず出願および登録技術に対する周辺発明ないし改良発明または障壁特許が全無という状況。

第1部 知識財産創出支援

- これに対して、中核特許の中核構成要素の導出および請求範囲の解釈による障壁特許および周辺発明ないし改良発明の方向を提示する必要性が急がれ、中核特許 1件に対する行政処理および先行技術調査によるポイント構成を導出し、それを基にした全請求項に対する侵害訴訟および無効審判のシミュレーションを進めて、copy製品の法的侵害が判断できるガイドラインを提案、訴訟シミュレーションで明らかになった争点事案(ポイント構成)を補完するための開発方向および出願戦略コンサルタントを提示。
- 明確な権利範囲の解釈および訴訟シミュレーションのための先行技術調査2件を支援すると同時に担当コンサルタントの独自進行を推進し、障壁特許および周辺発明(改良発明)の権利化のための国内特許2件、デザイン5件、ブランド4件の出願費用支援および海外特許3件、デザイン1件、ブランド2件の出願費用を支援。
- また、競争力強化のためのデザイン/特許融合支援事業による製品包装デザイン開発1件およびブランド/デザイン融合支援事業によるブランド開発1件を進行。
- 権利範囲の解釈と明確な請求項の理解および中核構成を応用した技術がコア技術の障壁特許としての機能を遂行できることに満足し、何よりも保有した特許の問題を補完できる機会を持つことができたことに大きく満足、また、製品包装デザインおよびブランド開発による企業の認知度を上昇させることができるアイテムを確保したことに満足。

〈デザイン開発支援〉

従来のデザイン	開発したデザイン
	 

- F社(主な生産品：サービスロボットの製作)
- F社は人間とロボットの相互作用が可能なHRI (Human- Robot Interaction)感性サービス中核技術を通じて補給型サービスロボットプラットフォームを開発、ヒューロ (Furo) シリーズを通じて国内および海外のサービス

ロボット市場を先導している企業で、外食企業、展示館などの場所での案内警備ロボット、患者と訪問客を訪ねるサービスを提供するロボットなどを保有。

- デザイン開発支援後、全職員が新たに創られたデザインに対して大変に満足してデザイン開発会社に対する信頼ができたことを確認することができ、センターのコンサルタントがいる事業方式にも満足を表示。新たに創られたサービスロボットは、2014年アメリカCES(国際電子製品展示会)で初公開され、それによって海外のバイヤーたちから未来先導型企业として認知度上昇の効果を得ることができた。

〈 製品のイメージ 〉



2

ブランドの新規、リニューアル開発支援

- ▶ 新規ブランド開発または既存のブランドのリニューアル

⇒ 地域の中小企業のブランド新規またはリニューアル開発および権利化支援を通じて企業のブランド競争力を強化させる事業です。

支援規模

- ➔ 支援金額: 新規(2,500万ウォン以内)、リニューアル(2,000万ウォン以内)(企業分担金5~30%)
 - * 企業分担金 : (中企業)30%、(小企業、IPスター企業)10%、(社会的企業)5%
 - * 小企業と中企業の区分は中小企業基本法第8条による。
- ➔ 支援件数 : 1企業当たり1件

支援対象

- ➔ 地域所在の中小企業および社会的企業(予備社会的企業を含む)
 - ・ 最近3年間の知識財産権出願が3件以上または登録1件以上を保有する企業
 - * 中小企業は中小企業基本法第2条、社会的企業は社会的企業育成法第2条による。
- ➔ IP Star企業を参照
 - ・ 支援対象から除外される場合
 - 同一のブランドに対して他機関(自治体を含む)から支援を受けている場合
 - * 重複支援を受けている事実が確認された場合、支援金額全額の還收措置および今後3年間支援事業に参加不可。

支援内容

- ➔ 市場および消費者分析、ブランド戦略樹立、ブランドの新規またはリニューアル開発および国内 権利化支援

支援手順

- ➔ 申請期間：地域知識財産センターのホームページ(www.ripic.org) 参照
- ➔ 受付の手順



- ➔ 申請方法：地域知識財産センターのホームページ(www.ripic.org)を通じてオンライン受付

問い合わせ

- ➔ 特許庁 地域産業財産課 042-481-5888
- ➔ 韓国発明振興会 地域知識財産チーム 02-3459-2821
- ➔ 地域知識財産センター 代表番号 1661-1900

関連サイト

- ➔ 韓国発明振興会 www.kipa.org
- ➔ 地域知識財産センター www.ripic.org

優秀支援事例

- D社（主な生産品：織物）

〈 ブランド開発支援 〉



– 支援結果

- ブランドの新規開発によるOEM輸出企業の限界克服
 - 新規ブランド「RED GRAM」開発以降、2013年に世界最大のインテリア織物専門展示会であるドイツのハイムテキスタイル展示会に参加して多くのバイヤーから好評を得、先進国に直に輸出する成果をあげた。今後も多くの物量がOEMではない独自ブランド「RED GRAM」として輸出されることが期待される。これによりD社は、OEMブランドとしての限界を克服し、ヨーロッパやアメリカなど先進国企業のデザインとブランド障壁を越える足がかりを構築。また、D社は、製品と技術力において海外のライバル会社より優位を占めていたが、ブランドの弱さから発生する価格決定力の劣勢も克服した。
- P社（主な生産品：ソーセージ、製パン）
- P社の事業分野は、ソーセージ、製パン、フランチャイズカフェで、このうち、ソーセージの製造には2日がかかり、中に入れられる副添加物は1年がかかるほどスローフード製造方式で製造して消費者に最高のソーセージを提供。
 - P社のブランドであるフリーデンハイムは、消費者認知度が低いということは認知しているが体系的にどのような問題点があり、どのような形で示せば消費者の認知度を高められるかに対する

アイデアが不足、それをコンサルタントを通じて製品力がよいという長所を最大限に発揮し、他のライバル会社と競争優位に立てる基盤を整えた。

- その結果、販売先から統一したアイデンティティを有し、消費者からの認知度を高めると評価され満足度が上がり、2013年に 코리아デザインアワードに出品して入賞するなど、今後の広報マーケティングに積極的に活用。
- また、P社は従来のプレミアム級に似つかわしくないブランドロゴとデザインから脱皮してイメージ上昇を成し遂げ、デパート、大型スーパー市場に進入、売上げ分野で 2012年(8.9億ウォン) →2013年(10.5億ウォン)18%増加、雇用人数 38名→42名、11%増加という成果を得た。

〈 ブランド開発支援 〉

開発前のブランド	リニューアルされたブランド
	

3

非英語圏ブランドの開発支援

▶ 非英語圏ブランド開発および権利化支援

⇒ 非英語圏国家(中国、アラブ、南米、ロシア、日本圏など)に進出もしくは進出予定の中小企業が現地に適したブランド開発および権利化支援を通じて輸出促進を図る事業です。

支援規模

- ➔ 支援金額：1件当たり4,000万ウォン以内(企業分担金 10%)
- ➔ 支援件数：1企業当たり1件

支援対象

- ➔ IP Star企業を参照
 - ・ 支援対象から除外される場合
 - 進出(予定)国での商標紛争または紛争の可能性が高いブランド

支援内容

- ➔ 市場および消費者分析、ブランド戦略樹立、現地ブランド開発および海外権利化支援

支援手順

- ➔ 申請期間：2014. 1. 2. ~ 1. 24.
 - * IP Star企業のみ申請可能なため、IP Star企業定期受付期間中に申請

➔ 受付の手順



➔ 申請方法：地域知識財産センターのホームページ(www.ripic.org)を通じてオンライン受付

問い合わせ

- ➔ 特許庁 地域産業財産課 042-481-5888
- ➔ 韓国発明振興会 地域知識財産チーム 02-3459-2821
- ➔ 地域知識財産センター 代表番号 1661-1900

関連サイト

- ➔ 韓国発明振興会 www.kipa.org
- ➔ 地域知識財産センター www.ripic.org

優秀支援事例

・ 0社

〈 ブランド開発支援 〉

Before(支援前)	After(支援後)
	

第1部 知識財産創出支援

- 優れた技術力を基にしたマーケティング力の強化
 - 早期に確固としたイメージを定立するために消費者への接近が容易なオンラインおよび放送媒体を通じたマーケティング方法を提示し、有名芸能人を活用した広告、歌いやすいCMソングで消費者の興味を誘発・関心度をアップさせた。
 - 企業の電話および役職員の携帯電話の通話連結音をCMソングで統一し、持続的な製品ブランドの露出戦略および体験マーケティングを通じて消費者の関心を誘導。また、オンラインカフェおよびブログの直接運営でユーザーの意見を聴取し、消費者との 1:1 コミュニケーション活動を継続。持続的な開発によって多数の製品がリリースされ、次世代製品開発のために持続的に研究開発に投資している。
 - 2011年から既開発された製品、開発途中の製品、開発される製品に対して知識財産権を確保するため、O社は知識財産専担要員の確保と職務発明報償制度を導入して従来より570%以上増加した知財権を確保、持続的に知識財産の確保および権利確保のために努力している。

・ J社

〈 環境にやさしい有機能資材に対するブランド開発 〉

新規ブランド(2011)	包装デザイン(2012)	非英語圏ブランド(2013)
		

- 全羅南道内の174の環境にやさしい有機能資材製造企業のうち、農村振興庁目録公示製品最多保有、2013年2月、全国で初めて「環境にやさしい有機能資材品質認証」を受けた企業。
- パキスタンに環境にやさしい有機能殺虫剤および殺菌剤、土壌改良および有機原料、機能性栄養剤などを輸出。
- 2012年6月、パキスタンのG社と3年間4千万ドル(420億ウォン)の環境にやさしい農資材輸出協定(MOU)を締結。

- 2013年、非英語圏ブランド支援事業を通じて、Natural & Future、Fresh、New Farmなど自然の新鮮さを伝える新たな農資材ブランドおよびデザインを開発。
- 2013年現在、パキスタンに有機農資材製品関連で2万ドル輸出を完了、12月に5万ドル輸出および現地企業に一手販売正式協定締結の予定。2014年、一手販売協定後、10万ドル協定予定および代理店を50店舗進出予定。

※ 売上高、輸出額、雇用人数、商標出願の現況

区分	支援前(2010年)	支援年度(2011年)	支援年度(2012年)	支援年度(2013年11月)
売上高	14億2,200万	14億9,800万	18億900万	25億
輸出額	-	-	-	70천불
雇用人数	11名	11名	14名	16名
商標出願	-	13件	15件	14件

4

デザイン(製品および包装)開発支援

▶ 特許技術製品および包装デザインの開発および権利化支援

⇒ 中小企業の特許技術製品および包装デザインの開発および権利化支援を通じて市場競争力を強化し、デザイン保護策を見つけ出す事業です。

支援規模

- ➔ 支援金額：(製品デザイン) 1件当たり2,500万ウォン以内,
(包装デザイン) 1件当たり1,500万ウォン以内(企業分担金 5~30%)
 - * 企業分担金：(中企業) 30%、(小企業、IPスター企業) 10%、(社会的企業) 5%
 - * 小企業と中企業の区分は中小企業基本法第8条による。
- ➔ 支援件数：1企業当たり1件

支援対象

- ➔ 地域所在の中小企業および社会的企業(予備社会的企業を含む)
 - 最近3年間の知識財産権出願が3件以上または登録1件以上を保有する企業
 - * 中小企業は中小企業基本法第2条、社会的企業は社会的企業育成法第2条による。
- ➔ IP Star企業を参照
 - 支援対象から除外される場合
 - 同一のデザインに対して他機関(自治体を含む)から支援を受けている場合。
 - * 重複支援を受けている事実が確認された場合、支援金額全額の還收措置および今後3年間支援事業に参加不可。

支援内容

- ➔ 特許技術製品および包装デザイン開発および国内権利化支援

支援手順

- ➔ 申請期間：2014. 1. 27. ~ 2. 21

- ➔ 受付の手順



- ➔ 申請方法：地域知識財産センターのホームページ(www.ripic.org)を通じてオンライン受付

問い合わせ

- ➔ 特許庁 地域産業財産課 042-481-5888
- ➔ 韓国発明振興会 地域知識財産チーム 02-3459-2821
- ➔ 地域知識財産センター 代表番号 1661-1900

関連サイト

- ➔ 韓国発明振興会 www.kipa.org
- ➔ 地域知識財産センター www.ripic.org

優秀支援事例

- T社（主な生産品：ボート）

〈デザイン開発支援〉

Before(支援前)	After(支援後)
	

- 新たなデザイン、海外市場進出を援ける！
- T社はRIBボート(R. I Boat)、ULB 超軽量ボートを東南アジア市場に進出させ、安定的な水上レジャー市場開拓に突入。現在 RIBボート(R. I Boat)はフィリピンと取引交渉が進められており、デザイン開発を進めているULB超軽量ボートモデルは東マレーシア・コタキナバルのリゾートとMOUを締結して優先200台を皮切りに協定を進めており、年次的に1,000台を要請、および東マレーシア全体の著作権に関連して協議中である。それにより、今後3年間で約36億ウォン以上の売上げが予想されている。
- 海外から多くの企業がT社に関心を示しており、海外バイヤーとの協議でボートの新たな2次モデルとして開発されたデザインを披露して肯定的な効果を得ている。

- K社（主な生産品：家庭用/車両用携帯電話充電器）

〈デザイン開発支援〉



- マルチ充電器専門企業のK社は、2011年に設立された技術起業企業で、従来の充電器から充電出力(5V、1500mA)を高め、同時充電機能を可能とした国内の競争製品にはない他に並ぶ者のない製品を開発。
- 起業草創の企業であるため技術開発にのみ邁進し、消費者との接点をなし得るコミュニケーションに関するデザインの側面に対する取り組みが全く無かっただけでなく、売上げまで振るわない状況で苦勞しているところを、2012年に特許庁の地域知識財産(IP)基盤技術起業支援事業を通じて特許出願費用支援、製品デザイン開発にかかった費用などの支援を受け、実質的な起業基盤を構築するのに大きく役立った。
- 引き続き、2013年に開発された製品適用を目的として申請した出願商標包装デザイン開発支援、特許技術シミュレーション製作などの支援事業に選定され、自社の技術力を効率的に消費者に知らしめるチャンスを得たのはもちろん、市場に安着できる土台を造成できるようになった。その結果、現在、GS25、ミニストップなど全国のコンビニ8,000余ヶ所、全国のハイマート、電子ランド500余ヶ所に自社ブランドである「ディノタップ」を納品、可視的な成果をあげたのはもちろん、最近では当該製品が「韓国消費者選好度トップブランド対象」、「ヒット500製品」などに連続して選定される快挙をあげた。
- 2013年にマルチ充電器に包装デザイン開発の結果を適用してリリースしながら売上げが2億ウォン発生する成果を成し遂げた。

5

ブランド- デザイン融合支援

▶ ブランド- デザインの連係開発および権利化

⇒ 地域中小企業のブランド開発後、包装デザインまで連係開発および権利化することで中小企業の知識財産競争力を強化する事業です。

支援規模

- ➔ 支援金額：1件当たり3,000万ウォン以内(企業分担金 10%)
- ➔ 支援件数：1企業当たり1件

支援対象

- ➔ IP Star企業を参照
 - ・ 支援対象から除外される場合。
 - 同一のブランドに対して他機関(自治体を含む)から支援を受けている場合。
 - * 重複支援を受けている事実が確認された場合、支援金額全額の還收措置および今後3年間支援事業に参加不可。

支援内容

- ➔ 市場および消費者分析、ブランド戦略樹立、ブランド開発、開発されたブランドを適用した包装デザイン開発および国内権利化支援。

支援手順

➔ 申請期間：2014. 1. 27. ~ 2. 21.

➔ 受付の手順



➔ 申請方法：地域知識財産センターのホームページ(www.ripc.org)を通じてオンライン受付

問い合わせ

➔ 特許庁 地域産業財産課 042-481-5888

➔ 韓国発明振興会 地域知識財産チーム 02-3459-2821

➔ 地域知識財産センター 代表番号 1661-1900

関連サイト

➔ 韓国発明振興会 www.kipa.org

➔ 地域知識財産センター www.ripc.org

優秀支援事例

- F社（主な生産品：環境にやさしい病害虫管理用製品）

〈デザイン開発支援〉



- 差別的なブランド競争力で環境にやさしい農業市場を先導！
 - 環境にやさしい病害虫管理用製品関連の新技术開発を完了したことから、従来の高機能性土壌改良および作物生育用資材のカテゴリーとは差別化が必要となり、従来のファミリーブランド戦略から脱した個別ブランド戦略の適用が必要となった。新たなブランド開発のために新製品関連市場およびライバル会社の分析はもちろん、市場細分化および標的顧客の定義、そして製品ポジショニングのためのブランドコンサルタントが提供され、統合的診断と分析を通じて新たな製品カテゴリーに適した新規ブランド戦略の樹立およびネーム開発を推進。
 - 企業の新製品計画および必要性の事前確認とコンサルタントによる適時の支援事業を提供することになり、製品のブランドマーケティング計画を事前樹立することで企業にとって最も効率的で効果の高い支援事業となった。
- G社（主な生産品：生活用品）
 - G社は、2004年に設立された生活用品専門企業で、これまで「スパイダーラック」というブランドで浴室用品、キッチン用品、インテリア小品を開発販売している。

- 2012年度の知識財産センター支援事業を通じて「スパイダーラック」ブランドに対するリニューアルを推進し、製品に適用してマーケティングを進めていたが、リニューアルされたブランドと比較して従来の製品デザインの場合、開発の時点が古いという関係上、最近のトレンドを全く反映していないというのが実情。そして、それは世界最高の技術力を保有しているにも係わらず古めかしい製品の外観により消費者の信頼を得られない要素として作用。
- このような問題を解決するための方案として統合的な企業イメージの確立による製品認知度の向上のために、G社のすべての製品群に活用可能な基本形の吸着盤に対する新規デザインの開発が必要と判断し、既存の知識財産センター支援で確保したブランドアイデンティティをデザイン開発時に適用する戦略を樹立。
- G社とデザイン用役遂行会社間の意見調律過程をもとにブランド分析結果および企業内部の意見をまとめて、製品デザイン開発の過程でPI(製品アイデンティティ)が構築できるよう反映し、5件の吸着盤デザイン出願を推進。
- 会社の内部的には、今回の支援事業を通じて従来の製品では見られなかった多彩な見方からのデザインの変化が確認でき、製品デザインの実際的な効果を認識するよい機会となったとの反応があり、今後の包装デザイン開発にまでも統一したアイデンティティを保持する予定であると表明しており、持続的に統合的なイメージを確保していく計画。

〈デザイン開発支援〉

従来デザイン	開発デザイン
 <p>従来デザインは「spider loc」ブランドの吸着盤で、銀色の本体と赤い吸着部を持つ、フック状のデザインです。</p>	 <p>開発デザインは、従来のデザインに加え、より多様な形状（丸型、角型など）と赤い吸着部を組み合わせた新しいデザインが示されています。</p>

応用デザイン



6

国内出願費用の支援

▶ 国内知識財産権出願費用の支援

⇒ 中小企業の国内知識財産権出願費用のうちの一部を支援する事業です。

支援規模

- ➔ 支援金額：（特許）1件当たり100万ウォン以内、（実用新案）1件当たり50万ウォン以内
（商標）1件当たり25万ウォン以内、（デザイン）1件当たり35万ウォン以内
- ・ 企業分担金：（中企業）30%、（小企業、個人）10%、（社会的企業）5%
- * 小企業と中企業の区分は中小企業基本法第8条による。

支援対象

- ➔ 地域所在の中小企業および社会的企業（予備社会的企業を含む）
 - * 中小企業は中小企業基本法第2条、社会的企業は社会的企業育成法第2条による。
- ➔ 個人発明家（特許および実用新案の出願のみ支援され、特許庁など関連機関主管大会の受賞者に限る）
 - ・ 支援対象から除外される場合
 - 申請日現在、出願が完了しているか、または地域センターのコンサルタントを受けていない件
 - 管外に事業場を移転もしくは廃業した企業または住民登録を管外に転出した者
 - ※ 管外に所在地を移転した場合、当該地域知識財産センターを通じて連係支援可能
 - 出願完了後、交付金申請当時に取り下げ、放棄および却下された件
 - 同一の技術に対して他機関（自治体を含む）から支援を受けている場合
 - * 重複支援を受けている事実が確認された場合、支援金額全額の還收措置および今後3年間支援事業に参加不可。

第1部 知識財産創出支援

- ・ 注意事項
 - 支援後に、支援除外対象として確認された場合、支援金額全額の還收措置および今後の支援事業に参加不可(ただし、コンサルタントと事前協議後に支援を受けた件は除外)

支援内容

➔ 支援分野

- ・ 国内出願費用の一部を支援
- ・ 他の支援事業と連係して推進することで単純に出願のみならず登録まで可能となるよう支援し事業化段階へと誘導。

➔ 支援基準

- ・ 地域センターの事前コンサルタントを受け、優秀と判断された件に限る。

支援手順

➔ 申請期間：2014. 1. 27. ~ 予算がなくなるまで

➔ 申請の手順



➔ 受付方法：地域知識財産センターのホームページ(www.ripc.org)を通じてオンライン受付

➔ 提出書類：(個人) 住民登録謄本、申請技術の概要書

(企業) 事業者登録証(法人企業の場合、法人登記簿謄本)、申請技術の概要書

問い合わせ

- ➔ 特許庁 地域産業財産課 042-481-8660
- ➔ 韓国発明振興会 地域知識財産チーム 02-3459-2821
- ➔ 地域知識財産センター 代表番号 1661-1900

関連サイト

- ➔ 韓国発明振興会 www.kipa.org
- ➔ 地域知識財産センター www.ripc.org

優秀支援事例

- N 社（主な生産品：医療用 Micro- CT）
 - N 社の技術開発に対する熱意と、IPに対する強い関心度を基に、IPの権利化のみならず特許要件および知財権の概要など基礎的な内容とともにPCTおよび個別国への出願など、今後のIP活用方案に対する教育を提供して知識財産権に対する認識を向上させた。
 - また、長期的な観点からアイデアの導出から特許出願までを系統的に運営できるよう職務発明制度、特許出願等級評価委員会構成など、一連のIP権利化のプロセスをコンサルタントすることで、企業のオーダーメイド型特許出願プロセスを構築できるよう支援。
 - その結果、現在、多彩な事例を組合せおよびベンチマーキング中にあり、近日内にN社だけのオーダーメイド型 IP出願システムを構築および運営していく予定。
- W 社（主な生産品：語学教育ソフトウェア）
 - W社は、スマートデバイス基盤の語学教育ソフトウェアの供給、WEB基盤の語学教育ソフトウェアの供給

第1部 知識財産創出支援

およびモバイルコンバーゼンスを製作しているエデュテインメント専門企業で、2009年の創立以来、代表取締役および経営陣は知識財産権に積極的な関心を持って特許および商標を出願したが、新生ベンチャー企業として知識財産権の管理および保護のためのノウハウが不足しているのが実情。

- そんな中、ソウル知識財産センターが主管する中小企業知識財産権確保事業を知り、ソウル知識財産センターの支援で「絵を利用して語彙を暗記する英語学習装置およびシステム」として特許を登録することになった。海外でも認められるようアメリカ特許「ENGLISH LEARNING APPARATUS AND SYSTEM FOR SUPPORTING MEMORIZATION OF WORDS USING PICTURES」を出願し、また「Wordsketch」商標が出願した一部の商品群において拒絶されたが、商標登録拒絶不服審判請求支援を通じて商品9類全体で商標権を登録。
- 2012年度 IPスター企業選定後、体系的な知識財産権管理のためにオーダーメイド型特許マップ作成支援事業を遂行し、技術事業化のための2013年度特許技術3Dシミュレーション製作支援事業および国内外出願費用支援事業の支援を受けた。
- また、ブランドのリニューアルコンサルタント遂行時に導出された結果物である脳に刻むブランドを持続的に使用、広報して「脳に刻む」を会社の代表ブランドへと成長させた。
- 売上は、2009年4億から、2011年55億、2013年180億まで45倍増加し、2013年雇員人数90名で、ソウル市認証雇用創出優秀企業(2013)に選定された。

〈 製品のイメージ 〉



7

海外出願費用の支援

- ▶ 海外知識財産権出願費用の支援

⇒ 中小企業の海外知識財産権出願費用のうちの一部を支援する事業です。

支援規模

- ➔ 支援金額：（PCT 国際段階）1件当たり300万ウォン以内、（PCT国内段階、個別国）1件当たり700万ウォン以内
（商標）1件当たり250万ウォン以内、（デザイン）1件当たり280万ウォン以内
- 企業分担金：（中企業）30%、（小企業、IPスター企業）10%、（社会的企業）5%
 - * 小企業と中企業の区分は中小企業基本法第8条による。

支援対象

- ➔ 地域所在の中小企業および社会的企業（予備社会的企業を含む）
 - 最近3年間の知識財産権出願が3件以上または登録1件以上を保有する企業。
 - * 中小企業は中小企業基本法第2条、社会的企業は社会的企業育成法第2条による。
- ➔ IP Star企業を参照

支援内容

- ➔ 支援分野
 - PCT出願費用の支援
 - 特許、商標、デザイン個別国への出願費用の支援

➔ 支援基準

- PCT出願の国際段階：先行技術調査を通じて特許性があると判断される件として、海外出願前に当該地域の知識財産センターのコンサルタントを受けた優秀技術。
 - PCT出願国内段階/個別国：国内段階進入日または個別国での出願日基準3年以内の優秀技術
 - 海外商標およびデザイン出願：海外出願前に当該地域知識財産センターのコンサルタントを受けた商標またはデザイン
- ※ 優先審査などを通じて国内特許庁の登録を受けている場合には、優先支援対象として選定されることがある。

支援手順

➔ 申請期間：2014. 1. 27. ~ 予算がなくなるまで

➔ 申請の手順



➔ 受付方法：地域知識財産センターのホームページ(www.ripc.org)を通じてオンライン受付

➔ 提出書類：事業者登録証(法人企業の場合、法人登記簿謄本)、申請技術の概要書

問い合わせ

➔ 特許庁 地域産業財産課 042-481-8660

➔ 韓国発明振興会 地域知識財産チーム 02-3459-2821

➔ 地域知識財産センター 代表番号 1661-1900

関連サイト

- ➔ 韓国発明振興会 www.kipa.org
- ➔ 地域知識財産センター www.ripc.org

優秀支援事例

- T社（主な生産品：育毛剤）
 - 海外IPの権利化のみならず包装デザインの開発を通じてデザイン出願を支援し、訪問型コンサルタントを通じて国内外における特許出願制度教育と海外輸出時の付加的な知財権相談を提供。
- S社（主な生産品：ビューティーケア製品、歯科技工用機器）
 - ビューティー分野のオーダーメイド型輸出ブランドを開発
 - 消費者が覚えやすく簡潔なネーミングを考え、かつ、ビューティーケア製品であることを直接的に表明できるよう、製品の機能とサービスの部分での強みを有しているため消費者の特性と市場の動向を反映して、ブランドアイデンティティを構築できるようにした。「Better Beauty」を表現しながらも機能的な優秀さを盛り込んだ信頼されるパートナーであるS社だけの特徴を示すことができる「Micro Aesthetics」とブランドコンセプトを導出。
 - S社の歯科技工用機器分野の代表ブランドであるクラフィット(Krafit)と関連してコミュニケーションが可能で、真心を込めて細工するプロフェッショナルなネイルアーティストの意匠を込めたクラフィアン(Crafien)を開発。ヨーロッパ市場進出のためにヨーロッパ共同体商標(CTM、Community Trade Mark)として登録の可能性があることを確認し、S社のグローバルブランドとして成長できるよう支援。
- T社（主な生産品：コンセント）
 - T社は、2010年に起業、暮らしの中のアイデアを現実化する作業を継続して製造に便利な製品ではない、使用者の便宜を考慮した製品「クリックタブ」を現実化させた。

主な生産品であるマルチタップコンセント、埋め込み型コンセント、組み立て型コンセント、エドウィンコンセント、110Vの三相電極コンセントなどは世界各国へと飛躍できるほどのアイデアコンセプトを具現した製品。

- アイデアを事業化する段階で難関にぶつかり、最も脆弱な部分が技術に対する進入障壁だった。資本力とマーケティング能力が不足する中小企業にとって唯一の進入障壁は、まさに知識財産権であるため、その部分に対する現実的な援助を受けるため「ソウル青年起業1000プロジェクト」教育時間を通じて、ソウル知識財産センターを訪問した。企業事前診断の結果、製品の生産施設連係がボトルネックとなっており技術ライセンスによる収益の創出と、そのための海外特許権出願が必要と判断、ソウル知識財産センターの出願費用支援事業と、ライセンスのためのコンサルタントを提供することにした。
- 中小企業知識財産権確保支援事業を通じて保有技術を知識財産権として体系化することで2件の国内特許を出願し、コア特許および技術力を認定され、2011年度にソウル知識財産センターの予備特許スター企業として指定を受け、追加2件に対する特許出願と実用新案1件、デザイン意匠登録出願1件と海外認証事業参加および2012年から企業の海外進出のために海外出願費用を支援。
- T社は、2013年からマスコミ(起業オーディション: 黄金のペンタゴン)を通じて知られるようになり、現在、中国のJ社とModule生産供給協定、国内における「ツールスピーア」一手販売協定で年間30万個協定、ADD-onの新たな製品ラインナップを構築予定。

〈 製品のイメージ 〉



第2部



知識財産の保護支援

- 第1章 国際知識財産権の紛争予防コンサルタント支援 ・ 93
- 第2章 海外知識財産センター(IP-DESK)の運営 ・ 102
- 第3章 海外での知識財産紛争における初動対応支援 ・ 105
- 第4章 知識財産権訴訟保険 ・ 107
- 第5章 海外における知識財産権紛争情報の提供 ・ 110
- 第6章 営業秘密保護センターの運営 ・ 113
- 第7章 産業財産権の紛争調停制度 ・ 137

1

国際知識財産権の紛争予防コンサルタント支援

▶ 国際知識財産権の紛争予防コンサルタント支援

⇒ 韓国の企業の外国競争企業との知財権紛争を予防できるよう支援することで韓国企業の輸出競争力を向上させるための事業です。

支援対象

- ➔ 外国企業との特許権・商標権・デザイン権関連の知財権紛争が予想される中小・中堅企業および企業間の協議体。
- * 中小企業：「中小企業基本法」第2条第1項の要件に該当する企業
- * 中堅企業：「産業発展法」第10条の2第1項各号の要件に該当する企業
- * 大企業：企業間協議体のコンサルタント申請は可能だが企業負担100%

支援規模

- ➔ 支援限度額および支援比率

区分	コンサルタント 限度額	支援比率	企業負担の割合	
			現物比率	現金比率
中小企業	2,800万ウォン	70%	10%	20%
中堅企業	2,000万ウォン	50%	20%	30%
企業間協議体	協議体あたり 2500万	企業別算定	企業別算定	企業別算定

* 輸出事前分析、特許保証対応の最大支援限度額は2,000万ウォン

支援内容

- ➔ 当該紛争に対するオーダーメイド型知財権法律コンサルタントを提供

〈 国際知財権紛争予防コンサルタントの支援内容 〉

区分	支援内容
輸出事前分析	輸出(予定)または展示会参加製品の従来の海外IP権利侵害の可否分析および回避設計案の用意など
特許保証対応	購買者の特許保証要求対応のために従来IP権利侵害の可否分析、回避設計案、特許保証条項などを検討
ライセンス戦略	競争企業または自社のIP権利 析を基にライセンス戦略を提供して訴訟などへの紛争拡大を予防
紛争拡大予防	警告状受領時に訴訟などへの紛争拡大予防のための戦略を提供
商標権利行使	商標侵害品に対する権利行使戦略を提供

* 商標は、権利行使戦略コンサルタント申請のみも可能

** 申請企業の対象技術がライバル会社の問題特許侵害が確実な場合(copy製品)、選定審査の際に落ちる場合もある。

支援手順

➡ 支援の手順

コンサルタント申請	オンライン申請(保護協会のホームページまたは国際知財権紛争情報ポータル)
↓	
選定審査	書類審査および推進機関の評価
↓	
タスク内容の確定および契約	支援企業 ↔ コンサルタント推進機関、保護協会
↓	
コンサルタント開始および評価	推進機関 → 保護協会、審査委員会(中間・最終報告)

➡ 申請方法：韓国知識財産保護協会ホームページ(www.kipra.or.kr)[お知らせ→事業公告]または国際知財権紛争情報ポータル(www.ip-navi.or.kr)[支援事業→事業公告]を通じてメンバー加入後にオンライン申請

問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産保護支援課 042-481-5992
- ➔ 韓国知識財産保護協会 02-2183-5871~8 / ipkipra@kipra.or.kr

関連サイト

- ➔ 韓国知識財産保護協会 www.kipra.or.kr

優秀支援事例

- ➔ ライバル会社からの特許侵害警告状に対応して、市場競争力を確保した事例

・世界的な大企業から特許攻撃を受けて. . .

重装備エンジン部品は世界市場において市場占有率が最も高いE社を含む幾つかのメジャー部品会社らが市場を支配しながら角逐戦を繰り広げている。ここに韓国のモアック(仮称)社が後発企業として市場に飛び込み、安定した品質と価格競争力を基に市場占有率を高めていた。この会社は、独自技術で重装備エンジン部品を開発し、現在、国内の重装備製造企業のみならず海外の重装備製造企業にもエンジン部品を供給している。このような市場確保の過程で、E社は自社の従来の取引先をなくすことになり、モアック社がE社の市場に食い込む形となっていた。

E社は、多彩な重装備エンジン部品を生産する、この分野における世界最大の企業として、自社の関連技術に対しては徹底して特許出願をして自社の事業を保護し、ライバル会社にも特許紛争を頻繁にしかける攻撃的な特許戦略を有しているアメリカの会社である。

しかし、近来、E社のエンジン部品の売上げは停滞しており、これと関連するかのよう2010年初めにE社はモアック社の製品がE社の特許5件を侵害していると主張する警告状をモアック社に発送し、相当な金額の特許ロイヤリティー支給を要求してきた。モアック社としては、E社が要求する通りの

特許ロイヤリティーを支払えば短期的に大きな損失を受けるのはもちろんのこと、製品利益を相殺させることで、今後、価格競争力を低下させ、モアック社の市場競争力を危うくさせてしまいかねない。

また、警告状にはE社が要求する特許ロイヤリティーを支払わなければ、モアック社はE社の特許侵害製品の販売を中止しろとの脅しも含まれていた。特許ロイヤリティーの支払い要求は、最悪の場合、ロイヤリティーを支払えば事業の継続は可能だが、販売禁止要求は当該製品を販売できなくなるものであるため最も大きな脅威に属した。取引先に製品を満足に供給できない状況になれば、取引先らは他の供給先をさがして離れていくであろうし、一度離れた取引先を再度引き戻すのは容易なことではないことをよく知っているためだ。

順調に市場占有率を拡大してきたモアック社は、エンジン部品市場の世界的大企業であるE社という巨大な恐竜にであったのだ。事実、モアック社も取引先が増え続け、E社と市場での衝突が続いたことから、内心ではE社がこのまま引き下がってはいないとの予想をしており、それに備えるためにモアック社も継続して独自の開発技術を続け、かつ、それに対する特許権を確保しながら対応力を蓄積させていた。

一方、モアック社の経営陣は、現在の市場状況で仮にE社との特許紛争を乗り越えれば、モアック社の製品に対する反応がよいこともあり市場占有率をさらに拡大することができるチャンスとなるだろうという逆の発想を行った。重装備エンジン部品市場で安定的な市場占有率を確保するためには、いつかはE社の壁を越えねばならないと考えていたことが、現実到目前に迫ってきたきたのである、したがって、モアック社はこの機会にE社の特許攻撃に対して全面的で体系的な対応が必要と判断し、専門コンサルタント企業とともに対応の方案を樹立することにした。

・ 攻撃の火力を正確に把握して...

E社が警告状に提示した特許は5件の特許で、ヨーロッパ特許2件、アメリカ特許3件であった。コンサルタント企業は、紛争特許5件に対して徹底分析を行い、それだけではなく、E社が保有している他の特許で紛争を提起する可能性もあるため、根本的にE社が保有する当該エンジン部品全体の特許に対しても分析を行うことにした。

分析の結果、モアック社のエンジン部品(I)は紛争を提起した特許5件の権利範囲に属していないことが明らかとなり、これら5件の特許に対して無効を主張することができる先行技術も見つけ出した。エンジン部品(II)に関連しては、3件の特許がモアック社の旧モデル製品と関連性があったが、現在は生産が中断されたモデルであり、現在、生産しているエンジン部品(II)には、この3件の特許技術が適用されていない。しかし、現在開発初期の段階にある新モデルエンジン部品がこれらの特許と関連性を持っていた。現在の開発方向ではこれらの特許に触れていないと判断したが、E社がこれを口実として紛争を持続するのを防ぐ必要があった。これら特許の無効化を主張することができる先行技術もみつけたが、特許無効の可否は、無効と確定される前まではリスクがあるため、開発段階から確実に回避できる方向で設計し、問題の根を根絶させることにした。

E社が保有している当該エンジン部品に関する他の特許に対してもすべて調査したが、他の特許は、モアック社の製品に適用される技術とは関連性はなかった。つまり、E社が保有する特許のうち紛争を起こしうる特許は紛争提起特許のうちの2件であると分析された。

コンサルタント企業は、現在としてはモアック社の当該エンジン部品がE社の特許で問題となるものはないとの結論を下し、万一、E社が紛争を提起した特許をもって特許侵害を継続して主張した場合、特許無効審判を請求できるよう資料を準備した。また、以後、新製品開発時にもE社の特許全般に対する分析資料を常に参照できるよう分析内容を提供した。

モアック社は、一旦この結果を基にE社の警告状に対して2010年8月返答を送った。E社が主張する特許5件に対して、モアック社が販売しているエンジン部品にはそれらの特許が使用されておらず、また、それらの特許は先行技術により特許登録が無効とならざるをえないとの主張も含めた。

こういったモアック社の返答に対して、E社は現在まで何ら反応を示していない。

しかし一方で、モアック社も独自の技術力をもって特許出願を継続し、当該エンジン部品に関する特許を多数保有していたため、逆にE社に対して特許侵害を主張することができるモアック社の特許があるかに対する分析を別途に進めた。

その結果、E社が現在販売している当該エンジン部品からモアック社の特許の権利範囲に属するとみられるモアック社の特許2件が発掘された。これらの特許の特定の請求項とE社の市販製品とをマッチングして分析したところ、文言または均等侵害を主張することができるかと把握された。したがって、それに対する請求項の分析資料とE社の製品に関する証拠資料を確保して、モアック社がいつでも自社特許としてE社に特許侵害を主張できるよう準備しておいた。

しかし、モアック社の経営陣は、E社に対してモアック社の特許侵害を逆に主張して特許紛争を拡大させるより、E社の如何なる攻撃にも十分な防御能力を備えることができたため、積極的なマーケティングを展開して堂々と市場競争に乗り出すことがより必要と決定し、万一、E社がモアック社が送った返答に対する他の反応が出るか、他の特許紛争を提起した場合に逆攻撃することができる武器として保持しておくことにした。

・ 攻撃の威力は弱く、反撃の武器は用意された

こうしたコンサルタントの結果として、モアック社は、現在または以後も当該エンジン部品事業においてE社に対する特許紛争のリスクを完全に払い除けたといえる。E社が要求する数十億ウォンの特許ロイヤリティーは支払う必要がなくなり、また、仮にE社が他の特許で紛争を再度提起しても、E社を逆攻撃することで十分に相殺するか、クロスライセンスで解決できるとの自信を持てるようになった。それによりモアック社は、より攻撃的なマーケティングを通じてE社との市場競争に積極的に乗り出すことにした。また、開発中の新製品に対してもコンサルタントでの回避設計案を参考として、E社の特許を侵害しないよう独自の技術力で解決することにした。

モアック社は、コンサルタントの過程を通じて市場の支配的地位にある先導企業が特許権を武器として後発企業を攻撃した場合、それに対応する方法を体得し、製品の開発段階においても少なくともライバル会社の特許を分析し、前もって特許紛争を予防することができるロードマップを構築した。こういった競争先導企業の特許侵害主張に屈せず、十分な特許分析を通じて対応すれば解決案をみつけることができるということも体得した。

また、後発企業であっても持続的な独自技術開発を通じて特許権を確保していけば、先導企業を逆に攻撃することが可能な特許を保持し得るという大きな収穫を得た。これは企業の事業戦略上、必要な場合、ライバル会社をかえって先制攻撃できる競争の武器を得たことになり、少なくともライバル会社の攻撃にシッペ返しができるため、事業において特許紛争のリスクを最小化することができる。それにより、モアック社は自社が強い特許を保有している場合には、そういった特許を企業の経営資源として活用し事業の競争力を強化させ得るという認識を新たにすることになり、それにより特許権確保により力を入れることにした。

・ **先導企業の特許攻勢に萎縮する必要はない。対応方法は必ずあるものだ。**

特許紛争に対する対応手段としては、消極的側面から特許無効、非侵害、権利行使不能の抗弁をする方法と、積極的には、こうした抗弁事由をもって確認の訴(アメリカ特許の場合には、特許無効審判と消極的権利範囲確認審判)を先に提起する方法がある。しかし、より攻撃的で強力な対応手段としては、自社の特許侵害を逆に主張、若しくは逆提訴して報復する方法が使える。

先導企業の特許攻勢は、時には明確な根拠なしに特許侵害を主張する場合も多く、また、根拠がある特許侵害主張の場合でも、ほとんどの場合、避ける方法はあるものだ。したがって、先導企業の特許攻勢に萎縮する必要はなく、徹底して特許分析を行えば、特許無効、非侵害または権利行使不能の抗弁事由をみつけることができる。また、逆に自社の特許を先導企業が使用していないかも必ず検討する必要があり、万一、先導企業がこちら側の特許を使用している場合には、強力な対応手段を握ることになる。もちろん、こういった自社特許侵害主張に対して相手方もさまざまな抗弁事由で対応し得るが、根拠があれば相手方(先導企業)も同時に特許紛争のリスクを負うことになるため、効果的な対応手段となり得る。

参考 企業間協議体の運営

構成要件

➔ 3社以上(中小・中堅企業を2社以上含む)の企業群で構成

支援内容

〈企業間協議体への支援内容〉

区分	内容	当該対象		
		中小	中堅	大企業
教育	共通	○	○	○
	特化	○	○	○
法律意見書	非侵害・無効検討報告書など作成支援	○ (個別)	○ (個別)	
協議体 コンサルタント	政府支援限度額：2500万ウォン 支援比率：分担金のうち 中小70%，中堅50%，大企業0%	○	○	

運営手順

〈企業間協議体運営の手順〉

企業間協議体登録 申請	申請企業 → 保護協会：訪問または郵便 提出
↓	
支援申請	常時支援またはコンサルタント支援申請
↓	
選定審査および支援	書類審査後、支援開始および評価

➔ 運営方案

- 協議体決定後、定期会議を進め、必要な場合に常時支援およびコンサルタント申請可能。

申請方法

➔ 申請および受付

- 協議体登録：電話または電子メールで問い合わせた後、登録申請書受付
 - * 申請前に知識財産保護協会との事前協議が必要
 - * [すでに構築された企業間協議体の参加] 既構築された協議体参加時、推薦によって追加登録可能。

問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産保護支援課 042-481-5992
- ➔ 韓国知識財産保護協会 02-2183-5871~8 / ipkipra@kipra.or.kr

関連サイト

- ➔ 韓国知識財産保護協会 www.kipra.or.kr

2

海外知識財産センター(IP-DESK)の運営

- ▶ アメリカ、中国、タイ、ベトナムなどにおいて韓国企業の海外知識財産を保護するために海外知識財産センター(IP-DESK)を運営

⇒ 海外進出韓国企業の輸出競争力向上のために現地における知識財産権の創出と知識財産権非侵害および紛争に対する解決を支援する事業です。

支援内容

区分		支援内容
費用支援	商標・デザイン 出願、登録	現地にて商標若しくはデザイン出願、登録を推進する場合、その所要費用と進行手順を支援 - 申請書受付後、審査を通過した権利に限り支援 - 登録費用は出願支援を受けた権利に限り支援
	税関知財権登録	現地に登録された知財権を当該国家の税関に登録する場合、その費用と進行手順を支援
	官民合同代表団	中国内の知財権執行公務員と現地進出企業との絆形成のために代表団を派遣して交流支援
知財権 相談		現地国家の知財権確保および保護に関連して知財権相談を随時支援 - 電話、E-mail、来訪および現地出張支援

* 各事業別に他機関を通じて支援を受けている場合は重複支援不可

** 細部の事項は国際知財権紛争情報ポータル(www.ip-navi.or.kr)の事業案内を参考

支援対象

➡ (申請資格) 韓国に事業者登録されている 個人¹⁾または中小・中堅企業²⁾で現地国家で事業を運営(予定)中の者。

1) 国内所得税法による個人事業者

2) 中小企業基本法による中小企業、産業発展法による中堅企業

支援規模

区分	支援比率
商標・デザイン出願、登録	現地所要費用の 50%支援(1企業当たり4件以内) - 中国、ベトナム：300\$/件以内 - タイ：500\$/件以内 - アメリカ：600\$/件(商標)、1,000\$/件(デザイン)以内
税関 知財権登録	現地所要費用の 50%支援(1企業当たり4件以内) - 中国、ベトナム：300\$/件以内 - タイ：500\$/件以内 - アメリカ：1,000\$/件以内
官民合同代表団支援	総所要費用の 80%支援

* 「現地所要費用」とは、IP-DESK支援事業を通じて発生した費用のことである

支援手順

- ➔ 申請期間：随時(ただし、費用支援の場合は予算がなくなるまで)
- ➔ 申請書類：申請書および関連書類 1部
- ➔ 申請方法：郵便またはE-mailで申請

問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産保護支援課 042-481-8227
- ➔ 韓国知識財産保護協会 02-2183-5892 / IP-DESK@kipra.or.kr
- ➔ 大韓貿易投資振興公社 海外投資支援団 02-3460-7358

関連サイト

- ➔ 韓国知識財産保護協会 www.kipra.or.kr
- ➔ 大韓貿易投資振興公社 www.kotra.or.kr

優秀支援事例

- タイ化粧品に対する企画侵害調査の事例
 - 品目 : 化粧品(韓国企業5社の5個ブランド)
 - 侵害内容 : 模倣品のWEBサイトおよび小売ショップを利用した模倣品の流通
 - 支援 : タイ法務部特別捜査局および当該企業と共助して模倣品流通商を対象として行政取締りを実施
 - 成果 : 模倣品12,000点押収(純正品時価 約2億3,000万ウォン)し、流通業者を拘束

3

海外での知財権紛争における初動対応支援

▶ 海外での知財権紛争における初動対応支援

⇒ 韓国企業の輸出競争力強化のために世界的な侵害・紛争支援網を構築し、現地知財権紛争に対する初動対応を支援する事業です。

支援対象

- ➔ 海外進出または進出予定の中小・中堅企業
 - ・ 中小企業基本法による中小企業、産業発展法による中堅企業

支援内容

- ➔ 現地貿易館、公館、IP-DESKと連携して国内外の専門家による知財権紛争初動対応(法律諮問、侵害調査)を支援。
 - ・ 2014年度の示範事業として14カ国(アメリカ、中国、ドイツ、日本、オランダ、イギリス、オーストラリア、イタリア、フランス、台湾、ニュージーランド、デンマーク、タイ、ベトナム)を支援。
- ※ その他の支援国家は継続して拡大推進

区分		支援内容
費用支援	法律諮問	海外進出時に予期せずに発生した IP紛争に対して現地における迅速な初動対応が可能となるよう法律諮問を支援
	侵害調査	海外市場で発見される韓国企業の類似・模倣品に対する流通防止のために現地専門家による侵害調査(行政取締り)などを支援

* 支援費用は、法律諮問が最大1,000\$/件、侵害調査が最大5,000\$/件以内(国家別に相違)で、所要費用の一部(50~70%)を支援

第2部 知識財産の保護支援

支援手順

- ➔ 申請期間： 随時(ただし、費用支援の場合は予算がなくなるまで)
- ➔ 申請書類： 申請書および関連書類 1部
- ➔ 申請方法： 郵便またはE-mailで申請

問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産保護支援課 042-481-5961
- ➔ 韓国知識財産保護協会 02-2183-5891 / eslee@kipra.or.kr

関連サイト

- ➔ 韓国知識財産保護協会 www.kipra.or.kr

4

知識財産権訴訟保険

▶ 知識財産権訴訟保険への加入料支援

⇒ 国内外知識財産権紛争に備えて訴訟保険加入を支援することで韓国企業の紛争費用軽減および紛争対応力を強化するための事業です。

支援対象

- ➔ 国内外に登録された特許権、実用新案権、商標権またはデザイン権を保有する中小・中堅企業(小額保険の場合、売上高 50億以下の中小企業)
 - * 中小企業：「中小企業基本法」第2条 第1項の要件に該当する企業
 - * 中堅企業：「産業発展法」第10条の2 第1項各号の要件に該当する企業

支援内容

- ➔ 海外企業との知財権紛争に備えた知財権訴訟保険への加入保険料支援
 - * 中小70%、中堅50%(最大3,000万ウォン限度)、小額保険80%
- ➔ (報償内容) 保険商品別報償内容による法律費用の80%を報償

保険商品	報償内容	報償限度	備考
訴提起	保険加入者の権利を侵害した者に対する警告状の発送、ライセンス交渉、侵害訴訟、税関・行政行為	加入時設定金額 (最大 5億ウォン)	基本商品
権利保護	保険加入者の権利に対して第3社が提起した再審査、無効・取消し(審判)訴訟、確認(審判)訴訟	加入時設定金額 (最大 5億ウォン)	選択商品
被訴対応	第3権利者の保険加入者商品に対する警告状の発送対応、ライセンス交渉対応、侵害訴訟対応	加入時設定金額 (最大 5億ウォン)	選択商品

- ➔ (報償地域) 世界または大陸別に選択加入が可能
 - * 国内にのみ権利を持つ場合、アジアを報償地域として選択可能

第2部 知識財産の保護支援

➡ (報償期間) 保険加入日から1年(消滅性)

＜ 小額保険 ＞		
<ul style="list-style-type: none"> (報償内容) 保険商品別の報償内容による法律費用の60~80%を報償 		
保険商品	報償内容	報償限度
<ul style="list-style-type: none"> 訴提起 	<ul style="list-style-type: none"> 保険加入者の権利を侵害した者に対する警告状の発送、 ライセンス交渉、侵害訴訟、税関・行政行為 	<ul style="list-style-type: none"> 最大 1億ウォン
<ul style="list-style-type: none"> (報償地域) 中国を除くアジア(韓国含む)/オセアニア地域 (報償期間) 保険加入日から1年(消滅性) 		
* 2014年 新規開発商品		

支援手順

事前申請および受付	申請企業 → 保護協会 : 訪問または郵便で提出
↓	
保険料算定案内	保護協会 → 保険会社 → 申請企業
↓	
正式申請および受付	申請企業 → 保護協会 : 訪問、郵便、E-mailで申請
↓	
申請企業の優先順位審査	優先順位審査後、支援対象企業に通知
↓	
加入期間通知	保護協会 → 申請企業への案内文の発送
↓	
企業分担金の納付	申請企業 → 遂行保険会社への企業分担金納付
↓	
保険加入	遂行保険会社 → 支援企業への保険証券発行

問い合わせ

- 特許庁 産業財産保護支援課 042-481-5214
- 韓国知識財産保護協会 02-2183-5891

関連サイト

- 韓国知識財産保護協会 www.kipra.or.kr

優秀支援事例

・ J社

(事例の概要) 知財権訴訟保険加入後、中国の企業を対象として自社の保有特許である紫外線吸収剤に対して侵害禁止訴訟を提起。

(経済的効果) 保険金約1.08億ウォンを受領(政府支援金に比べて36倍)

・ N社

(事例の概要) 知財権訴訟保険に加入後、アメリカのライバル会社を対象として自社保有特許である血液診断キットに対して侵害禁止訴訟を提起

(経済的効果) 保険金約2億ウォンを受領(政府支援金に比べて8倍)

5

海外における知識財産権紛争情報の提供

▶ 海外における知識財産権紛争情報の提供

www.ip-navi.or.kr

⇒ 海外進出企業の条件に適合する紛争関連情報をオンライン上で総合的に提供します。

支援対象

→ 海外進出企業または進出予定企業

支援内容

→ 国際IP紛争動向のニュースレター、紛争動向研究報告書、NPEs報告書、主要国の知財権判例情報および海外知財権保護ガイドブックなどを業種別、国家別、争点別に提供。

→ WEBサイト構成

紛争情報の提供

● 判例検索

判例の現況
特許実用
デザイン
商標
インテリジェント判例情報

● 国際IP紛争動向

紛争の現況
ニュースレター
知財権ニュース
判例報告

● ガイドブック

IP5
アジア
アメリカ
ヨーロッパ
オセアニア
アフリカ

● 研究報告書

紛争動向報告書
NPEs 報告書
中核判例報告書
国家別判例徹底分析
IP紛争分析

支援事業

● 紛争支援事業

事業案内
支援事業の手順
様式資料室

● 事業公告

コンサルタント支援
訴訟保険支援
協議体支援

● IP-DESK

事業案内
事業公知
商標権関連資料

● 相談申請

支援事業
IP-DESK
紛争対応

● FAQ

支援事業推進管理

● 推進状況の内訳

コンサルタント支援
訴訟保険支援
協議体支援

● 企業情報管理

● 企業協議体管理

● 紛争情報管理

● 相談申請

知財権紛争対応センター

● 知財権紛争対応センター

センター紹介

● IP-NAVI

紹介
コンテンツの利用方法

● 公知事項

公知事項
教育セミナーニュース
教育セミナー資料室

利用方法

- ➔ 国際知識財産権紛争情報ポータル(www.ip-navi.or.kr)にメンバー加入後、利用

問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産保護政策課 042-481-8423
- ➔ 韓国知識財産保護協会 02-2183-5828、5824 / jryoo@kipra.or.kr

関連サイト

- ➔ 韓国知識財産保護協会 www.kipra.or.kr

<紛争情報提供メニュー画面>

紛争情報提供
분쟁정보제공



- **판례검색 判例検索**
 - 현황
 - 특허심판
 - 디자인
 - 상표
 - 이슈 권태정보
 - 국가별 지재권법령
- **국제 IP분쟁동향 国際IP紛争の動向**
- **분쟁현황 紛争の現況**
- **뉴스레터**
- **자재권 뉴스**
- **가이드북 가이드ブック**
 - IP 5
 - 아시아
 - 아메리카
 - 유럽
 - 오세아니아
 - 아프리카
- **연구보고서 研究報告書**
 - 분쟁동향 보고서
 - NPEs 보고서
 - 핵심관리 보고서
 - 국가별 권리심층분석
 - IP 분쟁분석

분쟁현황 紛争の現況 ▶ 분쟁정보제공 > 국제IP분쟁동향 > 분쟁현황

SEARCH

총 2551건

발생일자 発生の日時	분쟁제목 紛争題目	제품명 製品名
2014.02.24	[컴퓨터기술] Billinetwork Patent VS LogicBit Software, L ...	HoudiniESQ Le ...
2014.02.24	[컴퓨터기술] eDarka, LLC VS Abercrombie & Fitch Co. 絨服용 컴퓨터 ...	www.abercromb ...
2014.02.24	[컴퓨터기술] Pollin Patent Licensins, LLC/ Autoscribe Corp ...	Checks-by-tel ...
2014.02.24	[퍼니징을 위한 IT기술] Abercrombie Online, LLC VS LifeProxy, LLC 絨복용 ...	es2niper.com ...
2014.02.24	[디지털통신기술] Asternet Technologies, Inc. VS NCR Government ...	CAT/BPSS syst ...
2014.02.22	[컴퓨터기술] Sapphire Dolphin, LLC VS Logitech, Inc. 揚音용 컴 ...	Mobile Speake ...
2014.02.21	[컴퓨터기술] CyberFone Systems, LLC VS Konica Minolta Hold ...	Multifunction ...
2014.02.21	[전자 에너지장치기술] Innovative Display Technologies, LLC VS BMW ...	Vehicles havi ...
2014.02.21	[디지털통신기술] MAZ Encryption Technologies, LLC VS Apple, In ...	iOS security ...
2014.02.21	[의료통신기술] ClearCount Medical Solutions, Inc. VS SURGICO ...	Safety-Sponge ...
2014.02.21	[컴퓨터기술] Execware, LLC VS AT&T, Inc./ AT&T Services, I ...	Products that ...
2014.02.21	[컴퓨터기술] CUBUS Solutions, Inc. VS Sonic Industry, LLC ...	Online and mo ...
2014.02.20	[컴퓨터기술] ART+COM Innovationpool GmbH VS Google, Inc. 競 ...	Google Earth, ...
2014.02.20	[기타소비재] Turbo Style Products VS Amazon.com 絨복용 기타소비재 ...	Automobile ac ...
2014.02.20	[AV(Audio-Video)기술] William Gracia VS Apple, Inc. 絨복용 AV(Audio-Vi ...	Cloud computi ...
2014.02.20	[AV(Audio-Video)기술] Hawk Technology Systems, LLC VS Detroit Enter ...	Video storage ...
2014.02.20	[기타소비재] Best Western International, Inc. VS Paradise ...	Best Western ...

< 判例検索メニュー画面 >

判례검색 判例検索

특어·실용 | 디자인 | 상표 | ITC 정보 | 지역 | 비준협약 | 유럽지식재산소

분류목록

분야목록

- 산업기술분류
- 상업등록수준
- 특수
- 광학
- 의류
- 건설등록
- 기계
- 음리
- 전기

人氣照會判例

인기조회판례

전체 | 한국 | 미국 | 일본 | 중국 | 유럽

Patent 21(특권95호)
 부정경쟁방지 및 영업비밀보호에...
 기업특성에 따른 국제특허분류...

연예 자료동계

- 한국 5922건
- 미국 4202건
- 중국 1782건
- 일본 1901건
- 유럽 17652건
- 총계 153002건

< 海外知財權ガイドブックメニュー画面 >

해외지재권 가이드북 海外地財權ガイドブック

IP6 | 아시아 | 아메리카 | 유럽 | 오세아니아 | 아프리카 | 기타

목차보기

- 미국
 - 1. 국가 일반현황
 - 가. 국가 일반현황
 - 나. 지재권 제도 소개
 - 2. 지재권 제도 현황 및 연혁
 - 가. 개관
 - 나. 특허법
 - 다. 상표법
 - 3. 2013 개정법 관련
 - 가. 추진 배경
 - 나. 선출발주의(First-Inventor-to-file)의 도입
 - 다. 선행기술(Prior art)의 명확화
 - 라. 영수권의 특허출원
 - 마. 국제적 상행에 있어서 법정의 역할 강화
 - 바. 국제적 제재 유선 규정의 효력을 향상
 - 사. 선사용권(Prior User Rights)의 개관
 - 아. 통회표시
 - 자. 이식상장제도의 신설
 - 차. 개입시 자도의 보완
 - 카. 출원연말 및 미출발 관한 규정 신설
 - 타. 특허의 실시제 유선 강화
 - 타. 개정한 신규 조문 대비표
 - 4. 지재권 취득 및 관리
 - 가. 개관
 - 나. 특허의 출원 및 관리
 - 다. 미국 특허제도의 특장
 - 라. 특허의 종류
 - 마. 특허출원 단계
 - 바. 통회조건
 - 사. 심사단계

IP NAVIGATION SYSTEM

미국 **アメリカ**

HOME > IP6 > 미국

IP 관례보고서 | 관례 참조분석 | 지재권 가이드

가이드북 다운

해외지식재산권 보호 가이드북 모바일 앱 안내

海外知識財産權保護ガイドブックモバイルウェブのご案内

Mobile QRcode

지재권 가이드북 특은 안드로이드 및 iOS로써서 모바일 앱으로 내려받아 설치할 수 있습니다.

모바일 앱은 각 국가별 가이드북 콘텐츠를 다운로드해서 오프라인에서도 열람할 수 있도록 지원합니다.

2011년 현재 16개국에 대한 가이드북이 제공중이며, 2012년 중 5개국에 추가 제공을 예정입니다.

안드로이드 앱 | 아이폰 앱

해당 콘텐츠/성명 담당자

지재권정보메일센터 | 담당부서: 기반정보팀 | 담당자: 이준호 대리 (02-2183-5884) | E-mail: abilityto@kipra.or.kr

6

営業秘密保護センターの運営

- ▶ 企業の営業秘密保護

www.tradesecret.or.kr

⇒ 営業秘密の生成・管理・立証段階まで、韓国企業の営業秘密保護・管理活動を統合支援して関連サービスをOne- Stopで提供します。

支援対象

- ⇒ 中小・中堅企業、大企業など

支援内容

- ⇒ 営業秘密原本証明サービス
 - ・ 電子文書で保管中の営業秘密が盗用・流出などにより侵害発生時、当該営業秘密の原本存在と保有時点の立証を援助するサービスを運営。
- ⇒ 営業秘密の管理実態診断
 - ・ 企業が自社の営業秘密管理の現況および問題点を把握するために改善できるよう専門家との相談を通じて営業秘密の管理実態を診断し、管理の方案を提示。
- ⇒ 営業秘密標準管理システム
 - ・ 企業の営業秘密管理実態診断によるコンサルタントおよび最少人力・費用で営業秘密を管理することができるシステム*を普及。
 - * 業秘密取扱い管理、人的資源管理、統計現況管理、原本登および明機能など
- ⇒ 営業秘密法律相談
 - ・ 電話・インターネット・訪問および訪問型相談など多彩な方式で専門家による無料法律相談を提供。

第2部 知識財産の保護支援

➔ 営業秘密保護教育

- 企業対象の訪問・巡回・定期教育、カンファレンスなどを通じて営業秘密の管理に対する理論・実務教育の機会提供および関連教育コンテンツを配布。

問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産保護政策課 042-481-5925
- ➔ 韓国特許情報院 営業秘密保護センター 1666-0521 / tesp_help@kipi.or.kr

関連サイト

- ➔ 韓国特許情報院 www.kipi.or.kr

6-1. 営業秘密 原本証明サービス

◆ サービス紹介

電子文書で保管中の営業秘密が盗用・流出などにより営業秘密の保有者が当該営業秘密の保有に対する立証が必要な場合、営業秘密の原本存在と保有の時点の立証を支援する制度。



◆ 制度の必要性



◆ 特徴と長所

- 不正競争防止および営業秘密保護に関する法律で制度化された公信力のあるサービス
- 電子指紋と公認認証機関の時間情報を利用して営業秘密の原本および偽変造を完璧に証明
- 原本提出なしに電子指紋だけを利用して制度利用中に発生しうる秘密情報の流出を根本遮断
- 多様な形態の電子ファイル(ワード、イメージ、動画など)をサポート
- インターネットにつながれば時間と場所の制約なしに利用可能

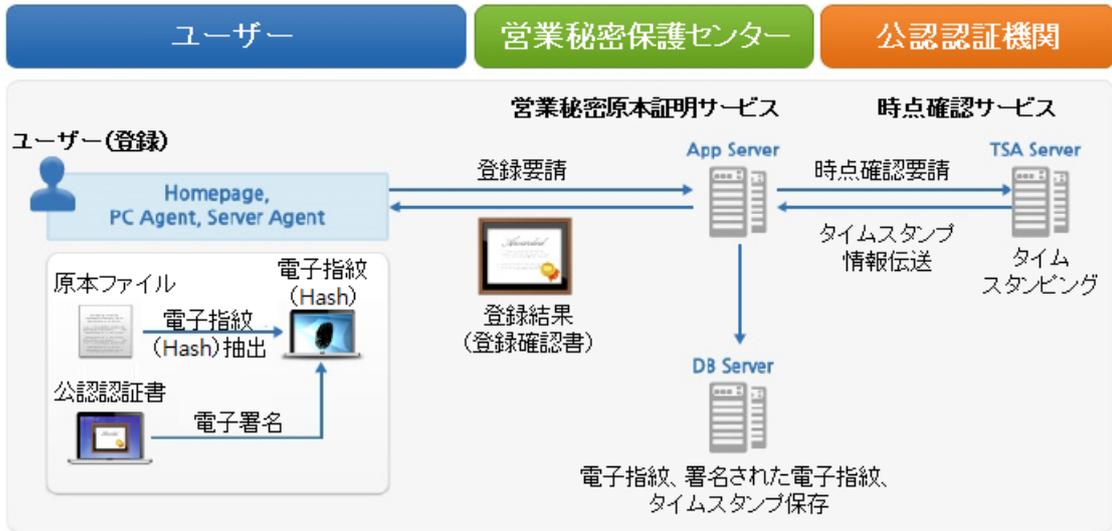
◆ サポート可能なファイル(範囲)

- ハングル、ワードなど事務用文書だけでなくイメージ、動画など多様な形の電子ファイルを支援
- 登録要請電子文書の容量は1.6GB限度内を推奨
- 圧縮された形で原本登録する場合、圧縮された内部ファイルに対する証明の可否に対して法的解釈に差がありうるため、原本登録時に注意を要する

◆ サービスの種類

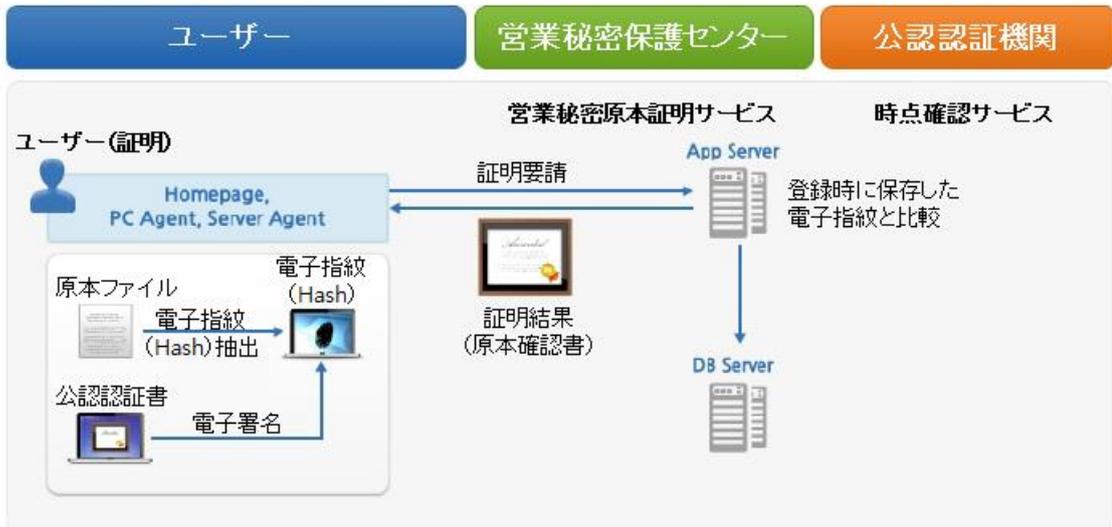
○ 原本(電子指紋)登録

電子文書から抽出した電子指紋と公認認証機関の時間情報をもって当該営業秘密の存在と保有の時点を営業秘密保護センターに登録することです。



○ 原本(電子指紋)証明

保管中の電子文書から抽出した電子指紋と営業秘密保護センターに保管中の電子指紋を比較して原本かどうかを証明することです。



原本を提出せずに電子指紋だけを利用することで原本(電子指紋)登録および証明過程に発生しうる秘密情報の流出を根本的に遮断します。

- * 登録確認書および原本確認書は提出用の資料として使用することはできません。
- * 提出用証明書の発給は、申請サービスから提出用証明書発給申請を別途に行ってください。

◆ サービスの種類

○ ホームページ接続方式

営業秘密保護センターホームページ(www.tradeseecret.or.kr)を通じてご利用できます。

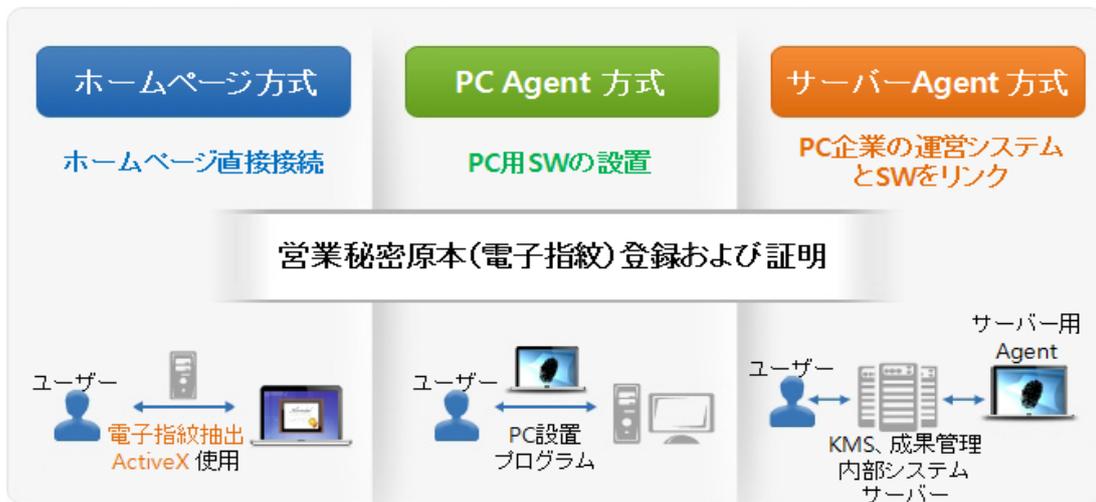
○ PC Agent 方式

別途の ITシステムが構築されていない中小規模の企業や個人ユーザーのためのウィンドウ基盤専用プログラムで原本(電子指紋)登録および証明サービスを便利にご利用できます。

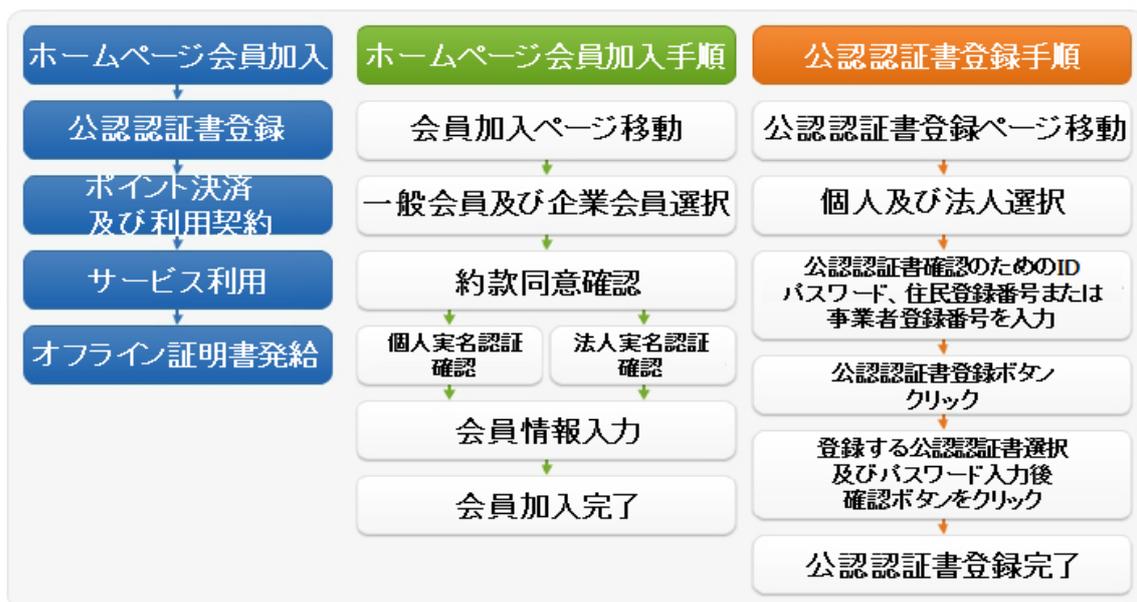
- 主要機能: メンバー確認、原本電子文書管理、原本登録、原本証明、DB情報とのリンク
企業の運営システムとリンクして原本登録および原本証明サービスを便利にご利用できます。

○ Server Agent 方式

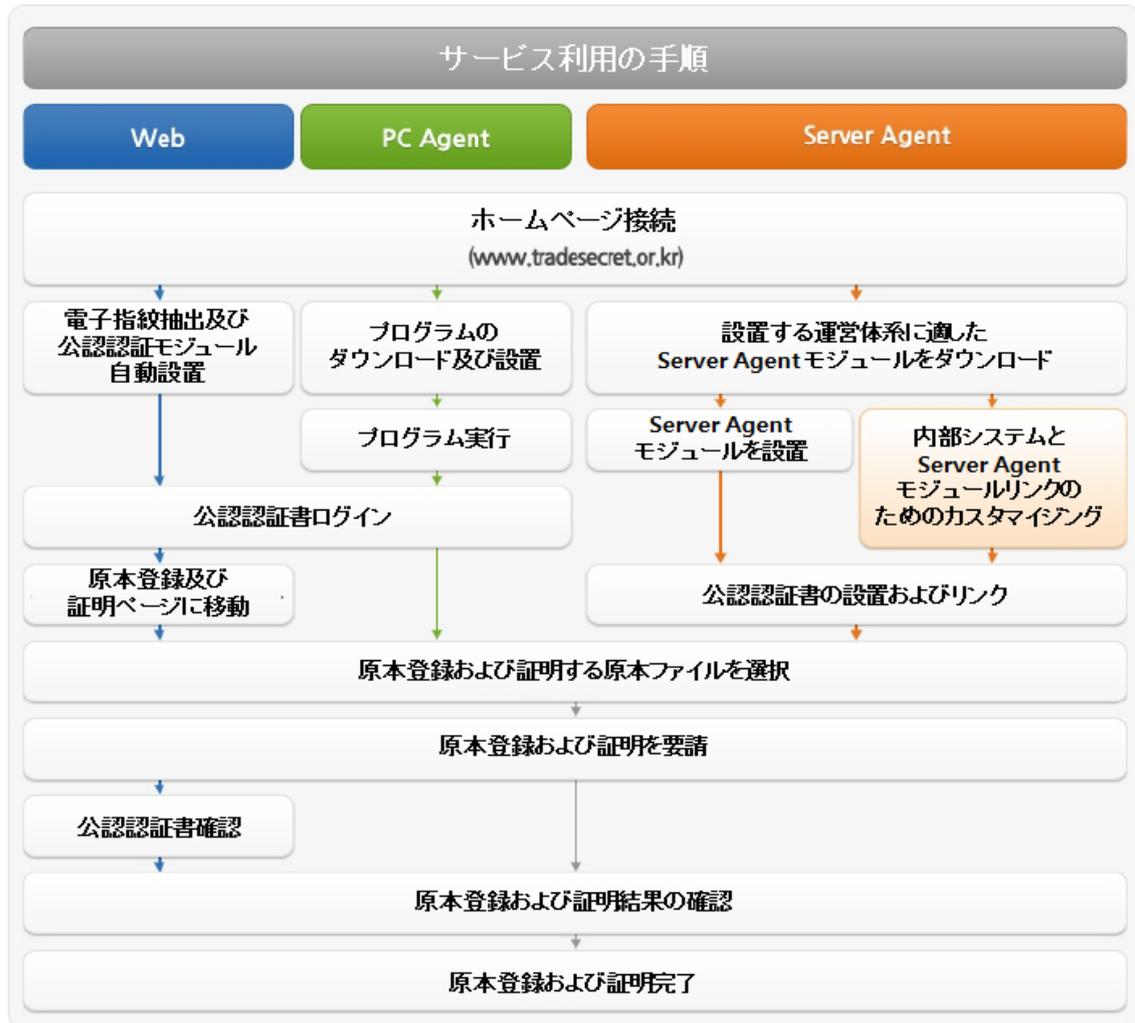
企業の運営システムとリンクして原本登録および原本証明サービスを便利にご利用できます。



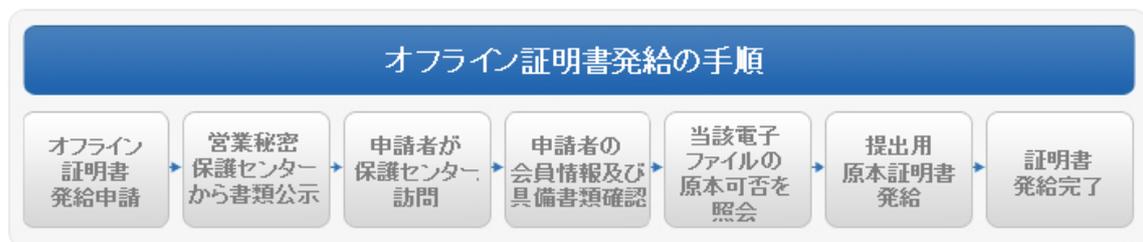
◆ サービスの段階



◆ サービス利用の手順



◆ サービス利用の手順



* 申請者会員情報の不一致、書類の不備、原本不一致の場合は、証明書を発給できません。

◆ 利用方法

営業秘密原本証明制度はホームページ接続によるホームページ方式と、Agentプログラム設置によるPC Agent および Sever Agent 方式でご利用できます。



◆ 詳細利用方法

1. 会員加入および認証書の登録

- 1 会員加入
- 2 [認証書登録]を選択
- 3 加入したIDとパスワード、そして事業者登録番号または住民登録番号を入力
- 4 汎用または金融専用認証書を登録

2. サービス接続

ホームページ方式

- 1 ホームページ上段の Anlab Online Security 追加機能実行許可をクリック
- 2 ActiveX 設置
- 3 認証書ログイン

PC Agent 方式

- 1 プログラムダウンロードメニューを選択
- 2 ユーザーのOSに適したプログラムダウンロードおよび設置
- 3 認証書ログイン

サーバーAgent 方式

- 1 プログラムダウンロードメニューを選択
- 2 設置するOSに適したプログラムダウンロード
- 3 Agent 設置後、企業の運営システムとリンク
- 4 認証書ログイン

3. サービス利用

原本(電子指紋)登録

- 1 [原本証明]の[原本証明]メニュー選択
- 2 登録する電子指紋を選択
- 3 原本登録を要請
- 4 認証書確認
- 5 原本登録確認書保存 (My Page からダウンロード可能)

原本(電子指紋)証明

- 1 [原本証明]の[原本証明]メニュー選択
- 2 原本証明を受ける電子文書および原本登録確認書を選択
- 3 原本証明を要請
- 4 証明結果確認
- 5 提出用原本証明書オフライン発給申請 (他機関への提出目的の場合)

提出用原本証明書の発給はオフラインで行われます。詳しい内容は顧客センター(1666-0521)まで。

◆ 利用料金

原本(電子指紋)登録は、基本料金、維持料金および割増し維持料金に区分されます。

原本 (電子文書) 登録	基本料金	新規に原本(電子指紋)登録時に課金される費用
	維持料金	原本(電子指紋)登録後、1年が経過する前に登録維持を要請した場合の費用
	割増し維持料金	原本(電子指紋)登録後、1年経過して登録維持追納期間(6ヶ月)経過前に登録維持を要請する場合の費用

◆ 料金制

件別の料金制: 件単位で料金が課金される料金商品で、一般ユーザーのための標準料金制

区分	金額 (VAT含む)	備考	
原本 (電子文書) 登録	基本料金	1万ウォン/件(1年)	
	維持料金	3千ウォン/件(1年)	原本(電子指紋)登録後、保管期間(1年)以内
	割増し維持料金	9千ウォン/件(1年)	保管期間(1年)満了後、6ヶ月以内

登録の維持には期間の制限はないものの、登録維持申請は1回につき最大で5年まで可能です。
保管期間(1年)満了後、登録維持追納期間(6ヶ月)内に維持申請しない場合、原本(電子指紋)登録資料は破棄。

◆ サイト料金制

利用料金別の割引率を適用した料金商品で、利用件数が多いユーザーのための料金制

区分	利用件数	割引率
1	5~50件	-
2	51~100件	10%
3	101~1000件	20%
4	1001~5000件	30%
5	5001~10000件	40%
6	10001件以上	50%

サイト料金制は、My Page > 決済内訳から申請できます。
サイト料金制の利用者は、基本料金(50万ウォン/年、VAT含む)を先納して1年間利用でき、四半期別の使用量にしたがって精算し、追加納付します。
中小企業がサイト料金制を利用する場合、追加10%の割引を適用します。
-ただし、中小企業基本法第2条および司法施行令第3条の基準により、中小企業庁が発給した中小企業確認書を提出した場合に限ります。
原本(電子指紋)登録の基本は1件ずつ、原本(電子指紋)登録維持は0.3件ずつ、原本(電子指紋)登録割増し維持は0.9件ずつ処理します。

◆大量利用契約料金制

大量の原本(電子指紋)を持続的に登録しようとする企業ユーザーのための料金制

大量利用契約料金制の利用者は、顧客センターへの問い合わせを通じて料金制を設計し、Server Agent 方式によって原本(電子指紋)を登録します。

Server Agent 方式の場合、基本サービスとのリンクは無償で提供し、利用者の要求により発生する追加の開発費用は別途合意を通じて決定します。

ただし、システムのメンテナンス費用は上記追加開発費用と比べ、公共は10%、企業は15%が適用され、最初の1年はメンテナンス料金が無償です。

◆原本(電子指紋)証明の利用料金

区分	金額(VAT含む)
オンライン原本証明の確認	無料
提出用原本証明書の発給	3万ウォン/件

◆決済方式



問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産保護政策課 042-481-5925
- ➔ 韓国特許情報院 営業秘密保護センター 1666-0521 / tesp_help@kipi.or.kr

関連サイト

- ➔ 韓国特許情報院 www.kipi.or.kr

優秀支援事例

- 営業秘密侵害時の立証および社内管理のために利用
 - (企業) K社(製造業)
 - (目的) 外国企業との営業秘密侵害訴訟中のK社は、社内の営業秘密保護強化および有事の際の保有事実立証のためにサービス利用協定を締結
 - (計画) 現在は一部の担当部署でのみ使用しているが、全部署へと利用範囲を拡大する予定

6-2. 営業秘密管理実態診断

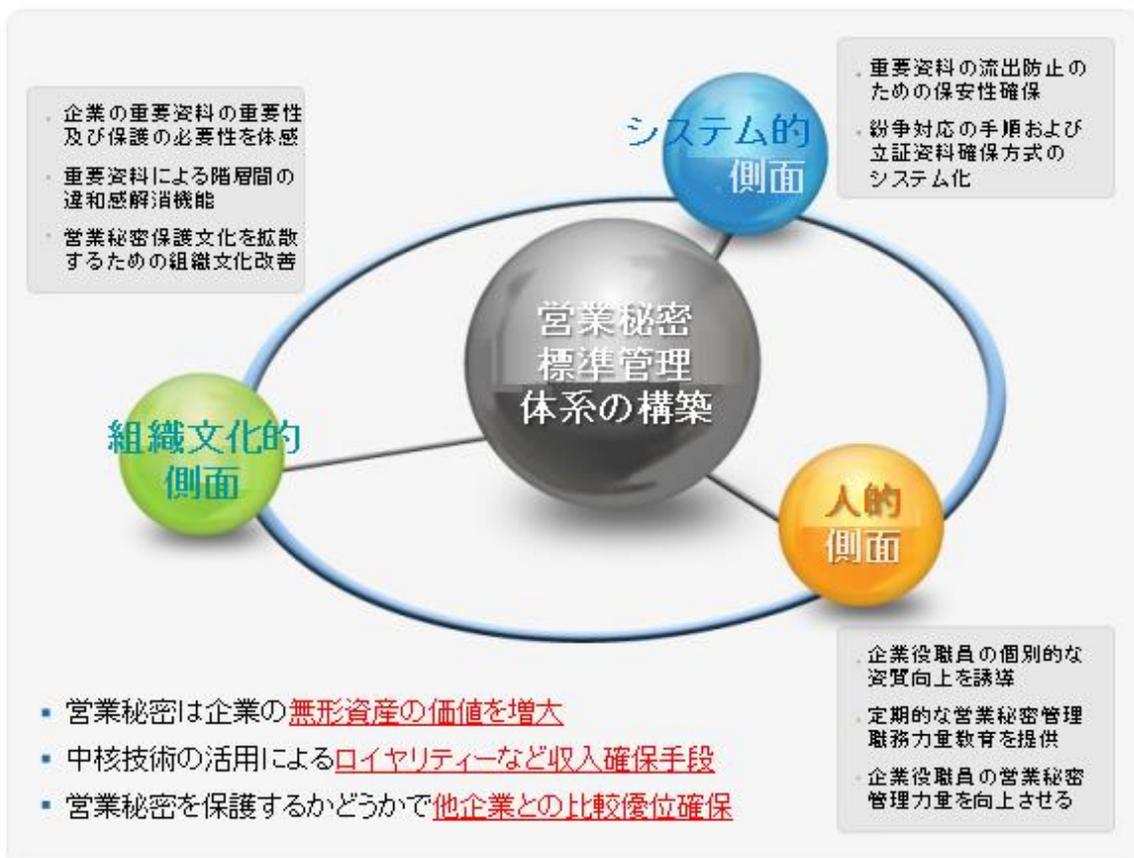
◆ 営業秘密標準管理体系構築コンサルタントとは？

企業が自社の営業秘密管理の現況および問題点を把握して改善できるよう専門家との相談を通じて営業秘密管理の実態を診断し、管理の方案を提示するサービス。

◆ 大量利用契約料金制

- ・ 営業秘密保護の専門家による企業の営業秘密管理実態の精密診断
- ・ 総合的なコンサルタント遂行計画の樹立による体系的なコンサルタントを推進
- ・ 目標管理モデルを基に履行課題を選定して具体的な改善方法を提示
- ・ コンサルタント完了後も定期的に点検および役職員対象教育を実施

◆ 期待される効果



◆ 利用申請

企業自ら、自社の営業秘密管理実態を診断するもので、この診断チェックリストを通じて会社全般の営業秘密の管理現況および問題点を把握することができます。

◆ 参考事項

- 営業秘密の保護・管理に関連する合計5つの領域に対する質問で構成されています、
- 各質問には加重値が与えられており、業態別に加重値は異なります。
- 診断等級は合計5つに区分されており、本診断を通じて企業の概略的営業秘密の管理実態把握が可能となります、

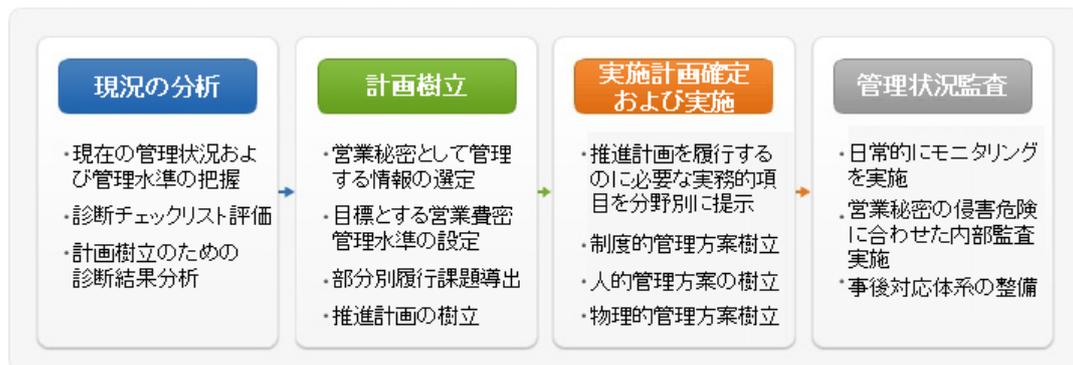
◆ 保安診断等級

等級	状態
A等級(81点以上、良好)	営業秘密管理体系を備え、よく実行している。
B等級(71～80点、普通)	流出の際、法的保護を受けられる程度に実行しているが、流出防止対策は普通。
C等級(61～70点、脆弱)	流出時、法的保護を受けるには多少問題があり、流出に弱いので管理体系構築が必要。
D等級(41～60点、危険)	流出時、法的保護が困難で、流出の危険に露出しているので管理体系構築が喫緊の課題。
F等級(40点以下、無関心)	常時、営業秘密の流出危険に露出している。

◆ コンサルタントの手順

- **[現況の分析]** 基本的業務環境の把握および自己診断実施による企業現況の分析
企業の全般的業務環境調査とともに営業秘密管理実態の自家診断実施結果を基に脆弱点および改善事項導出
- **[計画の樹立]** 目標管理モデルおよび履行課題選定による細部推進計画を樹立
現況分析による脆弱点および改善事項を基に目標管理モデルを選定して履行課題を導出し、段階別・部署別の推進課題を樹立
- **[実施計画の確定および実施]** 営業秘密の管理環境改善のための実質的実行対策を提示
営業秘密管理規定の制定、営業秘密登録、秘密の表示・保管、保護誓約書の徴求および従業員教育など細部の実行対策を提示
- **[管理状況の監査]** 定期的な営業秘密管理状況の点検による持続的な改善
営業秘密管理実態の自家診断などを通じて各部分の営業秘密管理活動が持続しているかを定期的に点検し問題点を改善

* 管理実態診断は、最初の現況分析段階に当たります。



◆ 利用の手順

段階	詳細内容
管理実態診断	診断チェックリストを通じて無料で自家診断を実施
▼	
コンサルタント契約	申請書作成後、コンサルタント契約を締結
▼	
コンサルタント準備	対象機関の環境分析(業務特性および現況など)
▼	
実態診断	脆弱点の集重点検および導出整理
▼	
計画樹立	目標モデルを選定して段階別の保安対策を樹立
▼	
コンサルタント開始	標準管理構築専担人材の構成、役職員基礎教育などコンサルタント実施
▼	
最終評価	最終報告書作成および校正

◆ 管理実態診断の手順

段階	詳細内容																						
申請書受付	ホームページ: 事業案内 ▶ 営業秘密管理実態診断の申請 *診断方式の選択: オフライン/オンライン																						
診断点検表 電子メール発送	オフライン申請企業 [添付1] 診断点検表(管理者用)、[添付2] 診断点検表(職員用) オンライン申請企業 オンライン診断案内																						
診断点検表 の作成	<p>オフライン申請企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 管理者用 御社の営業秘密関連総括責任者1名への会社の営業秘密管理実態に対するアンケート。アンケートに対して他部署の助言や説明を聞いて作成してもいいが、その際、職員ではない各部署の責任者と協議して作成。 ■ 職員用 職員らが営業秘密に関してどの程度認知しているのかを調査するためのアンケート。可能な限りすべての職員に配布して結果をまとめ作成。 <p>結果は項目ごとに回答数をまとめ、数字で記載。下の[作成例示]を参照</p> <p>[作成例示]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">営業秘密管理実態 診断点検表(職員用)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>いいえ</th> <th>普通</th> <th>はい</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">探 究 策 略</td> <td>1-1. 会社が探検しようとする営業秘密が何であるか知っている</td> <td>28</td> <td>32</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>1-2. 別途の権限なしには使用できない資料(文書)がある</td> <td>40</td> <td>30</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>1-3. 独自および外部の講師を通して職員らに定期的に営業秘密教育を実施している</td> <td>70</td> <td>10</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>オンライン申請企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ オンライン点検サイトに接続して回答実施 	営業秘密管理実態 診断点検表(職員用)				区分		いいえ	普通	はい	探 究 策 略	1-1. 会社が探検しようとする営業秘密が何であるか知っている	28	32	22	1-2. 別途の権限なしには使用できない資料(文書)がある	40	30	12	1-3. 独自および外部の講師を通して職員らに定期的に営業秘密教育を実施している	70	10	2
営業秘密管理実態 診断点検表(職員用)																							
区分		いいえ	普通	はい																			
探 究 策 略	1-1. 会社が探検しようとする営業秘密が何であるか知っている	28	32	22																			
	1-2. 別途の権限なしには使用できない資料(文書)がある	40	30	12																			
	1-3. 独自および外部の講師を通して職員らに定期的に営業秘密教育を実施している	70	10	2																			
診断点検表 の作成	オフライン申請 (申請企業 ▶ センター) 作成された添付1, 2の結果を発送 オンライン申請 (申請企業 ▶ センター) 電子メールで診断完了を通報																						
診断点検表 の結果分析	申請企業の診断結果を基に結果を分析してレポートを作成																						
訪問相談	直接、申請企業を訪問して診断結果を基に相談および教育実施																						

◆ 管理実態診断の手順



問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産保護政策課 042-481-5925
- ➔ 韓国特許情報院 営業秘密保護センター 1666-0521 / tesp_help@kipi.or.kr

関連サイト

- ➔ 韓国特許情報院 www.kipi.or.kr

6-3. 営業秘密 標準管理システム

◆ 営業秘密標準管理システムとは？

営業秘密管理体系が不十分な企業の営業秘密管理と改善のために、営業秘密の登録・ランク付け、取り扱い・権限および履歴の管理、保安誓約書管理、原本証明サービスなどの営業秘密管理基盤全般を具現した営業秘密管理用のシステム



◆ システム構成

営業秘密標準管理システムは、基本オプション、追加オプションで構成されています。

区分	主要内容
基本オプション	営業秘密標準管理システム
	原本証明PKIモジュール
	システムの設置およびユーザー教育
	営業秘密保護関連のコンテンツ提供
追加オプション	A 保安管理ソリューション(DRM/DLP)
	B 運営サーバーおよびDB管理ツール

◆ 特徴と長所

- **[標準化された管理体系の具現]**
法曹系・産業系・学系の専門家らを通じて生成された営業秘密標準管理体系を基盤として営業秘密資料のライフサイクルを具現
- **[営業秘密管理の効率化]**
企業内のシステム構築を通じて最小の費用と時間で自社保有の営業秘密資料を効率的に管理可能
- **[管理プロセスの簡素化]**
営業秘密管理にともなう業務の負担を減らし、特別な専門知識がなくても管理が可能となるよう標準管理体系をシステムの的に簡素化
- **[原本証明サービスとの連係]**
特許法上の先の使用権を立証する際の原本存在と保有時点の立証をサポート可能
- **[各種保安ソリューションとの連係]**
営業秘密資料に対する接近制御および外部流出遮断のために設置された各種の保安ソリューション(DRM, DLP)などとの連係が可能

◆ 期待される効果

- **営業秘密紛争の発生時**
 - ・ 営業秘密管理履歴の生成・保管により相当な努力により秘密維持された情報との事実立証資料として活用可能
 - ・ 営業秘密利用に対する権限設定で保有者および取扱者だけが秘密情報の取り扱いが可能であるとの事実に対する立証資料として活用可能
- **その他**
 - ・ システム活用を通じて秘密維持に対する職員らの意識を高め、営業秘密に対する認識転換のきっかけを用意

主な機能

◆ 人的管理(管理者モード)

- 役職員の誓約書登録および作成の可否確認
- ユーザー別の最近の動向入力および照会



◆ 履歴管理(管理者モード)

- 사용자별의 營業秘密의 取り扱い 履歴照會
- 作業者, 作業時間, 作業狀態의 確認

번호	구분	내용	작업자	작업시간	작업상태
1	프로파일	검토자료	윤용섭	2013-05-31	열람
2	프로파일	검토자료	윤용섭	2013-05-31	열람
3	프로파일	검토자료	윤용섭	2013-05-31	열람
4	첨부파일	검토자료(PC보안 자가 점검표.hwp)	윤용섭	2013-05-31	등록
5	첨부파일	검토자료[보안점검기록표.hwp]	윤용섭	2013-05-31	등록
6	첨부파일	검토자료[외부인출입대장.hwp]	윤용섭	2013-05-31	등록
7	첨부파일	검토자료[반출(입)허가서.hwp]	윤용섭	2013-05-31	등록
8	첨부파일	검토자료[제안구역출입대장.hwp]	윤용섭	2013-05-31	등록
9	첨부파일	검토자료[20130530_영업비밀관리 점검용 프로그램.hwp]	윤용섭	2013-05-31	등록
10	종다	영업비밀관리점검용 프로그램	윤용섭	2013-05-31	등록

◆ 權限管理(管理者モード)

- 營業秘密利用의 特性別 그룹構成
- 그룹別 總括管理者의 指定および 權限의 設定

부서	성명	직위
한국특허청부원	전재관리자	전체관리자
기반조성사업파트	김건희	파트장
기반조성사업파트	김희동	파트장
원분중명서비스파트	신현경	파트장
기반조성사업파트	김성미	사원
기반조성사업파트	류경주	사원

부서	성명	직위
영업비밀보호팀	박진규	팀장
원분중명서비스파트	윤용섭	파트장

◆ マイページ(共通モード)

- 自身が接近可能な営業秘密の確認
- 同一権限を持つ役職員の確認
- 誓約書リストの確認(提出/未提出)



◆ 営業秘密取り扱い管理(共通モード)

- 営業秘密ファイルの登録、修正、解除および破棄
- 原本証明サービスの提供



利用手順



問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産保護政策課 042-481-5925
- ➔ 韓国特許情報院 営業秘密保護センター 1666-0521 / tesp_help@kipi.or.kr

関連サイト

- ➔ 韓国特許情報院 www.kipi.or.kr

優秀支援事例

- 標準管理体系の示範普及を通じて当該企業の営業秘密管理指数を向上
 (企業) A(製造業)、B(流通業)、C(R&D) の3社
 (内容) 当該企業の営業秘密管理体系診断を通じて標準ガイドラインを提示し、標準管理システムを構築して企業内の営業秘密管理体系構築を支援。

区分	A社		B社		C社	
	前	後	前	後	前	後
点数	42点	90点	42点	86点	57点	83点
等級	D	A	D	A	D	A

6-4. 営業秘密 法律相談

概要

- 企業の営業秘密流出を防止し、流出した場合には対応策を提供するなど営業秘密関連紛争を支援するon/OFF- line相談を実施。

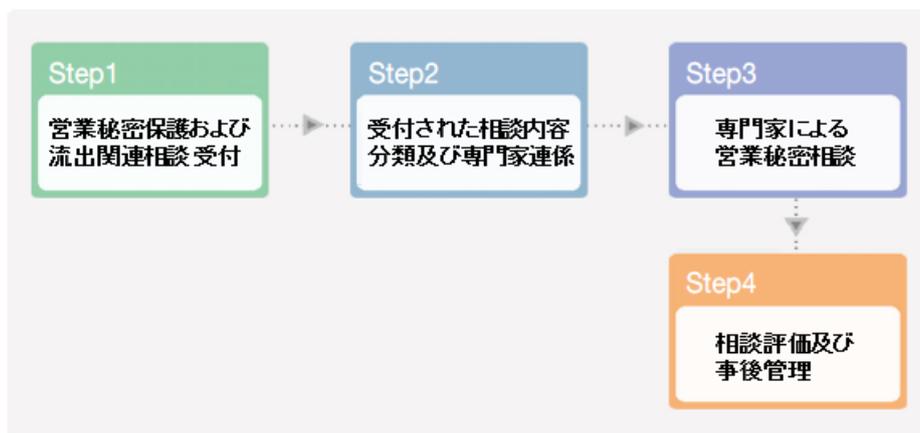
支援対象

- 大企業、中小企業、企業付設研究所(または専担部署)、大学または公共機関研究所など

支援内容

- 営業秘密に当たるかの可否
- 営業秘密侵害の可能性
- 営業秘密侵害時の救済手段
- 転職禁止取り決めの効力
- その他の営業秘密保護に関する問い合わせ

支援手順



- ➔ オンライン相談の原則
 - ➔ 訪問相談は効率的な相談のために、電話、インターネット受付による事前予約を基本とし、必要な場合には、現場でも受付可能。
- ※ 営業秘密保護センターホームページ(www.tradesecret.or.kr) 参照

問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産保護政策課 042-481-5925
- ➔ 韓国特許情報院 営業秘密保護センター 1666-0521 / tesp_help@kipi.or.kr

◆ 特許庁&警察庁の相互業務連携の案内

- 特許庁は、営業秘密流出の捜査相談を全国の「産業技術流出捜査隊」に依頼し、警察庁は、営業秘密管理体系構築および法律相談を「営業秘密保護センター」に要請することで、両機関の相互業務連携および協力を強化。

※警察庁は公正な企業活動ムード造成および主要技術の海外流出による国益の侵害を防止するために産業技術流出捜査隊を発足。(2010.07.29)

- 警察庁 営業秘密流出 申告・相談

代表電話 1566-0112			
ソウル庁	02-700-6256 / 6266	釜山庁	051-899-3677 / 3877
京畿庁	031-888-2798 / 2898	大邱庁	053-804-2376
仁川庁	032-455-2598	蔚山庁	055-261-8692
慶南庁	055-210-2826	忠北庁	043-240-2078

サイバー警察庁 <http://cyber112.police.go.kr>

- ※警察庁は、産業技術流出捜査支援センターと、全国8ヶ所の地方警察庁に専任捜査隊を運営しており2011年基準、営業秘密の国内外流出84件(311名検挙)を解決。
- 企業対象の営業秘密保護教育・説明会: 特許庁と警察庁は合同地域説明会を実施、予防教育および被害申告・相談を支援。*2011年警察庁は国内988の企業と海外進出国内企業240社を対象に技術保安教育を実施
- 関連機関

区分	連絡先	ホームページ
特許庁	1544 - 8080 (相談センター)	www.kipo.go.kr
国家情報院産業機密保護センター	111 (コールセンター)	www.111.go.kr
公益弁理士相談センター	02 - 553 - 5861	www.kpaa.or.kr
産業通商資源部	1577 - 0900 (顧客センター)	www.motie.go.kr
韓国産業技術保護協会	02 - 3489 - 7000	www.kaits.or.kr
中小企業庁	1357 (代表番号)	www.smba.go.kr
技術資料任置センター	02 - 368 - 8761	www.kescrow.or.kr
技術保護相談センター	02 - 3787 - 0477	www.tpcc.or.kr

関連サイト

- ➔ 韓国特許情報院 www.kipi.or.kr

優秀支援事例

- 営業秘密流出事件を警察庁の産業技術流出捜査隊に引継ぎ
(流出の経緯) 会社の職員が営業用として提供された製品のサンプルを流出し、新たな会社を設立して類似品を製作した後、前の会社の取引先に納品
(被害規模) 製品開発費、売上高減少による営業利益の減少分
(支援内容) 営業秘密流出時の法的救済手段に対して案内した後、相談者が刑事措置を希望したため、警察庁産業技術流出捜査隊に事件を引継いだ。

6-5. 営業秘密 保護教育

概要

- 企業の営業秘密流出を事前に予防し、流出時の対応を援助するため、企業の営業秘密保護の重要性および管理方案に対する教育を実施。

教育対象

- 法務法人、特許事務所などの関連業務担当者
- 企業の役職員、研究員
- 営業秘密保護に関心のある一般人および学生

教育内容

課程	内容
営業秘密 保護制度	営業秘密概念および種類
	営業秘密関連法規
	営業秘密侵害の種類
	営業秘密事前保護の方案
	営業秘密侵害の救済方案(民事的、刑事的)
	営業秘密保護法律改正(案)- 秘密保持命令制度など
営業秘密 管理方案	営業秘密管理計画
	制度的管理方案
	人的管理方案
	物理的管理方案
	管理状況モニタリングおよび管理対策
	営業秘密特定
	営業秘密原本証明制度

支援手順



※ 営業秘密保護センターホームページ(www.tradeseecret.or.kr) 参照

問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産保護政策課 042-481-5925
- ➔ 韓国特許情報院 営業秘密保護センター 1666-0521 / tesp_help@kipi.or.kr

関連サイト

- ➔ 韓国特許情報院 www.kipi.or.kr

7

産業財産権の紛争調停制度

- ▶ 産業財産権紛争調停

www.pcc.or.kr

⇒ 産業財産権に関する紛争がある場合、訴訟や審判を通じて解決するのにかかる費用と時間などの問題を節約できるよう特許庁が設置した「産業財産権紛争調停委員会」にて当事者を紛争解決の手順に直接参加させ、相互間の合意を誘導する制度です。

支援対象

- ➔ 申請資格：産業財産権の権利者、実施権者、使用権者、職務発明者および当該権利の実施に直接的な利害関係がある者。（発明振興法第43条の2）
- ➔ 申請対象紛争：登録されている産業財産権（特許権、実用新案権、デザイン権、商標権）に関する紛争（産業財産権の無効および取消しの可否、権利範囲の確認などに判断のみを要請する事項を除外）（発明振興法第44条）

支援内容

- ➔ 紛争調停申請の際、当該分野の専門家で構成された調停部が相互間の合意による紛争解決を誘導
 - 争訟能力が不足している零細な産業財産権の権利者らが便利に利用可能
 - 調停がうまくいった場合、数年がかかる紛争が数ヶ月内で解決可能
 - 申請の手順が簡単便利で調停の過程でも費用がほとんどかからない
 - すべての手順を非公開で進めるため、企業の秘密が公開される恐れがない
- ※ 合意に到達して調停調書を作成すれば、裁判上の和解が成立し確定判決と同一の効力を持つ

www.kipo.go.kr_137

第2部 知識財産の保護支援

問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産保護支援課 042-481-5882
- ➔ 公益弁理士特許相談センター 02-6006-4300

第3部

知識財産競争力強化のための中小・中堅企業支援施策
Korean Intellectual Property Office • www.kipo.go.kr



知識財産の活用支援

第1章 知識財産の金融支援 • 141

第2章 知識財産の事業化および取引支援 • 163

第3部 知識財産の活用支援



第1章

知識財産の金融支援

1. 保証連係特許技術評価	143
2. 投資連係特許技術評価	148
3. 担保貸出連係特許技術評価	152
4. 事業化連係特許技術評価	156
[参考] 母胎ファンド(Fund of Funds)の現況	161

1

保証連係特許技術評価

- ▶ 技術力に比べて担保能力が不足している中小企業を対象として保証機関と協力し、特許技術価値に必要な評価費用を支援

⇒ 特許庁が評価手数料を支援し、技術保証基金・信用保証基金は評価された特許技術に対して事業化資金を支援します。

支援規模

- ➔ 評価手数料：500万ウォン(国庫支援金 350~450万ウォン、企業負担金 50~150万ウォン)
 - * 保証額によって企業負担金を差等適用(5億ウォン以下(50万ウォン)、5~7億ウォン(100万ウォン)、7億ウォン超過(150万ウォン))
- ➔ 事業化資金の保証支援限度：申請企業が保有する特許権の技術価値評価金額以内で、1企業当たり10億ウォン限度。

支援対象

- ➔ 申請日現在、登録されている特許権を事業化している中小企業

支援内容

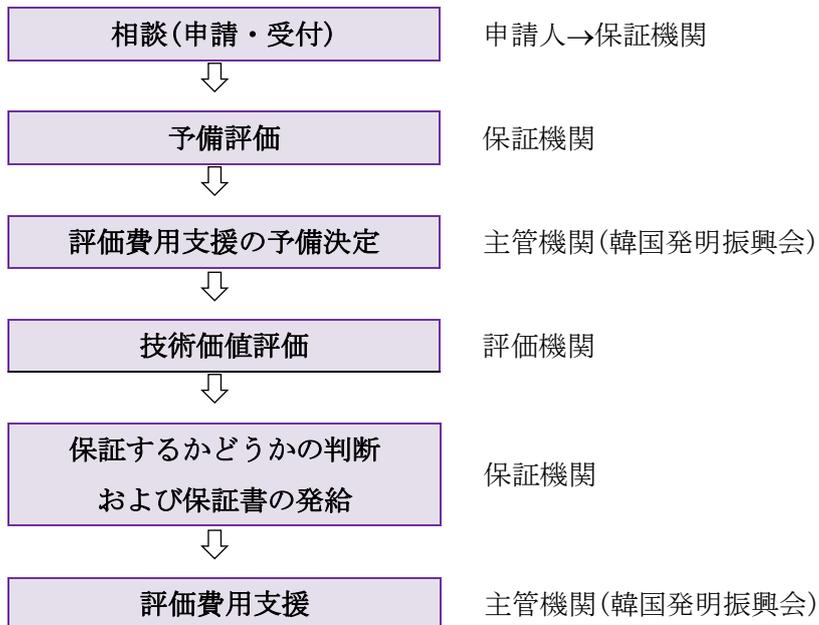
- ➔ (支援期間) 公告後、予算がなくなるまで支援(毎年1~2月に公告)
- ➔ 主な支援内容
 - (特許庁)特許技術価値評価に対して評価手数料を支援
 - (技術保証基金・信用保証基金) 評価された優秀特許技術に対して評価金額内で事業化に必要な資金を支援

問い合わせ

- 権利者が多数若しくは専用実施権者の申請の場合、事業申請および参加に対する相互合意書を提出しなければならない。
- 個人事業者の場合も申請可能。

支援手順

➡ 処理手順



➡ 申請受付

- 申請書は保証機関の各支店にて随時(予算がなくなるまで先着順で締め切り)受付。

問い合わせ

➡ 特許庁 産業財産振興課 042-481-5169

- ➔ 韓国発明振興会 事業化支援チーム 02-3459-2942、2944
- ➔ 技術保証基金 中央技術評価院 032-830-5770
- ➔ 技術保証基金 地域本部

地域	連絡先	地域	連絡先
ソウル本部	02-3215-5900	仁川本部	032-830-5600
京畿本部	031-8006-1500	忠清・湖南本部	042-610-2231
嶺南本部	1544-1120	-	-

- ➔ 信用保証基金 1588-6565
- ➔ 信用保証基金の地域別営業本部

地域	連絡先	地域	連絡先
ソウル西部本部	02-2077-6680	京畿本部	031-230-1579
ソウル東部本部	02-2204-6763	仁川本部	032-450-1649
大邱慶北本部	053-430-8999	忠清本部	042-250-2199
釜山慶南本部	051-605-3131	湖南本部	062-607-9190

関連サイト

- ➔ 韓国発明振興会 www.kipa.org
- ➔ 技術保証基金 www.kibo.or.kr
- ➔ 信用保証基金 www.kodit.co.kr

用語説明

- 特許技術価値評価：特許出願または登録明細書に記載された技術により、現在、実現若しくは将来実現する技術の価値を評価すること。
- 特許技術価値評価保証：特許技術価値評価により算定された評価金額を基に保証支援する制度。

Q & A

Q1) 申請日から始めて資金を受けるまで時間はどのくらいかかりますか？

A1) 申請日から資金を受けるまでは約2.5ヶ月くらいかかり、まずはじめに保証機関を訪問して相談後、評価費用支援を申請しなければなりません。関連申請書の作成および受付は評価機関にて行っています。

Q2) 保証を受けるための具体的な申請資格および対象が知りたいです。

A2) 技術保証基金の一般技術保証を受けることができない中小企業(一般保証限度を超過した企業、起業企業、売上減少企業など信用度が貧弱で財務構造がきびしい状況の企業)のうち申請日現在、特許権または専用実施権(特許権者と相互間で合意書提出)を保有する中小企業(個人事業者を含む)を対象としています。信用保証基金は知識財産を保有しておりそれを事業に活用している企業を対象としています。ただし、両保証機関のうち1ヶ所でのみ保証を受けることができます。現在、どちらか一方から保証を受けている状態なら、他の保証機関では申請対象から除外されます。

優秀支援事例

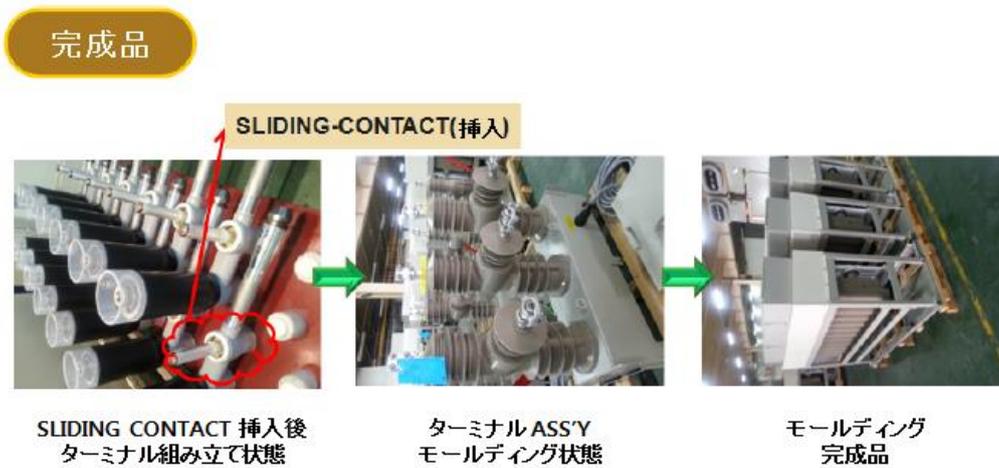
- I社 <金融連係評価を通じて事業資金を確保>
 - I社は、売上実績が全く無く信用等級が低いため、保有特許技術に対する事業化資金確保が困難な状況。
 - 特許に対する技術評価の結果、技術価値金額が高かったため、2008年に技術保証基金から6億8000万ウォンの保証支援を受けた。
 - 支援前の売上額が8300万ウォンから支援後に急成長し、2009年には85億1000万ウォンを達成し、2011年には関連分野でトップ3の企業であるO社に360億ウォンでM&Aされた。(I社の取締役はM&A後も取締役を遂行中)

- M社 <金融連係評価を通じて事業資金を確保>
 - M社は、総貸出額残高が約10億4000万ウォン(技術保証基金保証: 4億3000万ウォン)で事業拡大の

ための追加貸出が困難な状況だった。その際、運転資金確保のために物的担保力を確保できていない状況を打開するために保証連係特許技術評価支援事業を申請し、5億1000万ウォンの保証支援を受けた。

- 貸出支援金をもとに同特許を利用したコンダクターで、I電気電子、K電気、J電気など3つの企業に販路を開拓。現在、4.5億ウォンの売上を達成し、2014年度には国内売上6億ウォンの達成と追加で3つの企業と納品取引推進確定の予定。

＜ 製品のイメージ ＞



2

投資関係特許技術評価

- ▶ 中小企業に対する投資を検討している投資機関を対象として特許技術評価に必要な評価費用を支援

⇒ 特許技術評価を投資審議に活用することで技術力中心の優秀特許保有中小企業に対する投資の活性化を誘導します。

支援規模

- ➔ 評価手数料：1件当たり1,350万ウォン支援(自己負担金150万ウォン)
 - ・ 技術評価報告書にとりかかる場合、契約金として申請人が本人の負担金を評価機関に提供し、報告書完了時に残りの金額を韓国発明振興会が評価機関に提供。

支援対象

- ➔ 投資機関* の単独申請または投資機関および中小企業** (投資機関が投資対象として検討中の中小企業)が共同申請。
 - * 中小企業起業支援法上の中小企業起業投資会社以外に、国内の中小企業に投資を行う金融機関、企業、エンジェルクラブ、海外投資家などを含む。
 - ** 中小企業は、中小企業基本法上の中小企業として登録された特許技術保有または特許技術の事業化が進められている中小企業である。

支援内容

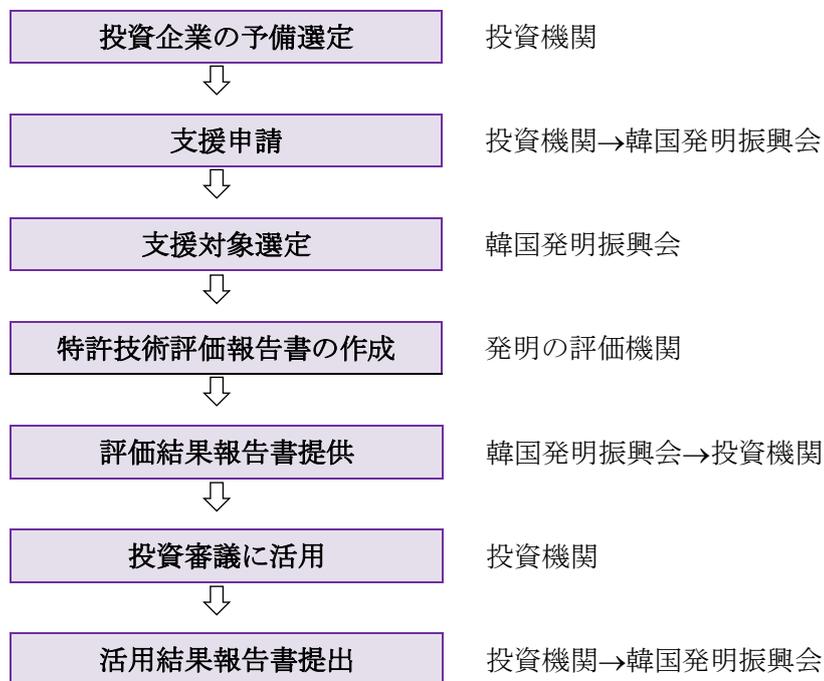
- ➔ (支援期間) 公告後、予算がなくなるまで支援(毎年1~2月公告)
- ➔ 主な支援内容
 - ・ (特許庁) 評価費用の支援
 - ・ (投資機関) 価値評価結果を基に投資決定の可否を検討

注意事項

- 投資家(機関)は、申請人が直接発掘せねばならず投資家(機関)と十分な事前協議の後、申請しなければならない。

支援手順

➡ 処理手順



➡ 申請方法

- 申請書、評価計画書および評価費用見積書を作成しオン・オフラインで提出。
- * オンライン : baek@kipa.org、オフライン : 韓国発明振興会事業化支援チーム

問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産振興課 042-481-5169
- ➔ 韓国発明振興会 事業化支援チーム 02-3459-2934、2944
- ➔ 特許庁指定 発明評価機関の連絡先

評価機関	問い合わせ電話	評価機関	問い合わせ電話
韓国発明振興会 (知識財産評価取引センター) www.ipmarket.or.kr	02-3459-2854	技術保証基金 www.kibo.or.kr	1544-1120
韓国産業銀行 www.kdb.co.kr	1588-1500	韓国科学技術情報(研) www.kisti.re.kr	042-869-1234
韓国産業技術振興院 www.kiat.or.kr	02-6009-3000	韓国建設生活環境試験 (研)	02-2102-2500
韓国機械電気電子試験(研) www.ktc.re.kr	031-455-7654	韓国化学融合試験(研) www.ktr.or.kr	02-2164-0011
韓国産業技術試験院 www.ktl.re.kr	02-860-1114	農業技術実用化財団 www.efact.or.kr	031-8012-7100

関連サイト

- ➔ 韓国発明振興会 www.kipa.org

用語説明

- (特許技術価値評価) 特許出願または登録明細書に記載された技術により現在、実現若しくは将来実現する技術の価値を評価すること。
- (エンジェルクラブ) 技術はあるが資金が不足して苦勞している新生ベンチャー企業に資本を投資する個人投資家(エンジェル)の集い。

Q & A

Q1) 投資家がいないと評価申請が不可能と聞いていますが、投資家と出会えるよう斡旋はしてくれないのでしょうか?

A1) 斡旋はしません。ただし、投資機関(ベンチャーキャピタル協会、エンジェルクラブ)への広報を通じて支援事業に対する案内をしています。投資機関を訪問して相談を受けてみてください。

Q2) 投資誘致のための別途の支援事業はありますか?

A2) 投資誘致は最終的に投資家が投資を決定するまでの一連の過程です。

そういった意味から投資を誘致しようとする企業は、投資家が重要と考える要素について理解し実践することがとても重要です。

特許庁では企業が保有する投資関係特許技術評価支援のみならず投資誘致に対する理解と投資誘致のチャンスを提供するために「投資誘致インキュベーションプログラム」という投資誘致の教育課程を用意して運営しています。詳しい教育日程および内容は、韓国発明振興会のホームページ(www.kipa.org→事業案内→事業化および資金支援→投資誘致インキュベーションプログラム)にてご確認ください。

優秀支援事例

- H社 <特許技術評価支援による投資誘致に成功>
 - H社は、海外から全量輸入に依存している99.999%の高純度 Al2O3(アルミナ)粉末製造を国産化して関連特許3件を保有する企業であり、O社との供給契約が成就するなど大規模な生産設備投資が必要な状況にあつてS投資機関と投資交渉を進行中。
 - S投資機関はH社に対する投資検討用の特許技術評価を要請し、評価支援対象に選定されたことによって評価機関を通じて評価を遂行。
 - 評価結果を基に、H社の特許技術競争力と権利安定性が確保されたと判断し、S投資機関は20億ウォン規模の投資を決定。
 - H社は投資金で年生産量約300トンの生産工場を完工(2012. 3)

3

担保貸出連係特許技術評価

- ▶ 特許技術を事業化して売上が発生している中小企業を対象として、知識財産権を担保として事業化資金を確保できるよう支援

⇒ 特許庁では担保貸出用の特許技術評価に必要な費用を支援し、産業銀行、企業銀行は企業の推薦および評価された金額内で担保貸出を実施します。

支援規模

- ➔ 評価手数料支援限度：1件当たり1,500万ウォン限度
- ➔ 貸出限度：価値評価金額以内で1企業当たり最大20億ウォン

支援対象

- ➔ 申請日現在、登録された特許権を事業化して売上が発生している中小・中堅企業。

支援内容

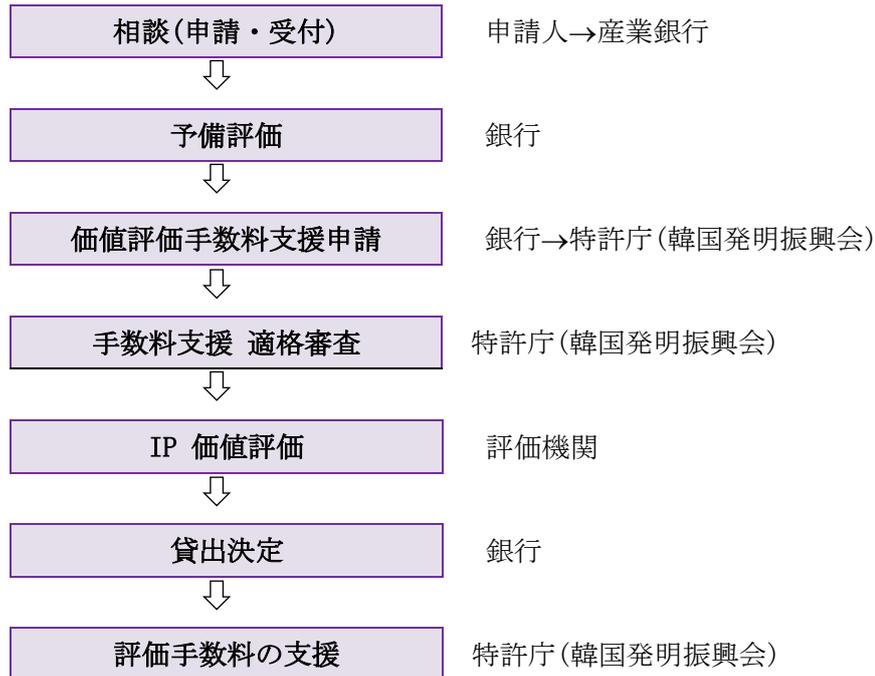
- ➔ (支援期間) 公告後、予算がなくなるまで支援(毎年1~2月公告)
- ➔ 主な支援内容
 - ・(特許庁) 評価費用の支援
 - ・(産業銀行、企業銀行) 価値評価結果を基に担保貸出の可否を検討

注意事項

- ➔ 本支援事業は、IP担保貸出時の担保価値評価手数料支援事業で、事業申請および貸出相談は産業銀行、企業銀行で行われます。

支援手順

➔ 処理手順



➔ 申請方法

- 申請は、産業銀行、企業銀行で随時(予算がなくなるまで。先着順締め切り)受付しており、予備評価および評価手数料支援に対する詳しい事項は韓国発明振興会および銀行にお問い合わせください。

問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産振興課 042-481-5169
- ➔ 韓国発明振興会 事業化支援チーム 02-3459-2932、2942
- ➔ KDB産業銀行 1588-1500
- ➔ 企業銀行 1566-2566

関連サイト

- ➔ 韓国発明振興会 www.kipa.org
- ➔ KDB産業銀行 www.kdb.co.kr
- ➔ 企業銀行 www.ibk.co.kr

用語説明

- (IP担保貸出) 企業が保有する知識財産権だけを担保(質権設定)として貸出を受ける貸出商品の一種。
- (IP価値評価) IP担保貸出におけるIP価値評価とは、保有知識財産権に対する担保価値を評価することを意味し、評価された金額を基準として貸出額を決定。

Q & A

Q1) 小企業の場合も支援可能ですか?

A1) 小企業の場合も、知識財産権を保有しており、それを活用して売上が発生している企業のうち産業銀行の予備評価を通過した企業に限り、支援が可能です。

Q2) 担保設定後、担保金を期間内に返せないどうなりますか?

A2) 保有する知識財産権を担保に設定(質権設定)して貸出を受け、貸出金の償還が正常に行われない場合、担保物である知識財産権の所有権が銀行に移ります。

銀行は、移転された知識財産権を売却して、その売却金を貸出償還金として使用することになり、売却後も貸出残額が残っている場合、借主(貸出を受けた企業)が貸出残額を償還しなければならない義務があります。

優秀支援事例

・ M社

- J取締役は、多彩な端末機を通じてコンテンツを楽しむ時代が来るだろうと判断し、2006年にNスクリーン* プラットフォーム専門企業を起業した。

* N- screen : ひとつのコンテンツを複数の端末機を通じて希望する場所と時間に鑑賞すること

- 2000年代の後半に入り、スマートフォンの発展とスマートTVなどの出現で、Nスクリーン時代が幕を開け、M社の技術は次第に市場から認められるようになった。屈指の IT 大企業と取引をはじめ KTなどからも持分投資を受けた。

- M社は研究開発(R&D)に、より攻撃的に投資して市場の多角化を推進しようとしたが、銀行の高い壁の前で何度も挫折を経験した。KTが株主として参加するほど技術力が認められた企業だったが、銀行は常に不動産の担保を要求した。

- J取締役は、KDB産業銀行が特許などIP(知識財産権)を担保として貸し出す制度を用意したとのニュースを聞いて挑戦に乗り出した。弁理士などが参加する精密実査を経て、M社は特許に対する価値を認められ8億ウォンの貸出を受けた。

- 年売上が50億ウォン内外のM社としては「日照りのときの水」のような投資金となった。今回、知識財産担保貸出制度を活用しながら、J取締役は「必要な資金の確保に役立ったのみならず、保有している特許に対しても知識財産価値評価を受けることで、会社が独自に補強すべき技術力はどういう点であるのかなどについて振り返るチャンスとなり、大きく役立った」と述べた。

4

事業化関係特許技術評価

- ▶ 中小企業および個人が保有する特許権を対象として評価結果を特許技術事業化に活用できるよう評価費用を支援

⇒ 特許・実用新案に対する性能分析および比較分析、事業の妥当性、価値評価などを遂行して特許技術の事業化および活用促進のために客観的な評価結果を提供します。

支援規模

- ⇒ 特許技術評価 1件当たり最大5千万ウォン限度で支援(自己負担30%)

支援対象

- ⇒ 個人または中小企業として登録された特許・実用新案の権利者および専用実施権者。
- ⇒ (優待事項) 標準特許、グリーン認証技術、低炭素グリーン成長の重点育成と諸技術、職務発明 報償制度の実施および認証企業、国家功労者および障害者、発明関連の受賞および支援事業参加企業など。

支援内容

- ⇒ (主な支援) 評価機関による「特許技術評価報告書」作成支援
 - ・「特許技術評価報告書」は、特許技術に対する技術性、権利性、事業性の評価および技術価値評価を含む報告書で、事業化のための特許技術取引、事業の妥当性の検討、国内外における技術認証、現物出資などのための資料として活用可能。
 - ・特許技術評価支援事業の申請者は、下記の評価機関と事前評価相談後、評価機関が発給した「発明の評価費用見積書」を必須添付して申請しなければならない。
- ⇒ (支援期間) 年1回 事業公告を実施(毎年1月に公告)

＜ 発明の評価機関 ＞

評価機関名	連絡先	評価機関名	連絡先
韓国建設生活環境試験研究院 www.kcl.re.kr	02-2102-2500	韓国科学技術情報研究院 www.kisti.re.kr	042-869-1234
韓国機械電気電子試験研究院 www.ktc.re.kr	031-455-7654	韓国発明振興会 www.kipa.org	02-3459-2800
韓国産業技術試験院 www.ktl.re.kr	02-860-1114	韓国産業技術振興院 www.kiat.or.kr	02-6009-3000
韓国化学融合試験研究院 www.ktr.or.kr	02-2164-0011	韓国産業銀行 www.kdb.co.kr	1588-1500
技術保証基金 www.kibo.or.kr	1544-1120	農業技術実用化財団 www.efact.or.kr	032-8012-7100

支援手順

➔ 処理手順



第3部 知識財産の活用支援

➔ 申請書類

- 事業化活用計画書
- 発明の評価費用見積書(発明の評価機関が発給した見積書)
- 加点証明書類
 - * 1次 審議選定者に限り当該証明書類を提出

➔ 申請方法

- 韓国発明振興会ホームページ(www.kipa.org)を利用
 - * 会員加入(ログイン) - >参加広場 - > 事業申請 - >特許技術評価支援申請

問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産振興課 042-481-5169
- ➔ 韓国発明振興会 事業化支援チーム 02-3459-2932、2942

関連サイト

- ➔ 韓国発明振興会 www.kipa.org

用語説明

- (標準特許) ひとつ以上の請求項に記載された発明が標準と一致する特許で、標準を具現するために必ず実施するしかない特許。
- (技術評価) 事業化によって発生しうる技術の経済的価値を価額・等級または点数などで表現すること。
- (技術価値評価) 技術評価の一類型で、事業化しようとする技術や事業化された技術が、その事業を通じて創出する経済的価値を技術市場において一般的に認められた価値評価の原則と方法論に立脚して評価すること
- (特許技術評価報告書) 特許技術に対する技術性、権利性、事業性 評価および技術価値評価を含む報告書で、資金調達、技術取引、事業の妥当性の検討、国内外における技術認証、現物出資などのための資料として活用可能な報告書。

- (管理機関)特許庁長が特許技術評価支援事業に対する管理などの業務を遂行するために指定する機関で韓国発明振興会のことをいう。
- (評価機関)特許庁から指定された発明を評価する機関。

注意事項

- 申請技術の権利者または専用実施権者を基準として作成
(例：申請者が法人の取締役であっても個人名義の権利である場合は個人資格として申請)
- 申請人を基準として作成(個人の場合、当該事項のみ作成)
※ 類似の政府支援事業に選定された場合、支援除外
- 作成内容が虚偽であると判明したり、他の類似の政府支援事業に重複選定された場合には、本事業の支援対象から除外。

Q & A

Q1) 評価結果の活用方案に対する後続支援はありますか?

A1) 事業申請時、申請人の同意を得て完了した評価報告書とその目的によって需要先に提供し、評価結果の活用を促進するための支援制度を運営しています。

技術取引用評価の場合、専門の流通相談官を通じて需要者に提供し、技術取引が行われるよう実質的な活用を支援します。

Q2) 活用分野のうち現物出資はどのように進められるのですか?

A2) 特許技術の現物出資とは、会社設立または会社運営中に現金の代わりに特許技術という現物を出資して会社の持分を確保することです。

その際、特許技術という金銭以外の財産を資産とすることになるため、金銭に換算する価値評価が必ず伴わなければなりません。

現物出資の一般的な進行手順は次の通りです。

①評価申請(技術評価機関に評価依頼) → ②評価実施(技術評価機関) → ③

第3部 知識財産の活用支援

評価完了(評価報告書、申請人に価額通報) → ④現物出資調査申請(取締役が検査人の選任を裁判所に請求) → ⑤検査人(会計法人)調査 → ⑥検査(調査)報告書提出(裁判所審査) → ⑦現物出資 完了(取締役に謄本交付)

優秀支援事例

- A社〈現物出資用 評価支援〉
 - 特許成分を適用した機能性化粧品を製作・流通・輸出販売するコスメシューティカル専門のグローバル化粧品メーカーで、機能性化粧品に関連する多数の特許を保有していたが財務状態が芳しくなく事業化で苦戦していた。
 - その際、「植物からの抽出物を含むニキビ皮膚用低刺激化粧品料造成物」に対する技術評価を通じて優秀特許技術に選定されたことから高い価値を評価され、4億2千万ウォンの現物出資に成功、それによって財務の健全性を確保したA社は急成長を遂げ、KOTRAグローバル保証ブランド選定によって優秀な製品力の認証を受け、それを基に売上額を2倍以上伸ばして驚くほどの成長を遂げている。
- H社〈現物出資用 評価支援〉
 - 健康補助用液化食品製造メーカーであるH社は、事業拡大のために負債比率を下げ財務の健全性を確保する必要性を感じ、2012年に特許成分を適用した“五味子および/または山葡萄の抽出物を含有する抗癌治療の副作用緩和剤”に対する特許技術評価支援を受けた。
 - それにより3億3千万ウォンの現物出資に成功して財務健全性を確保し、当該技術の製品開発を推進して同社の売上額増大に寄与している。500億ドル水準に成長している世界の抗がん剤市場に大きな産業的波及効果を与えると期待されている。

参考 母胎ファンド(Fund of Funds)の現況

事業目的

- ➔ 優秀特許などの移転を受けて事業化しながらも資金不足などで特許技術の事業化に困難を経験している企業および知識財産サービス企業などに資金を安定的に支援。

支援対象

- ➔ 外部からの技術移転を受けて事業化する企業*、知識財産サービス企業**
 - * 5年以内に技術移転を受けた実績があるか若しくは特許権勘定への投資後6ヶ月以内に技術の移転を受けた企業。
 - ** 知識財産関連情報の分析・提供、知識財産に対する評価、取引および管理、知識財産経営戦略の樹立および諮問など、知識財産に関連するサービス企業。

支援内容

- ➔ 母胎ファンド(Fund of Funds)出資審議委員会の審議を経て選定された運用会社(ベンチャーキャピタル)は、ファンド結成総額の60%以上を外部から技術移転を受けて事業化する企業および知識財産サービス企業に投資。
 - ※ 民間のベンチャーキャピタル(創業投資企業など)は、投資対象企業の発掘、評価などを通じて投資および投資企業への成長支援など、事後管理。

問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産振興課 042-481-5437
- ➔ 韓国ベンチャー投資(株) 02-2156-2000

関連サイト

- ➔ 韓国ベンチャー投資 www.k-vic.co.kr



1. 中小企業のIP活用戦略支援	165
2. 半導体 IP輸出支援	171
3. 特許技術取引コンサルタント支援	173
[参考 1] 知識財産取引情報センター(IP Market)	176
[参考 2] 特許評価分析システム(SMART 3)	179
[参考 3] 国有特許の活用	182
[参考 4] 優秀発明品 優先購買 推薦制度	188

1

中小企業のIP活用戦略支援

- ▶ 優秀特許保有中小企業を対象として特許を活用して収益を創出できるよう戦略樹立を支援

⇒ 企業の特許・製品・経営に関連する懸案問題を知識財産(IP)の観点から解決し、企業の製品競争力および事業競争力を強化できる実行の方案を提示する事業です。

支援規模

- ➔ 7千万ウォン以内(企業負担金およびVATを含む)
 - 企業負担金は、総事業費の10~30%を現金で負担
 - * 企業負担金 : 売上額基準で差等化
 - * 企業負担率 : 10% (100億ウォン未満)、20% (100億ウォン以上~300億ウォン未満)、30% (300億ウォン以上)

支援対象

- ➔ (申請資格) 登録された特許・実用新案(専用実施権を含む)を保有する中小企業基本法上の中小企業
- ➔ (優待事項) 標準特許保有企業、職務発明報償優秀企業認証企業など

支援内容

- ➔ (支援方式) 最大5ヶ月以内のIP活用戦略コンサルタント徹底支援
 - 企業に直接、資金を支援する方式ではなく、契約を締結した事業推進会社を通じてIP活用戦略コンサルタントを提供。
- ➔ (支援公告) 毎年 2月、4月 / 2回実施(事情によって変更可能)
- ➔ (事業期間) 最大5ヶ月以内(コンサルタント期間)
 - 1次 事業 : 毎年 5月 ~ 9月 予定
 - 2次 事業 : 毎年 7月 ~ 11月 予定

➡ 主な支援内容

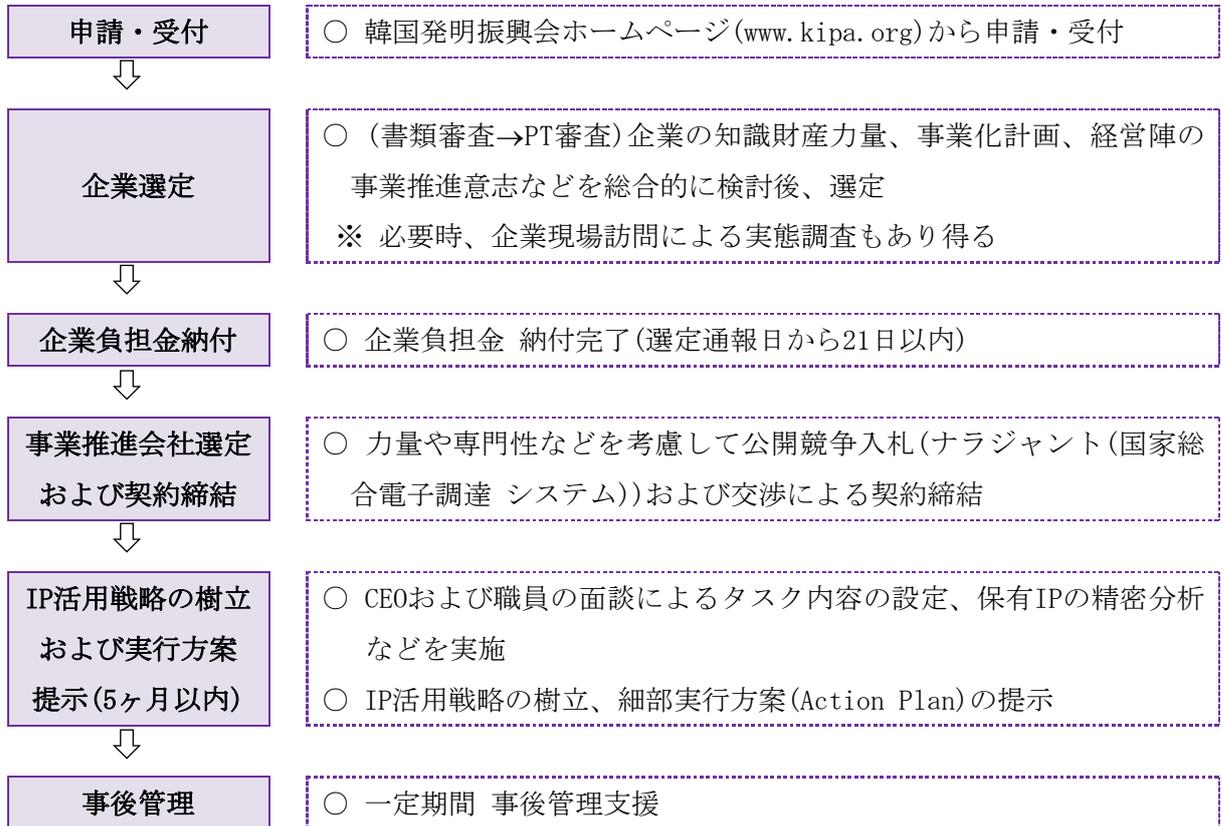
支援分野	支援限度	主な内容	
IP製品の革新	7千万ウォン 限度 (6ヶ月以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・ (①製品の革新) TRIZおよび異種分野特許検索方法論(OPIS)を活用して企業の内部力量では解決できない製品の技術的問題を革新的に解決 	<ul style="list-style-type: none"> ※ (共通) 支援製品に関連する保有IPの診断および特許侵害の可能性の検討 ※ (選別) 中間評価を通じて3D器具の設計、ウォーキング・モックアップの選別支援
		<ul style="list-style-type: none"> ・ (②製品デザイン) 使用者の経験に基づく製品デザインの開発および異種分野特許検索方法論(OPIS)を活用した製品機能の改善 	
IP事業化	5千万ウォン 限度 (5ヶ月以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・ (③IP事業化) IP事業化全般に関連する企業ニーズのオーダーメイド型コンサルタント支援(IP・技術・経営・金融の専門家グループの融合コンサルタント支援) - 保有IPの診断および活用可能性分析、市場・顧客・競争会社分析、IP動向分析などを通じてIP基盤の新事業発掘、海外市場進出戦略、事業リスク管理、ビジネスモデル開発、金融関係戦略、IP経営体質改善など企業へのオーダーメイド型コンサルタントを選択的に支援 	

※ 3つの課題(①IP製品の革新- 製品革新、②IP製品の革新- 製品デザイン、③IP事業化)のうちひとつを選択して申請。

※ 上記の支援金額は企業負担金(10~30%)と付加価値税(VAT)を含む金額です。

支援手順

➡ 処理手順



➔ 申請書類

- IP活用計画書(企業負担金納付同意書を含む)、決算財務諸表
 - * 財務諸表：財務状態表、包括損益計算書、利益剰余金処分計算書、現金フロー表

➔ 申請方法：韓国発明振興会ホームページ(www.kipa.org)から申請

- 会員加入(ログイン)→参加広場→事業申請→知識財産活用戦略支援 Click
- 申請公告 毎年 2月、4月 / 年 2回 実施
 - * 注意：事情によって公告日は変更可能

問い合わせ

➔ 特許庁 産業財産振興課 042-481-5169

➔ 韓国発明振興会 事業化支援チーム 02-3459-2934、2937

関連サイト

➔ 韓国発明振興会 www.kipa.org

用語説明

- ウォーキング・モックアップ(Working Mock-up)：製品を設計する過程で、外形、駆動メカニズムなどを確認できるよう木、プラスチックなどの材料を活用して実物大に製作してみる段階(実物より低価)。

注意事項

- 書類未提出の際は支援対象から除外されるため、知識財産(IP)活用計画書(企業負担金納付同意書は書面または捺印後、スキャンすること)を前もって作成した後、オンラインで申請。
 - * オンライン申請時、IP活用計画書(企業負担金納付同意書を含む)を必ず提出。
- 提出された書類は返還されず、提出された書類に虚偽の事実が発見された場合には選定取り消しとなることがあります。

- 企業負担金は、支援対象企業選定通報日から21日以内に現金で納付せねばならず、期間内に納付しない場合、事業選定が取り消しとなることがあります。
- 企業負担金は韓国発明振興会で受領し、事業推進会社との交渉による契約締結後、契約金額が確定すれば事業推進会社に当該金額を送金し、残額は参加企業に返還。

Q & A

Q1) 出願中の権利に対しても支援が可能ですか？

A1) 本事業は企業が保有している登録された権利(特許権および実用新案権)を基に知識財産活用戦略コンサルタントを支援する事業なので、登録された特許技術が1件以上なければなりません。

登録された権利を1件以上保有していながら登録された技術と関連する出願中の権利を持っている企業であれば支援が可能ですが、登録された権利がひとつもない状態で出願中の権利のみ保有している企業は支援が不可能です。

Q2) コンサルタント結果に対する活用方案はどんなものがありますか？

A2) 本事業の場合、申請段階からコンサルタントを通じて達成しようとする企業の知識財産戦略目標をはっきりと設定して支援しており、細部の戦略別内容は次の通りです。

- (IP製品革新戦略)企業の内部力量および情報不足などで製品の技術的問題を解決できない場合、TRIZおよび特許専門家を活用して革新的にそれを解決し、中間評価を通じてデザインおよびウォーキング・モックアップを選別支援することで短期収益創出が可能となるようにしています。
- (IP事業化戦略)保有IPの診断および活用可能性の分析、市場・顧客・競争会社の分析、IP動向分析などを通じてIP基盤の新事業発掘、海外市場進出戦略、事業リスク管理、ビジネスモデル開発、金融関係戦略、IP経営体質改善などを通じてIPの事業化を促進できるような企業オーダーメイド型コンサルタントを選別的に支援しています。

Q3) 遂行会社との業務摩擦や遂行結果に対する満足度が低い場合、こういった措置が行われますか?

A3) 事業管理機関である韓国発明振興会には、遂行会社と参加企業の円滑なコミュニケーションのために、プロジェクトディレクター(PD : Project Director)を置いています。

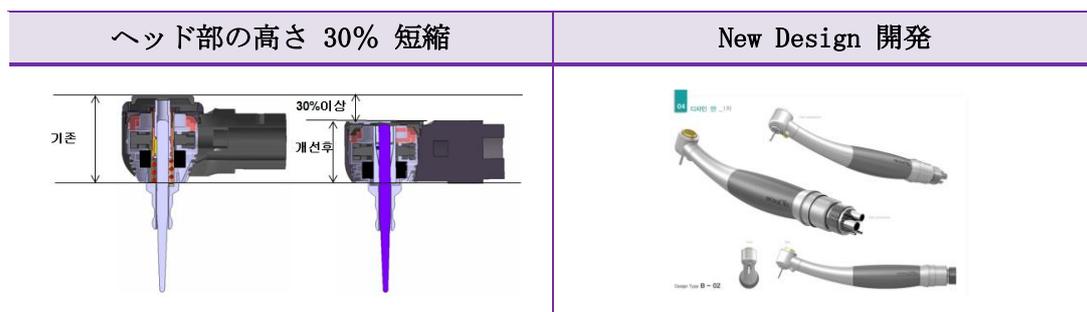
PDの役割は事業推進期間のあいだ、両当事者間の意見の不一致が発生する場合に合意点を引き出す役割を果たし、遂行会社のコンサルタント過程の品質を随時チェックして結果物の水準を引き上げる役割をします。

したがって、満足度が低い結果物が発生する前にそれをチェックして参加企業が満足できるようタスクを企画調整し、良質の成果を導出しようと努力しています。

やむを得ず満足度が低い結果物が発生した場合、適正水準以上に結果の品質が補完できるよう遂行会社に補完措置を要求し、問題点が解消するまで用役代金の残金支給を遅らせることができます。

優秀支援事例

- D社 (IP製品革新課題)
 - 同社は歯科用ハンドピースを製造販売する会社で、使用者に便宜的なデザイン開発およびその分野の技術的難題を解決して製品機能を画期的に改善しようと課題を申請。
 - 異種分野特許技術検索を通じて歯科用ハンドピースのヘッド部の厚さを30%軽減させたウルトラミニヘッドを持つ革新的なハンドピースを開発。
 - 歯科用ハンドピースの使用者ニーズ、使用環境および使用パターンに対する調査を通じて使用者親和的なデザインを具現。



第3部 知識財産の活用支援

- S社（IP事業化課題）

- 同社は超伝導線材および製造装備企業で、IP事業化戦略支援を通じて超伝導産業の急増するIP紛争に対応するため、海外企業の約5千のIPに対する精密分析とDB化を通じて海外IP戦略推進に必要なIP情報資産を確保。
- また、ロシアの超伝導線材企業と15億ウォン規模の装備輸出契約を締結し、追加的に年間1億ウォン規模の技術使用料契約を締結する成果を創出。

〈 製品のイメージ 〉



2

半導体 IP輸出支援

- ▶ 中小・中堅企業が保有する半導体IPの輸出市場開拓支援

⇒ 認知度の不足で輸出市場開拓に難儀している国内中小企業の半導体IPを外国企業に輸出支援する事業です。

支援規模

- ➔ 支援金額：滞在費および広報資料製作など費用実費を支援

支援対象

- ➔ 対象機関(以下の条件のうち1つ以上を満足)
 - KIPEX(半導体設計財産流通システム)に半導体IPを登録した中小・中堅企業
 - SMIC*に3rd partyとして登録された中小・中堅企業
 - * SMIC Tech、Symposium参加希望者のみ該当
 - その他の国外市場開拓を希望する半導体IP専門企業
- ➔ 支援制限：広報を希望する商品が半導体IPではないと判断された場合、支援対象から除外。

支援内容

- ➔ SMIC Tech、Symposiumまたは中国半導体産業協会総会展示会への参加に必要な広報資料の製作およびイベント参加への便宜提供。
 - Invitation Letter(半導体産業協会から提供)
 - *参加費は企業が負担
 - 往復航空料および滞在費
 - 広報資料の製作および翻訳

支援手順

➔ 選定方法：評価結果、上位企業から支援

* イベント主管機関(SMIC、中国半導体産業協会)の事情で支援企業の数に変更されることがあります。

➔ 選定基準：事業公告の際に別途公示

➔ 推進日程

日程	内容	備考
6月中	事業公告	
7月中	審査および支援対象選定	
8~9月	広報資料の製作、Invitation Letterの発送	
9, 11月	イベント参加	

※ 推進日程はイベント主管機関との協議結果および内部事情によって変更可能

➔ 支援期間：選定日からイベント終了日まで

➔ 提出書類

- 支援申請書(所定様式) - 企業紹介書(自由様式)
- 紹介する半導体IP別のパンフレットおよびKIPEX登録の可否(自由様式)
 - * 参加企業は紹介する半導体IPをKIPEXに登録しなければならない。
- イベント参席者の履歴書(自由様式)

➔ 申請方法

- KIPEXホームページ(www.kipex.or.kr)を通じて様式ダウンロード後、提出
- 申請書の受付：郵便(原本)およびEmail(作成内容)で受付

- 住所：京畿道城南市盆唐区板橋路182(三坪洞) 11階 韓国半導体産業協会IP流通センター

問い合わせ

➔ 特許庁 標準特許半導体チーム 042-481-8499

➔ 半導体IP流通センター 02-570-5273

関連サイト

➔ 半導体IP流通センター www.kipex.or.kr

3

特許技術取引コンサルタント支援

- ▶ 特許技術導入を希望する企業を対象として技術取引の全段階に渡ってコンサルタント提供

⇒ 特許の補強、新規事業進出などのために外部から特許技術を導入しようとする企業を対象として需要技術の調査、適正供給技術とのマッチング、技術取引交渉、契約締結など技術取引のための全般的なコンサルタントを支援します。

支援規模

- ➔ 年間60社内外

支援対象

- ➔ 技術的な問題点解決、新規事業進出のために外部から特許技術の導入を計画している企業
- ➔ 優秀な特許技術に対する投資または投資誘致を希望する企業

※ 優先選定対象：産業通商資源部指定技術取引機関(韓国産業技術振興院ホームページ(www.kiat.or.kr)参照)および技術取引会社と技術取引仲介業務協定または契約を締結した企業は優先支援が可能。

注意事項

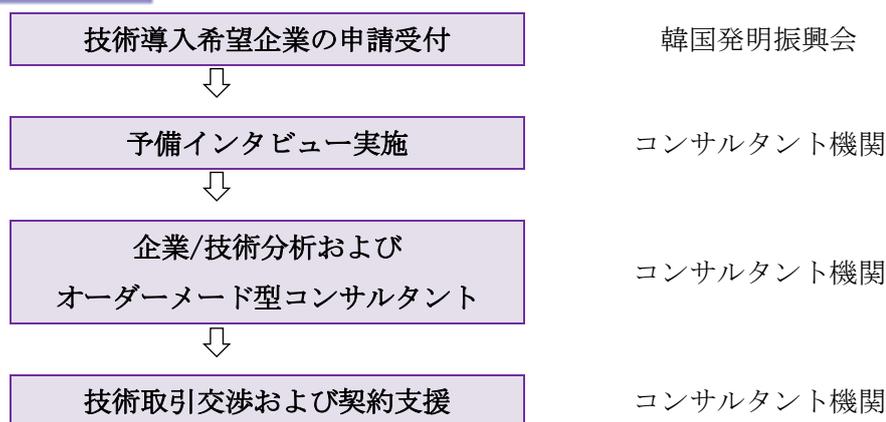
- 特許技術の売却を希望する企業も申請可能だが、その場合、売却を希望する特許技術に対する需要企業を発掘、実際のコンサルタントは需要企業を対象として支援。

第3部 知識財産の活用支援

支援内容

- ➔ 予備インタビュー結果を基に技術導入希望企業の技術、経営力量を考慮したオーダーメイド型特許技術取引コンサルタントを支援。

支援手順



※ 予備インタビュー：本格的なコンサルタントを支援する前に、企業の技術導入意思がどの程度であるのかを把握すると同時に、企業の経営状況や保有技術に対する事前情報を得て、適切なコンサルタントの方向を設定するための企業/技術診断の手順。

- ➔ 提出書類：特許技術取引コンサルタント申請書 1部

- ➔ 受付期間：毎年公告(1月)後、予算がなくなるまで

* 住所：(135-980) ソウル市江南区テヘラン路131 韓国知識財産センター18階 韓国発明振興会 知識財産評価取引センター支援担当者宛

問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産振興課 042-481-5437

- ➔ 韓国発明振興会 知識財産評価取引センター 02-3459-2896、2786

関連サイト

- ➔ 韓国発明振興会 www.kipa.org

Q & A

Q1) コンサルタントの途中で、企業の交渉力を高めるためにかかる費用、例えば技術認証の獲得や外国の技術需要企業の国内現場視察にかかる費用などにも支援が可能ですか？

A1) 支援できません。本事業は技術取引の全段階に渡るコンサルタントを遂行し、コンサルタント自体の費用を支援はするものの、企業別の技術取引のための成功戦略が異なるため、それらを事前に予測して事業予算に反映するのは非常に難しいので、コンサルタントによって導出された戦略を企業が遂行していくのに必要な諸般費用については支援していません。

優秀支援事例

＜ 対象技術：環境にやさしい土壌固化剤 T. GSC ＞

- 支援対象：販売者 - 韓国の中小企業 S社、購買者 - 中国の中小企業 H社
- 現況：S社は独自開発した環境にやさしい土壌技術を活用、中国市場に進出しようと現地民間企業と合作法人設立を推進したが霧散。
- 支援内容：特許技術取引コンサルタント事業推進機関が中国の技術取引専門公共機関である北京技術取引交易所(BTEC)、中国産業科技創新委員会(CITIC)を通して需要企業6個社を発掘し、そのうちのH社と技術移転のために協議。S社の技術の優秀性を立証するために韓国グリーン技術認証を獲得し、国内の施行現場を直接確認するようにするなど、特許技術移転交渉を支援。
- 支援成果：合作法人を設立して、US100万ドル規模の定額技術料と出荷額30%規模の経常技術料条件で技術契約を締結。
 - 当該技術に対するH社の権利を中国内の一部地域にのみ限定することで、S社は中国内の他地域にも進出するための足がかりを得た。

参考1

知識財産取引情報センター

- ▶ 知識財産取引情報センターの運営

www.ipmarket.or.kr

⇒ 知識財産権の取引需要者と供給者、サービス提供企業が両方向に情報を交換することができるシステムです。

利用対象

- ➔ 取引を希望する特許技術情報が必要な者
- ➔ 技術的問題点の解決方法を探している者
- ➔ 新規事業アイテムを探そうとしている者
- ➔ 保有技術を売買、実施権の許与など技術移転を望む者
- ➔ 保有技術に対する投資誘致または同業者を探している者
- ➔ 特許技術の事業化に対する各種情報が必要な者
- ➔ 特許技術移転に対する全般的な支援が必要な者

支援内容

- ➔ 知識財産権取引の段階別の必要な情報を提供
 - ・ 知識財産権取引の需要・供給者が購買若しくは販売を希望する技術情報*を自由に登録し、相互間の情報検索および技術提案などの機能を提供。
 - * 技術の説明、権利登録事項、事業化情報、連絡先など
- ➔ (技術料の算定) 技術料算定のために必要な技術評価インフラに係り、過去、類似の技術取引事例に対する検索ツールを提供し、技術料算定のガイドラインとして活用するよう支援。

- (評価) 登録された特許に対してワンクリックで特許分析評価システム(SMART³)*の評価結果が確認できるよう連係。
 - * (SMART³、Systematic Measuring And Rating patent of Technology) 特許を権利性・技術性・市場性の側面から定量的に評価して評価等級を提示するシステム。
- (事例検索) 過去にIP取引がなされた契約締結事例DBのうち類似の事例を検索できるよう支援。
 - * 過去の取引事例に対して技術分野、契約の形態(譲渡および専用・通常実施)、技術料の形態(定額・経常技術料)、需要・供給の主体別に検索を支援し、類似の事例群別に最高・最低の技術料、平均技術料などを提示。
- ➔ (契約締結) 契約締結に必要な標準契約書および契約書作成ツール*を提供して当事者間の直接取引が可能となるよう支援。
 - * WEBページ上にて、IPの情報、契約当事者の情報、取引条件、契約条項の選択などを入力すると自動で契約書が作成されるサービス。
- ➔ (ポータル検索) キーワード検索を通じて需要・供給技術情報などシステムの内部資料意外にも、KIPRIS*の検索結果、SMART³の評価報告書などの関連情報を一度に確認できるようポータル検索機能を提供。
 - * 国内外の特許、実用新案、商標など知識財産権と審判の現況などを検索することができるシステム(韓国特許情報院で運営)。
- ➔ (動向情報) IP取引に対する動向と各種情報を提供するニュースレター、イシューペーパーなどを提供。
- ➔ (技術競売) 保有しているIPを競売にかけられる競売システムを運営。(2011. 6月からサービス提供)
- ➔ (相談および問題解決) IP取引を進める過程で発生する問題に対してQ&Aを提供し、技術仲介相談官、民間の技術取引機関からオンライン相談を受けられるよう支援。
 - 民間の技術取引機関は、システムの相談支援活動を通じて自社の広報および顧客誘致も可能。
- ➔ (情報提供) 技術移転および事業化、技術金融、関係官庁の中小企業支援施策など多彩な情報を提供。

利用手順

- ➔ 知識財産取引情報センター(www.ipmarket.or.kr)に会員登録後、利用

問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産振興課 042-481-5322
- ➔ 韓国発明振興会 知識財産取引情報センター 02-3459-2896

< IP Marketのメニュー画面 >

IP-Market
지식재산거래정보센터

로그인 | 회원가입 | ENGLISH

+ - 초기화 전체메뉴

技術取引事例 取引事例検索 取引事例登録	取引対象技術 販売技術検索 - 一般技術 - 国有技術 - 提携機関技術 - 売るアイデア 購買技術 技術競売 技術取引案内 - 技術分類方式 - 競売の手順 - 競売運営ガイドライン	技術取引相談 訪問予約 技術取引専門家 - 相談官	情報ひろば 最近の技術取引News 市場の動向 政策の動向 公示事項 専門資料 - 成功事例 - 関連書式 - セミナー 標準契約書ツール よくある質問 - 技術取引事例検索 - 販売/購買技術 ニュースレター	センター紹介 事業案内 利用案内 ネットワーク - 国内協力機関 - 海外協力機関 - 技術取引関連機関 アクセス
----------------------------	---	------------------------------------	--	--

参考2

特許分析評価システム (SMART³)

▶ オンライン特許分析評価システム

smart.kipa.org

⇒ 特許情報を活用して評価モデルを構築し、特許評価サービスと特許ポートフォリオの分析サービスを提供するオンライン特許分析評価システムです。

- SMART³(System to Measure, Analyze and Rate patent Technology)
 - 客観的で定量的な特許情報を活用して5つの技術別評価モデルを構築し、構築された評価モデルを通じて特許評価サービスと特許ポートフォリオの分析サービスを提供するオンライン特許分析評価システム。

支援内容

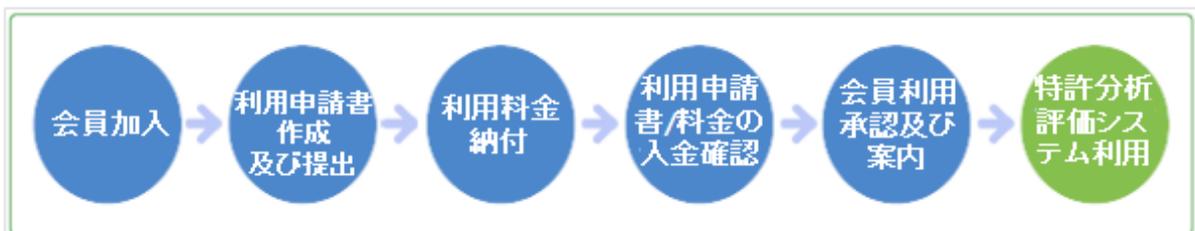
- ➡ (特許等級の評価および類似特許分析) 権利性、技術性、活用性の側面から当該特許を分析し、当該技術分野内における相対的等級を提示。
 - * 評価等級は、AAAからC等級まで9等級に分類
- ➡ (個別特許の分析) 当該特許に対する類似特許、引用・被引用特許に対する情報などを提供(特許引用マップ、特許ヒストリーマップ、請求項分析マップ、ファミリーマップなど)
 - *特許引用マップ：IDS情報、先行技術調査文献、審査官の参考証拠情報、類似特許の抽出結果を当該特許の出願を基準として前後に表示し、引用・被引用関係を示す。
 - *特許ヒストリー マップ：特許出願から審査・登録・審判・権利変動(実施権を含む)などの履歴が時系列でわかりやすく把握可能。
- ➡ (特許ポートフォリオ分析) 特定の技術分野に対する2企業間のポートフォリオを分析して特許評価結果を比較分析。
 - *企業分析：企業の優秀特許と主な技術分野を分析し、競争会社の特許分析を通じて自社の空白技術の分析が可能。
 - * 技術分析：当該技術分野の主な企業を把握し、当該技術分野にて最近活発に特許登録を受けている企業の分析が可能。

活用分野

- ➔ 競争会社の特許分析
- ➔ M&A特許の実査：被引受会社のM&A特許の実査
- ➔ R&D特許の実績評価
- ➔ 特許技術取引：需要、供給企業の優秀特許を選別
- ➔ 特許管理：維持・放棄の決定
- ➔ 特許紛争予防：迅速な特許紛争対応

利用手順

- ➔ 特許分析評価システム (smart.kipa.org) に会員加入後、有料で利用
- ➔ 利用手順の案内



問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産振興課 042-481-5322
- ➔ 韓国発明振興会 知識財産評価取引センター 02-3459-2876

活用事例

- 企業の特許維持管理に活用
 - (争点) 現在、企業では特許の維持費が大きな負担となっている。
 - 企業の特許維持費は、特許登録年次手数料と新規特許の出願料、そして紛争および特許買入費用などに区分される。

○ このうち、登録年次手数料は、全登録特許のうち放棄候補特許を除く残りの特許の登録年次手数料が必要。

□ (活用方案) SMART³の「評価等級別年次手数料計算」サービスを通じて次年度の登録年次手数料推定が可能で、

○ 放棄候補特許は、低評価された特許を対象として選定。

□ (活用事例) A企業は<図1>のように評価分布図を活用して低評価された特許を中心に放棄候補特許郡を選定。

○ <図2>のように年次手数料計算サービスを活用し、低評価された特許を放棄したとき年次手数料計算サービスを通じて予算に反映している。



<図1> 放棄候補特許選定の事例



<図2> 全特許の予想年次手数料と放棄候補特許を除いた特許の予想年次手数料の比較

参考3

国有特許の活用

- ▶ 国有特許の活用

www.ipmarket.or.kr

⇒ 国有特許に対して通常実施権を申請することで国有特許を活用することができます。

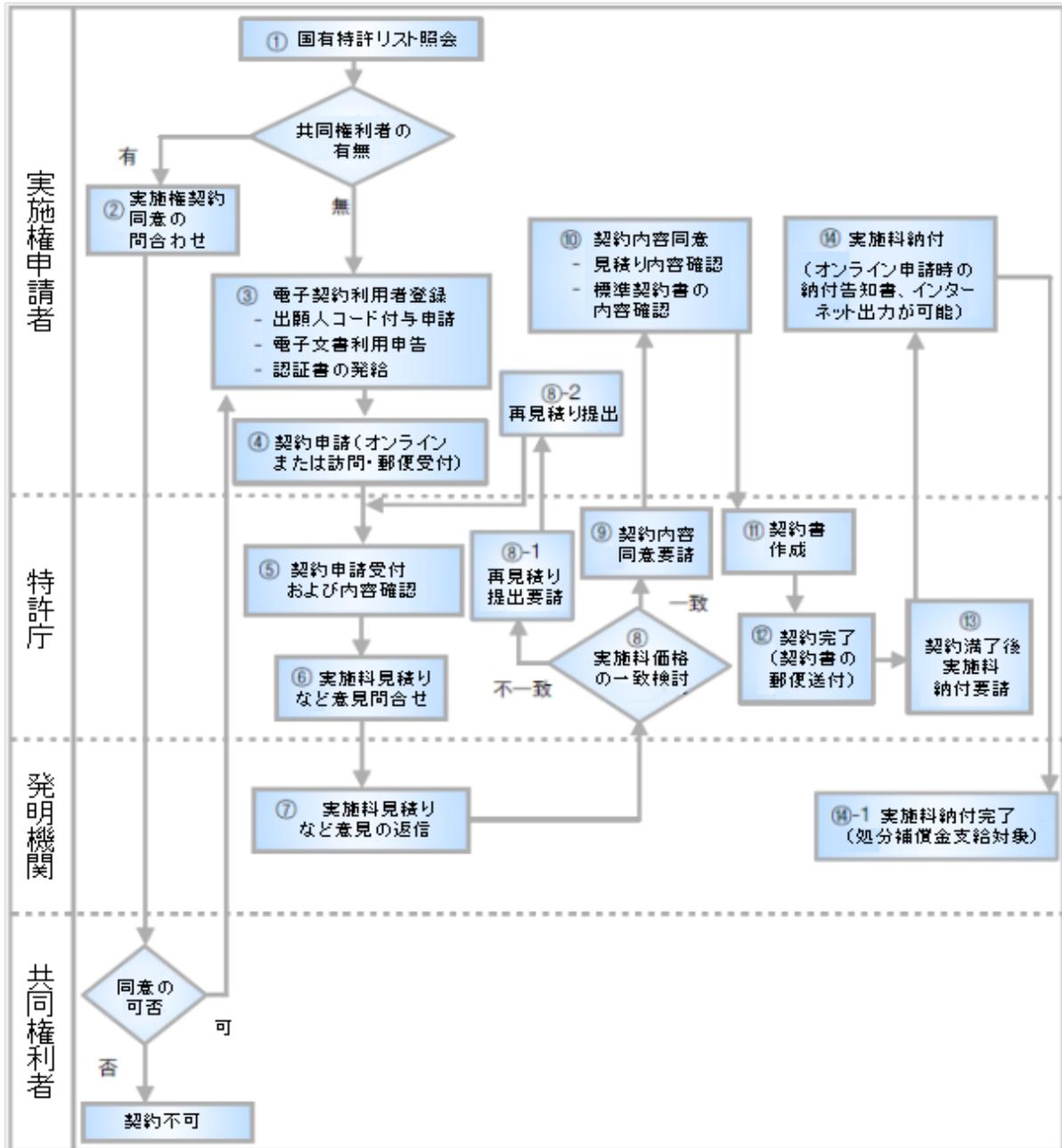
通常実施権の申請

- ➔ オンライン照会：知識財産取引情報センター(www.ipmarket.or.kr)にてリスト照会
 - ・ 取引対象技術→ 販売技術→ 国有技術からリストを照会
 - ※ 注意：契約期間内に契約数量をすべて実施できなくても実施料は返還されず、2013. 10月から 事後精算制を導入して契約満了後、契約期間のあいだに実施した数量だけ精算して実施料を納付。
- ➔ オンラインおよび郵便(書面)での申請
 - ・ 特許路(www.patent.go.kr)→出願申請→国有特許使用申請→国有特許照会/申請
 - ・ 特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr) 請願書式 →分野別書式 →その他 → 国有特許 →随意契約申請書をダウンロードして作成した後、提出。

〈 通常実施権の実施料見積書作成の際の注意事項 〉

- 通常実施権の許諾は、実施権申請者が提出した見積書と発明機関が返信した見積書の意見が一致しなければ不可能であるため、契約申請前に発明機関と協議後、作成。
- ※ 主な発明機関：農村振興庁、技術標準院、国立水産科学院、国立山林科学院、国立獣医科学検疫院

通常実施権の申請および処理手順の流れ図



➡ 手順別の確認事項

- ① 国有特許リストの照会および特許登録公報の確認が可能。
- ② 共同権利者が存在するとき実施権契約同意を問い合わせる。
- ③ オンライン申請をしようとする契約申請者は、電子契約利用者登録をしなければならない。

第3部 知識財産の活用支援

- ④ 申請者はオンラインまたは訪問(郵便受付)で契約申請が可能。
- ⑤ 契約申請受付および内容の確認
- ⑥ 発明機関に意見問い合わせ
 - ・ 販売単価・占有率および算定の根拠
 - ・ 発明者報償金支給に関する事項(発明当時の所属、役職、住民登録番号、持分、口座番号など)
- ⑦ 発明機関から見積書に対して意見を返信
- ⑧ 発明機関からの意見返信結果と契約者の実施料見積書を比較
- ⑧-1 申請者と発明機関の間の見積書が相互に異なるとき、発明機関と協議後、再見積り提出を要請
- ⑧-2 申請者は発明機関と再協議後、再見積書を提出(再見積書が既存発明機関の見積書と異なる場合、再度発明機関に意見問い合わせをし、同じ場合は⑨の契約内容同意要請)
- ⑨ 契約内容同意要請
- ⑩ 実施権者は契約内容と標準契約書を確認後、契約に同意
- ⑪ 契約書作成
- ⑫ 契約書送付
- ⑬ 契約満了後、実施権者の精算書提出を要請し、精算後、実施料納付要請
- ⑭、⑭-1 実施料納付

問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産振興課 042-481-8658、5172
- ➔ 韓国発明振興会 知識財産評価取引センター 02-3459-2892

用語説明

- ・ 国有特許：国家公務員の職務発明により「発明振興法 第8条および第13条」と「公務員の職務発明の処分・管理および報償などに関する規定」によって国家が承継した後、国家の名義で登録された特許権・実用新案権・デザイン権・外国特許権のことをいう。

活用事例

- 家畜糞尿(環境にやさしい)液体肥料のゴルフ場利用実用化事業

(事業の背景)

- 2012年 海洋投棄禁止により家畜糞尿100万トンが供給過剰 → 新たな需要先が必要
 - 農林畜産食品部、「家畜糞尿の資源化および利用事業」執行額(2007~2011) : 3,416億ウォン

(主要成果)

- ゴルフ場示範地の造成 : 驪州、キャッスルパインゴルフクラブ
 - 基盤構築 : 液体肥料生産供給、ゴルフ場液体肥料保存および自動散布など
 - * 2013年 示範地確保 : 済州 中文CC
- ゴルフ場成功事例の構築 : 液体肥料散布量(7~12月) : 1,940トン/9ホール
 - 液体肥料散布現場の試演会など拡散広報 : 新聞 50件、TV 5件 など
- 家畜糞尿に関連する技術移転 : SCB液体肥料化施設など11件

	
<p>環境にやさしい液肥化施設(SCB)</p>	<p>KBS- ニュース放映(10. 15)</p>
	
<p>ゴルフ場 液体肥料散布試演会</p>	

第3部 知識財産の活用支援

(期待効果)

- ゴルフ場、化学肥料の40%を代替した場合、家畜糞尿海洋投棄物量(100万トン)解消
 - * 全国のゴルフ場 400ヶ所×液体肥料 2,500トン/ヶ所=100万トン
- ゴルフ場および養豚農家の年間費用節減額 約140億ウォン/年
 - * ゴルフ場：化学肥料節減額(7,000万ウォン×40%)×400ヶ所=112億ウォン
 - * 養豚農家：液体肥料運送費節減額(2,500トン×1万ウォン/トン×30%)×400ヶ所=30億ウォン

・ 稲の副産物の付加価値向上新事業モデルの開発

(事業の背景)

- RPCなど農企業の持続的成長と停滞している収益の改善により関連産業発展の新たな転機を迎えるための多彩な事業アイテム発掘が要求されている。
- 最近、稲副産物の高度活用のための関連技術開発が大きく拡大しており、それによる事業多角化と付加価値向上の重要性が浮上している。
- また、政府のグリーン政策と相まってこの分野に対する政策が強化されている。

(主要成果)

- もみがら・米ぬかを活用した生分解製品の多彩化および現場実証(寧越および平昌農協、干拓地など5ヶ所)を通じて商用化の可能性を確認。
 - 生分解性農業用被覆フィルム、食品包装材および自動車内装材など
 - 生分解製品生産設備への投資誘致(30億ウォン)および技術の共同使用契約
- もみがらの燃焼熱を利用した穀物乾燥システムの現場商用化検証
 - 小規模(5万kcal/hr、清原)、大規模(40万kcal/hr、華城)容量の2つのタイプの商用化 検証および補完
 - 免税灯油に比べ80%の燃料節減、損益分岐点4~5年推定
- 米ぬかの安定化技術確立および現場実証
 - 米ぬかの高付加活用需要先の発掘および現場実証
 - 化粧品素材化による付加価値向上技術の支援
- 炭化もみがらの高付加価値化製品開発および事業化
 - 2012年 農食品技術の融合事業化支援事業を推進中
 - 高純度もみがらシリカの商用化製造システム構築および産業素材化開発支援

- 稲副産物の付加価値向上新事業モデルの開発
 - もみがら、米ぬかおよび炭化もみがらを利用した副産物の高度活用戦略の樹立提案。
- (期待効果)
- 稲副産物の高度活用による付加価値向上で農企業の事業性向上。
 - 付加価値向上：8~10倍(化粧品素材、エネルギー化、生分解製品)
 - 稲副産物の高度利用のための技術・アイテム融合事業化モデルの活用で関連産業発展および政府のグリーン政策を後押し。
 - 農企業新事業モデル適用で100億ウォン売上達成など成功事例創出
 - ターゲット市場基盤の技術移転で移転促進および成功率の向上。

	
<p>商用化された生分解製品</p>	<p>もみがら燃焼システム現場評価</p>
	
<p>米ぬかの安定化技術投入</p>	

参考4

優秀発明品の優先購買推薦制度

▶ 中小企業の優秀特許製品購買支援

⇒ 中小企業の優秀な発明品の事業化支援のために特許庁長が国家機関・地方自治団体またはその投資・出捐機関および所属公共機関などに同優秀発明品を優先購買するよう推薦する制度です。

支援規模

- ➔ 申請および推薦審査費用の全額支援(申請 110,000ウォン、審査 250,000ウォン/件)
 - * 総支援内訳：年3回支援(推薦件数に制限なし)、予算 1,500万ウォン
- ➔ 推薦製品は調達庁の「優秀調達物品」指定審査で加点付与

支援対象

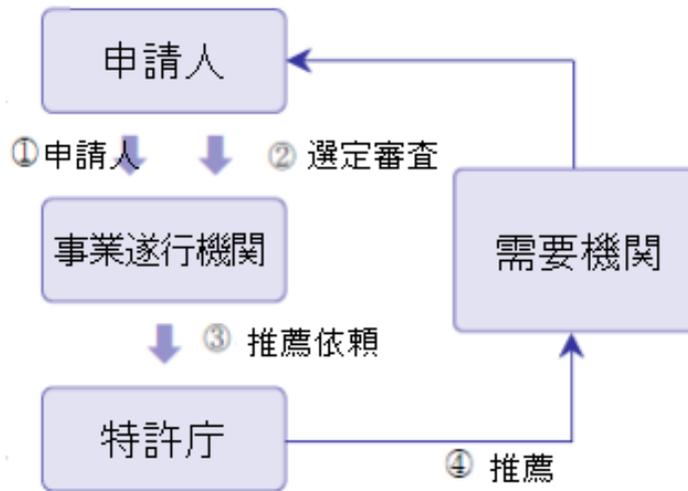
- ➔ 登録日から5年以内の特許権、登録維持が決定した実用新案権、審査登録されたデザイン権の所有者または専用実施権者および通常実施権者であって中小企業または事業者登録を済ませた個人事業者。

支援内容

- ➔ 申請人(発明家)が申請した製品に対し、所定の審査を経て特許庁長が需要機関に優先購買を推薦する。

・優先購買推薦体系

- 優先購買推薦の体系図



＜ 推薦の手順 ＞

事業公告及び申請案内	会誌およびインターネットのホームページ
↓	
申請・受付	優秀発明品優先購買推薦申請の受付
↓	
審査	サンプル説明および面接
↓	
推薦	特許庁長の名義で推薦書発送
↓	
納品実績の調査	前年度の推薦件に対する納品実績の調査

➔ 審査基準

- ・ 技術および製品の優秀性(30点)： 技術の高度性、差別性、品質の優秀性
- ・ 購買効果性(30点)： 価格競争力、代替優位性、市場性
- ・ 品質保証および物品供給能力(40点)： 製品保証能力、生産および供給能力、事業化推進能力、購買実効性

第3部 知識財産の活用支援

➔ 優先購買推薦対象機関

- 国家機関：中央行政機関およびその傘下機関 / 国立 中・高・大学および特殊学校
- 地方自治団体：ソウル特別市、広域市、道庁およびその直轄機関と区庁および出張所 / 市、群庁および農村指導所、保健所と市の区庁および出張所
- その他機関：国家または地方自治団体が投資・出捐する機関およびその傘下機関 / 政府投資機関が全額出資して設立した機関 / 役員の一部を政府が任命するか国家公務員となっている公益機関 / 私立学校法により設立された中・高・大学校(専門大学を含む) / 地方議会と邑・面・洞事務所など

➔ 選定の際のメリット

- 政府および公共機関の優先購買推薦
 - ※ 優先購買推薦の有効期間：最初の推薦日から3年間(ただし、権利の有効期間がそれ以前に満了した場合は権利の有効期間にしたがう)
- 優秀発明の優先購買推薦を受けている場合、技術標準院の新製品認証(NEP)審査の際に新技術性を証明する資料として活用可能
- 優先購買の推薦を受けている場合、調達庁優秀製品指定審査の際に一部加点を付与
 - ※ ただし、OEM生産方式は優秀製品指定制度申請の際に制限要素となる可能性あり(付属・部品に対するOEM生産の場合は許容)

注意事項

- OEM生産方式による製品の場合、「ナラジャント(国家総合電子調達システム)」への登録が不可能で、政府機関および出捐機関への直接推薦しかできません。

支援手順

- ➔ 手順：優先購買申請(委託機関)→推薦対象審査→優先購買推薦依頼→優先購買推薦(特許庁長)
- ➔ 申請書類：優先購買推薦申請書、特許登録原簿、公告の写し、事業者登録証の写し、製品カタログ、工場登録証またはOEM生産契約書、優先購買要請対象機関申請書、審査加点対象および認証現況に対するその他の証明資料
- ➔ 申請期間：年3回申請、事業推進機関および関連機関ホームページに公告後、1ヶ月間受付

問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産振興課 042-481-5887
- ➔ 韓国発明振興会 知識財産振興チーム 02-3459-2846

関連サイト

- ➔ 韓国発明振興会 www.kipa.org

Q & A

Q1) 申請した製品の審査はどのように行われますか？

A1) 推薦審査は、分野別の専門家(産学研4人)で構成された審査委員会において、申請の際に添付された証明書類を利用した1次審査(書類審査)、申請企業の製品に対するPTと詳細面談による 2次審査を通じて行われます。

Q2) ひとつの企業が複数の製品申請をすることは可能ですか？

A2) 当該年度には1社1製品のみ申請可能です。ただし、2回以上、優先購買推薦審査会議で不適格処理された製品の場合、申請の制限を受けます。

優秀支援事例

- S社
 - 2011年にS社は地中送電用組立式マンホール技術を適用した地中送電用組立式マンホールに対して優先購買推薦を受け、全売上比59.6%の売上実績を挙げ、24億7,900万ウォンの売上増大効果を得た。
 - 地中送電用組立式マンホールとは、従来の現場打設コンクリートの問題点を補完し、国内で初めて電力供給用の7 PIECEに分割された製品であって開発された施工期間・工事費用・陳情問題を画期的に減らした技術革新製品である。

第4部



知識財産教育支援

1. 中小企業の知識財産実務人材養成 • 195
2. 訪問型知識財産権教育(地域知識財産センター) • 201
3. 中小・中堅企業へのオーダーメイド型標準特許教育 • 203
4. 知識財産人材養成教育(国際知識財産研修院) • 204
 5. 知識財産 e-ラーニング課程 • 206
6. 特許情報検索および電子出願教育 • 215

1

中小企業の知識財産実務人力養成

- ▶ 中小企業の知識財産実務人力養成

⇒ 中小企業において知識財産業務を担当している人材に対して教育を実施し、中小企業の知識財産競争力を強化しようとする事業です。

1-1. 知識財産 最高責任者(CIPO) 朝食セミナー

支援規模

- ➔ 無料

教育対象

- ➔ 知識財産業務を担当若しくは知識財産権に関心のある製造業分野の中小・中堅企業および大企業のCEO・役員など

教育内容

- ➔ 国内外企業の知識財産経営による成功・失敗事例、最新の知識財産動向および国際知識財産の争点など講義

➔ 教育課程

講座名	日程
第29回 CIPO 朝食セミナー	2. 19(水)
第30回 CIPO 朝食セミナー	4. 16(水)
第31回 CIPO 朝食セミナー	6. 18(水)
第32回 CIPO 朝食セミナー	8. 20(水)
第33回 CIPO 朝食セミナー	10. 15(水)
第34回 CIPO 朝食セミナー	12. 17(水)

第4部 知識財産教育支援

支援手順

- ➔ 申請期間：セミナー開催約3週間前から可能
- ➔ 申請方法：韓国知識財産協会ホームページから参加申請書をダウンロードし作成後、電子メール(CIPO@kinpa.or.kr)またはファックス(02-556-7609)で申請
- ➔ その他の詳しい事項は韓国知識財産協会ホームページ(www.kinpa.or.kr)を参照

問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産人力課 042-481-3572
- ➔ 韓国知識財産協会 事務局 02-556-7608

関連サイト

- ➔ 韓国知識財産協会 www.kinpa.or.kr

1-2. 問題解決型教育

支援規模

- 合計16個企業を選定、1企業当たり約1,500万ウォン内外(教育費の20%は企業負担)

教育対象

- 中小・中堅企業付設研究所のR&D研究人力および特許関連担当者など

教育内容

- 中小企業の知識財産現況および経営の実態、力量水準などに対して専門家の診断後、R&D研究課題など企業の懸案課題と融合したオーダーメイド型教育を支援。
 - (Needsの分析・診断) 企業の知識財産現況および管理実態、力量水準、R&Dの方向などに対してアンケート(面談)およびテストなどによる専門家の診断を実施。
 - (課題融合型教育) 診断結果をもとにオーダーメイド型教育のカリキュラムを構成し、企業のR&D研究課題などと融合したプロジェクト型教育を推進。

→ 教育プロセス

準備	<ul style="list-style-type: none"> - 問題解決型教育支援企業の募集公告および選定 - 企業別コンサルタント諮問団構成(1企業当たり3名内外) - アンケート用紙作成など診断プログラムの開発
↓	
診断	<ul style="list-style-type: none"> - 職員に対する知識財産水準の診断およびCEOの認識調査など - 企業の知識財産現況および争点などに対する調査および分析 - 診断結果を基に知識財産教育のコンサルタント報告書を作成
↓	
教育	<ul style="list-style-type: none"> - 診断結果によるオーダーメイド型カリキュラムの設計およびカリキュラムによる教育実施
↓	
評価/フィードバック	<ul style="list-style-type: none"> - 教育内容をマニュアル化して提供 - 学習成就度の評価、現業適用度評価など

支援手順

- ➔ 支援公告：3~4月中
- ➔ 支援期間：6ヶ月内外
- ➔ 支援方式：支援企業に教育諮問団を派遣し診断およびオーダーメイド型教育を実施
- ➔ 申請方法：韓国発明振興会ホームページ(www.kipa.org)参照
- ➔ 支援企業の選定基準：知識財産権の保有現況、専担組織の設置可否および人数の規模、R&D研究人材の規模などを考慮して選定
- ➔ 諮問団の構成：IP-R&D専門家、弁理士、地域コンサルタント、企業の役員など

問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産人力課 042-481-3572
- ➔ 韓国発明振興会 知識財産人力養成チーム 02-3459-2806

関連サイト

- ➔ 韓国発明振興会 www.kipa.org

1-3. 海外紛争対応教育

支援規模

- 中小・中堅企業従事者の場合、当該教育費の80%を支援

教育対象

- 企業および特許法律事務所などの知識財産関連業務担当者

教育内容

- 海外主要国の特許・商標・デザイン出願戦略、紛争事例および交渉戦略の提示など、実際のcase-studyによる紛争予防および対応戦略教育
- 教育テーマおよび日程

国家	テーマ	教育テーマ(案)	教育日程	
			上半期	下半期
アメリカ	出願	アメリカの知識財産出願戦略	4. 14~4. 15	10. 29~10. 30
	紛争	アメリカの特許侵害類型と事例の分析	4. 28~4. 29	11. 10~11. 11
	訴訟	アメリカの特許訴訟の段階別ガイド	5. 19~5. 20	11. 24~11. 25
中国	出願	中国の知識財産動向および出願戦略	6. 2~6. 3	9. 1~9. 2
	紛争/訴訟	中国の知識財産侵害類型および訴訟事例	6. 16~6. 17	9. 22~9. 23
ヨーロッパ	出願/紛争	ヨーロッパの知識財産動向および紛争事例	6. 30~7. 1	10. 13~10. 14

申請手順

- 申請期間：当該教育日の約3週間前から可能
- 申請方法：IP Human サイト(www.iphuman.or.kr)を通じてオンライン受付

第4部 知識財産教育支援

問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産人力課 042-481-3572
- ➔ 韓国発明振興会 知識財産人力養成チーム 02-3459-2806

関連サイト

- ➔ 韓国発明振興会 www.kipa.org

2

訪問型知識財産権教育

- ▶ 訪問型知識財産権教育

www.ripc.org

⇒ 知財権教育が必要ながらも参加条件が困難な中小・ベンチャー企業を直接訪問して基礎知財権に対して教育する事業です。

支援対象

- ➔ 地域所在の中小企業従事者

支援内容

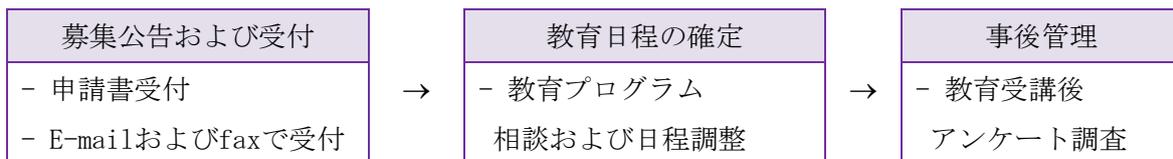
- ➔ 内容：知識財産権全般(特許、実用新案、ブランド、デザインなど)
- ➔ グループ単位によるオーダーメイド型教育の提供
- ➔ 事前相談を通じて水準別教育を提供
- ➔ 無料教育：教材および実習材料を無料提供

支援手順

- ➔ 申請期間

アメリカ 随時受付：地域知識財産センターホームページ(www.ripc.org)参考

- ➔ 処理手順



第4部 知識財産教育支援

➔ 申請方法

- 地域知識財産センターホームページ(www.ripc.org)にログイン後、当該地域知識財産センターホームページから期限内に受付
 - ※ 地域別に最小申請人数の制限がある
 - ※ 企業別に教育回数の制限がある
 - ※ 先着順で受付締め切りおよび申請書の様式添付ファイルを確認

問い合わせ

- ➔ 特許庁 地域産業財産課 042-481-8663
- ➔ 韓国発明振興会 地域知識財産チーム 02-3459-2821
- ➔ 地域知識財産センター 代表番号 1661-1900

関連サイト

- ➔ 韓国発明振興会 www.kipa.org
- ➔ 地域知識財産センター www.ripc.org

3

中小・中堅企業へのオーダーメイド型標準特許教育

- ▶ 中小・中堅企業への標準特許教育

www.epcenter.or.kr

⇒ 中小・中堅企業に標準特許の重要性および認識を向上させるためのオーダーメイド型教育です。

教育対象

- ⇒ 標準特許コンサルタント需要がある協会およびフォーラムの中小・中堅企業

教育内容

- ⇒ 協会/フォーラムの技術分野別特色に適した標準特許教育を運営
 - ・ 基礎課程：特許・標準・標準特許の関係、標準化手順の理解
 - ・ 深化課程：標準特許創出事例、R&D- 特許- 標準連係戦略
- ⇒ 申請機関の技術分野別関連の標準化情報提供
- ⇒ 中小・中堅企業の標準特許優秀事例の伝播教育

申請手順

- ⇒ 日程：上・下半期 各1回 開催(6月、10月)
- ⇒ 申請手順：標準特許センターホームページ(www.epcenter.or.kr)参照

問い合わせ

- ⇒ 特許庁 標準特許半導体チーム 042-481-5429
- ⇒ 標準特許センター 02-6915-6235

4

知識財産 人力養成教育

- ▶ 知識財産人力養成教育

国際知識財産研修院 iipti.kipo.go.kr

⇒ 企業と研究所の役職員、特許法律事務所の役職員などを対象として知識財産一般および専門教育を実施します。

支援規模

- ➔ 教育費の一部(約60%)払い戻し
- 雇用労働部「事業主職業能力開発訓練課程」として進められる予定

教育対象

- ➔ 民間企業と研究所の役職員、特許法律事務所の役職員など

教育内容

- ➔ 教育課程

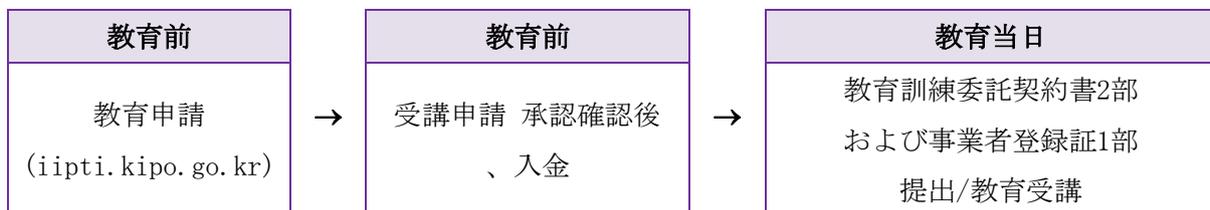
日程	課程名	期間	人数	日程
2月	第6期特許明細書の作成	3	30	2. 12~2. 14
	第128期 産業財産権	5	30	2. 17~2. 21
3月	第1期特許情報の検索	3	30	3. 12~3. 14
4月	第1期特許マップの作成	3	30	4. 2~4. 4
	第2期 商標とデザインの権利化	3	30	4. 9~4. 11
5月	第1期特許法の理論とその実際	3	30	5. 12~5. 14
	第1期特許(商標/デザイン)出願/登録実務	3	30	5. 21~5. 23
	第1期特許紛争の対応戦略	3	30	5. 28~5. 30
6月	第129期 産業財産権	5	30	6. 9~6. 13

日程	課程名	期間	人数	日程
7月	第2期特許情報の検索	3	30	7. 2~7. 4
	第7期特許明細書の作成	3	30	7. 9~7. 11
8月	第2期特許マップの作成課程	3	30	8. 27~8. 29
10月	第130期 産業財産権	5	30	10. 13~10. 17
11月	第8期特許明細書の作成	3	30	11. 10~11. 12

- ➡ 産業財産権課程：特許法、商標法、デザイン保護法、著作権法など。
- ➡ 商標とデザインの権利化課程：商標およびデザイン制度の理解、商標およびデザイン検索実務、商標およびデザインライセンスなど。
- ➡ 特許(商標/デザイン)出願・登録の実務：出願制度の理解および出願方法、登録制度の理解など。
- ➡ 特許明細書作成課程：特許明細書の理論および実習、請求範囲の解釈など。
- ➡ 特許情報検索および特許マップ：特許情報の検索、特許マップ理論および実習など。

申請手順

- ➡ 教育日程：国際知識財産研修院ホームページ(iipti.kipo.go.kr)→顧客センター→公示事項→各課程別の教育案内ファイル参照
 - ・委託訓練書式および教育費など詳しい事項は、教育案内ファイルに案内されており、教育開始3週前に公示。
- ➡ 申請方法：オンライン申請
- ➡ 処理手順



※教育修了後、事業場所在地の管轄産業人力公団支社に払い戻し申請。

問い合わせ

- ➡ 特許庁 国際知識財産研修院 知識財産教育課 042-601-4347

5

知識財産 e-ラーニング課程

- ▶ 知識財産 e-ラーニング運営

General. ipacademy.net

⇒ 企業などの知識財産創出および力量増加のためのオンライン教育を提供します。

5-1. 一般人教育

支援規模

- 無料

教育対象

- 企業の特許管理者、特許専門家、弁理士など

教育内容

- 教育日程：年中随時

- 教育課程

< 知識財産権制度および法律 >

講義名	時間
[現場講座] 韓国商標デザインカンファレンス	-
改正アメリカ特許法 完全征服	-
職務発明、これだけは知っておこう!	-

講義名	時間
特許法(2012)	-
ナウオンボン(私原本)さんの営業秘密物語	-
[現場特別講義] 2011年特許法および下位法令改正の主要内容	-
[現場特別講義] FTAによる知財権活用戦略	1
[現場特別講義] 中小企業のIP経営システム構築戦略	-
発明申告書作成と明細書検討	5
中小企業のCEOが知るべき知識財産	12
TRIZを活用した技術革新	15
MICE産業と知識財産	5
[現場特別講義] 気候変化、技術移転、そしてIP	1
[現場特別講義] 知識財産権イベントに対する公正取引法的規制	1
[現場特別講義] インターネットと知識財産権	2
商標登録はなぜ必要なのか?	1
事例で学ぶ楽しい特許の話	10
事例で学ぶ商標制度の理解	10
特許制度と出願書の作成	9
科学技術と知識財産	30
知識財産権入門	10
2009 改正特許法解説	2
[現場特別講義] Recent Developments in US Patent Law	5
[現場特別講義] アメリカ特許制度および実務	2
事例で調べる著作権の理解	10
デザインIP保護戦略	16
職務発明制度	8
特許法	34
商標法	30
デザイン保護法	25

第4部 知識財産教育支援

〈特許情報の検索および分析〉

講義名	時間
[現場講座] 最新のIT技術を利用した知財権情報の活用 (Emerging IT and Utilization of IP Information)	-
[現場講座] ヨーロッパ特許情報のすべて (The Ins and Outs of European IP Information)	-
先行技術検索ノウハウ	5
特許公報の理解および特許情報の検索	15
特許情報分析および特許マップの作成	12
特許情報活用課程- 特許情報の検索	3
特許情報活用課程- 特許情報の活用	7
特許情報活用課程- 特許情報の価値	5

〈出願書および明細書の作成〉

講義名	時間
明細書の作成方法	17
[現場特別講義] 2011年特許審査改正の主要内容	1
海外特許出願時の注意事項	10
[現場特別講義] ソフトウェアおよびビジネスモデル明細書の作成方案	5
実践! 電子出願ガイド	4
実践! 意見書、補正書の作成	5
実践! 特許明細書の作成	4
アメリカ特許出願 1- 手順編	6
アメリカ特許出願 2- 登録条件編	6
BM特許明細書作成実務	8
英文明細書作成	10
特許明細書作成- 電子、機械、S/W技術	6
特許明細書作成- 化学分野	6
特許明細書作成- 生命工学分野	5

＜ 侵害判断および紛争対応 ＞

講義名	時間
[現場講座] ヨーロッパ進出企業のための知財権対応戦略セミナー 事例で見る中小企業知財権紛争対応戦略	-
[現場講座] 国際知財権紛争解決カンファレンス (特許侵害損害額の算定ノウハウおよび交渉の技術)	-
[現場特別講義] 国際特許紛争における非侵害分析および無効の主張	1
[現場特別講義] 特許侵害損害賠償額算定の実務	1
[現場特別講義] 特許権侵害禁止仮処分訴訟の実務	2
特許侵害対応方案	4
判例で見た特許侵害訴訟	10
国際特許紛争時の交渉およびライセンス戦略	5
特許侵害判断と請求範囲の解釈	4

＜ 特許管理および活用 ＞

講義名	時間
[現場講座] 国際知識財産ネットワークカンファレンス	-
[現場講座] PATINEX I	-
[現場講座] PATINEX II	-
[現場講座] IPストーリーフェスティバル(2012)	-
[現場特別講義] 特許ライセンス契約の争点と交渉戦略	-
[現場特別講義] GPLの争点と今後の展望	1
標準特許 深化	5
[現場特別講義] IPビジネス環境の変化による企業の特許経営戦略	1
[現場特別講義] 研究契約の理論とその実際	1
[現場特別講義] 特許モンスターに対する国内企業の対応戦略	3
[現場特別講義] 中小企業のライセンス交渉戦略	1
知識財産経営と特許戦略	5
標準特許の理論とその事例	7
研究開発と知識財産権	3
研究者のための特許管理	5
技術移転および事業化戦略	10

[現場特別講義] 技術評価および技術移転	2
[現場特別講義] 標準特許と特許プール	2
特許プール結成の成功および運営管理	5
[現場特別講義] 標準特許戦略	3

www.kipo.go.kr_209

第4部 知識財産教育支援

〈 グローバルIPおよびアイデア創出 〉

講義名	時間
[現場特別講義] How to perfect your invention from idea to application	-
IP Panorama_英文	10
IP Xpedite_英文	14
特許法律英語	20

➔ 教育形態：オンライン教育(general. ipacademy.net)

申請手順

➔ 国家知識財産教育ポータルホームページ(www.ipacademy.net)に会員登録後、利用

問い合わせ

➔ 特許庁 国際知識財産研修院教育企画課 042-601-4312

➔ 韓国発明振興会教育企画チーム 02-3459-2765

関連サイト

➔ 韓国発明振興会 www.kipa.org

5-2. 中小企業IPリーダー養成教育

教育費

→ 無料

教育対象

→ 中小企業・研究所のR&D分野の特許担当研究員および技術実務者

教育内容

→ 教育日程

区 分	1期	2期
教育人数	220名	220名
申請期間	3. 31~4. 25	9. 1~9. 26
教育期間 (2ヶ月)	4. 28~6. 16	9. 29~11. 17
オフライン期間	6. 3~6. 4	10. 23~10. 24
基礎インターネット放送	5. 20	10. 21
深化インターネット放送	6. 10	11. 11
教育場所(集合教育)	大田	大田
分班	5個分班(機械金属、化学生命、電気電子、情報通信、その他)	

第4部 知識財産教育支援

➔ 教育課程

構成	基礎課程			深化課程	
	オンライン	オフライン	インターネット放送	オンライン	インターネット放送
教育	<ul style="list-style-type: none"> ・特許法 2012 ・先行技術検索のノウハウ ・発明申告書の作成と明細書 ・特許明細書の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・特許の理解 ・特許情報の意味とその検索方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・特許出願の手順 	<ul style="list-style-type: none"> ・分野別特許明細書の作成 ・意見書、補正書の作成 ・特許侵害の判断と請求範囲の解釈 ・中小企業の知財権紛争対応戦略 	<ul style="list-style-type: none"> ・請求範囲の解釈方法
評価	オンライン評価	実習 課題	-	オンライン評価	-

➔ 教育 形態：オンラインおよびオフライン教育

- ・オンライン教育： <http://leaders.ipacademy.net> (IPリーダー課程専用サイト)
- ・オフライン教育：(大田国際知識財産研修院)
- ・水準別教育：基礎/深化課程
- ・分野別教育：5個分野(機械金属、化学生命、電気電子、情報通信、その他)

申請手順

- ➔ 申請方法: 国家知識財産教育ポータルホームページ(www.ipacademy.net)に会員登録後、利用

問い合わせ

- ➔ 特許庁 国際知識財産研修院教育企画課 042-601-4312
- ➔ 韓国発明振興会教育企画チーム 02-3459-2765

関連サイト

- ➔ 韓国発明振興会 www.kipa.org

5-3. 企業の知識財産団体教育

教育費

- ➔ 無料

教育対象

- ➔ オンラインで団体委託教育を希望するすべての企業および研究所、機関など

教育内容

- ➔ 教育日程：年中随時(当該企業の要請により決定)
- ➔ 教育内容：知識財産権制度および法律、特許情報検索および分析、特許出願および明細書の作成、特許紛争、特許管理および活用など。
 - ※ 一般の正規課程で提供されるすべての教育コンテンツ活用可能
 - ※ 運営課程のうち必要とする課程のみ企業専用教育システムに搭載・運営
- ➔ 教育形態：オンライン教育
(オンライン教育運営企業との別途の協議を通じてオフライン特別講義も無料支援)
- ➔ 運営サイト：企業(機関)名. ipacademy.net
 - ※企業専用独立ドメインを構成・運営
 - 例) 韓国電子通信研究院(ETRI) <http://etri.ipacademy.net>
- ➔ 教育相談を通じて全課程のうち企業が必要な課程だけを再構成してオーダーメイド型課程を提供(オンライン教材を含む)。
- ➔ 体系的な学習管理
 - 知識財産専門家(弁理士など)を通じて質疑応答提供。
 - 職務教育のための体系的な学習管理を提供(学習督促、Q&A)
 - オフライン訪問補充教育を提供(実習および事例を主とした教育)

申請手順

➔ 企業(機関)団体委託教育の申請手順



➔ 団体委託教育の流れ図

- 当該企業/研究所教育生会員登録 ⇒ 受講課程の検索 ⇒ 受講申請 ⇒ 当該講義室入場 ⇒ 学習 ⇒ 評価(課題物、オンライン試験など) ⇒ 修了 ⇒ 修了証書発給
- 当該企業/研究所教育管理者 「管理者権限」を取得 ⇒ 学習進行モニタリング ⇒ 1:1 学習管理(Q&A) ⇒ 持続的な学習動機の付与および管理

問い合わせ

➔ 特許庁 国際知識財産研修院教育企画課 042-601-4312

➔ 韓国発明振興会教育企画チーム 02-3459-2765

関連サイト

➔ 韓国発明振興会 www.kipa.org

6

特許情報の検索および電子出願教育

- ▶ 訪問型特許情報検索および電子出願教育

www.kpds.or.kr

⇒ 特許、実用新案、デザイン、商標出願に関連する基礎知識と特許情報の検索、電子出願能力向上のための教育を多彩な事例を提示して理解しやすく実施します。

支援規模

- ➔ 教材および教育講師訪問を無料で推進
- ➔ 最小教育参加人数(10名以上)

教育対象

- ➔ 国内企業(機関)および研究所の特許担当者
- ➔ 特許法律事務要員、知識財産権に関連する機関および企業の役職員
- ➔ その他、知識財産権の基礎情報検索および直接電子出願に関心がある者

教育内容

- ➔ 特許/実用新案情報の検索
 - ・ 国内特許情報の検索理論、検索サイトの活用および実習
- ➔ デザイン情報の検索
 - ・ デザイン検索の理論、検索サイトの活用および実習
- ➔ 商標情報の検索
 - ・ 商標検索の理論、検索サイトの活用および実習

第4部 知識財産教育支援

➔ 特許/実用新案の出願

- 電子出願の事前登録手順、出願書・明細書・図面作成、電子出願S/Wの実習

➔ デザイン/商標の出願

- 電子出願の事前登録手順、出願書・明細書・図面(見本)作成、電子出願S/Wの実習

➔ 海外特許情報の検索

- 海外特許制度および情報検索の理論、海外(USPTO・JPO・EPO・KIPRIS)検索サイトの活用検索方法実習

➔ PCT電子出願

- PCT出願制度および出願書・明細書・図面作成、電子出願S/W PCT- SAFE & PCT K- EDITOR 実習

➔ マドリッド電子出願

- マドリッド出願制度および出願書の作成方法、電子出願S/Wの実習

※ 講師が直接訪問する訪問型教育以外にも個人および教育申請人数に満たない企業などのための特許情報利用者招聘教育を地域別に別途実施します。

支援手順

➔ 申請および手順

- 特許庁(www.kipo.go.kr)および特許情報ネットKIPRIS(www.kipris.or.kr)に公示
- FAX(02-3453-2999)またはE-mail(kpdsedu@kipi.or.kr)で受付

問い合わせ

➔ 特許庁情報活用チーム 042-481-5127

➔ 韓国特許情報院特許文書電子化センター 02-569-6051~3、6056

関連サイト

➔ 韓国特許情報院 www.kipi.or.kr

➔ キプリス www.kipris.or.kr

知識財産競争力強化のための中小・中堅企業支援施策

Korean Intellectual Property Office • www.kipo.go.kr

第5部



女性・社会的弱者 ・社会的企業など

第1章 女性発明支援 ・219

第2章 社会的弱者への支援(公益弁理士特許相談センター) ・235

第3章 社会的企業支援 ・255

第4章 知識財産 才能ナヌム ・273

第5部 女性・社会的弱者・社会的企業など



第1章
女性発明支援

1. 女性 IP 環境基盤の造成	221
2. 女性 IP 指導人力の養成	223
3. 生活発明の発掘・支援	225
4. 女性 IP 創出・活用支援	227
5. 世界女性発明大会およびフォーラム開催	229
6. 大韓民国女性発明品博覧会の開催	231
7. 女性発明家への弁理支援サービス	233

1

女性 IP 環境基盤の造成

- ▶ 女性の特性を考慮した知識財産権教育プログラムの開発および運営

⇒ 女性の創意力開発と知識財産権認識向上のための知識財産権教育プログラムを実施します。

教育対象

- ➔ 一般女性(父母、大学生、社会人、地域住民など)

教育内容

- ➔ 教育プログラム

教育名	時間	人数	内容
女性発明創意教室	8時間	30名以上	発明と創意性、知識財産権制度、発明工作実習など

申請手順

- ➔ 日程：2014年 3月 ~ 11月
- ➔ 参加者のメリット：教材・発明情報誌・記念品提供、修了証(女性発明創意教室)を発給
- ➔ 申請期間：韓国女性発明協会ホームページ(www.inventor.or.kr)を参照
 - * 先着順に選定する予定であるため早期締め切りの可能性あり。
- ➔ 申請方法：申請書をファックスか電子メールで発送
 - * (ファックス) 02-538-2714 (電子メール) ciaobella@empas.com

第5部 女性・社会的弱者・社会的企業など

問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産振興課 042-481-5172
- ➔ 韓国女性発明協会 02-538-2710

関連サイト

- ➔ 韓国女性発明協会 www.inventor.or.kr

2

女性 IP 指導人力の養成

▶ 女性発明指導士の養成

⇒ 児童創意教育課程と発明活動を連係して優秀な発明人材を早期に発掘し、発明教育分野の女性雇用創出のために児童発明教育分野における女性雇用を創出するための事業です。

- 女性発明指導士：未就学の児童と小学校低学年の創意力開発のために発明教育を担当することができる専門指導人力のことをいう。

教育対象

→ 教育対象：女性

→ 参加資格

- 満18歳以上の「女性発明創意教室」に参加した者に限って受講可能。

教育内容

→ 教育時間：合計60時間（1回当たり30~40名、合計5回で進行）

→ 教育内容

- 創意性の特徴、発明の基本理解、知識財産権制度の理解、発明と経営、児童教育の特徴、発明指導実習など講義と実習が混合。

※「女性発明創意教室」は全国的に実施され、日程と参加申請案内は、毎月、女性発明協会ホームページに掲載

申請手順

→ 日程および申請の受付：韓国女性発明協会ホームページ(www.inventor.or.kr)参照

問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産振興課 042-481-5172
- ➔ 韓国女性発明協会 02-538-2710

関連サイト

- ➔ 韓国女性発明協会 www.inventor.or.kr

3

生活発明の発掘・支援

- ▶ 女性のアイデアで商品化が容易な生活発明の発掘・支援

⇒ オンラインシステムを通じて提案されたアイデアのうち、女性の感性と直感を融合させた創意的な生活発明アイデアに対して商品化を支援。

事業内容

- ➔ 生活発明コア：女性の生活発明アイデアをオンラインシステムを通じて提案してもらい、多角的な審査を通じて国民の日常生活を改善し、新たなライフスタイルが創造可能な生活発明の選定、商品化および取引化を推進。

推進日程

→ 日程および手順

事業の手順	主な内容(日程)	オンラインシステム
アイデア 提案・募集	[2014. 4~5月] ・一般女性、学生(高校、大学・大学院在学)の生活 発明アイデア(出願されていない純粋な創作アイ デア)	・受付・登録シ ステム
↓ 1次 選 定 審 査	[2014. 6~7月] ・書類審査⇨先行技術調査⇨面接審査⇨20チ ム内外で選定	
↓ 力量強化 プ ロ グ ラ ム	[2014. 7~9月] ・IP 基礎教育 ・分野別専門家コンサルタント、メンタリング提供	・チーム別コミュ ニ テ ー
↓ アイデアの 高 度 化 ・ 具 体 化	[2014. 8~10月] ・出願・弁理費用支援 ・デザイン・試製品製作支援	・消費者評価 シ ス テ ム
↓ 最終審査・ 授 賞	[2014. 11月] ・発表審査⇨賞格確定 ・大統領賞、国務総理賞、特許庁長賞など授賞	・サイバー展示場
↓ 事業化支援		

受付手順

- ➔ 受付期間：2014年 4~5月
- ➔ 受付方法
 - 韓国女性発明協会ホームページ(www.inventor.or.kr)で事業公示を確認後、申請受付
- ➔ 提出書類：韓国女性発明協会ホームページ(www.inventor.or.kr)を参考
- ➔ 提出方法：オンラインで提出

問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産振興課 042-481-5172
- ➔ 韓国女性発明協会 02-538-2710 / kwia@inventor.or.kr

関連サイト

- ➔ 韓国女性発明協会 www.inventor.or.kr

4

女性 IP 創出・活用支援

▶ 試製品製作支援

⇒ 女性の優秀な発明アイデアを発掘し支援することで発明意欲を応援し、さらには事業化支援および技術開発を促進する事業です。

支援規模

- ➔ 約30件(1件当たり400万ウォン以内)

支援対象

- ➔ 支援資格：国内に住所を置く満18歳以上の大韓民国女性と、申請日現在、在学中の女子大学生および大学院生。

➔ 支援対象

- 産業財産権として登録されていない特許、実用新案、デザインの範疇に属するアイデア(ただし、製作されたか若しくは製作中の発明は除外)。
- 1人1件に限り、共同発明の場合には代表者を決めて申請。
- 女性発明競進大会など発明関連イベントにて受賞した優秀発明アイデアと韓国女性発明協会正会員に対しては加算点を付与。

※ 申請書の受付開始日現在、出願中の発明アイデアも支援可能。

※ 実用新案の場合、登録維持決定を受ける前の考案に限る。

支援内容

➔ 支援金額

- 試製品製作支援費用として最大400万ウォンを支援。だが、製作費用の10%または最大支援金額を超えて追加発生した費用は本人負担。

第5部 女性・社会的弱者・社会的企業など

- ・ 試製品製作支援事業は、製作企業に費用を支援し製品が完成した後、申請人が引き受ける形態となります。

支援手順

➔ 処理手順

- ・ 2月~4月 : 事業公告(女性発明協会ホームページ)および申請書受付
- ・ 5月 : 書類審査、先行技術調査、最終審査
- ・ 6月 : 選定者発表、製作金額の適正性を確認
- ・ 7月~10月 : 契約締結、試製品 製作および検収
- ・ 11月 : 製作費用支援

➔ 提出書類 : 女性発明試製品製作支援申請書 1部

(アイデア明細書、予想製作費の詳細内訳を含む)

※ 女性発明協会ホームページ(www.inventor.or.kr)からダウンロードして作成

➔ 申請方法 : オンライン、電子メール、郵便、訪問受付のうちのどれかの方法で申請

問い合わせ

➔ 特許庁 産業財産振興課 042-481-5172

➔ 韓国女性発明協会 02-538-2710 / kwia@inventor.or.kr

関連サイト

➔ 韓国女性発明協会 www.inventor.or.kr

Q & A

Q1) 試製品の支援に関連して、共同発明の場合、発明家全員が女性でなければいけませんか?

A1) 共同発明の場合、女性である発明者を代表者として申請すれば可能です。

Q2) 試製品の製作支援はいつでも可能ですか?

A2) 試製品の製作支援は毎年はじめ(2月頃)に女性発明協会ホームページを通じて公告し受付を受けます。審査後、選定対象者に別途連絡し、選定作には最大400万ウォンまで支援します。

5

世界女性発明大会およびフォーラム開催

- ▶ 国内外に出願または登録された権利の展示およびフォーラム

⇒ 女性発明家と企業の発明アイデアを審査・授賞する世界的規模の唯一の女性発明大会で、公正な競争および体系的な広報を通じて女性発明品の技術力が国際的に認められ海外進出の機会を提供します。

支援規模

- ➔ 25カ国約300点の発明品出品、約200点授賞

出品対象

- ➔ 国内外に産業財産権(特許、実用新案、デザイン)として出願または登録された権利を保有中の女性および女子学生(満18歳以上)、女性企業家の発明品(ただし、同大会の既受賞作は出品不可)

行事内容

- ➔ 名称：2014年 大韓民国世界女性発明大会およびフォーラム
- ➔ 場所：aTセンター第1展示場(変更も可能)
- ➔ 期間：2014. 5. 16~5. 19 (4日間) / 展示時間(10:00~18:00)
- ➔ 授賞内容
 - ・ 大賞(グランプリ)、優秀賞(KIWIE賞)、金・銀・銅賞、特別賞

支援手順

- ➔ 申請書作成：オンライン登録(www.kiwie.or.kr)または申請書様式をダウンロードして作成した後、電子メール(gokiwie@nate.com)で送付。
- ➔ 添付資料提出：参加規定、産業財産権関連書類は電子メールまたはファックスで送付した後、受付確認(展示事務局)。
- ➔ 参加費入金：韓国女性発明協会にて書類審査を経て参加者として選定され、その通報を受けた後に参加費を入金。

問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産振興課 042-481-5172
- ➔ 韓国女性発明協会 02-538-2710 / kwia@inventor.or.kr

関連サイト

- ➔ 韓国女性発明協会 www.inventor.or.kr

Q & A

Q1) 申請手順はどうなりますか?

A1) 2~3月ごろに女性発明協会ホームページに公示され、オンラインで申請書を登録すれば、韓国女性発明協会にて書類審査を経て参加者として選定されます。

6

大韓民国女性発明品博覧会の開催

- ▶ 女性発明家および企業家の優秀な発明品展示および授賞

⇒ 国内の女性発明・企業家(個人も可能)の優秀な発明品および生産製品を展示し、それにより国内・外への販路開拓とマーケティング活動を支援します。

支援規模

- ➔ 女性発明家および企業家 約120名

参加対象

- ➔ 申請対象：女性発明家、女性が取締役または役員として在職中の企業。
- ➔ 展示対象：女性発明家の優秀発明特許製品、アイデア商品など。

行事内容

- ➔ 名称：2014年 大韓民国女性発明品博覧会
- ➔ 場所：aTセンター 第1展示場(変更も可能)
- ➔ 期間：2014. 5. 16~5. 19 (4日間)

申請手順

- ➔ 申請書作成：オンライン登録(www.kiwie.or.kr)または申請書様式をダウンロードして作成した後、電子メール(gokiwie@nate.com)で送付。
- ➔ 添付資料提出：参加規定、産業財産権関連書類は電子メールまたはファックスで送付した後、受付確認(展示事務局)。

第5部 女性・社会的弱者・社会的企業など

- ➔ 参加費入金：韓国女性発明協会にて書類審査を経て参加者として選定され、その通報を受けた後に参加費を入金

問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産振興課 042-481-5172
- ➔ 韓国女性発明協会 02-538-2710 / kwia@inventor.or.kr

関連サイト

- ➔ 韓国女性発明協会 www.inventor.or.kr

Q & A

Q1) 女性発明協会の会員でない個人も支援可能ですか？

A1) 女性発明協会の会員であるなしに関係なく、個人および企業も支援可能です。2~3月ごろに女性発明協会ホームページに公示された申請手順にしたがって志願してください。

7

女性発明家への弁理支援サービス

▶ 女性発明家のアイデア相談支援

⇒ 女性発明アイデアの具体化、特許出願案内など無料弁理相談を通じて女性発明企業家の障害問題を解消します。

支援規模

⇒ 教育は年中10回、弁理相談サービスは年中実施(制限なし)

支援対象

⇒ 女性発明・企業家、一般女性

支援内容

- ⇒ 女性発明家に対する無料弁理相談
- ⇒ 特許出願および事業化関連コンサルタントと教育実施
- ⇒ 特許出願の際、弁理費用割引のメリット
- ⇒ 政府の産業財産権支援制度案内

支援手順

- ⇒ 韓国女性発明協会ホームページ(www.inventor.or.kr)の公示確認後に申請、コンサルタントおよび教育参加。
- ⇒ 弁理相談は協会事務局に問い合わせ、諮問協定を締結した弁理法人を通じて相談可能。

問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産振興課 042-481-5172
- ➔ 韓国女性発明協会 02-538-2710 / kwia@inventor.or.kr

関連サイト

- ➔ 韓国女性発明協会 www.inventor.or.kr

Q & A

Q1) どのような団体を通じて無料弁理相談サービスを受けることができますか？

A1) 女性発明協会諮問弁理法人で無料相談が可能ですが、特許出願時の弁理費用は別途です。



第2章

社会的弱者支援(公益弁理士特許相談センター)

1. 公益弁理士による産業財産権関連相談	237
2. 書類作成支援	240
3. 審判審決取消し訴訟代理の支援	243
4. 侵害関連の民事訴訟費用の支援	246

1

公益弁理士による産業財産権関連相談

▶ 社会的弱者を対象とした無料弁理サービスの提供

⇒ 公益弁理士特許相談センターでは、社会的弱者のために産業財産権に関連する相談など無料弁理サービスを提供します。

支援対象

- ➔ 国民基礎生活受給者
- ➔ 次上位階層該当者
- ➔ 国家功労者とその遺族および家族
- ➔ 登録障害者
- ➔ 在学生(大学院生は除外)
- ➔ 満6歳以上、満19歳未満の者
- ➔ 小企業(常時勤労者数10人未満、ただし、建設業・製造業は50人未満)
- ➔ 5・18民主功労者とその遺族または家族
- ➔ 枯葉剤後遺症患者・枯葉剤後遺疑症患者および枯葉剤後遺症の2世患者
- ➔ 特殊任務功労者とその遺族または家族
- ➔ 軍服務中の一般兵士、公益勤務要員、戦闘警察隊員・義務消防隊員など転換服務遂行者
- ➔ 大企業と産業財産権関連紛争中の中企業
- ➔ 零細個人発明家(月収220万ウォン以下)

支援内容

- ➔ 産業財産権に関連する各種問い合わせ相談。
- ➔ 発明した技術などが登録条件を備えている場合、明細書など産業財産権の取得に関連する書類を作成。
- ➔ 産業財産権を保有する社会的弱者が産業財産権関連の紛争時に、勝訴の可能性および支援妥当性がある場合、審判および審決取消し訴訟代理の支援。
- ➔ 産業財産権を保有する社会的弱者が産業財産権を侵害された場合、勝訴の可能性および支援妥当性があれば代理人費用を支援。
- ➔ 産業財産権の紛争調整の支援、その他、産業財産権に関連する訪問教育実施。

相談方式

- ➔ 訪問者相談
 - 相談の効率を高め、ワンストップ相談サービスを提供するために、予約相談を原則とします。請願人は訪問前に事前連絡しなければならず、相談希望日時および分野を決めて予定された日時に公益弁理士特許相談センターを訪問すれば、各技術分野の専門弁理士から十分な相談を受けることができます。
- ➔ 電話相談
 - 業務時間中はいつでも弁理士から直接、電話相談を受けることができます。
 - * 業務時間：毎週 月～金 午前9時から午後6時まで(12:00～13:00 昼休み)
- ➔ オンライン相談
 - ホームページのオンライン相談申請を通じて相談を受けることができます。
 - * 公益弁理士特許相談センターホームページアドレス www.pcc.or.kr
- ➔ 電子メール相談
 - 電子メール(E-mail)を通じて相談を受けることもできます。主に相談に必要な書類などをファイルで送るときに利用すると便利です。
 - * E-mail： pcc@pcc.or.kr

➔ 手紙相談

- 郵便を通じて相談を受けることができます。出力された文書や写真などを送るときに利用すると便利です。

➔ 地域巡回相談

- 弁理サービスが容易に受けにくい地域にいる請願人は、公益弁理士特許相談センターを直接訪問せずとも公益弁理士と直接対面して相談を受けることができます。公益弁理士特許相談センターと業務協定が締結されている地域の知識財産センターと協力して事前に定められた巡回相談日程にしたがって相談サービスを提供します。

※ 地域巡回の相談日程は公益弁理士特許相談センターホームページ(<http://www.pcc.or.kr>)

→ 右側メニュー「地域巡回相談日程」にて確認可能。

➔ WEB相談

- WEB相談が可能なプログラムであるSkypeを通じてリアルタイムでWEB相談が受けられます。遠距離居住者または重症の障害で訪問が困難な場合はもちろん、電話での相談が難しい図面、試製品の形状などに対して相談を受けるときに利用すると便利です。

※ 公益弁理士のSkype名は公益弁理士特許相談センターホームページ(<http://www.pcc.or.kr>) → 右側メニューの「オンラインWEB相談」から確認が可能。

支援手順

- ➔ 申請手順：公益弁理士特許相談センターホームページ参照 (www.pcc.or.kr)

問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産保護支援課 042-481-5882
- ➔ 公益弁理士特許相談センター 02-6006-4300

関連サイト

- ➔ 公益弁理士特許相談センター www.pcc.or.kr

2

書類作成支援

- ▶ 社会的弱者を対象とした出願・審判関連書類の作成支援

⇒ 社会的弱者の産業財産権創出および保護を支援するために明細書・審判請求書など出願・審査・審判に関連する書類の作成を支援します。

支援対象

- ➔ 国民基礎生活受給者
- ➔ 次上位階層 該当者
- ➔ 国家功労者とその遺族および家族
- ➔ 登録障害者
- ➔ 在学生(大学院生は除外)
- ➔ 満6歳以上満19歳未満の者
- ➔ 小企業(常時勤労者数10人未満、ただし、建設業・製造業は50人未満)
- ➔ 5・18民主功労者とその遺族または家族
- ➔ 枯葉剤後遺症患者・枯葉剤後遺疑症患者および枯葉剤後遺症2世患者
- ➔ 特殊任務功労者とその遺族または家族
- ➔ 軍服務中の一般兵士、公益勤務要員、戦闘警察隊員・義務消防隊員など転換服務遂行者

※ サービス提供条件

- 支援対象者に該当すること
- 支援対象書類に該当すること
- 登録条件を備えること
 - 支援限度(同一会計年度につき1人あたり1件を原則)を超過しないこと

支援内容

➔ 書類の作成支援

- 明細書など出願連書類(商標は除外)
- 意見書、補正書など出願連の中間書類
- 拒絶査定不服審判請求とその連書類など

支援内容

➔ 申請時期： 随時

➔ 支援手順： 公益弁理士特許相談センターホームページ参照 (www.pcc.or.kr)



➔ 申請関連書類： 書類作成支援申請書、支援対象証明資料、発明説明書など

問い合わせ

➔ 特許庁 産業財産保護支援課 042-481-5882

➔ 公益弁理士特許相談センター 02-6006-4300

第5部 女性・社会的弱者・社会的企業など

関連サイト

➔ 公益弁理士特許相談センター www.pcc.or.kr

3

審判審決取消し訴訟代理の支援

- ▶ 社会的弱者を対象とした審判・審決 取消し訴訟代理の支援

⇒ 社会的弱者の産業財産権を保護するために産業財産権に関する紛争が発生した場合、公益弁理士が審判および審決取消し訴訟代理を支援します。

支援対象

- ➔ 産業財産権を保有した者であって下記の該当者
 - 国民基礎生活受給者
 - 次上位階層 該当者
 - 国家功労者とその遺族および家族
 - 登録障害者
 - 在学生(大学院生は除外)
 - 満6歳以上満19歳未満の者
 - 小企業(常時勤労者数10人未満、ただし、建設業・製造業は50人未満)
 - 大企業と産業財産権に関連する紛争中の中企業
 - 零細個人発明家
 - 5・18民主功労者とその遺族または家族
 - 枯葉剤後遺症患者・枯葉剤後遺疑症患者および枯葉剤後遺症2世患者
 - 特殊任務功労者とその遺族または家族
 - 軍服務中の一般兵士、公益勤務要員、戦闘警察隊員・義務消防隊員など転換服務遂行者

支援条件

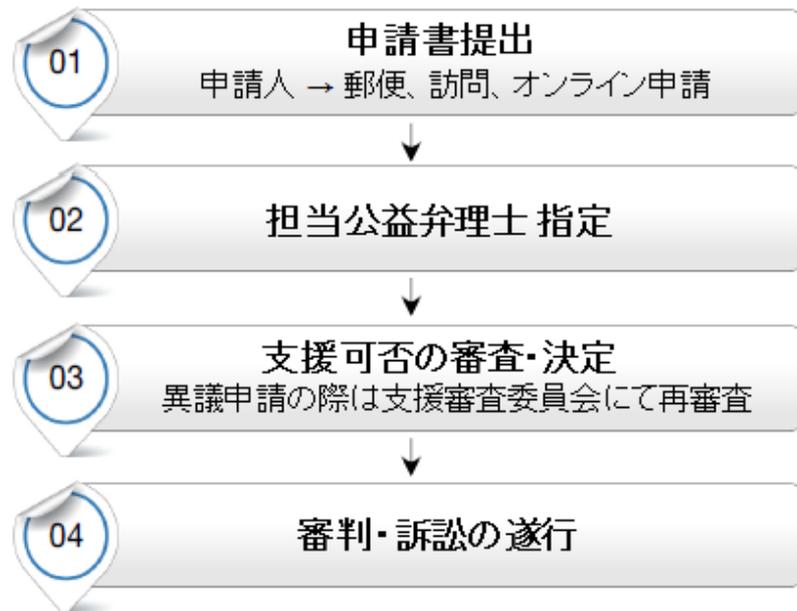
- ➔ 支援対象者に該当すること
- ➔ 支援対象の審判または訴訟に該当すること
 - ・ 支援対象者が保有する産業財産権の権利範囲確認審判、無効審判または訂正審判
 - ・ 上記審判の審決に対する審決取消し訴訟
- ➔ 支援限度(同一会計年度につき1人当たり1件以内)を超過しないこと
- ➔ 代理人が指定されていないこと
- ➔ 書類の提出期限が定められた事件は期限が切迫していないこと

支援内容

- ➔ 産業財産権に関して紛争が発生した場合、公益弁理士が審判および審決取消し訴訟代理を支援。

申請手順

- ➔ 申請時期：随時
- ➔ 支援手順：公益弁理士特許相談センターホームページ参照 (www.pcc.or.kr)



- ➔ 申請関連書類：審判・審決取消し訴訟支援申請書、支援対象証明資料、登録原簿、登録公報、主張事実証明書類。

問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産保護支援課 042-481-5882
- ➔ 公益弁理士特許相談センター 02-6006-4300

関連サイト

- ➔ 公益弁理士特許相談センター www.pcc.or.kr

4

侵害関連の民事訴訟費用の支援

- ▶ 社会的弱者を対象とした民事訴訟費用の支援

⇒ 産業財産権を保有する社会的弱者が産業財産権を侵害された場合、侵害訴訟に関連する費用を支援します。

支援範囲

- ⇒ 1件当たり500万ウォン以下
 - * 大企業と産業財産権に関連する紛争中の場合 1,000万ウォン以下
- ⇒ 勝訴の際に支援金額50%以内の成功報酬支給(訴訟費用を還収して韓国知識財産保護協会に返納した場合)。

支援対象

- ⇒ 国民基礎生活受給者
- ⇒ 次上位階層 該当者
- ⇒ 国家功労者とその遺族および家族
- ⇒ 登録障害者
- ⇒ 在学生(大学院生は除外)
- ⇒ 満6歳以上満19歳未満の者
- ⇒ 小企業(常時勤労者数10人未満、ただし、建設業・製造業は50人未満)
- ⇒ 大企業と産業財産権に関連する紛争中の中企業
- ⇒ 零細個人発明家(月収220万ウォン以下)

- ➔ 5・18民主功労者とその遺族または家族
- ➔ 枯葉剤後遺症患者・枯葉剤後遺疑症患者および枯葉剤後遺症2世患者
- ➔ 特殊任務功労者とその遺族または家族
- ➔ 軍服務中の一般兵士、公益勤務要員、戦闘警察隊員・義務消防隊員など転換服務遂行者

支援条件

- ➔ 支援対象者に該当すること
- ➔ 勝訴の可能性が高いと判断される場合
- ➔ 支援限度(同一会計年度内に申請人当たり2,000万ウォン)を超過しないこと
- ➔ 書類の提出期限が定められた事件の場合、期限が切迫していないこと

支援内容

- ➔ 産業財産権を保有する社会的弱者が産業財産権を侵害された場合、侵害訴訟に関する費用を支援

支援手順

- ➔ 申請時期：随時
- ➔ 支援手順：公益弁理士特許相談センターホームページ参照 (www.pcc.or.kr)



- ➡ 申請関連書類：民事訴訟費用の支援申請書、支援対象者当該証明資料、登録原簿、登録公報、主張事実証明書類。

問い合わせ

- ➡ 特許庁 産業財産保護支援課 042-481-5882
- ➡ 公益弁理士特許相談センター 02-6006-4300

関連サイト

→ 公益弁理士特許相談センター www.pcc.or.kr

公益弁理士 特許相談センター Q&A

01. 地方に居住している場合、効率的な相談方法はどんなものがありますか?

Q. 私は地方に居住している障害者です。発明を出願するための書類作成支援を受けたいのですが活動が不自由で地方に居住しているため公益弁理士特許相談センターが提供するサービス案内および弁理士相談を受けることが困難です。どうすれば公益弁理士特許相談センターで相談を受けることができますか?

A. お問い合わせ、ありがとうございます。公益弁理士特許相談センターはソウルに位置していますが、地方で暮らしている方々も簡単に利用できるよう便宜および接近性向上のためにさまざまな方法で相談サービスを提供しています。

まず、公益弁理士が毎月定期的に地域の知識財産センターなどを訪問し、地域居住請願人のための出張相談を支援しています。現在、清州、木浦、順天、済州、浦項、大邱、釜山、晋州、亀尾地域の知識財産センターおよび大田特許庁顧客支援室にて、定期的に公益弁理士による特許相談サービスを実施していますのでお近くの地域にて相談を受けてください。日程などの詳しい項目は、公益弁理士特許相談センターホームページ内の「サイバー相談室」の「地域巡回相談日程」をご参考ください。

また、公益弁理士特許相談センターでは、電話(02-6006-4300)、オンライン(www.pcc.or.kr)、WEB相談(WEB相談プログラムのskypeを活用)を同時に実施していますのでご参考ください。

02. 支援を受けられる回数に制限がありますか?

Q. 特許出願関連書類を作成中に気になる点があったのでお問い合わせいたします。

書類作成支援など特許相談センターの事業の支援を受けられる回数には制限がありますか? お答えいただければ幸いです。

A. 公益弁理士特許相談センターでは多数の支援対象者に公平な支援を行うために、支援の回数に制限を置いています。

書類作成支援の場合、同一人に対する支援は同一会計年度内に1件を原則としています。

第5部 女性・社会的弱者・社会的企業など

審判・審決取消し訴訟代理支援の場合、同一会計年度内に1件を原則とします。ただし、「同一の権利」に対する審判とその審決に対する審決取消し訴訟はひとつの事件とみなし、同一会計年度に同時支援が可能です。

侵害に対する民事訴訟費用の支援は、勝訴の可能性が高いと判断される事件に限り1件当たり500万ウォン以下で支援が可能です。大企業と産業財産権に関連する紛争中の場合は1件当たり1,000万ウォン以下で支援が可能です。同一人に対する費用支援は、同一会計年度内に申請人当たり2,000万ウォンを限度として支援しています。

03. 書類作成支援の種類にはどんなものがありますか？

Q. 私は特許出願を準備している者です。ひとりで特許のための書類を作成するのは大変だということがわかりました。そこでお問い合わせいたします。公益弁理士特許相談センターで提供している書類作成支援にはどんなものがあるのでしょうか？

A. 書類作成支援は、特許庁に特許または実用新案出願をするために必要な「明細書、要約書および図面」とデザイン出願のために必要な「図面」の作成を支援しています。図面の場合、担当者を検討した後、発明の完成品がある場合、図面作成のための写真撮影費用も支援しています。

また、特許庁の審査段階で意見提出通知書を受けている場合、意見書、補正書などの中間書類に対する作成も支援しています。（ただし、商標の場合、出願手順に対する支援は行っていませんが、中間書類の場合は支援が可能）一方、登録公告された後、異議申請書、答弁書作成支援および拒絶不服審判請求と関連する審判請求書および意見書・補正書の作成支援も行っています。

04. 審判・審決取消し訴訟支援について知りたいです。

Q. 産業財産権に関する紛争が発生した場合、公益弁理士特許相談センターで審判・審決取消し訴訟を支援する事業があると聞いています。それについてもっと詳細な内容を教えてください。お答えいただければ幸いです。

A. 公益弁理士特許相談センターは、産業財産権を保有する社会的弱者が自らの産業財産権に対して紛争が発生した場合、公益弁理士が審判・審決取消し訴訟を直接代理することで社会的弱者の産業財産権を保護しています。

支援条件は、支援対象者が産業財産権を保有する権利者でなければならず、外部の代理人が指定されていないこととします。

支援内容は、権利範囲確認審判、無効審判、訂正審判、そして当該審判に対する審決取消し訴訟です。ただし、無効審判は被請求人だけを対象として支援しています。

05. 審判・審決取消し訴訟の直接代理支援に対して教えてください。

Q. 私は公益弁理士特許相談センターに審判・審決取消し訴訟の直接代理支援を申請しようとしています。

もし、私が申請することになれば、その後の支援可否決定はどのような方式で進められるのかその過程について知りたくお問い合わせいたしました。

A. 一旦、審判・審決取消し訴訟の代理支援申請が受け付けられると、当該事件を担当する3人の公益弁理士が専門技術分野別に指定され、通常7日以内に支援審査をすることになります。その期間のあいだに支援審査合意体は、勝訴の可能性、代理人指定の有無、支援限度条件などを総合的に考慮して支援の可否を決定し、拒絶査定の際には拒絶事由を添えて申請人に通報することになります。

拒絶事由を確認した後、拒絶査定に異議がある場合、異議申請制度を利用して異議申請を行うことができます。その場合、拒絶決定を下した担当弁理士を除く3人の公益弁理士で支援審査委員会を構成し、当該件を再検討した後、異議申請に対する支援可否決定を再度下すことになります。通常、異議申請書が提出された日から14日以内に支援の可否が決められます。

06. 侵害事件に対する民事訴訟支援について知りたいです。

Q. 私は、現在、特許関連侵害事件に対する民事訴訟をひとりで苦勞しながら準備している者です。この事件に対して公益弁理士特許相談センターから支援を受けたいと思っています。費用支援の他に弁護士の選任もセンターを通じて行うことができますか？

A. はい。

公益弁理士特許相談センターは、侵害事件に対する民事訴訟費用支援の場合、代理人費用だけでなく、弁護士POOLを運営して申請人が迅速に代理人を選任して事件を進めることができるよう支援しています。

申請人が民事訴訟費用の支援申請書、支援対象者の当該証明資料、登録原簿および公報、産業財産権侵害に関する主張事実を立証する書類を備えて申請すれば、その後、当該事件を担当する3人の公益弁理士が専門技術分野別に指定され、通常7日以内に支援審査を行うことになります。

その期間のあいだに支援審査合意体は、勝訴の可能性、訴訟関連書類の提出期限、支援限度条件などを総合的に考慮して支援の可否および支援金額を決定します。拒絶査定の際には拒絶の理由を申請人に通知します。

支援決定がなされた方は、弁護士プール(POOL)に属する弁護士を訴訟遂行代理人として選定するか、本人が指定した代理人を通じて訴訟を進めることになります。

第5部 女性・社会的弱者・社会的企業など

07. 審判・審決取消し訴訟の「直接代理」と民事訴訟の「費用支援」を同時に申請することができますか？

Q. 私は、平素から発明と特許に対して関心を持っている者です。それで、公益弁理士特許相談センターの支援事業に対しても関心を持っています。そこで質問ですが、センターが審判・審決取消し訴訟の直接代理および民事訴訟の費用支援事業を同時に支援することができますか？お答えいただければ幸いです。

A. はい。お問い合わせありがとうございます。公益弁理士特許相談センターでは、審判・審決取消し訴訟直接代理の場合、同一会計年度内に1回という制限を置いており、侵害事件に対する民事訴訟費用支援の場合、同一会計年度内に2,000万ウォンを限度として支援しています。

ただし、紛争支援の実益を最大化するために審判・審決取消し訴訟の直接代理および民事訴訟費用の支援事業は、上記の範囲内で同時に申請が可能であり、公益弁理士3人で構成された支援審査委員会の審査結果によって同時に支援を受けることができます。

08. 中企業も特許法律構造事業の支援を受けることができますか？

Q. 私は、現在、中企業を運営している登録権利者です。公益弁理士特許相談センターでは、中企業も特許法律構造事業の支援を受けることができますか？

A. はい。公益弁理士特許相談センターでは、中企業の場合、大企業と紛争中の中企業に限って特許法律構造事業を支援しています。つまり、中企業が小企業および中企業を相手に特許法律構造事業を申請した場合、対象者に該当しないとの事由で支援を受けることができません。

この際、中企業とは中小企業法第2条による中企業を意味します。また、大企業とは中小企業法第2条による中小企業でない企業を意味します。

09. 産業財産権に関連する紛争が発生した場合、訴訟以外の解決方法が知りたいです。

Q. 産業財産権に関連する紛争が発生した場合、訴訟以外の解決方法はありますか？

A. 特許庁は、産業財産権に関連する紛争が発生した場合、当事者間の調整を通じて紛争が円満かつ迅速に解決できるよう「産業財産権紛争調整委員会」を運営しています。ただし、紛争調整委員会に調整申請をすることができる紛争の範囲が決められており、紛争のうち、産業財産権の無効および取消しの可否、権利範囲の確認などに関する判断のみを要請する事項は調整申請の対象から除外されます。また、調整申請は国内に住所または営業所を有している権利者、実施権者、使用権者、職務発明者、その他に当該権利の実施に直接利害関係がある者すべてが申請することができます。紛争調整手順に対しては、まず、紛争調整申請の趣旨と原因を記載した調整申請書を産業財産権紛争調整委員会に

提出しなければなりません。その際、調整申請を行うと時効中断の効力が発生します。申請が行われると、調整委員会は3名の委員で構成された調整部を置くことになり、この調整部が紛争の調整を行うこととなります。

公益弁理士特許相談センターでは、紛争調整の申請手順に対する案内および産業財産権紛争に対する調整手順は迅速に行われるよう積極的に援助しています。また、産業財産権紛争調整委員会の要請があった場合には、紛争調整申請事件に対する検討および暫定合意勧告案を作成して調整が成立するよう支援しています。

10. 職務発明に関する紛争が発生しました。支援を受けることができますか？

Q. 私は、企業に勤務しながら職務発明をした者です。ところで、会社にて職務発明の報償に対する契約がきちんと履行されていません。このような場合にも支援を受けることができますか？

A. 発明振興法第15条は、職務発明に関する紛争が発生した場合、従業員などは産業財産権紛争調整委員会に調整を申請することができる」と規定しており、従業員などは使用者などに正当な報償を受けられなかったという理由で産業財産権紛争調整委員会に調整申請を行うことができます。

公益弁理士特許相談センターでは、産業財産権紛争調整委員会に調整を申請する方々のために産業財産権紛争調整制度の内容、申請方法と手順に対する案内および申請書作成に必要な技術的諮問を支援しています。紛争事件の主な争点を把握して当事者の意見を集め、妥協の可能性がある」と認められれば、紛争調整申請書の作成を支援するなど、調整が成立するよう援助しています。また、特許庁からの要請があった場合、紛争調整申請事件に対する検討と暫定合意勧告案を作成いたします。

一方、産業財産権紛争調整申請とは別に発明振興法によると、従業員などは職務発明に対して特許などを受けることができる権利、又は特許権などを契約若しくは勤務規定にしたがって使用者などに承継させたり専用実施権を設定したりした場合、正当な報償を受ける権利(以下、職務発明報償金請求権)を有しているため(発明振興法 第15条参照)、従業員などは職務発明報償金請求権を根拠として使用者を相手に職務発明報償金請求訴訟を裁判所に提起することができます。



第3章

社会的企業への支援

1. 先行技術の調査支援	257
2. シミュレーション(3D)製作支援	259
3. オーダーメイド型特許マップ(PM)支援	261
4. 国内出願費用の支援	263
5. 海外出願費用の支援	265
6. ブランドの新規、リニューアル開発支援	267
7. デザイン(製品および包装)開発支援	270

1

先行技術の調査支援

- ▶ 社会的企業の先行技術存在の可否および類似技術情報の調査・分析

⇒ 知識財産支援対象の死角地帯に置かれた社会的企業を対象として研究開発技術に対する先行技術存在の可否および類似技術情報を調査・分析して技術の重複研究および重複投資を防止するための事業です。

支援規模

- ➔ 支援金額：1件当たり40万ウォン(企業分担金なし)
- ➔ 支援件数：1企業当たり3件以内

支援対象

- ➔ 地域所在の社会的企業（予備社会的企業を含む）
 - * 社会的企業育成法 第2条による。
 - 支援対象から除外される場合
 - 同一技術に対して他の機関(自治体)から支援を受けている場合
 - 支援企業の企業所属職員の職務発明と確認された場合
 - ※ 重複支援を受けている事実が確認された場合、支援金額全額の還収措置および以後3年間支援事業に参加不可。

支援内容

- ➔ アイデア具体化のための先行技術調査
- ➔ 特許(実用新案)出願前の先行技術調査(類似特許の検索および分析)
- ➔ 特許紛争対応のための先行技術調査
 - * 調査範囲 / 期間：韓国、日本、アメリカ、EPO、PCTなど/ 10日以内

支援手順

➔ 申請期間：2014. 1. 27. ~予算がなくなるまで

➔ 申請手順



➔ 申請方法：地域知識財産センターホームページ(www.ripc.org)を通じてオンライン受付

➔ 提出書類：(個人) 住民登録謄本、申請技術書の概要書

(企業) 事業者登録証(法人企業家の場合、法人登記簿謄本)、

申請技術書の概要書

問い合わせ

➔ 特許庁 地域産業財産課 042-481-8660

➔ 韓国発明振興会 地域知識財産チーム 02-3459-2821

➔ 地域知識財産センター 代表番号 1661-1900

関連サイト

➔ 韓国発明振興会 www.kipa.org

➔ 地域知識財産センター www.ripc.org

用語説明

- ・ 先行技術調査：事前的な意味で先に公示(公開)された技術があるかの可否をオンライン、オフライン刊行物などすべての文献に対して検索すること。

現在は単純に特許登録可否のみならず既存の技術回避と活用による技術開発方向のために、技術開発前に必須として行われている。

2

シミュレーション(3D)製作支援

- ▶ 社会的企業の特許技術を3次元シミュレーションで提供

⇒ 知識財産支援対象の死角地帯に置かれた社会的企業を対象として特許技術を3次元(3D)シミュレーションで製作し提供することで特許技術に対してより簡単に理解し接近できるよう事業化を支援する事業です。

支援規模

- ➔ 支援金額：1件当たり500万ウォン以内(企業分担金 5%)
- ➔ 支援件数：1企業当たり1件以内

支援対象

- ➔ 地域所在の社会的企業（予備社会的企業を含む）
 - * 社会的企業育成法 第2条による。
 - 支援対象から除外される場合
 - 同一技術に対して他の機関(自治体)から支援を受けている場合。
 - ※ 重複支援を受けている事実が確認された場合、支援金額全額の還収措置および以後3年間支援事業に参加不可。

支援内容

- ➔ 支援分野
 - 登録された特許技術の構成内容を3次元シミュレーションに加工支援。
- ➔ 支援基準
 - 申請日現在、権利が存続している特許・実用新案・デザイン

支援手順

➔ 申請期間：2014. 1. 27. ~2. 21

➔ 申請手順



➔ 申請方法：地域知識財産センターホームページ(www.ripc.org)を通じてオンライン受付

➔ 提出書類：事業者登録証(法人企業家の場合、法人登記簿謄本)、申請技術の概要書

問い合わせ

➔ 特許庁 地域産業財産課 042-481-8660

➔ 韓国発明振興会 地域知識財産チーム 02-3459-2821

➔ 地域知識財産センター 代表番号 1661-1900

関連サイト

➔ 韓国発明振興会 www.kipa.org

➔ 地域知識財産センター www.ripc.org

3

オーダーメイド型特許マップ(PM)支援

- ▶ 社会的企業の特許技術に対するオーダーメイド型の調査分析

⇒ 知識財産支援対象の死角地帯に置かれた社会的企業を対象として特許技術に対するオーダーメイド型の調査分析を通じて研究技術の開発方向を提示し、特許活用戦略を樹立する事業です。

支援規模

- ➔ 支援金額：1件当たり1,200万ウォン以内(企業分担金 5%)
- ➔ 支援件数：1企業当たり1件

支援対象

- ➔ 地域所在の社会的企業（予備社会的企業を含む）
 - * 社会的企業育成法 第2条による。
 - 支援対象から除外される場合
 - 同一技術に対して他の機関(自治体)から支援を受けている場合
 - ※ 重複支援を受けている事実が確認された場合、支援金額全額の還収措置および以後3年間支援事業に参加不可。

支援内容

- ➔ 支援分野
 - 特許技術に対するオーダーメイド型の調査分析を通じて研究開発方向の提示および特許活用戦略樹立などの資料提供。

第5部 女性・社会的弱者・社会的企業など

➔ 支援基準

- ・ 特許調査分析が必要な技術に限る。

支援手順

➔ 申請期間：2014. 1. 27. ~2. 21

➔ 申請手順



➔ 申請方法：地域知識財産センターホームページ(www.ripc.org)を通じてオンライン受付

➔ 提出書類：事業者登録証(法人企業家の場合、法人登記簿謄本)、申請技術の概要書

問い合わせ

➔ 特許庁 地域産業財産課 042-481-8660

➔ 韓国発明振興会 地域知識財産チーム 02-3459-2821

➔ 地域知識財産センター 代表番号 1661-1900

関連サイト

➔ 韓国発明振興会 www.kipa.org

➔ 地域知識財産センター www.ripc.org

4

国内出願費用の支援

- ▶ 社会的企業の国内知識財産権出願費用の支援

⇒ 知識財産支援対象の死角地帯に置かれた社会的企業を対象として国内知識財産権 出願費用のうちの一部を支援する事業です。

支援規模

- ➔ 支援金額：（特許）1件当たり100万ウォン以内、（実用新案）1件当たり50万ウォン以内
（商標）1件当たり25万ウォン以内、（デザイン）1件当たり35万ウォン以内
- 企業分担金 5%

支援対象

- ➔ 地域所在の社会的企業（予備社会的企業を含む）
 - * 社会的企業育成法 第2条による。
 - 支援対象から除外される場合
- 申請日現在、出願が完了しているか若しくは地域センターのコンサルタントを受けていない件
 - 管轄外に事業場を移転若しくは閉業した企業または住民登録を管轄外に転出させた者
- ※ 管轄外に所在地を移転した場合、当該地域の地域センターを通じて連係支援が可能
- 出願完了後、交付金の申請当時、取り下げ、放棄および却下された件
- 同一の技術に対して他の機関(自治体を含む)から支援を受けている場合
 - * 重複支援を受けている事実が確認された場合、支援金額全額の還収措置および以後3年間支援事業に参加不可。
- 注意事項
 - 支援後、支援除外対象として確認された場合、支援金額全額の還収措置および以後支援事業に参加不可。（ただし、コンサルタントと事前協議後に支援を受けた件は除外）

支援内容

➔ 支援分野

- 国内出願費用の一部を支援
- 他の支援事業と連係して推進することで単純に出願だけでなく登録まで可能となるよう支援して事業化の段階へと誘導。

➔ 支援基準

- 地域センターの事前コンサルタントを受けて優秀と判断された件に限る。

支援手順

➔ 申請期間 : 2014. 1. 27. ~ 予算がなくなるまで

➔ 申請手順



➔ 申請方法 : 地域知識財産センターホームページ(www.ripc.org)を通じてオンライン受付

問い合わせ

- ➔ 特許庁 地域産業財産課 042-481-8660
- ➔ 韓国発明振興会 地域知識財産チーム 02-3459-2821
- ➔ 地域知識財産センター 代表番号 1661-1900

関連サイト

- ➔ 韓国発明振興会 www.kipa.org
- ➔ 地域知識財産センター www.ripc.org

5

海外出願費用の支援

▶ 社会的企業の海外知識財産権出願費用の支援

⇒ 知識財産支援対象の死角地帯に置かれた社会的企業を対象として海外知識財産権出願費用のうちの一部を支援する事業です。

支援規模

- ➔ 支援金額：（特許PCTの国際段階）1件当たり300万ウォン以内、
（特許PCTの国内段階、個別国）1件当たり700万ウォン以内、
（商標）1件当たり250万ウォン以内、（デザイン）1件当たり280万ウォン以内
- 企業分担金 5%

支援対象

- ➔ 地域所在の社会的企業（予備社会的企業を含む）
 - 最近の3年間の知識財産権出願が3件以上または登録を1件以上保有している企業
 - * 社会的企業育成法 第2条による。
- ➔ IP Star企業を参照

支援内容

- ➔ 支援分野
 - PCT出願費用の支援
 - 特許、商標、デザインの個別国出願費用の支援
- ➔ 支援基準
 - PCT出願の国際段階：先行技術調査を通じて特許性があると判断された件で、海外出願前に当該地域知識財産センターのコンサルタントを受けた優秀技術。

第5部 女性・社会的弱者・社会的企業など

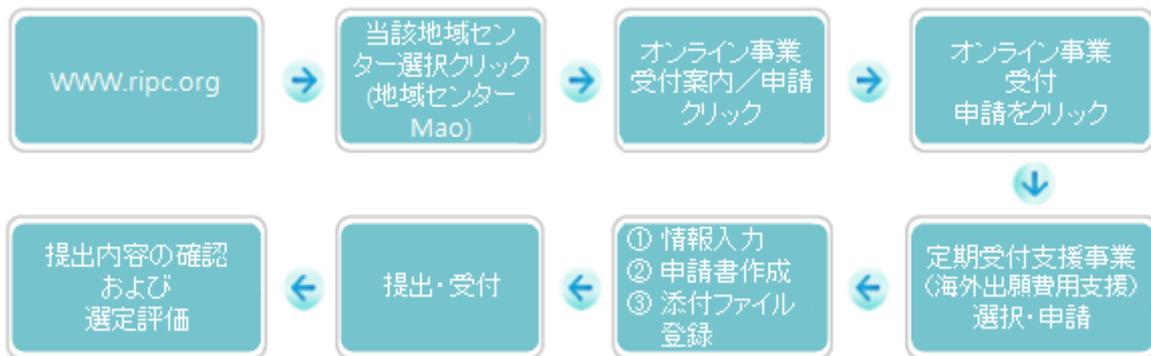
- PCT出願の国内段階/個別国：国内段階の進入日または個別国出願日基準3年以内の優秀技術
- 海外商標およびデザイン出願：海外出願前に当該地域知識財産センターのコンサルタントを受けた商標またはデザイン

※ 優先審査などを通じて国内特許庁の登録を受けている場合には、優先支援対象として選定される可能性がある。

支援手順

➔ 申請期間：2014. 1. 27. ~ 予算がなくなるまで

➔ 申請手順



➔ 申請方法：地域知識財産センターホームページ(www.ripc.org)を通じてオンライン受付

問い合わせ

- ➔ 特許庁 地域産業財産課 042-481-8660
- ➔ 韓国発明振興会 地域知識財産チーム 02-3459-2821
- ➔ 地域知識財産センター 代表番号 1661-1900

関連サイト

- ➔ 韓国発明振興会 www.kipa.org
- ➔ 地域知識財産センター www.ripc.org

6

ブランドの新規、リニューアル開発支援

- ▶ 社会的企業の新規ブランド開発または既存ブランドのリニューアル

⇒ 知識財産支援対象の死角地帯に置かれた社会的企業を対象として新規ブランド開発または既存ブランドのリニューアルを通じて企業のブランド競争力を強化させる事業です。

支援規模

- ➔ 支援金額：新規(2,500万ウォン以内)、リニューアル(2,000万ウォン以内) (企業分担金5%)
- ➔ 支援件数：1企業当たり1件

支援対象

- ➔ 地域所在の社会的企業 (予備社会的企業を含む)
 - ・ 最近の3年間の知識財産権出願が3件以上または登録を1件以上保有している企業
 - 支援対象から除外される場合
 - ・ 同一のブランドに対して他の機関(自治体を含む)から支援を受けている場合
 - * 重複支援を受けている事実が確認された場合、支援金額全額の還収措置および以後3年間支援事業に参加不可。

支援内容

- ➔ 市場および消費者分析、ブランド戦略の樹立、ブランドの新規またはリニューアル開発および国内権利化支援。

支援手順

➔ 申請期間：2014. 1. 27. ~2. 21.

➔ 申請手順



➔ 申請方法：地域知識財産センターホームページ(www.ripc.org)を通じてオンライン受付

問い合わせ

➔ 特許庁 地域産業財産課 042-481-5888

➔ 韓国発明振興会 地域知識財産チーム 02-3459-2821

➔ 地域知識財産センター 代表番号 1661-1900

関連サイト

➔ 韓国発明振興会 www.kipa.org

➔ 地域知識財産センター www.ripc.org

優秀支援事例

・ I 社

〈ブランド開発支援〉



- ヒーリングトレンドとコミュニケーション空間の提供が可能なブランド開発を支援。
- I社は、新事業として障害者向けにバリスタ教育を推進してコーヒー専門店をオープンし、その後、継続的に店舗を拡張していく計画を立てている。こういった事情を踏まえて、単純なコーヒー専門店を脱皮して園芸とコーヒーの融合による憩いの場、I社の価値を伝える場所、コミュニケーションの場というブランドの開発にポイントを合わせていく方向性を定めた。
- 障害者に対する偏見を打破し、健全な消費が行われるようインテリアおよびストーリーを構成して、ひとつの場所に、花卉販売・コーヒー専門店・コミュニケーションの場という複数の概念を盛り込むべく「園芸は何よりも良好なコミュニケーションの場」を基本スローガンと定めてブランド開発を推進。また、商標の重要性に対する従業員らの認識の変化と持続的なブランド管理システム構築が必要な状況であるため、優先的に内部職員らの知識財産権に対する教育を持続的に推進し、知識財産権教育の際にも職員らの参加を督励して教育を受けよう推進。

7

デザイン(製品および包装)開発支援

- ▶ 社会的企業の製品および包装デザイン開発および権利化支援

⇒ 知識財産支援対象の死角地帯に置かれた社会的企業を対象としてデザイン開発を支援する事業です。

支援規模

- ➔ 支援金額：(製品デザイン)1件当たり2,500万ウォン以内 (包装デザイン)1件当たり1,500万ウォン以内 (企業分担金 5%)
- ➔ 支援件数：1企業当たり1件

支援対象

- ➔ 地域所在の社会的企業 (予備社会的企業を含む)
 - 最近の3年間の知識財産権出願が3件以上または登録を1件以上保有している企業
 - * 社会的企業育成法 第2条による。
 - 支援対象から除外される場合
 - 同一のブランドに対して他の機関(自治体を含む)から支援を受けている場合
 - * 重複支援を受けている事実が確認された場合、支援金額全額の還収措置および以後3年間支援事業に参加不可。

支援内容

- ➔ 製品および包装デザイン 開発および国内 権利化支援

支援手順

➔ 申請期間：2014. 1. 27. ~2. 21.

➔ 申請手順



➔ 申請方法：地域知識財産センターホームページ(www.ripic.org)を通じてオンライン受付

問い合わせ

➔ 特許庁 地域産業財産課 042-481-5888

➔ 韓国発明振興会 地域知識財産チーム 02-3459-2821

➔ 地域知識財産センター 代表番号 1661-1900

関連サイト

➔ 韓国発明振興会 www.kipa.org

➔ 地域知識財産センター www.ripic.org

優秀支援事例

・H社

〈ブランド開発支援〉



- 目立たない製品がデザインベンチマーキングを誘導する製品として再誕生!!
- 味と品質では最高の競争力を誇る企業であることを自任していたが、デザイン競争力の劣化で製品として目立たなかった1年前とは違い、支援後、迅速な推進によって2013年初から販売しているクッキーは非常な好感を得て販売されている。
- 開発されたデザインサンプルをもって多彩な販売先との接触が試みられており、2013年からロッテホームショッピングの後援事業に選ばれ、活発なホームショッピング販売を準備している。
- その後、博覧会およびイベントへの参加を通じて顧客らの口コミによるバイラルマーケティングを誘導する計画であり、ショッピングモール、ホームページ、フェイスブック、ブログなど、オンラインプロモーションも推進。このような推進で、2013年には200%以上の売上上昇を期待しており、その後押しを受けて社会的脆弱階層の人力補充など、社会のナヌム(寄付)文化拡散にも貢献していく計画。



1

知識財産才能ナヌム(寄付)

- ▶ 地域の中小企業に対する知識財産専門家の才能ナヌム

⇒ 知識財産専門家の才能を、地域の中小企業に、先行技術の調査、明細書の作成、ブランド・デザインの開発などを通じて寄付することで、企業の競争力向上および地域のナヌム文化を伝播する事業です。

募集対象

区分	参加企業	寄付者
募集対象	<ul style="list-style-type: none"> ・「中小企業基本法」による小企業 ※ ただし、10人以下の零細企業を優先 ・「社会的企業育成法」による社会的企業または予備社会的企業 	<ul style="list-style-type: none"> ・特許、ブランド、デザインなど知識財産に関する専門才能を有し、寄付可能な者 (大企業、中堅・中小企業、弁理士、特許法人、デザイナー、教授など個人および団体)
役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地域センターを通じて才能寄付者とマッチングして支援を受け、 ・参加メリットが発生した際には福祉団体など地域社会に還元(義務ではない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・知財権出願、先行技術調査、ブランドおよびデザイン開発、IP経営コンサルタント、紛争支援などに関する知識財産才能を寄付
地域	参加者 住所地(広域市道)	全国 希望地域

事業内容

➔ 事業期間：地域知識財産センターホームページ(www.ripc.org) 参考

➔ 募集分野

IP経営諮問 (教育およびメンタリング)	出願明細書の作成	PM(特許マップ)の樹立
ブランド開発	デザイン開発	先行技術(商標、デザイン)の調査
出願相談	知財権法律相談	知財権無償実施権の寄付

申請手順

➔ 申請方法

- 地域知識財産センター 統合ホームページ(www.ripc.org) 会員加入およびログイン➔ 
知識財産才能ナナム → 才能寄付者/参加者申請および登録

➔ 支援手順

- 申請書受付➔参加者選定 → 寄付者および参加者と寄付者のマッチング➔才能ナナムの推進

問い合わせ

- ➔ 特許庁 地域産業財産課 042-481-8643
- ➔ 韓国発明振興会 地域知識財産チーム 02-3459-2861
- ➔ 地域知識財産センター 代表番号 1661-1900

関連サイト

- ➔ 韓国発明振興会 www.kipa.org
- ➔ 地域知識財産センター www.ripc.org

優秀支援事例

- ツージェイコーポレーション（主要生産品：ウェットティッシュ）
- メリット内容：S氏(弁理士)の才能ナナムを通じて出願明細書の作成、包装デザインの開発

< 包装デザイン開発 >



- デザイン出願 2件、ホームショッピングへのランチングおよび中国進出推進
- 才能ナナム参加に対する感謝を地域社会に還元するために忠北リハビリ保育園に製品(ウェットティッシュ)を寄付
- マルダウム (主要生産品 : 床材)
- メリット内容 : L氏(特許調査分析家)の才能ナナムを通じて、IPコンサルタント、ブランドリニューアル開発など。

〈ブランドのリニューアル〉

ブランド リニューアル前	ブランド リニューアル後
	

- 床材専門企業としてのイメージを強化したブランドにリニューアルし、商標およびサービス標出願が3件。
- 才能ナナム参加に対する感謝を地域社会に還元するために低所得層子女のために奨学金を寄付。
- 樺の木ナナム (主要生産品 : 化粧品)
- メリット内容 : P氏(デザイナー)の才能ナナムを通じてIPコンサルタント、包装デザインを開発

〈包装デザイン開発〉



- 包装デザイン 開発を通じて製品の イメージ 向上
- オンライン、大型スーパー、東大邱駅内の「中小企業名品マル」に入店するなど、多彩な製品販路開拓に寄与。

第6部



その他の支援制度 およびイベント

第1章 制度 • 281

第2章 イベント • 317

第6部 その他の支援制度およびイベント



1. 職務発明報償優秀企業の認証制度	283
2. 出願料・登録料など手数料減免制度	286
3. IP-R&D総合ポータル	293
4. デザインマップ(Design Map)	296
5. 特許情報の検索サービス(キプリス、KIPRIS)	299
6. 特許情報の活用サービス(キプリスプラス、KIPRIS Plus)	302
[参考 1] 中小企業支援のための手数料引き下げ	305
[参考 2] IP情報流通プラットフォーム商品・サービス登録の現況	306
7. 特許顧客相談センター(1544-8080)	307
8. 標準特許ポータルサイト	310
9. 知識財産権関連の租税支援	314

1

職務発明報償優秀企業の認証制度

- ▶ 職務発明報償優秀企業認証による支援の拡大

Employeeinvention.net

⇒ 職務発明報償を模範的に実施している中小・中堅企業を「職務発明報償優秀企業」として認証し、認証を受けた企業が政府支援事業に参加した際に加点するなど多彩なインセンティブを提供します。

支援対象

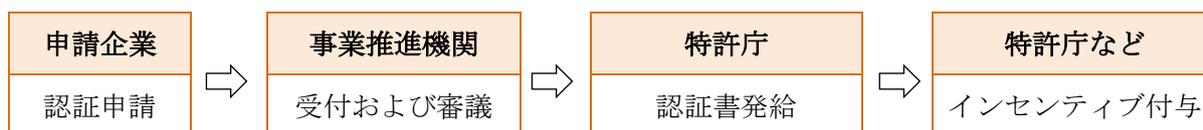
- ⇒ 職務発明報償規定を有し、申請日から2年以内に職務発明報償の事実がある中小・中堅企業*
- * 中小企業：中小企業基本法 第2条による中小企業
- 中堅企業：産業発展法 第10条の2による中堅企業

支援内容

- ⇒ 政府支援事業対象者選定の際に加点付与
 - (特許庁) IP-R&D連係戦略支援事業、特許技術の戦略的事業化支援事業、地域における知識財産創出支援事業など。
 - (中小企業庁) 中小企業の技術革新開発事業、融・複合技術開発事業、商用化技術開発事業、起業成長技術開発事業、製品・工程改善技術開発事業など。
- ⇒ 職務発明報償金に対する非課税など税制上のメリット
 - 発明者：所得税法 第12条第5号ニ目による非課税
 - 使用者：租税特例制限法 第9条および第10条、同法施行令 第8条による税額控除など。
- ⇒ 特許優先審査および年次登録料の減免
 - 今後の関連法令改正後に適用(2013年下半期~2014年上半期予定)

支援手順

➔ 認証書 発給手順



- (申請) 2013年4月1日以降、年中随時
- (審議) 申請件数によって毎月1~2回、審議委員会を開催

〈認証のための評価基準〉

- 評価基準：職務発明報償規定(20点)、報償実績(40点)、運用の合理性(40点)
- 認証基準：認証審議委員会の審議結果 70点以上(100点満点)

- (発給) 申請日から60日以内（認証書の有効期間：発給日から2年）
- (インセンティブ) 認証を受けた企業にインセンティブを付与

➔ 申請書類

- 事業者登録証の写し
- 法人登記簿謄本(法人の場合に限る)
- 中小企業または中堅企業に該当する企業であることを証明する書面
- 職務発明報償に関する契約書または勤務規定の写し
- 職務発明報償の事実を証明することができる稟議書または支給台帳などの書面
- 職務発明に対して報償を受けた従業員のアンケート調査票
- 職務発明報償に関する契約または勤務規定の合理的運用を証明する書面
- 機密保持に関する誓約書
- 職務発明の権利化および報償の現況表
 - * 職務発明ホームページ(employeeinvention.net)からダウンロード

➔ 申請受付

- 職務発明ホームページ(employeeinvention.net) オンライン受付

関連サイト

- 韓国発明振興会 www.kipa.org

注意事項

- 提出された書類は返還されず、提出された書類に虚偽の事実が発見された場合には認証が取り消しとなる場合があります。

問い合わせ

- 特許庁 産業財産振興課 042-481-8626

Q & A

Q1) 中小企業または中堅企業であることをどのように証明しますか?

A1) 中小企業(中小企業基本法 第2条)は中小企業現況情報システム(sminfo.smba.go.kr)から「中小企業確認書」を、中堅企業(産業発展法 第10条の2)は韓国産業技術振興院(www.kiat.or.kr)から「中堅企業確認書」を発給してもらい提出してください。

Q2) 職務発明の報償規定が必ずないといけませんか?

A2) 雇用契約または勤務規定などに職務発明に対する承継および報償に関する内容が明示されていれば、名称に関係なく職務発明報償規定とみなすことができます。

2

出願料・登録料など手数料減免制度

- ▶ 出願料・登録料など手数料の減免

www.patent.go.kr

⇒ 中小企業などを対象として出願料・登録料など手数料を免除および減免します。

免除および減免対象手数料

- ➔ 出願料、審査請求料、最初の3年分の特許(登録)料、4~6年分の特許(登録)料(個人<免除対象者を含む>、小企業、中企業、公共研究機関、専担組織、中堅企業に限る)、実用新案技術評価の請求料(免除対象者に限る)、積極的権利範囲確認審判の請求料(免除対象者、個人、中小企業、専担組織に限る)。

※ 商標は免除・減免の対象から除外

申請方法

- ➔ 必ず、出願・審査請求・技術評価請求・権利範囲確認審判請求・登録の際に免除・減免事由を記載して当該証明書類を提出。

全額(100%)免除対象および証明書類

- ➔ (対象手数料) 出願料、審査請求料、最初の3年分の特許(登録)料

免除対象	条件	証明書類
1. 国民基礎生活保障法上の受給者	発明(考案・創作)者と出願人が同一の場合に限る。	国民基礎生活保障法による証明書類
2. 国家功労者とその遺族および家族 5・18民主功労者とその遺族および家族 枯葉剤後遺症患者・枯葉剤後遺疑症患者 および枯葉剤後遺症2世患者 特殊任務遂行者とその遺族など 独立功労者とその遺族および家族、参戦功労者		当該資格を証明する書類 1通 例) 国家功労者証の写しまたは国家功労者遺族確認願いの写しなど

免除対象	条件	証明書類
3. 障害者福祉法上の登録障害者		障害者手帳の写しまたは障害者福祉法による登録障害者 証明書類
4. 学生(小中高の在學生に限る)		在学証明書
5. 満6歳以上満19歳未満の者		なし
6. 軍服務中の一般兵士、公益勤務要員、 戦闘警察隊員・義務消防隊員など 転換服務遂行者(2012. 4. 1. 以降の出願、 審査請求、設定登録したものから適用)		服務証明書

➔ 注意事項

- 積極的権利範囲確認審判の請求料は70%減免、実用新案技術評価の請求料は免除。
- 国家功労者などであることを証明する書類と登録障害者であることを証明する書類をすでに特許庁長に提出してある場合には提出省略が可能。
- 国民基礎生活受給者証明願い・国家功労者(遺族)確認願い・障害者証明書の場合、書式に省略の意思表示と索引情報を記載することで提出の省略が可能。
- 権利別にそれぞれ年間10件(下げ戻されるか、1ヶ月以内に取下げまたは放棄されたものは除外)に限る。ただし、2012. 4. 1. 以降、複数デザインを出願するものから1出願に免除を受けることができるデザイン数は3個以下となる。

85%免除対象および証明書類

➔ (対象手数料) 出願料、審査請求料、最初の3年分の特許(登録)料

減免対象	条件	証明書類
1. 満19歳以上 満30歳未満の者	発明(考案・創作)者と出願人が同一の場合に限る。	なし
2. 満65歳以上の者		

- 積極的権利範囲確認審判の請求料は70%減免、実用新案技術評価の請求料は減免対象ではない。

70%免除対象および証明書類

➡ (対象手数料) 出願料、審査請求料、最初の3年分の特許(登録)料

減免対象	条件	証明書類
1. 個人	発明(考案・創作)者と出願人が同一の場合に限る。	なし
2. 小企業	○ 中小企業基本法 第2条の規定による小企業 1. 鉱業、製造業、建設業、運送業を主な事業とする場合には、常時勤労者数が50人未満の企業 2. 第1号以外の業種を主な事業とする場合には、常時勤労者数が10人未満の企業	○ 小企業であることを証明する書類 -1. 事業者登録証の写し -2. 常時勤労者数確認書類 例) 源泉徴収履行状況申告書など
3. 中企業	○ 中小企業基本法 第2条の規定による中企業 1. 製造業：常時勤労者数 300人未満または資本金80億ウォン以下の企業 2. 鉱業、建設業、運送業：常時勤労者数 300人未満または資本金30億ウォン以下の企業 3. 出版サービス、映像サービス、放送通信サービス、情報サービス、事業施設管理業、事業支援サービス業、保健福祉事業、社会福祉事業：常時勤労者数300人未満または売上額300億ウォン以下の企業 4. 農業、林業、漁業、電気事業、ガス事業、蒸気事業、水道事業、卸売り業、小売業、宿泊業、飲食店業、金融業、保険業、専門サービス業、科学サービス業、技術サービス業、芸術関連事業、スポーツ関連事業、余暇関連事業：常時勤労者数200人未満または売上額200億ウォン以下の企業 5. 下水処理業、廃棄物処理業、環境復元業、教育サービス業、修理サービス業、その他のサービス業：常時勤労者数100人未満または	○ 中企業であることを証明する書類 -1. 事業者登録証の写し -2. 次のうちのいずれかに該当する書類 ・ 常時勤労者数を確認することができる書類 例) 源泉徴収履行状況申告書など ・ 資本金または売上額確認書類 例) 財務諸表など

売上額100億ウォン以下の企業	
6. 不動産業、賃貸業：常時勤労者数50人未満 または売上額50億ウォン以下の企業	

→ 注意事項

- 積極的権利範囲確認審判の請求料は70%減免、実用新案技術評価の請求料は減免対象ではない。
- 事業者登録証の場合、書式に省略の意思表示と索引情報を記載することで提出省略が可能。
- 小企業および中企業の証明書類は、中小企業基本法第2条による有効なものに限る。

50%免除対象および証明書類

➔ (対象手数料) 出願料、審査請求料、最初の3年分の特許(登録)料

減免対象	条件	証明書類
1. 大企業と 中小企業 の共同研 究	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大企業と中企業または小企業が契約によっ て共同研究を遂行し、その研究結果物に対し て 共同で特許または実用新案登録出願を行 った場合 ※ 2006. 5. 1. 以降に出願または審査請求をした 場合、出願料または審査請求料に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大企業の事業者登録証の 写し ○ 中小企業は、中企業または 小企業であることを証明 する書類
2. 公共研究 機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 技術の移転および事業化促進に関する法律 第2条第6号による公共研究機関 1. 国公立の研究機関 2. 科学技術分野における政府出捐研究機関等 の設立・運営および育成に関する法律によっ て設立された政府出捐研究機関 3. 特定研究機関育成法の適用を受ける特定研 究機関 4. 高等教育法による学校(国家が設立・経営す る国立学校、地方自治団体が設立・経営する 公立学校および学校法人が設立・経営する私 立学校) 5. 民法または他の法律により設立された研究 開発に関連する法人・団体 - 国家・地方自治団体または政府投資機関が年 間研究費の1/2以上を出捐若しくは補助する 法人・団体 - 国家・地方自治団体または政府投資機関が資 本金または財産の1/2以上を出資または出捐 した法人 - その他関係中央行政機関の長が技術移転促進 のために必要であると認めて指定した法人・ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該証明書類 ○ なし ○ なし ○ なし ○ 当該証明書類 - 設立の根拠となる法律 - 定款 - 国家などから資本金の2分の 1以上を出資したことに対 する証明資料

	団体	
3. 専担組織	○ 技術の移転および事業化促進に関する法律第11条第1項による専担組織(高等教育法による国・公立学校に設置する専担組織は、法人の場合に限る)	○ 専担組織であることを証明する書類
4. 地方自治団体	○ 地方自治法第2条1項による地方自治団体	○ なし

➡ 注意事項

- 積極的権利範囲確認審判の請求料および実用新案技術評価の請求料は減免対象ではない。ただし、専担組織の場合には、積極的権利範囲確認審判の請求料50%を減免。
- 公共研究機関であることを証明する書類と専担組織であることを証明する書類をすでに特許庁長に提出した場合には、提出省略が可能。
- 事業者登録証・法人登記簿謄本の場合、書式に省略の意思表示と索引情報を記載することで提出省略が可能

30%免除対象および証明書類

➔ (対象手数料) 出願料、審査請求料、最初の3年分の特許(登録)料

減免対象	条件	証明書類
中堅企業	産業発展法第10条の2第1項による中堅企業	中堅企業であることを証明する書類

➔ 注意事項

- ・ 積極的権利範囲確認審判の請求料および実用新案技術評価の請求料は減免対象ではない。

4~6年分の特許(登録料)30%減免対象および証明書類

減免対象	条件	証明書類
1. 個人	○ 発明(考案・創作)者と出願人が同一の場合に限る。	○ なし
2. 小企業	○ 中小企業基本法 第2条の規定による小企業 1. 鉱業、製造業、建設業、運送業を主な事業とする場合には、常時勤労者数が50人未満の企業 2. 第1号以外の業種を主な事業とする場合には、常時勤労者数が10人未満の企業	○ 小企業であることを証明する書類 1. 事業者登録証の写し 2. 常時勤労者数確認書類 例) 源泉徴収履行状況申告書など
3. 中企業	○ 中小企業基本法 第2条の規定による中企業 1. 製造業：常時勤労者数300人未満または資本金80億ウォン以下の企業 2. 鉱業、建設業、運送業：常時勤労者数300人未満または資本金30億ウォン以下の企業 3. 出版サービス、映像サービス、放送通信サービス、情報サービス、事業施設管理業、事業支援サービス業、保健・福祉事業、社会福	○ 中企業であることを証明する書類 1. 事業者登録証の写し 2. 次のうちいずれかに該当する書類 ・ 常時勤労者数確認書類 例) 源泉徴収履行状況申告書など

<p>社事業：常時勤労者数300人未満または売上額300億ウォン以下の企業</p> <p>4. 農業、林業、漁業、電気事業、ガス事業、蒸気事業、水道事業、卸売り業、小売業、宿泊業、飲食店業、金融業、保険業、専門サービス業、科学サービス業、技術サービス業、芸術関連事業、スポーツ関連事業、余暇関連産業：常時勤労者数200人未満または売上額200億ウォン以下の企業</p> <p>5. 下水処理業、廃棄物処理業、環境復元業、教育サービス業、修理サービス業、その他のサービス業：常時勤労者数100人未満または売上額100億ウォン以下の企業</p> <p>6. 不動産業、賃貸業：常時勤労者数50人未満または売上額50億ウォン以下の企業</p>	<p>・資本金または売上額確認書類</p> <p>例) 財務諸表など</p>
--	--

減免対象	条件	証明書類
4. 公共研究機関	<p>○ 技術の移転および事業化促進に関する法律第2条 第6号による公共研究機関</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国公立研究機関 2. 科学技術分野における政府出捐研究機関などの設立・運営および育成に関する法律により 設立された政府出捐研究機関 3. 特定研究機関育成法の適用を受ける特定研究機関 4. 高等教育法による学校(国家が設立・経営する国立学校、地方自治団体が設立・経営する公立学校および学校法人が設立・経営する私立学校) 5. 民法または他の法律により設立された研究開発に関連する法人・団体 <ul style="list-style-type: none"> - 国家・地方自治団体または政府投資機関が年間研究費の1/2以上を出捐若しくは補助する法人・団体 - 国家・地方自治団体または政府投資機関が資本金または財産の1/2以上を出資または出捐した法人 - その他の関係中央行政機関の長が技術移転促進のために必要であると認めて指定した法人・団体 	<p>○ 当該証明書類</p> <p>○ なし</p> <p>○ なし</p> <p>○ なし</p> <p>○ 当該証明書類</p> <ul style="list-style-type: none"> - 設立の根拠となる法律 - 定款 - 国家などから資本金の2分の1以上の出資を受けたことに対する証明
5. 専担組織	<p>○ 技術の移転および事業化促進に関する法律第11条第1項による専担組織(高等教育法による国公立学校に設置する専担組織は法人の場合に限る)</p>	<p>○ 専担組織であることを証明する書類</p>
6. 中堅企業	<p>○ 産業発展法第10条の2第1項による中堅企業</p>	<p>○ 中堅企業であることを証明する書類</p>

➡ 注意事項

- 「発明振興法」第11条の2によって職務発明報償優秀企業に選定された小企業、中企業および

中堅企業に対して、2016年2月29日まで4~6年分の特許(登録)料の100分の50まで減免可能。
(100ウォン未満の金額は減免額に含まない)

共同出願人の中で減免率が異なる場合、平均減免率を適用

- 共同出願人の中での減免率が互いに異なる場合、それぞれの減免率を足して減免対象者数で割り平均減免率を求め、その減免率を適用

手数料マイレージ制度の廃止

- 年次登録料の減免導入および手数料の減免拡大と連係して廃止。ただし、同制度廃止時まで積み立てられたマイレージは有効期間(5年)経過で消滅するまで使用可能。

問い合わせ

- ➔ 特許庁 情報顧客政策課 042-481-5195
- ➔ 特許庁 出願課 042-481-5114
- ➔ 特許庁 登録課 042-481-5241
- ➔ 特許庁 国際出願課 042-481-5198
- ➔ 特許庁 特許審判院 審判政策課 042-481-8426
- ➔ 特許庁 特許顧客相談センター 1544-8080

3

IP-R&D総合ポータル

- ▶ IP-R&D需要者と協力機関間の仲介システム

www.ip-rnd.re.kr

⇒ IP-R&D支援を受けたい需要者(産・学・研)と協力機関(知識財産専門機関)を体系的に仲介する自律仲介システムです。

支援対象

- 中小企業、IP-R&D協力機関など

サービス内容

- WEBサイトの構成

自律 仲介

IP-R&D自律仲介とは?

課題情報

協力機関情報

IP-R&Dの成功事例

今月の協力機関

IP-R&D知識IN

品質認証

IP-R&D品質認証とは?

IP-R&D品質認証の申請

認証書の発給

IP-R&D品質認証の現況

教育

教育課程

マイ講義室

雇用

採用情報

人材情報

公示および問い合わせ

公示事項

FAQ

Q&A

第6部 その他の支援制度およびイベント

➔ 提供情報

• IP-R&D自律仲介

IP-R&Dサービスの提供を受けようとする参加機関(産・学・研)と遂行協力機関(知識財産サービス専門機関)を自律的につなげ関連する情報を提供。

(参加機関) 協力機関および人力情報の提供(課題参加履歴および品質認証等級など)、支援プログラム別標準サービスのガイドライン

(協力機関) 課題情報の公開



• IP-R&Dの品質認証

IP-R&Dサービスを提供する協力機関および専門人力に対して戦略院の内部基準による品質等級を付与。

○ IP-R&D教育

IP-R&D教育を希望する団体/個人を対象としてオン・オフライン教育を実施。

○ IP-R&D雇用

企業が望むIP-R&D専門人力、就職を希望する人力に対する求人情報の提供

利用手順

➔ IP-R&D総合ポータルホームページ(www.ip-rnd.re.kr)に会員加入後、利用

問い合わせ

➔ 特許庁 産業財産政策課 042-481-5052

➔ 韓国知識財産戦略院 02-3287-4250

関連サイト

➔ 韓国知識財産戦略院 www.kipsi.re.kr

4

デザインマップ (Design Map)

- ▶ デザイン情報を加工、分析して提供

www.designmap.or.kr

⇒ 特許庁が保有する国内外のデザイン情報を民間に提供するデザイン情報のサイトです。

支援対象

- ⇒ 中小企業、デザイン業界の従事者、弁理業界の従事者など

サービス内容

- ⇒ WEBサイトの構成

デザイン権検索	IPトッデイ	IPフォーカス	デザイントレンド	産業デザイン権案内	マイページ
家電 PCおよびデジタル機器 家具/インテリア 室外機・空調機 生活/文具 ファッション雑貨/化粧品 健康 スポーツ/レジャー 運送手段及び関連用品 グラフィックデザイン	今日の知識財産 今日のIPニュース	デザインコンパス IP紛争事例 IP 이슈	デザイン 이슈 デザイン ビューブル	デザイン権案内 出願手順 IP用語辞典 物品別・卸品名称事典 IP関連リンク FAQ	スクラップブック MYイヤーシMAP 会員情報修正

デザイン紹介 | デザイン権の検索方法 | FAQ | CONTACT US

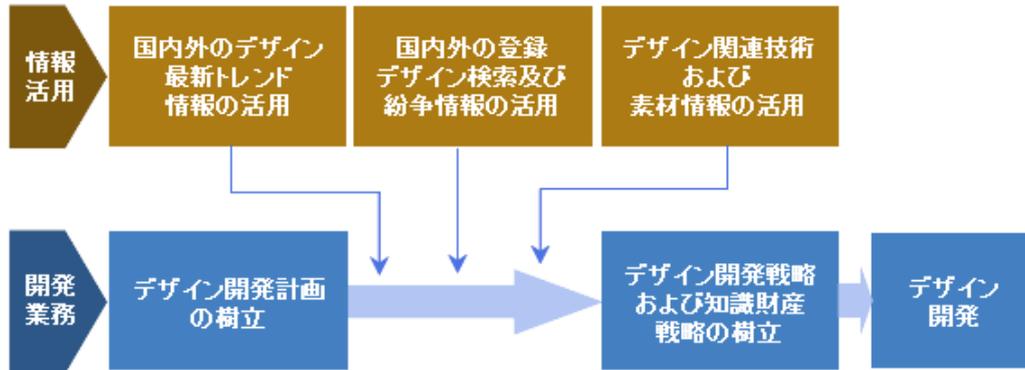
- ⇒ 提供情報

- 主な物品に対して国内外の登録デザイン情報を分析・加工して提供。

※ 輸出主導型中小企業の場合、特許庁が提供した主要国の登録デザイン情報を活用して紛争対応戦略および回避デザイン戦略の樹立が可能。

- 企業のデザイン開発支援のために登録デザイン形態の分析、年度別トレンド情報などを提供。
- 最新の国内外の主なデザイン紛争情報をエッセイ形式で提供。
- 最新の知財権およびデザイントレンド情報を盛り込んだオンラインWEBマガジンを発刊。

〈 디자인맵活用方法 〉



利用手順

- ➔ 디자인 맵 홈페이지(www.designmap.or.kr)에 회원 가입 후, 무료 이용.
- ➔ 모바일 사이트 : m.designmap.or.kr

問い合わせ

- ➔ 特許庁 디자인 審査 政策 課 042-481-5355、5359

〈 디자인맵의 WEB 사이트 화면 〉



第6部 その他の支援制度およびイベント

〈デザイン権の検索カテゴリ画面〉



〈디자인권検索の例示画面(家電分野)〉



5

特許情報の検索サービス(キプロス)

▶ 特許情報の検索サービス提供

www.kipris.or.kr

⇒ 特許庁が保有する国内外の知識財産に関するすべての情報をDBに構築して、インターネットを通じて検索および閲覧できる特許情報の検索サービスです。

支援対象

⇒ 個人、弁理士、中小ベンチャー企業など。

サービス内容

⇒ サイトの構成

SEARCH 特許情報検索 >	- 特許庁が保有する国内外の知識財産に関するすべての情報を検索する対国民特許情報サービス		
特許実用新案	デザイン	商標	
審判	海外特許	海外商標	
海外デザイン	インターネット技術公示	アイデア公募展	
SEARCH 特許情報検索 >	- 今日の関心特許、リアルタイム人気特許、 이슈特許、権利別の検索利用件数など		
PR 広報動画 >	- KIPRISがどのようなサービスをしているのかお知らせする広報動画		
GUIDE 検索ヘルプ >	- ご希望の特許情報を簡単に検索しホームページを効率的に利用できるようご案内		
初歩者検索プログラム	容易に学ぶ特許検索	KIPRIS サービス	顧客センター
	<ul style="list-style-type: none"> 統合検索利用 特許/実用新案 デザイン 商標 審判 海外特許 海外商標 	<ul style="list-style-type: none"> MY関心特許センター 翻訳サービス 特許用語辞典 特許分析道具(PIAS) 資料提供 関連プログラム設置 	<ul style="list-style-type: none"> よくある質問 質疑応答 検索改善事項 検索教育申請 訪問型特許サービス 届出および提案 検索チップ&ノウハウ

第6部 その他の支援制度およびイベント

➔ 初歩者および専門家の水準に合わせた検索機能

- 単純な画面構成で初歩者が簡単に検索することができる一般検索と専門家が各項目を精密に検索することができるスマート検索に区分して提供。

➔ 知識財産権に関する多彩な情報提供

- 特許、実用新案、デザイン、商標、審判など国内の知識財産権情報およびアメリカ、ヨーロッパ、日本など12カ国の海外特許およびアメリカ、日本など5カ国の海外商標を提供。

➔ 検索機能以外に多彩な付加機能

- マイ関心特許サービス、訪問型特許サービス、英⇄韓、日→韓機械翻訳サービス、マイフォルダー、類似検索式の例、マイ同意語辞典、人気検索語、オンラインダウンロード、検索式の保存など付加 機能 提供

利用手順

- ➔ 特許情報ネット キプリスホームページ(www.kipris.or.kr)を通じて無料利用。

問い合わせ

- ➔ 特許庁 情報管理課 042-481-5123
- ➔ 韓国特許情報院 検索サービスチーム 042-483-4700、4710

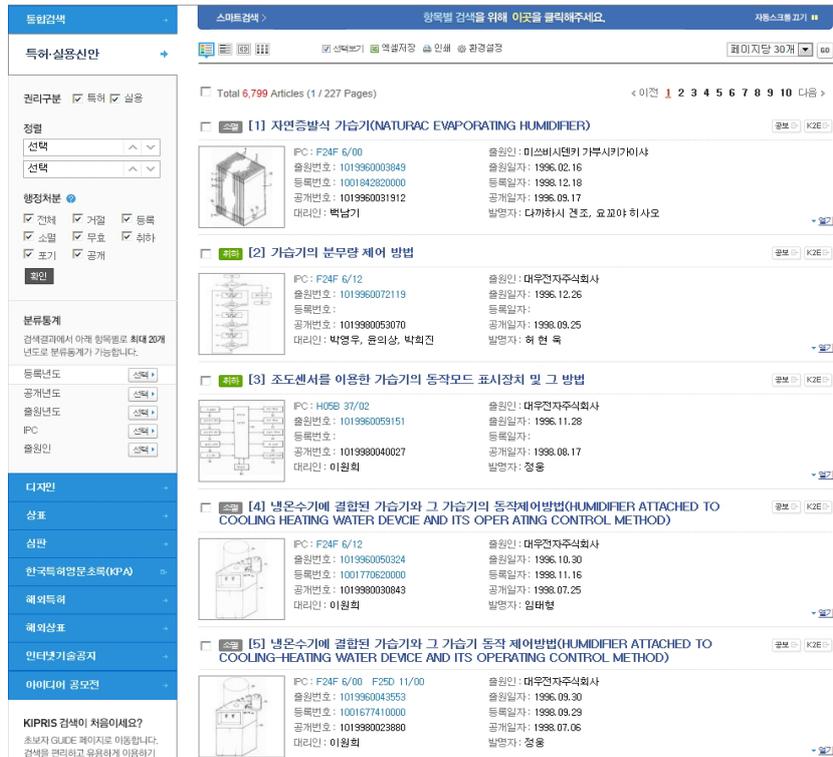
関連サイト

- ➔ 韓国特許情報院 www.kipi.or.kr

< キプリスの検索メニュー画面 >



< キプリスの検索例画面 >



6

特許情報の活用サービス（キプリスプラス）

- ▶ 特許情報の活用サービス提供

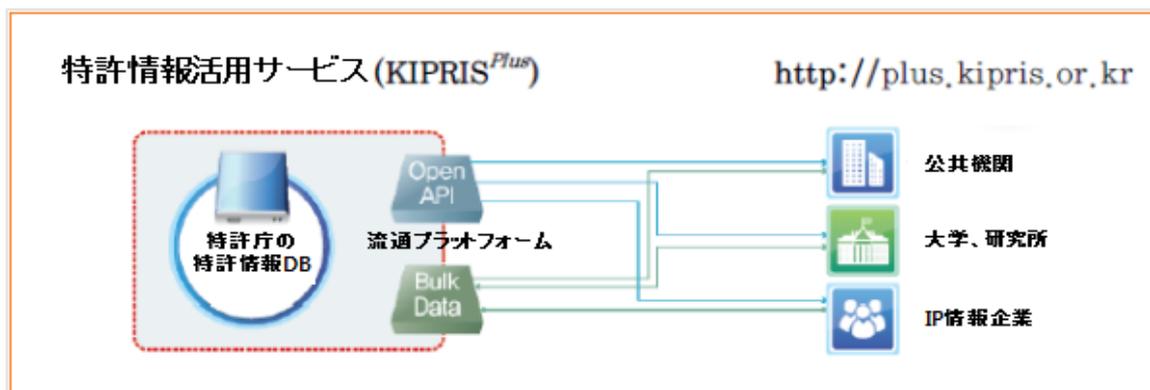
plus.kipris.or.kr

⇒ 特許庁が保有する国内外知識財産権に関連するすべてのDBを Open APIとBulk Data形式で提供し、サービスのオーダーメイド型システムを容易に構築できるようにするサービスです。

支援対象

- ⇒ 企業、研究機関、情報事業者など

サービス内容



⇒ Open API

- 特許情報をサービスの機能別に区分してXMLでリアルタイムに提供。
- 提供方式：WEBサービス (SoaP方式)

⇒ Bulk Data

- 特許庁の公報データと特許情報のDBから抽出して作成した期間別データ。
- 提供方式：FTPおよび電子媒体 (CD/DVD/HDDなど)

➔ サービス対象データ

- 国内データ：特許・実用新案、デザイン、商標速報、審判事項、登録情報、引用文献情報、韓国特許英文抄録(KPA)、機械翻訳用国文抄録、特許・実用新案・デザイン・商標統合履歴情報、権利者変動情報、シソーラス、期限情報、分類コード情報
- 海外データ：アメリカ特許、ヨーロッパ特許、国際特許(PCT)、DOCDB

➔ IPストア

- IP情報を便利に共有、取引できるよう支援する流通プラットフォームで、民間IP情報サービス企業の商品登録および商品化を支援。
- 提供方式：Open API、Dataset(rdf、xls、pdfなど)、WEBページ(www)
- 種類：21個商品

利用手順

- ➔ 特許情報のWEBサービスホームページ(plus.kipris.or.kr)会員登録およびサービス購買後、利用。

問い合わせ

- ➔ 特許庁情報活用チーム 042-481-5145
- ➔ 韓国特許情報院 02-6915-1400
- ➔ KIPRIS^{plus} Help Desk 02-6915-1432

関連サイト

- ➔ 韓国特許情報院 www.kipi.or.kr

〈 キプロスプラスのメニュー画面 〉

KIPRIS Plus 특허정보 웹 서비스 KIPRIS Plus 特許情報WEBサービス

HOME | English

Open API Bulk Data IP 스토어 커뮤니티

개인 현황

- Open API: 41 종 (373 개)
- Bulk Data: 27 개
- 특허상용: 21 개

특허상용 현황

- WIPSON (WIPS ON)**
WIPS ON은 국내 온라인 특허검색서비스 시장(민간) 1위 유일스의 오랜 노하우를 바탕으로 2012년 새롭게 탄생한 온라인 특허정보 서비스입니다. WIPS ON은 기본 서비스..
- 컴파스(Compass)**
우리의 가치관 지니 기술을 통해 정보를 기반으로 누구나 맞춤형 인화 객관적 요소로 평가 리포트 형태로 제공합니다. 일률적으로 간단하게 다룬다면, 미래로운 사업에 위한 시장 조사..
- 패턴트 패밀리 트리(Patent Family Tree...)**
Patent Family Tree은 INPADOC Family 정보와 연관성 및 특허정보를 한눈에 파악할 수 있도록 도와주어 보여주는 시스템입니다. 특허 번호 입력만으로 포괄적인 패밀리..

API 검색

SERVICE CENTER
KIPRIS Plus Help desk 02-6915-1432
특허고객상담센터 / 1544-8080

전제 (373개) **특권 (62개)** **상표 (65개)** **디자인 (54개)** **심판 (32개)** **해의특허 (86개)**

News & Notice

- 산업재산권 정보 제공 수수료 고시 확정 2013-10-02
- 지식재산정보 상품 개발 및 유통 지원 과제 공모 결과 2013-08-22
- 지식재산정보 상품 개발 및 유통 지원 신청 공고문 2013-06-28
- KIPRIS Plus 서비스 이전 오픈 안내 2012-06-29
- 2012년 KIPRIS Plus 서비스 활용 및 개발 방법 교육 x 안내 2012-03-19

특이로 특허정보검색 특허나라 특허명계 한국전쟁지서포털 DESIGN MAP

参考1

中小企業支援のための手数料引き下げ

- ▶ 中小企業支援のための手数料引き下げ

□ 基準手数料の比較

(単位：ウォン、VAT別途)

区分	産業財産権情報の種類	手数料	備考
1	特許実用新案公開登録データ	4,000,000	
2	デザイン公開登録データ	500,000	
3	商標速報データ	2,380,000	
4	韓国特許英文抄録(KPA)データ	5,040,000	
5	審判事項データ	1,400,000	
6	登録事項データ	1,400,000	
7	特許・実用新案引用文献データ	4,480,000	
8	機械翻訳用国文抄録データ	1,960,000	
9	特許・実用新案統合履歴データ	2,800,000	
10	商標 統合履歴データ	1,190,000	
11	デザイン統合履歴データ	350,000	新規
12	権利権者 変動情報	700,000	
13	シソーラス	980,000	
14	期限情報	1,400,000	
15	分類コード情報	630,000	

□ 機関別割引率

申請人	割引率
個人または中小企業	50%
製造業に従事する個人または中小企業	
大学、公共機関または非営利法人・団体	

参考2

IP情報流通プラットフォーム商品・サービス登録の現況

▶ IP情報流通プラットフォーム商品・サービス登録の現況

□ IP情報の商品登録(9個企業、21個商品)

商品名	商品区分	提供方式	提供企業
NPE Data	情報検索、リスク管理	Dataset	広開土研究所
特許取引 Data	技術取引	Dataset	
特許訴訟 Data	紛争・訴訟	Dataset	
特許別評価 Data	価値評価	Dataset	
標準特許 Data	情報検索	Dataset	
Patent Rank	価値評価、リスク管理、紛争・訴訟	Web	
マークサーチ (Mark Search)	情報検索(商標)	Package	マークプロ
PATSpider	特許分析、リスク管理、紛争・訴訟、技術取引	Web	アイピーアイ
IP経営分析システム (P- Brain)	特許分析	API	エニファイブ システム
IP統合管理システム (Smart IP)	特許管理	API	
商標統合管理 システム (Smart TM)	特許管理	API	
FOCUST	情報検索、特許分析、紛争・訴訟	Web	ウィズ ドメイン
PatenMagnet	情報検索、特許分析、特許管理	Web	
coMPASS	情報検索、特許分析	Web	
PatentFamilyTree	情報検索、特許分析、紛争・訴訟	Web	
FOCUST-Light	情報検索、価値評価、特許分析	Web	

WINTELIPS	情報検索、特許分析	Web	ウェブス
WIPS on	情報検索、特許分析	Web	
Transwiz 自動翻訳 API	翻訳	API	ソルトルックス
K2E-PATサービス	翻訳	Web	シリウスソフト
ez TRANS API	翻訳	API	シーエスエルアイ

7

特許顧客相談センター(1544-8080)

- ▶ 顧客相談センターの運営

m.kipi.or.kr/ipconsult

⇒ 単一化された請願相談窓口を通じてone-Stop請願サービスを提供します。

支援内容

➔ 電話相談および案内

- 出願、審査、登録、審判、国際出願(PCT、マドリッド)手順の案内。
- 特許技術情報検索サービスおよび海外特許情報の利用方法、公開公報・公告公報の確認およびダウンロード方法の案内。

➔ 電子出願支援(Expert System)および遠隔相談支援

- 「特許路」を利用した電子出願の過程で発生するエラーおよび疑問項目をリアルタイムで解決するために顧客と相談者がオンラインで共有し、1:1相談処理。
- はじめて出願する特許顧客がインターネットのWEBページおよび書式内容を相談者と共有して電子出願が完了するよう相談者が支援。

➔ モバイル相談サービス

- モバイルWEBとアプリ(App)およびツイッターを通じて時間と場所にとらわれずに相談事例および相談サービスを提供。

➔ 顧客権利保護のための事前案内(エンジェルコールサービス)

- 権利消滅防止のために相談員が顧客に電話し、関連手順および進行方法を案内。
- 公示送達/新規設定登録/年次登録料の納付および自動納付申請事実/手数料の還付/商標更新登録/設定登録料過納/審査請求期間満了/請求範囲猶予出願の対象相談問い合わせ

第6部 その他の支援制度およびイベント

利用手順

- ➔ 1544-8080(全国どこでも)、相談時間：9時~18時(祝日は除外)
- ➔ 特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr) → 顧客相談センター
- ➔ モバイルWEB：m.kipi.or.kr/ipconsult
- ➔ ツイッター相談：@ipconsult

問い合わせ

- ➔ 特許庁 情報顧客政策課 042-481-5128

< 遠隔相談申請画面 >

1:1遠隔相談とは、特許庁ご利用の際の出願人コード付与、電子出願ソフトウェアの設置、情報変更など電子出願全般に関するエラーを迅速かつ正確に解決するべくサポートするためのサービスで、諸願人と相談人がWEBを利用する画面共有サービスです。

1:1 원격상담이란 특허로 이용시 출원인코드부여, 전자출원소프트웨어 설치, 정보변경 등 전자출원 전반에 관한 오류를 신속·정확하게 해결하고자 지원하는 서비스로 민원인과 상담원간의 웹을 이용한 **화면 공유서비스**입니다.

원격상담신청은 遠隔相談の申請は

1. 특허로 접속시 고객의 전화번호 등록만으로 서비스 신청이 가능하며,
2. 대표전화-1544-8080 전화로 상담원을 통한 신청도 가능합니다.

1:1 遠隔相談申請

1:1 원격상담신청
1:1 遠隔相談申請

- 1:1원격상담 신청 버튼 클릭
- 신청인, 전화번호, 간편한 서비스 신청비율, 동의여부 등을 작성한 후 아래 신청버튼 클릭

申請受付および処理現況の照会

신청접수 및 처리현황조회

- 접수완료 여부 확인
- 상담신청 순서에 따라 담당자가 접수된 전화번호로 연락

1:1 遠隔相談開始

1:1 원격상담시작

- 전화연결 후 담당자가 접속 코드 부여 > 번호입력 > 접속
- 사용자의 PC접속을 원하시면 원격상담 수락버튼 클릭

※ 접수건수 및 처리내역에 따라 연락이 다소 지연될 수 있으니 이점 양해 부탁드립니다.
1:1원격상담서비스 이용시간：평일9시~18시 (점심시간：12시 ~ 13시)

〈特許顧客相談センターのモバイルアプリメニュー画面〉



8

標準特許ポータルサイト

- ▶ 標準特許に対する情報提供

www.epcenter.or.kr

⇒ 標準特許に対する統計、動向分析報告書、検索サービスを提供します。

支援対象

- ➔ 中小・中堅企業、産学研研究院など

サービス内容

- ➔ WEBサイトの構成

<p>事業紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許権標準特許創出支援事業 <ul style="list-style-type: none"> - R&D標準特許創出支援 - 国際標準案の特許戦略化 - 標準特許の後続管理事業 - 国家標準制定時の特許戦略支援 - 標準特許教育 	<p>標準特許DB</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準特許の統合検索 ・ 標準特許の統合 <ul style="list-style-type: none"> - 主要標準化機構 - 主な特許物 ・ 標準特許遂行機関プール ・ 標準特許専門家プール 	<p>標準特許オンライン教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動画教育課程 <ul style="list-style-type: none"> -01 標準特許の理論とその事例 -02 標準特許 深化 -03 標準特許 戦略 -04 標準特許と特許物 -05 特許プール結成および運営管理の成功例 ・ 標準特許の基礎資料 <ul style="list-style-type: none"> - 創意 - 重要性 - 標準特許ライセンスの条件 - 標準特許 確保戦略 - 標準特許の明細書作成方法 ・ 文書学習資料 	<p>事業紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外のニュース ・ 標準化機構の情報 ・ 主要標準化機構の会議情報
<p>資料室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準特許 専門情報 ・ 国家標準制定時の特許戦略 ・ 関係機関の事業情報 ・ 参考資料 	<p>お知らせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公示事項 ・ 報道資料 ・ よくある質問 	<p>センター紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立の背景および主な機能 ・ 組織および構成員 ・ アクセス 	

→ 提供情報

- 標準特許の統計および動向分析 報告書
- 標準特許の検索サービス
- 標準特許教育

利用手順

- 標準特許センターホームページ(www.epcenter.or.kr)を通じて無料利用。

問い合わせ

- 特許庁 標準特許半導体チーム 042-481-5429
- 標準特許センター 02-6915-6235

用語説明

- 標準特許とは？
- ISO、ITU、ETSIなどの標準化機構が制定した標準規格に含まれている特許。
 - 当該特許を侵害せずには、製品の製造・販売やサービスを提供することができない特許。
 - 標準技術を具現するために必ず実施されなければならない特許。
 - 国際標準が制定される前に出願されなければならない特許。



第6部 その他の支援制度およびイベント



Q & A

Q1) 一般特許と標準特許の差は何ですか?

A1) 一般特許と標準特許の差異点

区分	一般特許	標準特許
全体	侵害主張に多くの時間と費用が必要。 侵害範囲が狭い。 回避の可能性が高い。	侵害主張が非常に容易。 侵害範囲がとても広い。 回避の可能性が低い。 ※ 個別ライセンスの形をとっている場合には、一般特許の特性も含む。
明細書	一般的な明細書作成の例にしたがう。	標準文書に明示的に記載された内容以外の段階はできるだけ除く(文言的侵害発生を誘導)、特定標準にのみ適用される限定的な用語の使用を避け、中間事件(oa)の際に追加可能な構成要素を考慮。
出願戦略	特許出願 vs. ノウハウ保有、国外出願の可否および時点、管理費用を踏まえての統合出願などを考慮。	標準化プロセスを踏まえた段階別の対応、仮出願の積極活用、特許プールのロイヤリティー分配が特許件数に左右される点を踏まえた積極的な分割出願および海外出願を考慮。
特許マップ	先行技術調査および特許マップ作成の際に技術と市場動向が一部含まれる	特許調査の際に一般的な技術分類ではない標準の範囲によって検索キーワード

	<p>けでほとんど特許情報に依存して分析</p>	<p>ドが変わり、標準スペックおよび標準化ヒストリーを反映した標準化動向と標準化戦略なども考慮。</p>
特許評価	<p>技術性、市場性、事業性、権利性を評価して技術取引や特許担保貸出などに活用</p>	<p>標準スペックと特許の請求項を比較分析し、ライセンスおよび特許プール加入などに活用。 応用特許は排除され標準技術具現に必須の標準特許のみ価値がある。</p>
専門人力	<p>優秀な知識財産人力とは、技術、経営、特許に対する広い専門性を備えた人材のこと。</p>	<p>標準に対する理解必須。</p>

< 標準特許統合検索の例示画面 >

標準特許データベース
표준특허DB

- 표준특허통합검색
- 표준특허통계
- 표준특허수행기관별
- 표준특허전문가별

Home > 표준특허DB > 표준특허 통합검색 결과

표준특허 통합검색 標準特許 統合検索

모건체 1370개, 현재 1/ 전체 137페이지

CDMA 검색

[1370] CDMA/TDMA spread-spectrum communications system and method

표준화기구: ETSI GERAN	특허출 권리기관:
선언주체:	특허출:
출원번호: 08/271,142	공개구제:
공개번호:	출원일: 1994/05
등록번호: USRE035002	공개일:
관련표준: TS 45.001 Section 5 Version 4.5.0; TS 45.002 3	등록일: 1995/12/17

[1369] CDMA/TDMA spread-spectrum communications system and method

표준화기구: ETSI GERAN	특허출 권리기관:
선언주체:	특허출:
출원번호: 08/271,142	공개구제:
공개번호:	출원일: 1994/05
등록번호: USRE035002	공개일:
관련표준: 3GPP TS 45.001; 3GPP TS 45.002; 3GPP TS 45	등록일: 1995/12/17

[1368] CDMA/TDMA spread-spectrum communications system and method

표준화기구: ETSI UMTS	특허출 권리기관:
선언주체:	특허출:
출원번호: 08/271,142	공개구제:
공개번호:	출원일: 1994/05
등록번호: USRE035002	공개일:
관련표준:	등록일: 1995/12/17

9

知識財産権関連の租税支援

▶ 知識財産権関連の租税支援

⇒ 職務発明報償金、技術取得金額に対する税制メリットを支援します。

職務発明報償金の所得税非課税

- ➔ 対象： 発明振興法によって使用者から職務発明として受け取った報償金。
- ➔ 内容： 報償金に対する所得税の非課税

〈関連する法令〉

* 所得税法第12条(非課税所得) 次各号の所得に対しては所得税を課税しない。

5. その他の所得のうち、次の各目のいずれかに該当する所得。

ニ. 発明振興法第2条第2号による職務発明として受け取った次の報償金。

- 1) 従業員が発明振興法第15条によって使用者から得た報償金。
- 2) 大学の教職員が所属大学に設置された産業教育振興および産学研協力促進に関する法律による産学協力団から同法第32条によって得た報償金。

技術取得に支出した金額を所得控除

- ➔ 対象： 中小企業が特許権・技術秘法などを内国人から取得した金額。
- ➔ 内容： 取得金額の7%を当該課税年度の所得税・法人税から控除。

※ 取得技術

- ① 特許権
- ② 内国人が自ら研究・開発したものであって科学技術分野に属する技術秘法。(工業所有権、「海外建設促進法」による海外建設用役および「エンジニアリング産業振興法」によるエンジニアリング活動は除外)

- ③ 「技術の移転および事業化促進に関する法律」第2条第1号(特許、実用新案、デザインなど知識財産、知識財産が集積された資本財など)による技術で、韓国産業技術振興院および同法による技術取引機関を通じて取得したもの。

※ 2015. 12. 15まで取得した場合に限定、総所得税・法人税の10%を限度とし、大企業・中堅企業は除外。

〈関連する法令〉

* 租税特例制限法 第12条(技術取得金額に対する課税特例) ① 削除

- ② 中小企業が特許権、実用新案権、大統領令で定める技術秘法または大統領令で定める技術(以下、この条にて“特許権等”という)を設定登録、保有および研究・開発した内国人から2015年12月31日まで特許権等を取得(大統領令で定める特殊関係人から取得した場合を除く)した場合には、取得金額の100分の7に相当する金額を当該課税年度の所得税(事業所得に対する所得税のみ該当)または法人税から控除する。この場合、控除を受けることができる金額は当該課税年度の所得税または法人税の100分の10を限度とする。
- ③ 第2項の適用を受けようとする内国人は、大統領令で定めるところによって税額控除申立をしなければならない。

問い合わせ

➔ 特許庁 産業財産振興課 042-481-8626、5169、5373

第6部 その他の支援制度およびイベント



1. 発明の日イベント	319
2. 大韓民国知識財産大展	321
3. 大韓民国半導体設計大展	324
4. D2Bデザインフェア	327

1

発明の日イベント

▶ 発明功労者に対する授賞

⇒ 優秀発明家および発明功労者を褒賞することで発明家と科学技術人の士気を鼓吹し、汎国民的な発明ムード拡散を通じて知識財産強国を実現するためのイベントです。

褒賞内訳

- ⇒ 金塔産業勲章1点を含む産業勲章9点および産業褒章5点、大統領(今年の発明王を含む*)・国務総理表彰12点以下、産業通商資源部長官賞16点を含む79点を褒賞。
- * 今年の発明王(大統領表彰)：発明と科学技術開発を通じて国家産業の発展および競争力向上に大きく貢献した発明家1人を選定して授賞するもので、副賞として褒賞金3千万ウォンおよび「発明家の殿堂」への献額、トロフィー授与、海外優秀発明展示会への参観経費(2人)が支援される。

申請対象

- ⇒ 発明の日：分野別(発明家、発明功労者、団体など)に発明振興発展に明らかな功績をあげた者で、褒賞別に規定した功績期間*以上の経歴をもつ者。
- * 政府褒賞(国務総理表彰以上)および産業通商資源部長官賞対象者のみ該当
- ⇒ 今年の発明王：新技術研究開発業績および技術革新で国家産業発展に貢献し、発明界および科学技術系の模範となる者。

支援手順

- ⇒ 手順：褒賞申請受付(韓国発明振興会) → 褒賞推薦審査(1次審査、韓国発明振興会) → 欠格事由の照会 → 功績審査(2次審査、特許庁) → 当該部処賞勲担当室への賞状発給依頼 → 発明の日記念式授賞

第6部 その他の支援制度およびイベント

- ➔ 申請書類：褒賞申請書、功績調書、功績現況の要約書、権利化現況リスト
- ➔ 申請公告後から一ヶ月間、韓国発明振興会にて郵便およびオンライン受付

問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産振興課 042-481-5887
- ➔ 韓国発明振興会知識財産振興チーム 02-3459-2794

関連サイト

- ➔ 韓国発明振興会 www.kipa.org

用語説明

- ➔ 発明の日：1442年(世宗24年)に世宗大王が世界ではじめて測雨機をつくった日で、科学精神を高め発明意欲を鼓吹するために指定。

Q & A

Q1) 褒賞推薦申請はいつするのですか？

A1) 通常、1月中旬に新聞公告と政府部処、自治体および傘下機関、主な大学、研究機関への公文書発送を通じて1ヵ月間受付をはじめます。

Q2) 欠格事由とはどのようなことをいうのでしょうか？

A2) 政府褒賞および産業通商資源部長官褒賞の業務処理ガイドラインに基づき、申請者(団体)の犯罪履歴、産災率、公正取引違反の可否、賃金未払い履歴などが褒賞推薦対象から除外される事由です。

2

大韓民国知識財産大展

- ▶ 優秀発明品の授賞および販路開拓支援

⇒ 優秀発明品を授賞・展示して発明尊重文化を造成し、国際展示会との並行で優秀特許技術および製品の事業化と販路開拓を支援するイベントです。

褒賞内訳

- ➔ 大韓民国発明特許大展：大統領・国務総理賞および関連部長官賞を含む計96点に対する授賞および展示。
- ➔ 優秀商標権公募展：産業通商資源部長官賞1点、WIPO事務総長賞1点を含む計47点に対する授賞および展示。
- ➔ ソウル国際発明展：対象(グランプリ)、準大賞、金・銀・銅賞および各国家、機関別特別賞などに対する授賞および展示。

* 展示会期間中、展示技術および製品の技術移転と購買相談が行われる。

申請対象

- ➔ 大韓民国発明特許大展：内国人で特許、実用新案、デザイン出願または登録権者とその承継人の発明技術若しくは製品。
- ➔ 優秀商標権公募展：受付締切り日基準で、最近5年以内に特許庁に商標を新規登録(ただし、存続期間更新登録、指定商品の追加登録、商品分類転換登録は除外)した者または企業。
- ➔ ソウル国際発明展：国内外における特許、実用新案、デザイン出願または登録権者とその承継人の発明技術若しくは製品。

第6部 その他の支援制度およびイベント

受賞者特典

- ➔ 発明の日記念褒賞申請の際に発明特許大展に受賞した者は加点付与。
- ➔ 出願された特許技術が発明特許大展で受賞しても特許庁の特許審査登録決定の可否とは関係がない。
- ➔ 受賞者は、事業化支援事業申請の際に加点付与。
 - ・ 特許技術の初期商用化 加点2点
 - ・ 特許技術評価支援事業 加点2点
 - ・ 発明の日記念式加点(ただし、受賞内訳によって差等配点)
 - ・ 優先購買推薦、銀賞以上加点(ただし、製品が量産されている場合に限る)
- ➔ 受賞者のうち、希望する者(会社)に限り展示期間内に推進される購買相談会に参加。

支援手順

- ➔ 処理手順
 - ・ 大韓民国発明特許大展：申請受付(事業推進機関) → 推薦審査会議 → 総合審査会議 → 展示および授賞
 - ・ 優秀商標権公募展：申請受付(事業推進機関) → 推薦審査会議 → 総合審査会議 → 賞格決定
 - ・ ソウル国際発明展：申請受付(事業推進機関) → 展示 → 現場審査 → 授賞
- ➔ 申請書類
 - ・ 大韓民国発明特許大展：申請書、説明要約書、権利立証資料など
 - ・ 優秀商標権公募展：申請書、登録原簿、図面、商標写真など
 - ・ ソウル国際発明展：申請書、権利立証資料など
- ➔ 申請期間：8月初公告後、受付開始
 - * 発明特許大展、優秀商標権公募展：1ヶ月間受付(事前審査制)
 - ソウル国際発明展示会：2ヶ月間受付(現場審査制)

問い合わせ

- ➔ 特許庁 産業財産振興課 042-481-5887

関連サイト

→ 韓国発明振興会 www.kipa.org

注意事項

→ 大韓民国発明特許大展

- ・ 特許庁が主催する発明に関連するイベントで入賞した発明品は授賞対象から除外。
- ・ 登録(公告)された特許発明を原則とし、出願中の発明は銅賞以下に制限。
- ・ 出願中の発明品の同展示会受賞の可否と、今後、特許庁審査時の特許登録決定の可否とは関係がない。
- ・ 発明品の権利者が2人以上の場合、出品申請していない権利者の同意を得なければならない(委任状添付)。

→ ソウル国際発明展示会

- ・ 産業財産権のうちの商標権と、身分上、小中高の学生は申請対象から除外。

→ 優秀商標権公募展

- ・ 特許庁が主催・後援する発明に関連するイベントで入賞した商標は授賞対象から除外。
- ・ 発明品の権利者が2人以上の場合、出品申請していない権利者の同意を得なければならない(委任状添付)

Q & A

Q1) 大韓民国発明特許大展とソウル国際発明展示会の差は何でしょうか?

A1)

区分	発明展(発明特許大展)	ソウル展(ソウル国際発明展示会)
授賞	国内政府機関および後援機関賞の授賞 (最高：大統領賞)	金銀銅賞の授賞 (韓国発明振興会長名義) 国内外 特別賞
審査	事前審査および賞格決定	展示期間、展示場内にて現場現物審査
展示対象	国内特許技術を保有して申請した企業のうち、事前審査の結果選定された企業	国内外特許技術を保有する申請企業
授賞式	展示会初日に授賞式開催	展示会3日目の夜、授賞式開催

3

大韓民国半導体設計大展

- ▶ 半導体の設計技術および産業振興功労者への褒賞

www.kipo.go.kr/semicon-design

⇒ 優秀な半導体設計者と半導体設計産業振興に貢献した功労者を褒賞するために開催します。

支援対象

⇒ 半導体設計大展 自由テーマ公募展

- 申請資格：内国人で、半導体設計の研究または開発業務に従事する半導体設計に関連する企業・研究所・大学の個人またはチーム(3人以下)。
- 応募対象：公告日現在、政府授賞または同設計大展に受賞した事実がなく、設計結果物提出期限まで半導体設計が完成された作品。

⇒ 半導体設計大展 創意IP公募展

- 申請資格：内国人で、国内素材半導体設計分野の大学・大学院に在学中の大学生または大学院生の個人または2人のチーム。
- 応募対象：公告日現在、政府授賞の事実がなく、結果物の提出期限まで設計が完成された作品。

⇒ 半導体設計振興功労者褒賞

- 功 労 賞：半導体設計分野にて5年以上在職し、国内の半導体設計に関連する産業と技術を振興するのにあたって国民経済の発展に貢献した者。
- 特 別 賞：国内半導体設計分野の振興、人力養成および知識財産創出に貢献した企業または個人。

褒賞内訳

→ 半導体設計大展 自由テーマ公募展

区分		授賞数	賞金	備考
政府	大賞	1	1,000万ウォン	大統領賞
	金賞	1	700万ウォン	国務総理賞
	銀賞	2	各400万ウォン	産業通商資源部長官賞
	銅賞	3	各300万ウォン	特許庁長賞
民間	特別賞	1	200万ウォン	韓国半導体産業協会会長賞
		1	200万ウォン	韓国発明振興会長賞

→ 半導体設計大展 創意IP公募展

区分		授賞数	賞金	備考
大学生	金賞	1	200万ウォン	特許庁長賞
	銀賞	1	150万ウォン	
	銅賞	1	100万ウォン	
大学院生	金賞	1	200万ウォン	
	銀賞	1	150万ウォン	
	銅賞	1	100万ウォン	

→ 功労者褒賞

区分		褒賞数	賞金	備考
政府	功労賞	1	400万ウォン	特許庁長賞
民間	特別賞	1	200万ウォン	韓国半導体産業協会会長賞

当選作支援

- 技術革新型中小企業(INNOBIZ)指定評価時、加点付与
- 受賞作に対する技術取引および商業化支援
- マスコミによる受賞者と受賞作の広報

申請手順

➔ 申請期間

- 自由テーマ公募展参加申請 : 2014. 3. 3(月) ~ 2014. 4. 27(日)
 - ☞ 設計結果物説明書の提出期限 : 2014. 7. 27(日)
- 創意 IP 公募展参加申請 : 2014. 3. 3(月) ~ 2014. 4. 27(日)
 - ☞ 設計作品説明書の提出期限 : 2014. 7. 20(日)
- 功労者褒賞申請の受付 : 2014. 3. 3(月) ~ 2014. 7. 27(日)

➔ 申請方法

- 参加申請書または褒賞申請/推薦書を作成して特許庁ホームページ、郵便またはE-mailで申請
- 特許庁ホームページ : www.kipo.go.kr/semicon-design

➔ 授賞式の日時 : 2014年10月 (予定)

問い合わせ

- ➔ 特許庁 標準特許半導体チーム 042-481-8499 / semicon-ip@kipo.go.kr

4

D2Bデザインフェア

▶ D2Bデザインフェア

www.d2bfair.or.kr

⇒ 独創的なデザインを権利化して事業化することができる舞台を提供することで強いデザイン権を創出および活用可能な予備デザイナーを養成し、国内優秀中小企業に創意的デザインを供給する事業です。

参加対象

⇒ 満18歳以上の個人またはチームで出品可能

※ D2Bサマースクールは、1チームあたり2人まで参加(追加人数は教育費を納付)

注意事項

⇒ 出題企業と出品者間に雇用関係があったり出品作が出品者が所属する会社の業務領域に属したりする場合には、応募資格なし。

例) A家具会社の職員が家具を出品(ただし、Aが許可した場合は応募資格を認定)

イベント内容

⇒ 主催：特許庁、韓国貿易協会

⇒ 主管：韓国産業デザイナー協会(KAID)

⇒ 後援：韓国発明振興会、韓国デザイン振興院

⇒ 参加企業：現在、合計23企業(ゴースデザイン、グリーンチャイルド、デザインダダオソーシエイツ、デザインモール、モノリスプラン、ミュー、ボコスエステシア、ビーケイワールド、シンジモル、アートハウス、アイジェルクリエイティブ、エコストーン、チャ病院グループチャバイオF&C、コスチック、

www.kipo.go.kr_327

第6部 その他の支援制度およびイベント

クラウン製菓、クリームボックス、トリビー、プリズム、ハンサンモシRIS事業団、ヘンナム磁器、LG電子、MAAD STUDIO、WIPS),

➔ 授賞内訳

賞格		個数	賞金
大賞	産業通商資源部*	1点	500万ウォン
金賞	特許庁、韓国貿易協会 WIPO事務総長	3점	300万ウォン
特別賞	知識財産ナムム特別賞	1点	100万ウォン
銀賞	後援機関(韓国発明振興会、韓国デザイン振興院、韓国産業デザイナー協会)	9点	100万ウォン
	各出題企業	約25点	100万ウォン
銅賞	主管機関	20点	-
入選		約80点	
総賞金		5,500万ウォン	
功労賞**(特許庁長賞)		2名	300万ウォン

* 大賞賞状は、1チームあたり1枚のみ提供。

** 多出品指導教授の2年連続受賞は不可。

- 受賞から除外(取消し)される場合。
 - 本人の創作ではない又は類似と認められる場合、および他公募展の入賞作
 - 出品者の身元が変わる標識がある場合
 - 出品者と創作者(デザイン登録出願の記載事項)が異なる場合。
 - 「創作者」欄に出品者以外の人が追加される場合には、不正出品作としてみなす。
 - 共同出品の際、「創作者」欄に一部出品者が漏れた場合には、漏れた出品者は受賞から除外。
 - 銅賞以上の受賞作のうち、最終発表日までデザイン登録決定を受けられない場合。
 - ただし、登録のために意見提出通知書에 최대한 성실하게対応の場合には、受賞
 - 実名で受賞事実が報道されることを避ける場合。
 - 自由出品部門の出品者本人が所属する会社とライセンス契約する場合。

支援内容(受賞者特典)

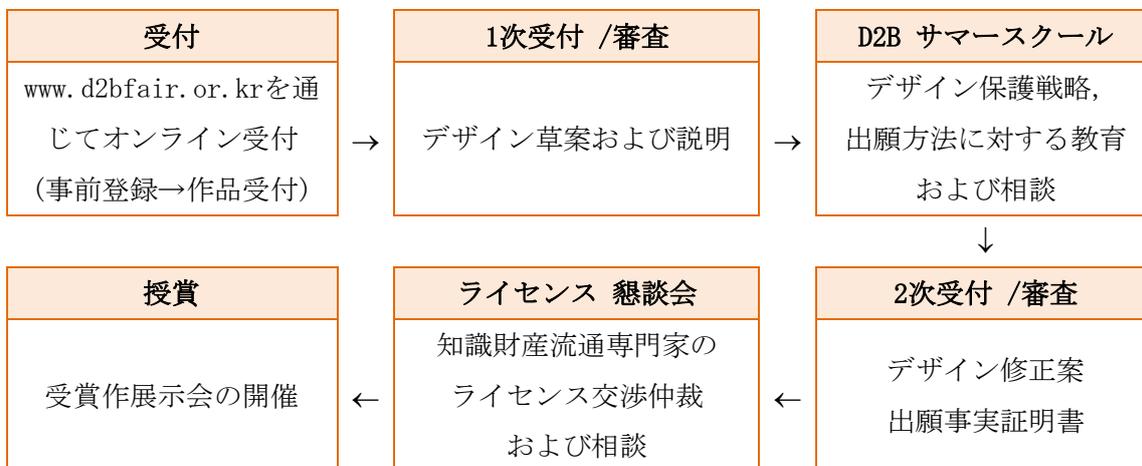
- ➔ 知識財産教育(「D2Bサマースクール」)を提供。(1次合格者)
 - 日時および場所 : 7月8日~11日、場所未定
 - 内容 : デザインなど知識財産制度および出願要領教育
 - 参加費 : 5万ウォン(交通・宿泊および食事・教育費40万ウォンのうち35万ウォンを支援)
 - 教育修了証を授与
 - * 欠席者のためのデザイン権利保護特別講義 : 7月5日(土)、韓国発明振興会
- ➔ 量産およびそれによるロイヤリティーの支給
 - (参加企業物品デザイン) 参加企業が受賞作を生産する場合、契約によって適正なロイヤリティーを支給。
 - (自由出品デザイン) 国内外展示会にデザインを出品して企業に紹介するなど専門企業を通じて商品化した後、適正なロイヤリティーを支給。
 - * 出品者は商品化を望む場合、関連企業の要請に積極的に対応しなければならない。
 - ** 詳しい内容は契約によって決定するものとし、知識財産流通専門家との相談、交渉仲裁および契約書作成を支援。
- ➔ 参加企業と専門家のメンタリング
 - 事業化が可能となるよう生産性・商品性に対するメンタリング実施。
 - * メンタリングは、企業を訪問するかサマースクールにおいて実施するものとし、品目と参加企業の状況によって回数および内容などを決定。

申請手順

- ➔ 応募方法 : オンライン受付
 - D2B Fair ホームページ(www.d2bfair.or.kr)を通じてオンライン受付
- ➔ 手順 : ①事前登録した後、②作品受付
- ➔ 方法 : 大会ホームページにて様式作成および提出物をアップロード(規格遵守)
 - 提出物 : 1次(デザイン草案および説明)、2次(デザイン修正案、出願事実証明書)

第6部 その他の支援制度およびイベント

→ 処理手順



問い合わせ

→ 特許庁 産業財産人力課 042-481-5930

→ D2B Fair 事務局 02-928-0582 / d2b@d2bfair.or.kr

用語説明

- D2B : Design to Businessで、デザインをビジネスにつなげて創出されたデザインを権利化し事業化すること。

Q & A

Q1) 公募展を通じて発生した権利はどこに帰属するのですか？

A1) 出品したデザインは、出品者がD2Bサマースクールで弁理士の知財権教育を受けた後、デザイン登録出願して権利を獲得することになり、かつ企業との契約を通じて量産によるロイヤリティーの支給を受けます。

Q2) デザインが必要な中小企業として公募展に参加できる方法がありますか？

A2) D2B Fair ホームページ(www. d2bfair. or. kr)または主管エージェント(02-928-0582)に連絡するか、特許庁産業財産人力課(042-481-5930)に要請してください。

優秀支援事例

スマートフォン パウチ (2011年 大賞)	食器セット (2012年 大賞)	水はけの良いスリッパ (2013年 大賞)
		
シンジモルから事業化	ヘンナム磁器から事業化	ゴースデザインから事業化



付 録

1. 特許庁および支援機関連絡先 • 335
2. 地域知識財産センターの現況 • 338
3. 海外知識財産センター(IP-DESK)の現況 • 340
4. 世界の特許庁インターネットアドレス • 341
5. 海外の特許検索サイト • 343
6. 国内知識財産権関連機関のインターネットアドレス • 345

1. 特許庁および支援機関の連絡先

1-1. 特許庁

☎1544-8080 www.kipo.go.kr

部署名	電話
産業財産政策局	
産業財産政策課	042) 481-5052, 5177
産業財産振興課	5172, 5169, 5887
産業財産人力課	5229, 3572
地域産業財産課	8663, 8452
産業財産保護協力局	
産業財産保護政策課	5184, 5925, 8423
産業財産保護支援課	5214, 8210
情報顧客支援局	
情報顧客政策課	5195, 5128
情報管理課	5123
情報活用チーム	5145
国際出願課	5198
出願課	5414
登録課	5241
商標デザイン審査局	
商標審査政策課	5342
デザイン審査政策課	5359
特許審査企画局	
特許審査企画課	5658
特許審査制度課	8413
標準特許半導体チーム	5659
特許審判院	
審判政策課	8426
国際知識財産研修院	
教育企画課	042) 601-4312
知識財産教育課	4347

付録

1-2. 韓国発明振興会

☎02-3459-2800 www.kipa.org

部署	電話
地域知識財産チーム	02-3459-2821, 2831
知識財産振興チーム	02-3459-2845, 2846, 2824
事業化支援チーム	02-3459-2932, 2944, 2938, 2936
知識財産評価取引センター	02-3459-2892, 2876
知識財産人力養成チーム	02-3459-2806
教育企画チーム	02-3459-2765

1-3. 韓国知識財産保護協会

☎02-2183-5800 www.kipra.or.kr

部署	電話
研究基盤チーム	02-2183-5824
予防戦略チーム	02-2183-5883
紛争支援チーム	02-2183-5875
海外支援チーム	02-2183-5891
公益弁理士特許相談センター	02-6006-4300

1-4. その他機関

機関および部署	電話
韓国知識財産戦略院	☎ 02-3287-4250 www.kipsi.re.kr
企業協力チーム	02-3287-4319, 4221, 4254, 4226, 4250
韓国特許情報院	☎ 02-6915-1400 www.kipi.or.kr
営業秘密保護センター	1666-0521
検索サービスチーム	042-483-4710
標準特許センター	02-6915-6235
特許文書電子化センター	02-569-6051~3, 6056
韓国女性発明協会(事務局)	☎ 02-538-2710 www.inventor.or.kr
大韓貿易投資振興公社(KOTRA)	☎ 1600-7119 www.kotra.or.kr
海外投資支援団	02-3460-7363, 7358
技術保証基金	☎ 1544-1120 www.kibo.or.kr
中央技術評価院	032-830-5770
KDB産業銀行	☎ 1588-1500 www.kdb.co.kr
韓国ベンチャー投資(株)	☎ 02-2156-2000 www.k-vic.co.kr
信用保証基金	☎ 1588-6565 www.kodit.co.kr
韓国知識財産研究院	☎ 02-2189-2600 www.kiip.re.kr

2. 地域知識財産センターの現況

☎代表番号 1661-1900

センター名 (運営機関)	住所	電話
ソウル知識財産センター (ソウル産業通商振興院)	ソウル市麻布区上岩洞宅地開発地区 E3-2 DMC産学協力センター 1F	02-380-3633
京畿知識財産センター (京畿テクノパーク)	京畿道安山市常緑区四三洞1271-11番地	031-500-3043
京畿北部知識財産センター (京畿北部商工会議所)	京畿道議政府市新谷洞801-1 京畿北部商工会議所 5F	031-853-7431
仁川知識財産センター (仁川商工会議所)	仁川広域市南洞区論峴洞447番地 29B-1L	032-810-2882
江原知識財産センター (江原道産業経済振興院)	江原道原州市牛山洞405-29番地	033-749-3327
忠南知識財産センター (忠南北部商工会議所)	忠清南道天安市西北区佛堂洞492-3番地	041-558-5706
大田知識財産センター (大田テクノパーク)	大田広域市儒城区塔立洞694番地	042-930-8420
忠北知識財産センター (清州商工会議所)	忠清北道清州市上黨区北門路2街 116-84 番地	043-229-2733
釜山知識財産センター (釜山テクノパーク)	釜山広域市江西区智士洞1277番地 釜山TP科学技術振興交流センター 5F 企業支援団知識財産チーム	051-974-9076
蔚山知識財産センター (蔚山商工会議所)	蔚山広域市南区ドッチル(돋길)路97番地	052-228-3087
大邱知識財産センター (大邱商工会議所)	大邱市東区新川三洞107番地	053-242-8079
慶北知識財産センター (浦項商工会議所)	慶尚北道浦項市南区上島洞10-2番地	054-274-5533
慶南知識財産センター (昌原商工会議所)	慶尚南道昌原市義昌区中央路98	055-210-3085
全南知識財産センター (木浦商工会議所)	全羅南道務安郡三郷邑五龍3路2 全南中小企業総合支援センター 4F	070-4421-6846

センター名 (運営機関)	住所	電話
光州知識財産センター (韓国発明振興会光州支会)	光州市光山区道泉洞621-15 河南3次公団 中小企業振興センター 2F	062-954-3841
全北知識財産センター (韓国発明振興会全北支部)	全羅北道全州市徳津区盤龍路 110-5 (全北テクノパーク本部洞5F)	063-252-9301
済州知識財産センター (済州商工会議所)	済州道済州市道南洞574-1	064-755-2554
水原知識財産センター (水原商工会議所)	京畿道水原市長安区亭子2洞80-17番地	031-244-8321
富川知識財産センター (富川産業振興財団)	京畿道富川市遠美区若大洞193番地 富川テクノパーク401棟1503号	070-7094-5483
春川知識財産センター (韓国発明振興会江原支会)	江原道春川市退溪洞1076 ICTビル201号	033-264-6580
太白知識財産センター (太白商工会議所)	江原道太白市黄池洞264-6	033-552-4779
江陵知識財産センター (江陵商工会議所)	江原道江陵市校二洞349-2番地	033-643-4411
瑞山知識財産センター (瑞山商工会議所)	忠清南道瑞山市邑内洞114-1	041-663-0041
忠州知識財産センター (忠州商工会議所)	忠清北道忠州市金陵洞693番地 商議会館 1F	043-843-7005
釜山南部知識財産センター (韓国発明振興会釜山支会)	釜山広域市釜山鎮区伽倻1洞50-4 セマウル会館 6F	051-645-9683
安東知識財産センター (安東商工会議所)	慶尚北道安東市雲興洞300-6	054-859-3093
亀尾知識財産センター (亀尾商工会議所)	慶尚北道亀尾市松亭洞454番地	054-454-6613
晋州知識財産センター (晋州商工会議所)	慶尚南道晋州市上大二洞314-3番地	055-762-9411
順天知識財産センター (順天商工会議所)	全羅南道順天市長泉洞58-2番地	061-741-5411
群山知識財産センター (韓国発明振興会全北支部)	全羅北道群山市箕筭島洞515-1	063-471-1284

3. 海外知識財産センター(IP-DESK)の現況

• 海外 IP-DESK 連絡先

国家		連絡先
中国	北京	TEL : +86-10-6410-6162(ext33) FAX : +86-10-6505-2310 E-mail : doNbros@kotra.or.kr
	上海	TEL : +86-21-5108-8771(ext107) FAX : +86-21-6278-3723 E-mail : joonkyu1905@kotra.or.kr
	青島	TEL : +86-532-8388-7931(ext4) FAX : +86-532-8388-7935 E-mail : jaehee@kotra.or.kr
	広州	TEL : +86-20-2208-1604(ext1004) FAX : +86-20-2208-1636 E-mail : koree@kotra.or.kr
	瀋陽	TEL : +86-157-1231-5266 FAX : +86-24-8641-4005 E-mail : jelee@kipra.or.kr
ベトナム	ホーチミン	TEL : +84-8-3822-3944 FAX : +84-8-3822-3941 E-mail : sukkhong@kotra.or.kr
タイ	バンコック	TEL : +66-2-204-2503 FAX : +66-2-204-2504 E-mail : pylee@kipra.or.kr
アメリカ	LA	TEL : +1-323-954-9500(ext106) FAX : +1-323-954-1707 E-mail : ykimkotra@gmail.com
	ニューヨーク	TEL : +1-212-826-0900 FAX : +1-212-888-4930 E-mail : 713324@kotra.or.kr

4. 世界の特許庁インターネットアドレス

国家	住所
ギリシャ	http://www.obi.gr
南アフリカ共和国	http://www.cipc.co.za
ニュージーランド	http://www.iponz.govt.nz
ニュージーランド(copyright)	http://www.med.govt.nz
デンマーク	http://www.dkpto.dk
台湾	http://twp.apipa.org.tw
ドイツ	http://www.deutsches-patentamt.de
ロシア	http://www1.fips.ru
ルーマニア	http://www.osim.ro
マレーシア	http://www.myipo.gov.my
モナコ	http://en.gouv.mc
モロッコ	http://www.bmdav.org
モンゴル	http://www.ipom.mn
アメリカ	http://www.uspto.gov
ベルギー	http://www.boip.int/en
ブラジル	http://www.inpi.gov.br
スウェーデン	http://www.prv.se
スペイン	http://www.oepm.es
スイス	http://www.ige.ch
シンガポール	http://www.ipos.gov.sg
湾岸協力理事会(GCC)	http://www.gcc-sg.org
アイルランド	http://ie.espacenet.com

付 録

国家	住所
イギリス	http://www.ipo.gov.uk
ユーラシア	http://www.eapo.org
イタリア	http://www.uibm.gov.it
イタリア(copyright)	http://www.librari.beniculturali.it
インド	http://copyright.gov.in
日本	http://www.jpo.go.jp
中国	http://www.sipo.gov.cn
チェコ	http://www.upv.cz
カナダ	http://opic.gc.ca
トルコ	http://www.turkpatent.gov.tr
チュニジア	http://www.inorpi.ind.tn
ポーランド	http://www.uprp.pl
ポルトガル	http://www.marcaspatentes.pt
フランス	http://www.inpi.fr
フィンランド	http://www.prh.fi
フィリピン	http://www.ipophil.gov.ph
ハンガリー	http://www.hpo.hu
オーストラリア	http://www.ipaustralia.gov.au
香港	http://www.ipd.gov.hk/
ヨーロッパ商標庁(OHIM)	http://oami.europa.eu
ヨーロッパ商標庁(OHIM)韓国語サービス	http://www.registerbrandeurope.kr
EPO	http://www.epo.org
WIPO	http://www.wipo.int

5. 海外の特許検索サイト

機関(国家)	検索区分	住所
世界知識財産 権機構(WIPO)	国際特許検索	http://patentscope.wipo.int/search/en/search.jsf
	国際商標検索	http://www.wipo.int/romarin
	デザイン検索	http://www.wipo.int/ipdl/en/search/hague/search-struct.jsp
アメリカ (USPTO)	特許検索	http://patft.uspto.gov/
	商標検索	http://www.uspto.gov/trademarks/index.jsp
ヨーロッパ (EPO)	特許検索	http://worldwide.espacenet.com/?locale=en_EP
日本(IPDL)	特許検索	http://www4.ipdl.inpit.go.jp/Tokujitu/tjsogodben.ipdl?N0000=115
	商標検索	http://www3.ipdl.inpit.go.jp/cgi-bin/ET/ep_main.cgi?1376468850500
	デザイン検索	http://www4.ipdl.inpit.go.jp/Isyou/dgde_top.ipdl?N0000=3100
ヨーロッパ 商標庁 (OHIM)	商標検索	https://www.tmdn.org/tmview/welcome
	デザイン検索	https://oami.europa.eu/ohimportal/en/
オーストラリア(AU)	特許検索	http://pericles.ipaustralia.gov.au/ols/auspat/
	商標検索	http://pericles.ipaustralia.gov.au/atmoss/falcon.application_start
	デザイン検索	http://pericles.ipaustralia.gov.au/adds2/adds.adds_simple_search.paint_simple_search
カナダ(CA)	特許検索	http://brevets-patents.ic.gc.ca/opic-cipo/cpd/eng/introduction.html
	商標検索	http://www.ic.gc.ca/app/opic-cipo/trdmrks/srch/tmSrch.do?lang=eng
	デザイン検索	http://strategis.ic.gc.ca/app/cipo/id/displaySearch.do?language=eng
イギリス(GB)	特許検索	http://www.ipo.gov.uk/types/patent/p-os/p-find/p-

		ipsum.htm
	商標検索	http://www.ipo.gov.uk/types/tm/t-os/t-find/tmcase.htm
	デザイン検索	http://www.ipo.gov.uk/types/design/d-os/d-find/d-find-number.htm

付 録

機関(国家)	検索区分	住所
香港	特許検索	http://ipsearch.ipd.gov.hk/patent/main.jsp?LANG=en
	商標検索	http://ipsearch.ipd.gov.hk/trademark/jsp/main.jsp
中国(CN)	特許検索	http://59.151.93.237/sipo_EN/search/tabSearch.do?method=init
ドイツ(DE)	特許検索	https://register.dpma.de/DPMAregister/pat/uebersicht
	商標検索	https://register.dpma.de/DPMAregister/marke/uebersicht
	デザイン検索	https://register.dpma.de/DPMAregister/gsm/uebersicht
フィリピン	特許検索	http://onlineservices.ipophil.gov.ph/ipophilsearch/patents.aspx
	商標検索	http://onlineservices.ipophil.gov.ph/ipophilsearch/
ニュージーランド	特許検索	http://www.iponz.govt.nz/app/Extra/Default.aspx?sid=635296415025624841
	商標検索	http://www.iponz.govt.nz/app/Extra/Default.aspx?sid=635296414944036841
	デザイン検索	http://www.iponz.govt.nz/app/Extra/Default.aspx?sid=635296414856832841
ロシア(RU)	特許検索	http://www.rupto.ru/rupto/portal/96bb3146-3081-11e1-351c-9c8e9921fb2c?lang=en
	商標検索	http://www.rupto.ru/rupto/portal/96bb3146-3081-11e1-351c-9c8e9921fb2c?lang=en
	デザイン検索	http://www.rupto.ru/rupto/portal/96bb3146-3081-11e1-351c-9c8e9921fb2c?lang=en
デンマーク	特許検索	http://onlineweb.dkpto.dk/pvsonline/Patent
	商標検索	http://onlineweb.dkpto.dk/pvsonline/Varemaerke
	デザイン検索	http://onlineweb.dkpto.dk/pvsonline/Design
Thomson Reuters	MicroPatent	http://www.micropat.com/static/index.htm
Questel	QPAT	http://www.qpat.com/

6. 国内知識財産権関連機関のインターネットアドレス

機関	住所
特許庁	http://www.kipo.go.kr
韓国発明振興会	http://www.kipa.org
韓国知識財産サービス協会	http://www.kaips.or.kr
知識財産権紛争対応センター	http://www.ip-navi.or.kr
営業秘密保護センター	http://www.tradesecret.or.kr
韓国知識財産保護協会	http://www.kipra.or.kr
公益弁理士特許相談センター	http://www.pcc.or.kr
標準特許センター	http://www.epcenter.or.kr
韓国特許情報院	http://www.kipi.or.kr
韓国女性発明協会	http://www.inventor.or.kr
特許情報検索サービス	http://www.kipris.or.kr
特許情報WEBサービス	http://plus.kipris.or.kr
知識財産能力試験	http://www.ipat.or.kr
職務発明制度	http://employeeinvention.net
デザインマップ	http://www.designmap.or.kr
IP Market (知識財産取引情報センター)	http://www.ipmarket.or.kr
地域知識財産センター	http://www.ripcc.org
D2Bデザインフェア	http://www.d2bfair.or.kr
IPキャンパス	http://www.ipcampus.kr
国家知識財産教育ポータル	http://www.ipacademy.net
韓国半導体産業協会	http://www.ksia.or.kr
半導体設計財産流通センター	http://www.kipex.or.kr
半導体設計財産活用拡散支援センター	http://www.core-a.net
韓国知識財産研究院	http://www.kiip.re.kr
韓国知識財産戦略院	http://www.kipsi.re.kr

知識財産競争力強化のための 中小・中堅企業支援施策

- 発行日：2014年 4月
- 発行処：特許庁産業財産政策課
大田市西区庁舎路189
政府大田庁舎
- 電話：042) 481-5177
- FAX：042) 472-3464

www.kipo.go.kr

ISBN : 978-89-6199-733-1 13500